

決算特別委員会等記録

平成26年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成27年10月7日

至 平成27年10月28日

沖縄県議会

決算特別委員会等記録

平成26年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成27年10月7日
至 平成27年10月28日

沖縄県議会

目 次

平成27年第7回沖縄県議会(定例会)

第1号(10月7日)	1
1 委員長の互選	3
2 副委員長の互選	3
3 乙第18号議案及び乙第19号議案、認定第1号から認定第23号まで(一般会計・特別会計決算及び企業会計決算)について	3
4 決算特別委員会運営要領について	3
5 理事の選任について	3

平成27年第7回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査

第1号(10月19日)	14
1 平成26年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	15
2 平成26年度沖縄県一般会計及び特別会計決算審査の概要説明	16
3 平成26年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明	17
4 平成26年度沖縄県病院事業会計決算審査の概要説明	19
5 平成26年度沖縄県公営企業会計決算の概要説明、平成26年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計未処分利益剰余金についての概要説明	20
6 平成26年度沖縄県公営企業会計決算審査の概要説明	23
7 平成26年度沖縄県一般会計及び特別会計決算に対する質疑	23
照屋守之君	24
具志堅透君	26
翁長政俊君	27
仲村未央さん	29
仲宗根悟君	32
山内末子さん	33
吉田勝廣君	35
西銘純恵さん	38
當間盛夫君	41
比嘉京子さん	42

総務企画委員会第1号(10月20日)	46
--------------------	----

1 平成26年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	46
知事公室	46
総務部	47
公安委員会	49
2 平成26年度決算に対する質疑	50
花城大輔君	51
翁長政俊君	52
照屋大河君	56
高嶺善伸君	58
玉城義和君	61
吉田勝廣君	64
當間盛夫君	67
大城一馬君	70
比嘉瑞己君	72

経済労働委員会第1号(10月20日)

1 平成26年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	77
農林水産部	77
労働委員会事務局	79
2 平成26年度決算に対する質疑	79
砂川利勝君	80
座喜味一幸君	83
新垣哲司君	87
崎山嗣幸君	89
仲村未央さん	91
玉城満君	94
瑞慶覧功君	95
玉城ノブ子さん	100
儀間光秀君	103
具志堅徹君	105

文教厚生委員会第1号(10月20日)

1 平成26年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明	110
子ども生活福祉部	110
教育委員会	112
2 平成26年度決算に対する質疑	113
又吉清義君	113
島袋大君	116
照屋守之君	120
狩俣信子さん	123

新田 宜明君	126
赤嶺 昇君	129
糸洲 朝則君	134
西銘 純恵さん	137
比嘉 京子さん	142
嶺井 光君	144

土木環境委員会第1号（10月20日） ……148

1 平成26年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	148
土木建築部	148
2 平成26年度決算に対する質疑	150
具志堅 透君	150
中川 京貴君	153
仲宗根 悟君	157
新里 米吉君	159
奥平 一夫君	163
金城 勉君	165
前島 明男君	169
嘉陽 宗儀君	170
新垣 安弘君	173

総務企画委員会第2号（10月21日） ……178

1 平成26年度沖縄県一般会計決算の概 要説明	178
企画部	178
出納事務局	179
監査委員事務局	180
人事委員会事務局	180
議会事務局	180
2 平成26年度決算に対する質疑	181
照屋 大河君	181
高嶺 善伸君	183
玉城 義和君	187
吉田 勝廣君	190
當間 盛夫君	195
大城 一馬君	197
比嘉 瑞己君	199
花城 大輔君	201
翁長 政俊君	203
3 決算調査報告書記載内容等について	207

経済労働委員会第2号（10月21日） ……210

1 平成26年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	210
商工労働部	210

文化観光スポーツ部	212
2 平成26年度決算に対する質疑	213
崎山 嗣幸君	213
仲村 未央さん	216
玉城 満君	220
瑞慶覧 功君	222
儀間 光秀君	226
具志堅 徹君	228
砂川 利勝君	229
座喜味 一幸君	233
新垣 哲司君	237
3 決算調査報告書記載内容等について	238

文教厚生委員会第2号（10月21日） ……241

1 平成26年度沖縄県一般会計及び企業 会計決算の概要説明	241
保健医療部	241
病院事業局	242
2 平成26年度決算に対する質疑	244
狩俣 信子さん	244
新田 宜明君	249
赤嶺 昇君	250
糸洲 朝則君	254
西銘 純恵さん	257
比嘉 京子さん	262
呉屋 宏君	265
又吉 清義君	268
島袋 大君	271
照屋 守之君	273
3 決算調査報告書記載内容等について	277

土木環境委員会第2号（10月21日） ……280

1 平成26年度沖縄県一般会計及び企業 会計決算の概要説明、平成26年度沖 縄県水道事業会計及び工業用水道事 業会計未処分利益剰余金についての 概要説明	280
環境部	280
企業局	281
2 平成26年度決算に対する質疑	284
新里 米吉君	284
仲宗根 悟君	286
新垣 清涼君	288
奥平 一夫君	290
金城 勉君	294
前島 明男君	297

嘉陽宗儀君	299
新垣安弘君	301
具志堅透君	305
中川京貴君	308
3 決算調査報告書記載内容等について	312
第2号(10月27日)	315
1 常任委員長に対する質疑	315
具志堅透君	315
島袋大君	318
照屋守之君	320
翁長政俊君	333
2 「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等について	336
3 知事の委員会出席を求める動議	336
4 知事の委員会出席を求める動議に対 する意見、討論	336
具志堅透君	336
翁長政俊君	337
5 動議の採決	337
6 理事会案の採決	337
第3号(10月28日)	340
1 平成26年度決算に対する総括質疑	341
委員長による代表質疑	341
照屋守之君	342
仲村未央さん	344
比嘉瑞己君	345
2 平成27年第7回議会乙第18号議案及 び同乙第19号議案の採決	346
3 平成27年第7回議会認定第1号に対 する意見、討論	346
照屋守之君	346
4 平成27年第7回議会認定第1号の採 決	347
5 平成27年第7回議会認定第2号から 同認定第23号までの採決	347
6 平成27年第7回議会認定第1号に対 する附帯決議の採決	348
7 要調査事項	349
8 決算特別委員会議案処理一覧表	350
9 決算特別委員会決算処理一覧表	351
10 平成27年第7回議会認定第1号に対 する附帯決議	353
巻末資料(各常任委員長からの決算調査報 告書)	355

平成27年10月7日

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会） **決算特別委員会記録**

（第1号）

平成27年第7回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成27年10月7日（水曜日）
午後7時49分開会
第7委員会室

委員の選任

平成27年10月7日、本委員会は議長の指名で次のとおり選任された。

具志堅	透君	島袋	大君
照屋	守之君	新垣	良俊君
翁長	政俊君	仲村	未央さん
仲宗根	悟君	新里	米吉君
玉城	満君	山内	末子さん
奥平	一夫君	吉田	勝廣君
前島	明男君	西銘	純恵さん
當間	盛夫君	比嘉	京子さん
比嘉	瑞己君		

委員長、副委員長の互選

平成27年10月7日、指名推選により新里米吉君が委員長に、吉田勝廣君が副委員長に選任された。

理事の選任

平成27年10月7日、理事に山内末子さん、當間盛夫君及び比嘉瑞己君が選任された。

出席委員

委員長	新里	米吉君		
委員	具志堅	透君	照屋	守之君
	新垣	良俊君	仲村	未央さん
	仲宗根	悟君	玉城	満君
	山内	末子さん	奥平	一夫君
	前島	明男君	西銘	純恵さん
	當間	盛夫君	比嘉	京子さん
	比嘉	瑞己君		

欠席委員

吉田	勝廣君
島袋	大君
翁長	政俊君

本委員会に付託された事件

（10月7日付託）

- 1 乙第18号議案 平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第19号議案 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 4 認定第2号 平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 5 認定第3号 平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 6 認定第4号 平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第5号 平成26年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 認定第6号 平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第7号 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 認定第8号 平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 認定第9号 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第10号 平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第11号 平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第12号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第13号 平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第14号 平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 17 認定第15号 平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第16号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第17号 平成26年度沖縄県中城湾港マリ

- ン・タウン特別会計決算の認定について
- 20 認定第18号 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 - 21 認定第19号 平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 - 22 認定第20号 平成26年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
 - 23 認定第21号 平成26年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 - 24 認定第22号 平成26年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 - 25 認定第23号 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

- 17 認定第13号 平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 18 認定第14号 平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 19 認定第15号 平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 20 認定第16号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第17号 平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 22 認定第18号 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 23 認定第19号 平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第20号 平成26年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 25 認定第21号 平成26年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 26 認定第22号 平成26年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第23号 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 28 閉会中継続審査について
- 29 決算特別委員会運営要領について
- 30 理事の選任について

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第18号議案 平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 乙第19号議案 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 6 認定第2号 平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第3号 平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 8 認定第4号 平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第5号 平成26年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 10 認定第6号 平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 11 認定第7号 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 12 認定第8号 平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 13 認定第9号 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第10号 平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第11号 平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 16 認定第12号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

○上原毅議会事務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長が互選されるまでの間、沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

出席委員中、前島明男委員が年長者でございますので、この際、沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定により、前島明男委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

前島明男委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

（前島明男委員、委員長席に着席）

○前島明男年長委員 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

沖縄県議会委員会条例第7条第2項の規定によ

り、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長の互選方法について協議)

○前島明男年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選の方法によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、新里米吉委員を委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前島明男年長委員 御異議なしと認めます。

よって、新里米吉委員が委員長に互選されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○新里米吉委員長 再開いたします。

皆さんの御推薦で委員長に就任することになりました新里米吉です。委員会がスムーズに運営できるよう努力する決意ですので、皆さんの御協力をお願いし、就任の挨拶といたします。

○新里米吉委員長 これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長の互選方法について協議)

○新里米吉委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、指名推選の方法によるとの御意見がありますので、指名推選の方法によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、吉田勝廣委員を副委員長に指名いたしま

す。

なお、吉田勝廣委員は本日、欠席しておりますが、副委員長の互選については内諾をいただいております。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、吉田勝廣委員が副委員長に互選されました。

以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議題の取り扱いについて協議)

○新里米吉委員長 再開いたします。

乙第18号議案及び乙第19号議案の議決議案2件、認定第1号から認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算23件については、閉会中に審査することとし、議長に対して閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○新里米吉委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、運営要領の取り扱いについて協議)

○新里米吉委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○新里米吉委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○新里米吉委員長 再開いたします。

これより理事3人の選任についてお諮りいたします。

理事に、山内末子委員、比嘉瑞己委員、當間盛夫委員の3人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく各常任委員長への調査依頼書等の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新里米吉委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、10月19日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後8時7分散会

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成27年9月11日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、決算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

2 審査日程

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、別添様式1により各常任委員長に調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、調査終了後に別添様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を提出するものとする。

4 説明員

決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長とし、審査意見の概要説明は代表監査委員とする。

5 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

6 調査報告書に対する質疑

- (1) 委員長は、調査報告書に対し質疑の通告がなされた場合には、別添様式3により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (2) 常任委員長に対する質疑の通告は、別添様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等へ出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、別添様式4により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
新 里 米 吉 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	仲宗根悟委員	仲村未央委員
--	--------	--------

照屋守之委員	島袋大委員	具志堅透委員
--------	-------	--------

山内末子委員	玉城満委員	
--------	-------	--

當間盛夫委員	翁長政俊委員	新垣良俊委員
--------	--------	--------

比嘉京子委員	西銘純恵委員	奥平一夫委員
--------	--------	--------

	吉田勝廣委員	前島明男委員
--	--------	--------

		比嘉瑞己委員
--	--	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
平成27年 10月7日	水	本 会 議 各 会 員 了 後	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件 	
10月19日	月	10時	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○平成26年度企業会計決算及び議決議案の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑 	会 計 管 理 者 病 院 事 業 局 長 企 業 会 計 局 長 代 表 監 査 委 員
10月20日	火	10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項調査	関係室部局
10月21日	水	10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
10月22日	木		○決算調査報告書整理日	
10月23日	金		○決算調査報告書整理日	
10月24日	土			
10月25日	日			
10月26日	月		<ul style="list-style-type: none"> ○決算特別委員への決算調査報告書の配付(正午) ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り(午後3時) 	
10月27日	火	10時	<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議 	
10月28日	水	10時	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ○平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ○平成26年度一般会計及び特別会計決算 ○平成26年度企業会計決算 ○総括質疑及び採決 	

様式1

平成 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について常委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

認定第○号 平成○年度沖縄県一般会計決算の認定について
(○○○○委員会所管分)

認定第○号 平成○年度沖縄県○○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号 平成○年度沖縄県○○○○○事業会計決算の認定について

様式3

平成 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算特別委員会への出席について

書職から報告のあった決算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

1 日 時 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時

2 場 所 第7委員会室

様式2

平成 年 月 日

決算特別委員長
○ ○ ○ ○ 殿

各常任委員長
○ ○ ○ ○

決算調査報告書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の内容

2 要調査事項

3 特記事項

様式4

平成 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

種別	常任委員長 ・ 知事等
質 疑 の 要 旨	

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。

平成 年 月 日
決算特別委員 印

決算特別委員長 殿

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 決算特別委員会の開催場所について
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 各常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
 - (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
 - (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項(以下「要調査事項」という。)及び特記事項とする。
 - (3) 要調査事項について

- ア 各常任委員会において要調査事項を提起する委員は、提起の際にその理由を説明するものとする。
 - イ 各常任委員会における調査終了後、要調査事項を提起した委員が改めて要調査事項を提起する趣旨説明を行うものとする。その後、各常任委員会において総括質疑の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告するものとする。
 - ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。
- (4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。
 - (5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。
- 6 調査報告書に対する質疑について
- (1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。
 - (2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。
- 7 要調査事項に対する質疑について
- (1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。
 - (2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。
- 8 質疑の時間及び方法等について
- 決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。
- 9 理事会について
- 決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙1)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会 会期中 (1日目)	決算特別 委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別 委員会	10時	○平成○年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○平成○年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑	会計管理者 病院事業局長 企業局長 代表監査委員
(3日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り	報告書配付 時刻:正午 質疑通告締め切 り時刻:午後3時
(8日目)	決算特別 委員会	10時	○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
(9日目)	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 前島明男

委員長 新里米吉

平成27年10月19日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

(第1号)

平成27年第7回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成27年10月19日（月曜日）
 午前10時4分開会
 第7委員会室

出席委員

委員長 新 里 米 吉君
 副委員長 吉 田 勝 廣君
 委員 具志堅 透君 島 袋 大君
 照 屋 守 之君 新 垣 良 俊君
 翁 長 政 俊君 仲 村 未 央さん
 仲宗根 悟君 玉 城 満君
 山 内 末 子さん 奥 平 一 夫君
 前 島 明 男君 西 銘 純 恵さん
 當 間 盛 夫君 比 嘉 京 子さん
 比 嘉 瑞 己君

説明のため出席した者の職、氏名

会 計 管 理 者 金 良 多恵子さん
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭君
 代 表 監 査 委 員 知 念 建 次君
 監 査 委 員 事 務 局 長 武 村 勲君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成 27 年 平成26年度沖縄水道事業会計
第7回議会 未処分利益剰余金の処分につ
乙第18号議案 いて
- 2 平成 27 年 平成26年度沖縄県工業用水道
第7回議会 事業会計未処分利益剰余金の
乙第19号議案 処分について
- 3 平成 27 年 平成26年度沖縄県一般会計決算
第7回議会 の認定について
認定第1号
- 4 平成 27 年 平成26年度沖縄県農業改良資金
第7回議会 特別会計決算の認定について
認定第2号
- 5 平成 27 年 平成26年度沖縄県小規模企業者
第7回議会 等設備導入資金特別会計決算の
認定第3号 認定について
- 6 平成 27 年 平成26年度沖縄県中小企業振興

- 第7回議会 資金特別会計決算の認定につい
認定第4号 て
- 7 平成 27 年 平成26年度沖縄県下地島空港特
第7回議会 別会計決算の認定について
認定第5号
- 8 平成 27 年 平成26年度沖縄県母子父子寡婦
第7回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて
- 9 平成 27 年 平成26年度沖縄県下水道事業特
第7回議会 別会計決算の認定について
認定第7号
- 10 平成 27 年 平成26年度沖縄県所有者不明土
第7回議会 地管理特別会計決算の認定につ
認定第8号 いて
- 11 平成 27 年 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善
第7回議会 資金特別会計決算の認定につい
認定第9号 て
- 12 平成 27 年 平成26年度沖縄県中央卸売市場
第7回議会 事業特別会計決算の認定につい
認定第10号 て
- 13 平成 27 年 平成26年度沖縄県林業改善資金
第7回議会 特別会計決算の認定について
認定第11号
- 14 平成 27 年 平成26年度沖縄県中城湾港（新
第7回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第12号 別会計決算の認定について
- 15 平成 27 年 平成26年度沖縄県宜野湾港整備
第7回議会 事業特別会計決算の認定につい
認定第13号 て
- 16 平成 27 年 平成26年度沖縄県国際物流拠点
第7回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第14号 決算の認定について
- 17 平成 27 年 平成26年度沖縄県産業振興基金
第7回議会 特別会計決算の認定について
認定第15号
- 18 平成 27 年 平成26年度沖縄県中城湾港（新
第7回議会 港地区）整備事業特別会計決算
認定第16号 の認定について
- 19 平成 27 年 平成26年度沖縄県中城湾港マリ
第7回議会 ン・タウン特別会計決算の認定
認定第17号 について

- 20 平成 27 年 平成26年度沖縄県駐車場事業特
第 7 回議会 別会計決算の認定について
認定第18号
- 21 平成 27 年 平成26年度沖縄県中城湾港（泡
第 7 回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第19号 別会計決算の認定について
- 22 平成 27 年 平成26年度沖縄県公債管理特別
第 7 回議会 会計決算の認定について
認定第20号
- 23 平成 27 年 平成26年度沖縄県病院事業会計
第 7 回議会 決算の認定について
認定第21号
- 24 平成 27 年 平成26年度沖縄県水道事業会計
第 7 回議会 決算の認定について
認定第22号
- 25 平成 27 年 平成26年度沖縄県工業用水道事
第 7 回議会 業会計決算の認定について
認定第23号



○新里米吉委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議決議案2件、平成27年第7回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、会計管理者、病院事業局長及び企業局長から決算概要の説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、病院事業局長及び企業局長に対する質疑は、明日及び明後日に、調査を依頼しております常任委員会において行われます。

まず初めに、会計管理者から、平成27年第7回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

金良多恵子会計管理者。

○金良多恵子会計管理者 ただいま議案となっております認定第1号から第20号までの平成26年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

平成26年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことから、お手元に説明資料として

決算書を抜粋した平成26年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書抜粋と、参考資料として平成26年度歳入歳出決算の概要をお配りしております。

説明資料決算書抜粋に沿って御説明してまいりたいと思います。

なお、参考資料は後ほど御確認いただければと思います。

説明資料2枚目、1ページをお開きください。

資料のページは両端に付しておまして、中央の数字は決算書のページをあらわしております。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表となっております。表は款別に、1県税から16の市町村たばこ税県交付金までの左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額は、1ページ一番下の右端の金額で8582億1676万7184円、収入済額は7498億1649万5046円、予算現額に対する収入済額の割合、収入率は87.4%となっております。

不納欠損額は、4億3504万990円となっております。不納欠損額の主なものは、款別で県税2億6916万1561円、諸収入1億4121万7869円となっております。

収入未済額は37億5937万5475円となっております。収入未済額の主なものは、県税21億4366万1119円、使用料及び手数料7億9510万3746円、諸収入6億8515万8847円となっております。

3ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳出の総括表となっております。

表は款別に、1議会費から14予備費までの左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で、御説明いたします。

予算現額、4ページ一番下の左端の金額8582億1676万7184円に対し、支出済額は7362億9418万7728円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合、執行率は85.8%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費982億6601万9166円、事故繰越5億1427万7700円、合計で987億8029万6866円となっております。

不用額は231億4228万2590円となっております。不用額の主なものは、総務費45億4139万3842円、民生費38億1843万6720円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

歳入総額7498億1649万5000円、歳出総額7362億9418万8000円となっております。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は135億2230万7000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源100億5712万4000円を差し引いた実質収支額は、34億6518万3000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について、御説明いたします。

6 ページをお開きください。

19の特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表は、1 農業改良資金特別会計から19公債管理特別会計までの会計別となっております。

次の8 ページをお開きいただきますと、歳入合計欄がございますので、合計欄で御説明いたします。

予算現額の計は、8 ページ右端の金額1111億7759万3438円、収入済額は1103億6324万6240円、予算現額に対する収入済額の割合、収入率は99.3%となっております。

不納欠損額は、25億6249万7910円となっております、収入未済額は48億6717万7304円となっております。

10ページをお開きください。

特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳出となっております。

次の12ページをお開きいただきますと、歳出合計欄がございますので、合計欄で御説明いたします。

予算現額、13ページの左端の金額1111億7759万3438円、支出済額は1055億7505万4323円、予算現額に対する支出済額の割合、執行率は95.0%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費43億6034万2610円となっております、不用額は12億4219万6505円となっております。

特別会計ごとの実質収支に関する調書は、決算書の352ページから370ページに記載がございますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、平成27年第7回沖縄県議会認定第1号から第20号、平成26年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新里米吉委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から、同決算に対する審査の

概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

○知念建次代表監査委員 それでは、平成26年度沖縄県歳入歳出決算の審査結果につきまして、お配りしてあります平成26年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書により、御説明をいたします。

まず、意見書の1 ページをお開きください。

審査の概要であります、地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年8月3日付で平成26年度沖縄県歳入歳出決算書等が知事から審査に付されましたので、慎重に審査を行い審査意見書を取りまとめ、9月8日に知事に提出しました。

審査に当たりましては、決算の計数は正確であるか、決算の様式は所定の様式に従って調製されているか、予算執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合を行うなどして審査を実施しました。

次に、2 ページの審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず、1 の審査結果であります、平成26年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも正確であると認められました。

また、予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしおおむね適正に処理されていると認められました。

次に、2 の審査意見であります、歳入歳出決算の状況につきましては、先ほど所管である会計管理者から説明がありましたので、私からの説明は省略させていただきます。

3 ページの8 行目をごらんください。

平成26年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各般の事務事業は、総じて順調な成果をおさめているものと認められますが、次の5 点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1 点目、行財政運営についてであります。

県の財政構造を示す指標を見ますと、経常収支比率は93.5%と前年度に比べ若干改善しているものの、実質公債比率は12.2%と前年度と同率となっております。

高率補助制度により、実質公債費比率が全国より低い状況にあるものの、財政力指数は九州平均や全国平均を下回り、依然として脆弱な財政構造となっております。

そのため、さまざまな手段を講じ、自主財源の充実確保に向けた取り組みや将来の税収増につながる環境整備を強力に推進する必要があります。

また、県債残高は6718億2700万円と前年度に比べ2億1700万円減少しているものの、引き続き、県債発行の抑制に努める必要があります。

以上を踏まえ、今後については、第7次沖縄県行財政改革プランの実施項目の進捗管理を適切に行い、歳入と歳出のバランスがとれた財政基盤の確立を図るとともに、PDCAサイクルによる事業評価を通じて、健全で創意工夫に満ちた行財政運営を実現していただくよう要望しております。

2点目、収入未済額の縮減についてであります。

収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて86億2655万2779円となっています。

4ページをお願いいたします。

その主なものは、一般会計で県税が21億4366万1119円、使用料及び手数料が7億9510万3746円、特別会計では小規模企業者等設備導入資金が39億2368万6817円、農業改良資金が5億2427万3160円となっています。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題であります。今後は、沖縄県における債権管理に関する方針を踏まえ、契約など債権発生時に滞納に備えた方策をとることや、滞納初期のきめ細やかな状況の把握や納付・償還指導など適切な債権管理により新たな未収金の発生防止を図るとともに、福祉制度の活用や効率的な徴収対策を講ずることで、収入未済額の縮減に努めるよう要望しております。

3点目、不納欠損処理についてであります。

不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で29億9753万8900円となっています。

債権の管理については、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処すること、また、不納欠損処理として整理できるものについては事務手続を進めるよう要望しております。

5ページをごらんください。

4点目、事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は85.8%で、前年度に比べ0.3ポイント上回り、特別会計の予算の執行率は95.0%で、前年度に比べ0.3ポイント下回っています。

翌年度繰越額は、一般会計が987億8029万6866円、特別会計が43億6034万2610円で、前年度に比べ37億6328万1854円増加しています。

また、不用額は、一般会計が231億4228万2590円、

特別会計が12億4219万6505円で、前年度に比べ6億8945万2833円減少しています。

事業の執行に当たっては、事業効果が早期に発揮されるよう計画的かつ効率的に実施するとともに、随時、事業の進捗状況を的確に把握しながら補正等を行うなど、効率的な予算執行に努めるよう要望しております。

5点目、会計処理等についてであります。

財務会計事務については、契約事務が不適切であったものや資金前渡精算を行っていないもの、職員手当等が過不足払いとなっていたものなどが繰り返し発生している状況にあり、また、職員による公金着服という不祥事が発生しております。

内部牽制機能の充実は、これらを未然に防ぐ重要な役割を果たすことから、管理職員等においては業務の進捗管理や日常のチェック業務の徹底、出納員においては事務処理が法令等に適合し執行されているかの確認、あわせて複数職員による業務のチェック体制の確保や事務指導体制の充実を要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、6ページ以降に会計管理者において調製された平成26年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、決算審査意見書の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○新里米吉委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から、平成27年第7回議会認定第21号の決算について概要説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 それでは、平成27年第7回議会認定第21号平成26年度沖縄県病院事業会計決算について、お手元にお配りしてあります平成26年度沖縄県病院事業会計決算書に沿って、その概要を御説明申し上げます。

決算書の11ページ、平成26年度沖縄県病院事業報告書をお開きください。

初めに、県立病院の事業概要について、1、概況の総括事項のア、沖縄県病院事業は、県立北部病院を初め6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営し、イ、医師や看護師等の医療スタッフの確保を図るとともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。エ、業務状況については、入院患者延べ数が66万9943人、外来患者延べ数が76万7618人で、総利用患者延べ数は143万

7561人となり、前年度と比べて1万3571人の減少となっております。

それでは、病院事業の決算状況について御説明いたします。

1 ページの平成26年度沖縄県病院事業決算報告書をお開きください。

まず、収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、当初予算額に補正予算額を加えた予算額合計535億6744万7000円に対し、決算額は520億9058万143円で、差額は14億7686万6857円となっております。

これは、第1項の医業収益において、差額19億2479万3941円となったことが主な要因であります。

次に、支出の第1款病院事業費用は、当初予算額に補正予算額などを加えた予算額合計560億4403万5000円に対し、決算額は533億6346万4855円で、地方公営企業法の規定による繰越額は345万2481円となっております。

不用額は26億7711万7664円で、これは第1項の医業費用において、23億6366万5888円の不用が生じたことが主な要因であります。

2 ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、当初予算額に繰越額に係る財源充当額を加えた予算額合計37億6081万1000円に対し、決算額は34億705万6715円で、差額は3億5375万4285円となっております。

これは、第1項の企業債において、2億9670万円の借入れの減があったことが主な要因であります。

次に、支出の第1款資本的支出は、当初予算額に流用増減額などを加えた予算額合計61億1963万7000円に対し、決算額は57億4411万3971円で、地方公営企業法の規定による繰越額は2億8922万3449円となっております。

不用額は8629万9580円で、これは第1項の建設改良費の執行減などが主な要因であります。

3 ページに移りまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの損益計算書について、1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した442億5103万3382円で、2の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した489億7282万2170円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は、47億2178万8788円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、73億2503万8988円となっております。

4 ページをお開きください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した21億1869万2402円で、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引きますと、52億634万6586円の利益を計上しております。

当該利益の52億634万6586円と、3ページで説明した医業損失47億2178万8788円を加味した経常利益は、4億8455万7798円となっております。

5の特別利益は4億2452万563円で、6の特別損失は29億730万465円となっており、差し引き24億8277万9902円の損失を計上しております。

当該損失と経常利益を合わせた当該純損失は19億9822万2104円で、当年度純損失と前年度繰越欠損金170億1915万7567円を合計した額から、会計制度の変更によるその他未処分利益剰余金変動額148億7284万5863円を差し引いた当年度未処分欠損金は、41億4453万3808円となっております。

5ページに移りまして、剰余金計算書について表の右の欄、資本合計をごらんください。

前年度末残高は619億3233万241円で、前年度処分額がゼロ円であることから、処分後残高は前年度末残高と同額となっております。

処分後残高の下段、当年度変動額は、施行規則による変動などによりマイナス578億2409万9110円で、処分後残高を合わせた資本の当年度末残高は、41億823万1131円となっております。

下の表の欠損金処理計算書について、表の右の欄、当年度末残高の未処分欠損金は、41億4453万3808円で、これにつきましては、地方公営企業法の規定に基づき全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6 ページをお開きください。

平成27年3月31日現在における貸借対照表について、まず、資産の部における1の固定資産について、(1)の有形固定資産は、土地が45億8844万2289円、建物が265億9417万9258円で、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた固定資産合計は、394億6497万2677円となっております。

2の流動資産について、(1)の現金預金が80億828万7857円、(2)の未収金が105億4643万9713円で、(3)の貯蔵品、(4)の前払費用などを合わせた流動資産合計は、192億3996万1354円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は、587億493万4031円となっております。

8 ページをお開きください。

次に、負債の部における3の固定負債について、(1)の企業債278億4112万5527円、(2)の他会計借入金24億円、(3)のリース債務、(4)の引当金を合わせた固定負債合計は、313億2536万5364円となっております。

ります。

4の流動負債は、(1)の一時借入金ゼロ円、(2)の企業債が32億1223万3870円で、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた流動負債合計は、98億2815万4358円となっております。

なお、会計制度の変更により、企業債、他会計借入金及びリース債務については、1年以内に償還を迎えるものは流動負債、その他は固定負債に計上しております。

5の繰延収益について、(1)の長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、134億4318万3178円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は、545億9670万2900円となっております。

9ページに移りまして、資本の部の6の資本金の資本金合計は、18億7858万4732円となっております。

7の剰余金について、(1)の資本剰余金は受贈財産評価額や寄附金などで、資本剰余金合計は63億7418万207円、(2)の利益剰余金はマイナス41億4453万3808円で、剰余金合計は、22億2964万6399円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、41億823万1131円で、これに8ページ最下段の負債合計545億9670万2900円を加えた9ページ最下段の負債資本合計は、587億493万4031円となっております。

以上で、平成26年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いします。

○新里米吉委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から、同決算に対する審査の概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

○知念建次代表監査委員 平成26年度沖縄県病院事業会計決算の審査結果につきまして、お配りしております平成26年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

まず、意見書の1ページをお開きください。

第1、審査の概要、1、審査の対象であります、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成27年8月10日付で知事から審査に付されましたので、慎重に審査を行い審査意見書を取りまとめ、9月8日に知事に提出いたしました。

2の審査の手続きであります、審査に当たりましては、事業運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように

運営されているかどうかについて、特に意を用い審査を実施しました。

2ページをお開きください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

1、審査結果であります、審査に付された決算諸表は地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成26年度の経営成績及び平成27年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

経営成績及び財政状態につきましては、先ほど所管である病院事業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

2、審査意見であります、県立病院は、救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療など、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。

平成26年度決算は、19億9822万2104円の当年度純損失を計上し、当年度末の累積欠損金は41億4453万3808円となっております。

經常収支については引き続き黒字を維持しているものの、医業損失は前年度より83.7%増加しております。

これは会計基準の見直しに伴い、退職給付引当金等の計上が義務化されたこと、補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更となったこと等によるものであります。

また、県民に対する質の高い医療の提供及び医業収益の確保を図るための医師、看護師等の増員に伴い、給与費の増加が見込まれる一方、患者数は減少傾向にあります。

さらに、新八重山病院の建設に伴い多額の資金が必要になることから、病院経営は厳しさを増すものと予想されます。

病院事業局は、県立病院経営安定化計画に基づき経営安定化に取り組んでいるものの、まだ多くの課題を抱えていることから、今後の病院運営に当たっては次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目、経営安定化に向けた取り組みについてであります。

県立病院が、今後も地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営のもとで県立病院経営安定化計画に定めた3つの目標に向けて着実に取り組み、持続的な経営の健全化を達成する必要があります。

5ページをごらんください。

2点目は、経営改善の取り組みについてであります。

県立病院が本県の基幹病院、また地域の中核病院として今後も必要な医療を提供していくためには、自律的な経営のもと健全経営を確保する必要があります。

そのためには、医業収支の改善、未収金対策の強化など、実効性のある対策を講ずる必要があります。

医業収支の改善については、引き続き収益の確保に努めるとともに、さらなる経費節減に取り組む必要があります。

未収金対策については、個人負担分医業未収金の縮減に向けて、メディカルソーシャルワーカー等による納付相談の強化、福祉部門と連携した公費申請等の手続支援やあっせんなど、未収金発生防止に努めるとともに、債務者への訪問督促、未収金対策月間などの取り組みを行っております。

平成26年度末における残高は、19億2922万7862円となっており、前年度に比較して3727万8833円増加しており、依然として多額となっております。

今後とも未収金の発生防止に努めるとともに、債務者個々の実態を把握し、それに応じた適切な債権管理を行うなど、未収金の解消に向けた組織的な取り組みを強化する必要があります。

6ページをお願いいたします。

3点目は、医師等医療スタッフの確保についてであります。

県民の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師等を安定的に確保する必要があります。

県立病院の一部では、医師の欠員等により診療科目の診療制限をしているところがあります。

良質な医療の提供や医業収益の確保を図るため、引き続き医師、看護師等の安定的な確保と定着に向けた方策を講ずる必要があります。

4点目は、是正・改善を要する事項であります。定期監査を実施した結果、契約事務や各種手当に係る事務を中心に不適切な事務処理が多く確認され、病院事業に対する指摘件数は依然として多い状況であります。

このため、事務担当者に対する研修の実施や事務指導の強化等、実効性のある取り組みを行うとともに、膨大となっている事務量を適切に処理する上で、チェック体制等が十分であるかについて検討する必要があります。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である病院事業局長において調製された平成26年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○新里米吉委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から、平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案の議決議案2件、平成27年第7回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について概要説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

○平良敏昭企業局長 平成26年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算、並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、平成26年度沖縄県水道事業会計決算について、お手元にお配りしております決算書に沿って御説明いたします。

まず、水道事業の概況について、お手元の決算書の15ページをお開きください。

(1)総括事項についてであります。平成26年度の水道事業では、那覇市ほか20市町村及び1企業団に水道用水を供給いたしました。

アの営業収支等、イの建設工事等については記載のとおりですので、後ほど目を通していただきたいと思います。

それでは、水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計295億7450万4000円に対しまして、決算額は292億7767万2373円で、予算額に比べ2億9683万1627円の減収となっております。その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計301億8792万3410円に対して、決算額は285億5968万54円で、翌年度繰越額が1億7432万8221円、不用額が14億5391万5135円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費や固定資産除却費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計169億7784万6000円に対して、決算額は146億2356万3276円で、予算額に比べて23億5428万2724円の減収となっております。その主な要因は、建設改良費の繰り越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計227億7242万9134円に対して、決算額は199億5036万7153円で、翌年度への繰越額が27億3239万9913円、不用額が8966万2068円となっております。繰り越しが生じた主な理由は、工事計画の変更等に際し不測の日数を要したことによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益合計153億2785万3678円に対して、2の営業費用合計は255億3564万952円で、102億778万7274円の営業損失が生じております。

3の営業外収益合計126億2189万6553円に対して、4ページの4の営業外費用合計は16億9777万8088円で、右端の上のほうになりますが109億2411万8465円の営業外利益が生じており、経常利益は7億1633万1191円となっております。

5の特別利益、6の特別損失合計を加味した当年度の純利益は、4億2452万9498円であります。

これに、下から2行目になりますが、その他未処分利益剰余金変動額36億4579万9641円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は40億7032万9139円となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額ですが、地方公営企業における新会計基準が平成26年度から適用され、補助金等の計上方法の変更に伴い、資本剰余金から利益剰余金に振りかえたものであります。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高6594億2388万6310円に対し、当年度変動額は、会計基準の変更等によって6170億442万3070円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は424億1946万3240円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金は、当年度末残高40億7032万9139円の全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て減債積立金に積み立てることとしております。

このことから、認定議案とは別に、平成27年第7回議会乙第18号議案平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案しているところであります。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については8ページになりますが、資産合計4555億2836万4127円となっております。

負債の部について、これは10ページになりますが負債合計4131億890万887円となっております。

資本の部については下から2行目になりますが、資本合計424億1946万3240円となっております。

なお、11ページから14ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

これで、平成26年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

続きまして、平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

67ページをお願いいたします。

工業用水道事業の概況について御説明申し上げます。

(1)総括事項についてであります。平成26年度の工業用水道事業では、沖縄電力株式会社石川火力発電所ほか95事業所に対して工業用水を供給いたしております。

アの営業収支等、イの建設工事等については記載のとおりですので、後ほど目を通していただきたいと思っております。

それでは、工業用水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

53ページにお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計7億398万円に対しまして、決算額は7億835万4522円で、予算額に比べ437万4522円の増収となっております。その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増加によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計7億263万3550円に対して、決算額は6億7120万9666円で、不用額が3142万3884円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における負担金や固定資産除却費等の減少によるものであります。

54ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計7292万2000円に対しまして、決算額は7292万583円で、予算額に比べ1417円の減収となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計3億1506万1400円に対して、決算額は1億8648万44円となっております。

翌年度への繰越額は1億184万4730円、不用額は2673万6626円であります。

繰り越しが生じた要因は、工事発注に際し不測の日数を要したことによるものであります。

次に、55ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益合計2億7327万1390円に対して、2の営業費用合計は6億2800万1819円で、営業損失が3億5473万429円生じております。

3の営業外収益合計4億959万8740円に対して、56ページの4の営業外費用合計が1976万4803円で、右端上のほうになりますが3億8983万3937円の営業外利益が生じ、経常利益は3510万3508円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は3228万5574円、当年度未処分利益剰余金は6億2418万8878円となっております。

次に、57ページの剰余金計算書について、御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高175億3626万6157円に対し、当年度変動額が、会計基準の変更等によって162億3029万8742円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は13億596万7415円となっております。

次に、58ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります、未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高6億2418万8878円のうち、3億7101万5069円を今後の企業債償還に充てるため減債積立金に、また、残額の2億5317万3809円を今後の建設改良費に充てるため建設改良積立金に、議会の議決を経て積み立てることしております。

このことから、水道事業と同様に、平成27年第7回議会乙第19号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案しているところであります。

次に、59ページの貸借対照表に基づいて、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部について60ページになりますが、資産合計80億3254万3749円となっております。負債の部については62ページになりますが、負債合計67億2657万6334円となっております。資本の部については下から2行目になりますが、資本合計13億596万7415円となっております。

なお、63ページから66ページは決算に関する注記、また、67ページ以降につきましては決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

これで、平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

別冊の平成27年第7回沖縄県議会(定例会)議案(その2)の46ページをお開きください。

平成27年第7回議会乙第18号議案平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、議案を提出しております。

内容につきましては、平成26年度水道事業会計の未処分利益剰余金40億7032万9139円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

続きまして、平成27年第7回議会乙第19号議案平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明いたします。

47ページをお開きください。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、水道事業会計と同様に、議会の議決を必要とすることから、議案を提出しているところであります。

内容につきましては、平成26年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金6億2418万8878円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、3億7101万5069円を減債積立金に、今後の建設改良費に充てるため、2億5317万3809円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

これで、平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明を終わります。

以上で、決算及び関連する議決議案の概要について御説明申し上げました。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○新里米吉委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から、平成27年第7回議会認定第22号及び同認定第23号の同決算に対する審査の概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

○知念建次代表監査委員 平成26年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計の決算審査の結果につきましては、お配りしてあります平成26年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

意見書1ページの第1、審査の概要につきましては、沖縄県病院事業会計と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第2、審査の結果及び意見、1の審査結果であります。審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成26年度の経営成績及び平成27年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また、4ページから記述してあります工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、所管である企業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。

2の審査意見であります。平成26年度は第9次沖縄県企業局経営計画の初年度に当たり、企業局においては、計画の基本方針を踏まえ、諸施策を展開しております。

平成26年度決算では、水道事業会計で4億2452万9498円、工業用水道事業会計で3228万5574円の純利益を計上しております。

企業局においては、同計画に基づく各種施策を積極的に推進し、目標の達成に向けて全力で取り組み、経営基盤の強化に一層努められるよう要望しております。

水道事業会計について、平成26年度は4億2452万9498円の純利益を計上しており、前年度に比較して7284万4239円減少しております。

これは主として、収益面で給水収益が減少したこと、費用の面で金武ダムの供用開始に伴い負担金が増加したこと等によるものであります。

今後も、給水量の鈍化により給水収益が伸び悩む一方、施設整備に伴う減価償却費や施設の老朽化に伴う修繕費、企業債償還金が増加傾向となっていることから、経営環境は厳しくなることが予想されます。

今後の事業運営に当たっては、第9次沖縄県企業局経営計画に掲げる各種施策を着実に推進する必要があります。

工業用水道事業会計については、平成26年度は3228万5574円の純利益を計上しており、前年度に比較して410万2717円減少しております。

これは主として、費用面で負担金が増加したことによるものであります。

また、施設利用率は57.11%で、施設規模に比較して需要が低迷し、供給単価は給水原価を6.32円下回っており、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して経営の効率化に努めるとともに、関係部局と連携を図りながら、工業用水道の布設沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図る必要があります。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である企業局長において調製された平成26年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査意見書の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○新里米吉委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、平成27年第7回議会乙第18号議案及び同乙第19号議案、平成27年第7回議会認定第1号から同認定第23号までの決算概要の説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

平良企業局長及び伊江病院事業局長、どうも御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、企業局長及び病院事業局長退室)

○新里米吉委員長 再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員

会運営要領に従って行うことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、自席で起立の上、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 審査意見書の中から、先ほどもありましたように、県債残高6718億2700万円ということで、県債発行の抑制に努める必要があるということで指摘をしております。この県債、県の予算もそうですけれども、今、沖縄県の経済状況も教育も福祉も含めて、非常にいい状況だと思っております。これは文字どおり民間がそういう機能を果たすことができればいいのですが、特に今の沖縄県財政はやはり公共投資—公共が財源をつくって、それぞれの施策を展開することによって、このように今、非常に日本でも上位のいい状況の暮らしとか、さまざまな展開が行われているということもありまして、その中で県債というのは非常に大きなウエートを占めているわけですね。ですから、この県債を抑えていくという指摘と今の県のありようという部分は、代表監査委員としてどう捉えていますか。

○知念建次代表監査委員 御指摘のとおり、事業執行に伴う県債ですが、今の沖縄振興一括交付金—一括交付金あるいは公共事業等に伴う県債については、ある面、補助事業に伴う県債ですので、増加傾向を県のみで抑制することはかなり厳しいものがあると思います。そういう意味では、県債は伸びていくという予想が十分立ちます。そのかわり、単独事業等による県債については、ある面、財政的なバランス等を考慮して、抑制には十分配慮する必要があるだろうという意味での意見を述べさせてもらっています。

○照屋守之委員 次に、審査意見書の5ページです。

ここに、繰越額と不用額という記載がありまして、一般会計と特別会計も含めて987億円余りと。繰り越しの主な要因も含めて指摘をされております。沖縄県は、御承知のように沖縄振興一括交付金は全国に

沖縄にだけしかない特別な仕組みで、1600億円から1700億円ぐらい今、おりにいるわけですね。これはもちろん、この金額を含めて繰り越しとか不用額の指摘だと思いますけれども、特別な沖縄だけの仕組み、沖縄振興特別措置法によってそういう一括交付金制度が行われていますね。監査委員は、この報告書とは別途に沖縄振興一括交付金の収支とか、内容についてそのような監査もやっているのですか。まずそのことを教えてください。

○知念建次代表監査委員 特に一括交付金に特化したの監査というものはやってございません。通常の定期監査の中で、一括交付金を重点的に見るということは、平成23年度から特に注意してやっているつもりでございます。

○照屋守之委員 これは沖縄県も特別にやったほうがいいでしょうね。やはり、国は沖縄だけに特別に法律をつくって、毎年1700億円、1800億円、これを10年間ということになれば、約1兆7800億円ぐらいの金額になるわけです。ですから、そこは改めて政府に対しても、国民に対してもきちんとかいいう仕組みをつくって、抑制しながらやっていますということは必要だと思います。市町村の繰り越しで金額の指摘があります。実は、ある市町村で—これは那覇市の事業ですが、例えば、平成24年度の一括交付金事業で決めて、平成25年度、平成26年度と、これは去年の決算で去年の事業もそうですが、そのようにやっている仕事が、結局平成26年度の事業を3月までに終わることができない。当初の2億6700万円から3億3000万円まで膨れ上がっているわけですね。今、この一括交付金事業が12月の監査に向けて行われているという実態があるわけです。そして、一括交付金事業では80%が国からおりということですが、当初5000万円余りの財源負担が、今や2億3000万円ぐらいの市町村負担になることもありまして、今、1億円については市町村の単独事業でやっているということがあります。

何が言いたいのかといいますと、やはり監査全般にわたって、今、市町村のそういう繰越事業がこのような形で計上されていく。そして、そこは監査として大枠で—もちろん細かい、具体的な個別事業についてはなかなか把握することは厳しいかもしれませんが、我々は国からこれだけの財源をいただいていることからすると、やはりその使い道ということと、この繰り越しあるいは不用額になったりするわけですね。ですから、そこはしっかりやっていかないと、今度の12月で平成28年度の予算が正式に決まってまいります。この市町村の事業

については、既に国の会計検査も途中でチェックが入ったりということになっております。ですから、当然これは一国は沖縄だけです。この使い道を幾ら使ってもいいですよ、無制限に時間は幾らかかってもいいですよということではないわけですから、ここは監査で県の事業、市町村の事業もしっかり整理できるような、そういう仕組みが必要だと思っております。この一括交付金事業はまだ続きますが、その点についてはいかがですか。

○知念建次代表監査委員 監査の面だという御質疑ですが、少しずれるかもしれませんが、我々が実施している監査は、基本的には県事業の監査を実施しております。市町村にもそれぞれ監査委員の組織がございますので、各個別の監査においては、それぞれの市町村がそれぞれの事業の監査を今実施している状況でございます。

市町村実施分の一括交付金については企画部で取りまとめを行っています。その取りまとめを行っているときに、交付申請手続、実績報告手続、あるいは執行状況等については総体的にまとめられますので、その分についてきちんとチェックされているか、あるいは執行状況が去年よりよくなっているかどうかなどにつきましては、本庁監査の際にいろいろ聞き取りをさせてもらっています。また、個別の事業については、市町村課で進捗等々を勘案して、年度配分等を行っているという理解をしています。我々は結果に基づく監査を実施しておりますので、なかなか個別には少し入りにくい状況はあるということでございます。

○照屋守之委員 ですから、これまでの仕組みの中ではやっていなかったことを今、お願いしているのです。一括交付金は日本の中では沖縄だけです。これは簡単な金額ではありません。1600億円、1700億円というお金が投じられているわけです。それはもちろん執行する側も、県も市町村もやりますけれども、県の監査がどうするのかといいますと、やはり県が市町村も全て把握する責任がありますので、その中で個別的にそういうものも含めてどうかということは、しっかり整理、指摘する必要があると思っております。これは要望だけにとめておきます。

今、この監査報告にはどういう表現があるかわかりませんが、私が少し感じたことを、この監査について確認したいのですが、埋立承認を仲井眞県政のときにやりましたよね。あれは9カ月かけて、県の土木建築部でそういう仕事をしました。これは、一般会計の予算が3分の1ぐらいしか財源がないところに県の人件費も含まれております。そういうこ

とで仕事をしました。今、また別の形で検証委員会を開いて、検証委員会も県がやったものを総務部の予算を使ってやりますという形です。我々は予算執行上、監査する立場からしますと、同じ県が行政手続をやったものを、また県が全く同じ予算を使って一外でやる分にはいいですが、このような予算の執行のありよう、財政運営といいますか、そういうところについて監査の観点からはいかがですか。見解をお願いできませんか。

○知念建次代表監査委員 端的に言えば御勘弁願いたいのですが、行政運営といいますか、施策等については、原則として監査はそこまで踏み込まないという、監査の原則みたいなものがございます。結果については、無理、無駄等があった場合については、その分の指摘はあるかもしれませんが、今、行われている施策等々について監査が立ち入ることについては、なかなかやり切れない部分があるかと思っております。

○照屋守之委員 先ほど言いましたように、我々の財源は7500億円の中で3分の1ぐらいしか自己財源がない、3分の2は国から全部お金をもらう、その中でも含めて県職員の人件費とか我々の予算も確保していることからしますと、やはりその財源のありようについては、監査は個別のところも含めてきちんとこれがいいのか、悪いのかということを見解を持つべきだと思っております。これが全て我々のお金で賄えるのであればそれはそれでいいのですが、やはりどう考えても、国からもらう、自己財源が厳しい中で、職員はこれだけの時間をかけてやったものについて、これは法的な形でしっかりとした手続をするわけですね。それはそれとして、ではお金はどうなっているのだと。これはしっかり人件費も含めてお金が出ているわけです。それを改めてまた外が検証する。外で検証する、これは検証する分には結構です。それをこの予算を使ってやるという、そのもの自体に私は疑問を持っているものですから、やはり、そこは監査で今後チェックをしていく必要があるのではないかと思います。

これはいいとして、次に沖縄県病院事業会計決算審査意見書の6ページです。

是正・改善という指摘をしております。病院事業の定期監査を実施した結果、契約事務や各種手当に係る事務を中心に不適切な事務処理が確認され、依然として指摘件数が多い状況にあるということについて具体的に御説明をお願いします。

○知念建次代表監査委員 実を言いますと、病院事業の審査意見書に是正・改善を要する事項を一項目

として挙げさせてもらいましたが、去年の審査意見書からでございます。我々は定期監査をするときに、知事部局と同様に同じスケジュールに乗せて監査しています。その中で特に病院事業局、特に各病院についてはかなり事務的なミスと申しますか、そういう指摘が過去、結構多い傾向がありまして、なかなか改善される要素が見られない状態が続いているものですから、ここに意見を述べさせてもらって、ぜひトータルとして、研修等も含めてチェック体制等を御検討願いたいという意味で記述しています。

○照屋守之委員 今どき、県立病院事業で不適切な事務処理が多く確認され、依然として指摘件数が多いと監査から指摘されること自体、私は非常に情けないのです。去年からこういう指摘をする、そして地方独立行政法人化がどうのこうのといったら非常に抵抗するという。こういうことはやはり芳しくないと思います。

○新里米吉委員長 具志堅透委員。

○具志堅透委員 先ほど、代表監査委員から審査意見の説明を受けました。私の質疑は、審査意見書を見ればわかるだろうという部分も含まれております。あわせて先ほどの説明で理解できた部分もかなりございますので、割愛しながら、通告に沿って質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、県の財政状況をどう見るかという部分で、財政指標の中から少し代表監査委員の所見を伺いたいと。対前年度の比較あるいは将来の見通しも含めて、所見を伺いたいと思っております。

○知念建次代表監査委員 健全化判断についての意見も出してしております。いわゆる健全化を示す基準、それぞれ実質公債費率ですとか、将来負担比率ですとか、その地方公共団体の健全化を示す基準がございます。本県については、その基準はいずれもクリアされていますという意味では、現在、堅実な財政運営が行われているという判断はできるかと思っております。ただ、意見でも述べましたように、自主財源比率、財政力指数等についてはまだ低い状況でございますので、やはり自主財源の確保等々についてはなお努力を要するという状況です。

○具志堅透委員 そこで次の行財政運営、あるいは収入未済云々で確認したいのですが、先ほどの照屋委員と私も同意見です。監査委員として会計監査云々、結果に対しての監査というのは当然やるべきだろうと。しかし、行政監査という部分もあるのだらうと思って、長年会計を見ていく中で、そこは効率的に行われている、ここはもう少し実効性を持ってこうやるべきだとか、そういった提言的な、アドバ

イス的なことも監査委員の仕事ではないかと。特に、先ほど照屋委員からもございましたが、一括交付金というあれだけ莫大な、あるいは沖縄振興に資する事業ということでその銘を打たれている。そこをチェックをして、果たしてそうなのかという部分、それが効率的に行われているかという部分を含めてやるべきではないかと思っております。

そして、2点目、3点目、行財政運営あるいは収入未済、不納欠損も含め、その辺の所見ということを通告したのですが、所見は見ればわかりますが、その辺の提言も含めて、少しアドバイスのことも含めて代表監査委員の御意見があればと思って伺っております。

○知念建次代表監査委員 少し繰り返しになるかと思いますが、御了承願いたいと思っております。

先ほど申し上げました沖縄県の財政状況ですが、現在、いわゆる県税収入も増加傾向にあります。そして国庫支出金、地方交付税等一國庫支出金は一括交付金等の増、活用により事業等が対応できている状態だと思っております。先ほども話しました判断比率の全指標が健全となっております。ある意味、財政調整基金などの一定の基金も確保されていますので、そういう意味では、先ほど申し上げました堅実な財政運営が行われている状況だと言えます。

ただし、その自主財源比率、財政力指数はまだ全国、九州に比較して低い状況でございます。そういう面では、国の財政制度に大きく依存している状況はなお続いているということでございますので、今後に向けて、自主財源の確保が非常に重要だと思っております。

中長期的には、今の一括交付金等々を活用した経済財政、経済政策等々が進展することによって自主財源の確保もなお一層図られると思っておりますので、そういう両にらみの財政運営がある意味で持続的な財政運営につながると思っておりますので、ぜひそういったことを目指していただきたいと思います。

○具志堅透委員 そこで、財政運営が依然と硬直化していると。審査意見書の中にも依然として脆弱な財政構造となっているということでもあります。やはり沖縄県として、全国と比べて依存型財政ということであるのか一國からの補助あるいは地方交付税等々に頼らざるを得ない、その部分は否めないと思っております。全国と比べてどういう状況にあるのかという部分を少し伺いたいと思っております。あと、類似県との比較でいいかと思っておりますが、この辺はどうですか。

○知念建次代表監査委員 いわゆる財政力指数は、

全国、九州に比べたら低い状況です。財政力指数は本県は現在43位になっています。それ以下の県となりますと、下に4県ほどしかありません。その要因は何かといいますと、自主財源一特に税収が低いことが財政力指数の大きな要因になると思いますので、そういう面では自主財源比率を引き上げると。やはり自主財源比率についても、本県は下位のほうに位置しています。ただ、先ほど話しました一括交付金という沖縄独自の交付金が活用されていますので、この活用で自主財源を伸ばす、いわゆる担税力を上げるといふ方策を、いわゆる産業面といいますか、経済政策面でとっていけば、その自主財源がそれだけ伸びていって、財政力指数も上がっていくということは十分目指すべき状況だと思います。

○具志堅透委員 やはり、沖縄県としてもまだまだ国への依存度が高い。今、一括交付金という沖縄独自のいい財源が確保されていますので、それを活用しながら自主財源の確保に努めるという解釈でよろしいですね。

次に、行財政改革について、先ほど審査意見書の中にも行財政改革プランの推進ですとか、あるいはPDCAサイクルの云々ということがございますが、それも先ほどと一緒に監査委員としての提言等々があれば、あわせてお願いします。

○知念建次代表監査委員 今、県が実施している行財政改革プランは平成26年度から実施されていますし、いわゆる沖縄21世紀ビジョン基本計画とも関連させて行財政改革プランを策定していると聞いています。そのプランの中で、財政効果等も十分勘案された行財政改革がなされていますので、それも十分実施していくことによって安定的な財政基盤の確立、効率的な財政運営につながっていくという理解ですので、ぜひ行財政改革プランについては実施していただきたいと思っております。

○具志堅透委員 次に移ります。執行率で伺いたいと思います。県の一般会計全体としては0.3ポイント改善されていると記載されておりますが、見ていきますと、土木費の執行率が前年よりも悪くなっているのかなど。あれだけ昨年、一昨年は一括交付金の創設などの中で、大きな減額の理由とされた執行率の改善を求めたにもかかわらず、そういった現状になっている。その辺の細かいことは常任委員会でやっていくことになると思いますが、監査委員としての意見、所見、あるいは主な理由等々を含めてありましたらお伺いしておきます。

○知念建次代表監査委員 傾向としては、執行率は若干改善されているものと見ています。ただ、平成26

年度決算の執行で繰り越し等々を見ていきますと、県分、市町村分を含めて沖縄都市モノレール関連の額が突出していると我々から見受けられます。モノレールは現在、用地取得等々、事業が非常にピークな時期に来ていると思いますので、その関連の用地取得あるいは物件補償等の関連で繰り越しが大きくなっている傾向は見られます。そのほかの沖縄振興特別推進交付金一ソフト交付金については、前年度よりかなり改善の状況は見られていると理解しています。

○新里米吉委員長 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 監査意見の概要をもとに質疑させていただきますが、毎年監査委員の皆さん方が行っている業務でどのぐらいの指摘があり、行政側に改善を求め、それがどういう形で達成されているのか。これをきちんと数値化して把握するという努力、そういう形のものがずっと指摘されていると思いますが、そういうことはできるものですか、できないものですか。

○知念建次代表監査委員 定期監査の状況でお答えしますと、1月から8月まで定期監査を実施しています。9月に財政援助団体、そういう外郭団体の監査もさせてもらっています。基本的に、1月から8月までの県の部局の中での定期監査におきましては、その指摘をまとめて知事に報告します。それが1月になります。定期監査の状況についても、審査意見書に記載され、どういうことについて課題があるという形で、毎年、そのときに各部局単位の指摘件数等も一緒に併記して知事に報告しています。その報告した後の措置状況を翌年度以降に、どういう措置を行っているかを知事部局から求めています。その中で、我々が指摘した部分で改善されている部分、改善されていない部分がわかってきます。傾向としては単純ミスです。同じ部局で、同じところでは必ずしもないのですが、同じ負担行為のおくれや旅費の計算ミスなど、同じ傾向の部分については繰り返行われている状況が見受けられます。それはこういう形で全庁的に気をつけていかないといけないということで、審査意見書でもそうですが、定期監査のときにもそういう形の要望は出させていただきます。

○翁長政俊委員 県独自ではこの行財政改革プランを持っていますね。行政の効率化、改善等を図っていく自主的な改革であると思うのです。外的に言えば、私ども県議会そして監査委員の皆さんが、いわゆる県行政の効率化や予算の運用のあり方等を含めてチェックしていきますけれども、特に監査委員の

皆さんはそこを主にやっておいでになるのですから、毎年定期監査が行われて、そこで指摘事項が出てきて、1つのペーパーにまとめてこれが出ていくわけです。県執行部がこれを受けて、本来ならば行財政改革プランの中に入れて、これを改革していくというのが筋だろうと。そうなると、やはりそこがなおざりになるのではなくて、何らかの形できちんと定量化ないし数字できちっとあらわしていく。それが検証されているかどうか、きちっと処置ができていくのかどうか。こういうプログラムがないと、単純ミスが頻繁に繰り返されていくことにつながるのではないかと思うのです。もう少し目に見える形で、きちっと数値化して、しっかりと指摘してその改善を求めていく。それを行政側が受けて、監査が指摘した事項は何としても改革することを義務化していく。そういう指摘の仕方が双方向でないと、単純ミスや効率化という問題はなかなか改善できないだろうと思っていますけれども、そこはいかがでしょうか。

○知念建次代表監査委員 御指摘のとおりだと思います。行財政改革プランと監査がある面で少し連動している部分の効果といいますか、今回たしか1月に本庁、4月からは各出先機関も含めて、各種手当の認定業務を集中化する総務事務センターが新たに総務部の中で組織化されています。そういった組織を活用することによって、先ほどの単純なミス等々については改善の効果が期待できるのではないかと実は思っています。ただ、効果がはっきり出てくるのは多分、翌年度以降だと思っていますので、今年度については総務事務センターが各出先機関のものも引き継いだ状態になっていますが、数値的に効果がまだ算出されていませんけれども、来年度の監査の時点からはその辺の効果がどう出てくるかということもかなりわかってくると思いますので、そういう意味で、委員がおっしゃっているような少し目に見える形であらわれてくると思います。

○翁長政俊委員 特記すべき事案等があれば、皆さんの指摘の中で特記で設けてくるはずですから、それは目につきますし、各部局もそれをきちんと受けとめて改革していくことになるだろうと思います。ただ、平時のいわゆる業務処理の中で単純ミスが繰り返されるというものについては、何らかのチェック方法をきちんと確立していくほうが、監査の指摘がより効果的に、効率的に改善されていくだろうと思いますので、ぜひ執行部側ともこの部分は議論をして、改善ができるような努力をやっていくことが必要だろうと思っています。私どもは、皆さんか

ら出てくる監査の概要や指摘事項などを読んでいても、結局同じような内容がほとんどです。次年度もそうだし、その翌年度もそうだったという形のものも出てきますので、そこはめり張りをつけた形で、いわゆる数値化をするということで、何件改善された云々というのはなかなか難しいでしょうけれども、しかしながら、大枠としてきちんとチェックができる体制はぜひとっていただきたい。これは要望しておきます。

それと、照屋委員や具志堅委員からも指摘が出ましたけれども、翌年度繰越額の問題等含めて、特に一括交付金の分ですけれども、この不用額が出る—これは昨年度も指摘されましたけれども、沖縄県が一括交付金を確保していく上で、内閣府に概算要求をして、そこで予算の総額が決まって、財務省と調整をして、その中から沖縄振興予算が決まっていくことになるわけです。そういう中で、執行側の沖縄県がしっかりしないと、なかなか予算の要求等も厳しい現状があるということは新聞等で指摘されているとおりです。具体的な内容については担当部局に質疑していくとしても、なぜこれほど不用額が出て、繰越額が出てくるのかというのは、私どもはよほど注意をして見ていかなければならないと思っています。特に一括交付金のハード部門で、私が承知している範囲では、平成26年度937億円の予算額の中から繰り越しが424億円。これほど出るのです。他府県と比べてどうですか。先ほど代表監査委員からお話がありました、モノレールの用地云々と言おうが、私が承知しているのは、他府県では大体総額の2割程度だろうと聞いておりますけれども、沖縄県は4割を超える不用額が出ているのです。これは予算執行の効率上、やはり問題があるのではありませんか。ここはどのように認識しておられますか。監査という立場で少しお聞かせいただけませんか。

○知念建次代表監査委員 御指摘のとおりだと思います。そのハード分といいますか、公共事業分云々で比較という資料は、今、持ち合わせてございませんけれども、おっしゃるように事業の執行率の観点でいきますと、九州各県は90%を超えている状況だと思います。そういうことからすると、執行に努力を要する分というのは確かにございます。ただ、部局云々ではありませんけれども、今、一括交付金等は平成23年度から3年目の状況で、いろいろ工夫をなされているのは確かに見受けられると思います。ただ、それをどの段階でどう仕分けをして、予算措置等も含めてどう検討するか等について—特に市町村等との関連については、なお努力を要する部

分は確かにあろうかと思えます。

○翁長政俊委員 これは、監査の立場で指摘すべきはきちんと指摘すべきだろうと私は思うのです。なぜかといいますと、市町村と一緒にすると、このソフト交付金事業に平成26年度は44億円出るわけですよ。沖縄県分で29億円出るわけですよ。9月か10月ごろになるといよいよ補正が出てきて、磨いている玉があって事業を加速できるものがあれば、それに移しかえて執行することもソフト交付金では可能なはずですよ。そういう指摘をきちっとやっていかないと、ずるずると判断がおくれて、結局は不用になってしまうという予算執行のあり方を繰り返しているわけでしょう。一括交付金ができただけですよ。ですから私は、ここはもう少し監査側からも強く指摘をして、より予算が効率的に執行できるような体制のあり方みたいなものをきちんとやっていかなければならないと思っています。これは当然、各部局でも同じような質疑が出てくると思いますが、特にソフト交付金の分で今指摘したとおり不用額がこれだけ出てくる。そこは改善する必要がある。そして、ハードにおいても、これは私が承知している話では、一括交付金で937億円ぐらいいりまして、それとは別に縦割りの国庫ベースのものが沖縄県には480億円ぐらいいあるらしいのです。そしてさらに、震災復興の特別対策予算といったものも加えると、トータルで沖縄県が1年間に執行できる予算を1400億円近く抱えていて、じゃぶじゃぶな状態です。じゃぶじゃぶな状態で、これがなかなか単年度で執行し切れない。ですから、結局は事業化できない予算がかなりあって、それを翌年度繰り越しをして執行率を上げていくという、見た目ではそういう状況が散見されるわけですよ。実態はそうだろうと私は思います。ですからここは、先ほど代表監査委員も言われたように、この一括交付金を使って沖縄の税収を上げていく、そして沖縄の産業を活性化させていくという意味においても、これは県内における大きな損失ではないのか。これはある意味で、県の執行率の問題や執行のあり方の問題が、沖縄全体の産業の足を引っ張っているのではないかと。私はそこまで言及したくなる思いでいるわけですよ。こういうことを言うと、議会側でもそこはきちんとしていかなければいけないけれども、監査委員でもきちんとしていかなければいけない状況把握して、改善を求めていくことが重要だろうと私は思っているのです。そこは、改善するという方向はどうでしょうか。

○知念建次代表監査委員 繰り返しの部分もあるかと思いますが、一括交付金の状況を説明します。ソ

フト事業について、国費ベースで我々が把握している部分で申しわけないのですが、ソフト事業で最終予算額が1048億8500万円。支出済額が約75%で783億9200万円、翌年度繰越額が約20%で209億6400万円。不用額が54億2900万円です。5%となります。沖縄振興公共投資交付金—ハード交付金ですが、国費ベースで最終予算額が1312億5100万円。支出済額が約66%で863億1500万円。翌年度繰越額が32%を超えてまして426億5000万円、不用額が22億8600万円でございます。

その中で、例えば繰り越しですと県分がソフト交付金で116億円余り、市町村分が65億円余り。ハード交付金ですと、県分が256億3400万円余りで市町村分が167億7700万円。不用額でいきますと、ソフト交付金で県分が29億1000万円、市町村分で15億900万円。ハード事業で県分が1800万円、市町村分が2億9000万円余りという形になっています。そういうことを受けまして、我々のほうで進捗管理を適切に行ってくださいという意見を審査意見書の中でも述べさせていただいている状況でございます。

○翁長政俊委員 聞いてはいましたけれども、頭に入っておりませんので、今読み上げた分の資料を下さい。よろしくをお願いします。

○新里米吉委員長 質疑時間は終わっていますので、今の要望は監査委員でよろしくをお願いします。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時22分再開

○新里米吉委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 企業会計で決算基準の見直しが大きくあって、非常に比較が難しいので、そのあたりを少し監査委員の意見も聞きながら質疑しようかと思っています。

例えば、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の3ページあたりの負債の合計。この負債率、対前年度比で475.1%増ということで、負債が非常に大きく膨らんでいますよね。これは固定負債、流動負債、ともに大きいわけですよね。その背景といたしまして、何百という形で負債がこれだけ上がっていることをどのように見ていらっしゃるかお尋ねいたします。

○知念建次代表監査委員 会計基準の見直しトータルの話になるかと思うのですが、よろしいでしょうか—いわゆる負債とかみなし償却等々、今回の病院事業会計、企業会計、それぞれの基準の見直しの結果が決算としてあらわれています。それは両方から

の説明でもあったと思います。今回、会計基準の見直しの趣旨が、1つに民間の企業会計制度との整合性、もう一つが他の地方独立行政法人との整合性、比較がしやすい状態に公営企業会計の基準を見直したということです。その見直し項目が11項目あります。今回、企業局もそうですし、特に病院事業会計が顕著にあらわれているのですが、大きな影響が出ているのが、今の御指摘にもありましたが負債に入っている分だと。それは従来、企業債あるいは長期借入金等で計上されていた分はいわゆる資本に計上されていましたが、それを今回負債に計上することで、それが今後1年以内に償還される分については流動負債、1年以上の分については固定負債という形で整理されております。

○仲村未央委員 今の説明のとおり、大ざっぱに言えば、これまで資本と見られていたものが負債に置きかわっているということで、非常に大きな財政指標の動きをつくっているわけですよ。ですから非常に比較が難しいのですが、実際には水道会計でも工業用水道会計でも、1572.2%増という桁違いの負債、それから工業用水道の流動負債などでも356.6%ということで、特に流動負債が大きくなるとうなるかということがこの指標に大きく影響を与えるものですから、監査委員事務局にお願いをして、平成26年度決算の経営分析指標を前基準と新基準で見たときにどれくらい差があるのかということをつくっていただいたので、それをぜひ委員の皆さんにも提供いただければと思います。いかがでしょうか。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、代表監査委員及び監査委員事務局の了解を得た上で、資料が配付された。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今の負債が桁違いに比率として上がっていったことと、特に影響を受けている流動比率のところを見ていきたいのですが、この流動負債比率で見ますと、例えば病院事業会計では、平成26年度の新会計基準では195.8%ということで皆さんの監査の報告にも上がっていますが、全く同じ事業経営実態を平成26年度まで使っていた前基準で見ますと、441.3%となるわけです。この違いが大きいわけですが、これはどう評価していいのか。従来の、平成25年度までと同じ並びでの会計基準であれば、特段、財政状況の悪化よりもむしろ改善傾向のほうが出ているわけです。ところが、全く同じ会計を見て、その基準のとり方を一つ違えるだけで、か

なりこの数字が3倍にも—これは病院だけではなくて、水道も工業用水道も同じような状況で、それ以上の極端な比率が確認できるわけですが、実態の経営状態とこの数値が持つ意味というのは、皆さんは監査としてどう見ていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○知念建次代表監査委員 数字の大きさ小ささというのは、申しわけないですが病院事業局に詳しくお聞きしたいと思うのですが、今の比率についてはまだ健全性といいますか、そういうものを維持できている状態にある数値だと思っています。

それともう一つ、企業債というのは本来借入れ、要するに債務です。これまで債務を資本金として計上していたものを、借金返済をしないといけない部分をきちんと借金返済の部分に振り分けたという部分では、見やすくなっていると思います。それが今回、いわゆる変わり目ですので、数字で今言っております440%から190%にというかなり大きい部分で—もう少し言うとみなし償却というのがございまして、今まで償却していなかったものが償却するようになりましてという部分については、かなり大きく数字が変わっている部分がありますので、それはある面、ことしの決算の数値で比較云々ということよりは、むしろ来年とことしで数値を比較されたほうがより病院事業会計、企業会計そのものとしてはわかりやすいといえますか、説明がしやすい状況なのかということとは言えると思います。変わり目ですので、監査をしている時点でも、そういうことは我々自体がなかなかわかりにくい部分があります。そういう意味では、比較で去年まで入っていたのが入っていなかったり、資本に入っているものが負債に入ったり、かなり変化が大きいので、そういう意味で追いかけていく部分は確かにあります。ただ、数字的には見やすくなっていますし、今の状況がそれによって極端に悪化したということは見受けられないと思っています。

○仲村未央委員 見やすくなったとおっしゃっても、それはどうでしょうか。今まで企業債、特に建設改良に資する企業債は資本と捉えてきたのが従来の公営企業の決算です。ところが、今回からそれは資本ではなく負債です。全くの大転換をしているわけです。ですから、負債が極端に大きくなる。ところが、資本に流入すべきである—例えば、一般会計の繰出金、これは確実に法定で入ってくる繰出金です。ところが、これは資本には組み込まれないわけです。そうなりますと、負債ばかりが大きくなって、本来資本に約束された繰出金の分は、特にここには組み

込まれないとなりますと、この落差が余りにも大き過ぎて、今回の極端な負債の大きさに数字だけが出ていると。全く同じ会計を見て、こんなに何百分も数値が違ふとなりますと、確かに来年と比較したら、それはおのずと新基準、新基準同士の比較ですからそうでしょう。それはもちろんわかりますけれども、従来の基準でいくと、この流動負債などは200%超えが理想だと、安全圏だと言ってきたわけです。従来の会計で見るときに、441%もあればこれは安全圏です、理想を一応維持していますというような評価につながった。ところが、今回の皆さんの流動比率を見ますと、どの会計でも流動比率が200%を下回るわけです。そうなりますと、この説明のところにある200%以上が安全圏であるとされている評価が変わらなければ、この見方では一体何%が安全圏なのかという定義は動いてないわけですよね。ですから、そこで実際の影響が出ていないと見ているのか。もう一度確認ですが、そこら辺の指標のあり方とその評価のあり方というのが今回の非常に大きな特徴かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○知念建次代表監査委員 少し繰り返しになりますが、先ほどの見やすくなったという表現よりは、他の会計との比較がやりやすくなったと言ったほうが適切かもしれません。確かに400%あったものが200%弱になったという分では、かなり影響はあったということではあります。ただ、要するに安全圏であるということと、もう一つは100%以上—ここでは120%と書いてあるのですが、ある意味100%以上は適正だと言われておりますので、そういう意味では200%に近い数字、百九十何%という数字が出ていますので、適正である上に、なお安全圏は維持されているという見方ができると思います。会計基準が変わったから、これが急に悪くなったというようには捉えなくていいという理解をしています。

○仲村未央委員 まさにそのところが少し気になっています。負債を押し上げたもう一つ、先ほどの3ページでいきますと、繰り延べ収益というものが皆増でここに入り込んでいますよね。これも、従来の補助金というのが、資本の側から今度は負債の側に回ってきたと。ですから、先ほどの繰出金のところでは流動負債をうんと押し上げて、また補助金のところでは、この繰り延べのところでもまたまた負債にまるまる転嫁されたものだから、とんでもない形で負債が大きくなるわけです。ですから、ここら辺が県民から見たときに、企業会計というのは非常に収益性が問われます。もちろん、監査の最初の指摘のところでは、公共の福祉に資しているかと

いうことに非常にその肝をおいてやったということがありましたので、これはこれでわかります。ところが一方で、企業会計が持つもう一つの側面として収益性とか、採算性というのが非常に浮き彫りになるわけですよね。その中で、余りにもこの背景の基準が変わり過ぎたことによって、この比率だけを見て物すごい負債率だということになったら困るというのを非常に危惧しているところです。ですから今、監査意見を見ていますと、基準が変わったことによるものですとさらっと書かれていますけれども、やはり県民目線の監査としては、この基準が変わったからといって、直ちに経営状況にどう影響があったのかなかったのか。これがひいては県民負担ですとか、例えば使用料や利用料とか、そういったことに直接転嫁されないように、注意を持って見ないといけない数字の動き方をしているのかと気になりますので、そこはぜひその視点を大事に持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○知念建次代表監査委員 我々の審査意見の中で、どこまで意見として細かくといたしますか、詳細に説明できるかというのは少し工夫が必要かと思っております。ただ、おっしゃっている御指摘の件についてはよくわかっているつもりです。少し言い逃れかもしれませんが、我々としては、病院事業局から詳しく説明がなされていくものだという理解もしておりますし、もう一つ、先ほどのみなし償却制度の話かと思っておりますが、確かに減価償却費に持っていったマイナス面を一減価償却に見合う分を順次収益に持っていくことになっていきます。それがいわゆる、前受金戻入という形で入ってきます。そして、病院事業の非常に大きな効果といいますか、数字が出てくる当年度未処理欠損金が40億円となっています。それはこの会計基準を見直したことによって、今まで入っていた国庫のみなし分が、基準の見直しで前受金戻入という剰余金の形で今までカウントされていたものが、十数年分のもをカウントされて、それが148億円のその他未処分利益剰余金変動額という形であらわれています。それが未処理欠損金の形でも数字が変わっていますので、ですからその辺もあわせて……。会計の全部を説明するとかなり細かくなりますが、それは確かに説明をする必要はあるかと思っております。

○仲村未央委員 細かいところは、それぞれの会計、会計のところではやっていただければ一番いいと思いますが、本来の目的である公共の福祉を増進するという視点の一貫性があるので、特にこの監査に問題があるということではなく、ただこの基準の変動で数値だけが余りにも何百分に上がったときに、一見

して外形的に負債だけが非常に大きくなったというように見えかねないということが、ひとり歩きをしては困るなというところなのです。先ほどの繰り返しになります、資本に入れるべき一般会計の繰り返しとか、補助金であってもこれは法定のものがきちんとあるわけですので、それに見合う資産と負債の比較になっているのかといいますと、負債をとでも大きく見せるような流れに今回、この会計基準が変わったなど見ているものですから、そこを注意して引き続きの視点を持っていただいて、監査に当たっていただければと思います。

○新里米吉委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 午前中の委員の方からも同じ質疑がありましたけれども、私も同じようなことを思っています。午後の分はかなりスピードアップをして、早目に終わるようにと午前中の皆さんからごさいますので、さっさといきたいと思ひます。

翁長委員からもありましたとおり、毎年、監査の審査報告を見ていると、大体同様な意見や要望がなされているのかと、私自身そういう感じがして、同様に思っているのかと思ひています。それで、監査が指摘をして意見を述べられた事項が、次年度にわたってどのように反映されているのかということです。知事部局あるいはいろいろな企業会計の方々が、どう思ってその監査の指摘や意見を受け取って、次の会計年度ではどのような反映の仕方をされているのだろうか。出てくる意見書は毎年似たような感じで、また同じような意見やこうやりましたというような内容なものですから、そのように御指摘されたのだろうか、委員の方々から出てきていると思ひています。

改めてお伺ひしますが、知念代表監査委員においては行政経験もありませんから、実際、自分が経験をされて、そして今度は監査委員となった立場を踏まえながら、今申し上げた意見や要望がどういふ反映のされ方をしているのか。そこを改めてお伺ひしたいと思ひます。

○知念建次代表監査委員 今回、決算審査の観点からの監査も、定期監査の観点からの監査もあわせて行って、審査意見として、今おっしゃった会計処理等についても意見として出させてもらっています。主に、定期監査のときの状態ですが、午前中もお答えしましたように契約事務、あるいは負担行為の手続等、同じ系統で同じミスということが、それぞれこれだけの部署がありますので、1カ所で2年も3年も同じことをやっているとは決して言えませんが、ただ、同じような系統がやはり同じぐらいの件数で

見受けられると。単純ミスと目されるものが、毎年同じような報告が上がってくる状態が続いているのは現実でございます。我々もそれは繰り返し指摘をし、繰り返し注意喚起をしていくことで、順次改善をされていくべきだろうと。そして、それを1年だけ強烈にやって、2年目、3年目から何もしないというよりは、逆に同じことでもやはり繰り返し指摘をすることが改善につながるのではないかと思ひます。午前中も話しましたが、今年度、新しく総務事務センターというものが正式に発足しています。ことし既に稼働していますので、その成果が来年あたり一認定行為等も毎年ミスが見受けられるものですので、それが集中化されることによって、ミスがかなり減ってくるのではないかということは期待しているところではあります。ですから、次年度どういふ形になっていくかはまた改めて見ていきたいと思ひます。

○仲宗根悟委員 まさに監査委員の持つ視点といひますか、非常に大事なことだと思ひます。会計処理、そしてまた事業執行に当たっても、それぞれ意見を述べられるわけですから、職員がしっかりと意識改革の中で進めてこられたことですので、それを繰り返し、繰り返しというよりも、むしろたたき込むというよりは染めておかななくてはいけぬ。職員そのものがそういう姿勢で臨まないといけぬことが大前提だろうと思ひています。

それでは、本県の財政状況、財政構造は依然として脆弱であると。自主財源が非常に乏しくて、地方交付税、あるいは国庫支出金に大きく依存した形だと。これが財政構造だということでありませぬけれども、この決算で経常収支比率93.5%、そして公債費による財政負担の程度を示す実質公債費率が12.2%。この数字が示す事柄がどういふ財政状況で、どのように思っいらっしやるのか。その辺の説明をお願いします。

○知念建次代表監査委員 実質公債費率12.2%というのは、全国と比較してもいいほう、むしろ低いパーセントの状況です。それはなぜかといひますと、いわゆる一括交付金も含めて国庫において、交付金がそれだけ入ってきますので、それだけ起債をする額が少なく済んでいるので、それで県債残高あるいは公債費比率に反映されている状況だと思ひます。ただ、自主財源の状況というのは、午前中もお話しましたが、やはり県税そのものが九州各県と比較してまだ低い状況です。それで財政力指数は下から見たほうが早い42位、43位の状況ですので、国庫の状況がいいときに経済力をアップし、いわゆる自主財源の涵養を図るという施策を今やってもらえると

いますので、ぜひそこを引き続き努力して積極的にやっていただいて、自主財源を上げることによって財政力指数を上げる政策がなお引き続き必要かということです。

○仲宗根悟委員 この6700億円余りの県債残高ですが、こちらのほうは県民から見てみますと、沖縄県の1年間に使う予算と同額ぐらいが県債、借金としてあるということで映って、大丈夫かと思ったりもするのですが、この残高の額についてひとつ教えていただけないですか。

○知念建次代表監査委員 県債残高、6600億円余りの状況ですけれども、きちんとした数値はいろいろと変わっていますので、総務部に再度確認を願いたいのですが、いわゆる県債残高と公債費の推移の見直しということで、平成25年6月に総務部から財政収支見通しを出してございます。それによりますと、県債残高はやはり年々増加していくと。そして、この数値によりますと、平成35年度には8000億円台に上るという見通しの資料がございまして。ただ、これが現実的にそのとおりになっていくかということは、恐らく年度年度の財政のやりくりと申しますか、あるいは一括交付金等々、国庫支出金の年度年度の状況によって起債の状況は変わってまいりますので、再度、この辺の数値は御確認を願いたいと思います。我々が持っている資料、平成25年6月の公表版では、やはり各年度年度、起債残高は増嵩傾向にあるということでございます。

○仲宗根悟委員 増加傾向にはあるのですが、この年度年度の会計を締める段階では、まだまだ大丈夫な数字だと認識をされているのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 少なくとも平成26年度決算の状況を見てみますと、午前中にお答えしましたとおり、各健全化を示す指標はそれぞれクリアされていまして、その中に入っています。赤字は当然出ていませんので、その数値も出ていません。もう一つのいわゆる貯金の部分、要するに財政調整基金、減債基金等、あと主要基金の状況も一定程度確保されてございます。そういう意味では、健全な財政運営をしている状況だということが平成26年度決算の中では言えると思います。

○仲宗根悟委員 最後に、先ほども申し上げましたけれども、職員の意識改革の件について。監査委員の視点から見てこられて、それぞれ第7次の行財政改革プランも立ち上げ、そして病院においても経営安定化計画、あるいは企業局においてもそういった経営計画を立てながら、職員の意識改革を図りながら行財政改革を進めていきたいというような趣旨で

はあります。やはり、行政経験おありの知念代表監査委員ですから、行財政改革プランの進捗管理に関して、職員が本当に意識改革で臨んでいるのかということをごどのようにお感じになっていらっしゃるのか。最後にお聞きしたいと思います。

○知念建次代表監査委員 今現在の行財政改革プランは平成26年度からスタートしていますが、平成26年度の行財政改革プランの実績においては、効果の目標額9億円のもの、約14億円達成されたと聞いています。そういう意味では、目標額以上に行財政改革の効果額が示されている状況だと思えます。その行財政改革プランの中でも、やはり県税収入の確保であり、未収金の回収であり、新たな自主財源の確保という形で実施項目として挙げられていますので、そういう面で、我々が監査として重点視している自主財源、あるいは健全な行財政運営に努める必要があるという観点からすると、県税収入もアップしていますし、ある一定の効果は上げていると思います。なお、繰り返しではありますが、財政力指数あるいは自主財源の確保を上げるためには、なお努力は続けていただきたいということが監査の視点からは必要かと思っており、その視点で見えています。

○仲宗根悟委員 行財政改革の効果は着実に上がってきていると。そうしますと、いわゆる職員の意識もしっかり改革され、図られているという認識でよろしいでしょうか。

○知念建次代表監査委員 そう思いますし、それを継続して持っていたきたいと思っています。

○新里米吉委員長 山内末子委員。

○山内末子委員 何点かお伺いをいたします。行財政運営についてですけれども、午前中にもありましたし、仲宗根悟委員からもありました。少しだけ補足でお伺いをいたします。

これまでの中で、代表監査委員からは、指数として基準はクリアしているけれども、やはり自主財源の乏しさ、それから国財源への依存度、そういった課題を踏まえて一実際には全国で43位ですか、本当に脆弱な財政基盤だということですので、そういう意味から今、行財政改革プランも推進しておりますし、自主財源の確保に向けて頑張っている様子もうかがえております。經常収支比率も若干上がっているという、ある程度前向きに進んでいる状況はあります。では一体、脆弱な本県の財政基盤をどのような方向性を持ちながら、どの程度まで数値を上げれば脆弱ではない財政基盤になるのか。その辺の見直しはどの程度持つておられるのかお聞かせくだ

さい。

○知念建次代表監査委員 状況的にはお答えできませんけれども、では、どこまで数値を引き上げればいいのかということになってきますと、御存じのように、財政力指数というのは1あれば自己財源で全部賄える状態です。1を超えると、東京都みたいに交付税をもらわなくてもいい状態です。ほとんどの県が多分1を超えない状態です。こう言うは何ですが、財政力指数が0.3以下というのは、本県も含めて5県か6県です。ある面で言うと、その0.3を超える財政力指数まで持っていければ、いい状態に向かう状況はあるかと思えます。ただ、0.3に引き上げるにはどうすればいいかということ具体的にということになると、申しわけないですけれども、監査委員の立場ではなかなか答えられるだけの力は持っていないので、御勘弁を願いたいと思えます。

○山内末子委員 沖縄県は今、全国からも経済状況としては活力がある県だということで、この間も鹿児島銀行が進出していますし、経済状況としては大変見通しが明るいと。ところが、沖縄県の財政状況としてはこのような脆弱な財政基盤だというバランスについて、代表監査委員としてどのように捉えているのか。その辺の意見をお伺いします。

○知念建次代表監査委員 元気な県というのは確かです。それはある意味では、一括交付金等含めて県全体の経済力等も非常に大きな要因になろうかと思えます。ここで言う財政力指数とは、あくまで県財政の分析上での話で、財政力指数が低いから元気ではない、病気だということには必ずしもなりません。ただ、やっぱり一般財源というか、自主財源で自分たちの財政運営といいますか、行政運営を賄える状態が非常にいい状態であることは間違いございませんので、そういう面ではやっぱり自主財源をふやす。自主財源で一番肝心なのは税、地方税をふやす政策は引き続き必要だということを行財政運営の意見の中では述べているつもりでして、決して財政力指数が全国で下位だから、沖縄県は元気がないですと言っている状況ではございませんので、ひとつ御理解を願います。

○山内末子委員 何となく財政力指数が低いと、財政的に県はとにかく病気のなだというイメージを、県民やその他がぱっと聞いたときに、そういう感じを受けるとというのが普通の皆さんの意見でしたので、一応そういった意味で、今本当に沖縄県の経済が大変注目されているという意味でも、しっかりそういった自主財源をとにかくふやしていくためには、経済を高めなければならないというバランスをもっと

しっかりとしたものにしていくためにも、やはり県の財政的な問題も、課題をしっかりとみんなでクリアしていくための方向性を持つていくことはとても大事だと思います。そういう意味で、この第7次沖縄県行財政改革プラン、これが今、とても功を奏していると皆さんの審査意見書の中にもあると思えますけれども、そのプランについて、歳入と歳出のバランスをしっかりと図っていくということと、あと、県税収入だけではなくて県有財産の利活用とか、そういうところもこのプランの中ではしっかり取り組んでいるところだと思いますけれども、その辺について、代表監査委員としてはどのようなお考えを持っているのか、少しお聞かせください。

○知念建次代表監査委員 おっしゃるとおり、行財政改革プランの実績は平成26年度からスタートしましたけれども、平成26年度の実績を見ている状況では、目標額9億8500万円に対して、実績が14億6700万円余りになっています。それは御指摘のとおり、県有財産の売り払い—いわゆる未利用財産等の売り払い等も図っていて、その効果も目標2億円に対して5億円の効果を上げていて、目標の倍以上の効果を上げていますので、それが9億円を14億円に押し上げている一番大きな要因だと言えらると思います。それにあわせて、県税収入は目標額を確保している状況でございますので、そういう意味では、平成26年度からの行財政改革プランの初年度は、かなり目標額を上回ったことについて評価できると思えますし、その状況が引き続き同プランで反映されて、効果額がなお大きく出てくることを期待している状況です。

○山内末子委員 行財政改革プランについては、我々も本当に期待しているところです。

そしてもう一点、せっかくみんなで頑張っていて、いろいろな形で課題を克服していますけれども、皆さんの報告書4ページの会計処理についての中で、職員による公金着服という不祥事がありますけれども、これは一体どういった問題があったのか少し教えていただけますでしょうか。

○知念建次代表監査委員 ことしに入って新聞等でも報道されている、那覇県税事務所においてその公金着服の事件が発生してしまっていて、職員の処分等がなされている状況です。

○山内末子委員 こういった問題は、公務員に対する県民からの視線は大変厳しいものがありまして、本庁内だけではなく出先機関も含めて、ここは代表監査委員あるいは会計管理者からどうこうという立場ではないと思えますけれども、やはりその点は全庁

的な体制で、皆で考えていかなければならないと思いますけれども、その辺を会計管理者からこういった不祥事に対する方向性といいますか、お考えを少しお聞かせください。

○金良多恵子会計管理者 今回の事件は、出先機関で当事者である庶務担当職員が予算の執行担当と出納員を補助する会計担当を兼ねていたことから、調書の作成から支払い確認、出納員の印鑑の使用を1人でやっているという状況がございました。そういったところで、やはりチェック体制がうまく働いていなかったという事情がございましたので、ここら辺については、会計管理者としてもきちんと指導する責任がございましたので、そういった一報があったときに各出先機関を調査いたしまして、状況を確認し、こういったことが起こらないようにという指導の徹底をしていきたいと考えております。

○山内末子委員 ぜひよろしく願いいたします。やはり1円たりとも公金ですので、県民の信頼をしっかりと得るようなチェック体制を会計管理者も含めてよろしく願いしたいと思います。

最後にもう一点、病院事業局の経営改善の取り組みについて、1点だけお願いいたします。この中で、医業収益は患者1人当たりの診療評価をしたことによつて、入院収益、外来収益ともに増となっています。その増とともに、医業費用も増加しているということで、この医業収支の改善はいつごろまでに達成できると予測しているのか。その辺のところをお願いいたします。

○知念建次代表監査委員 医業収支がいつまでに改善できるのかということについては、ぜひ病院事業局のほうにお尋ねをお願いしたいと思います。

今回の医業収支で医業収益も増加し、医業費用も増加しているという状況ですけれども、特徴的なことをいえば、医業費用の中の会計基準の見直しで、退職給付引当金を新たに計上したことが大きな要因ではございます。ただ、医業収支については、これまでマイナスの状態が結構続いていますので、やはり本業である医業収支を改善することが、安定化に向けての取り組みとしては一番必要なことだと思います。ただ、医業収支の改善につきましては、医師の確保、施設基準あるいは費用の縮減等いろいろな要素が入ってきますので、我々の段階でこれを直したらいつまでにできるとか、そういうことは非常に困難な状況でございますので、ぜひ担当部局のほうによろしくお願いいたします。

○新里米吉委員長 吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 沖縄県歳入歳出決算審査意見書の

82ページ、平成26年度繰越の状況（要因別）というところでは、いわゆる繰り越しが多いということは、事業の計画性に問題があるのではないかとすることを私は言いたいのです。その計画性について、監査委員の判断を少し求めたいと思ってます。

○知念建次代表監査委員 82ページの繰越状況の要因として、用地取得難、関係機関との調整のおくれ等が入っていて、トータルとしての計画性と理解してよろしいでしょうか—事業を行うときには、当然、補助事業であれば事業認可等、あるいは事業計画等をきちんとつくって事業執行に進んでいるという理解はしています。ただ、事業の執行途中で用地取得を8月までにやる予定が、相手との交渉があつておくれたとか、そういう状況の理由がここにある用地取得難によるおくれとか、関係機関との調整によるおくれ、本来計画しているものが、こういう状況でおくれが生じて繰り越しの要因になっているということで上げさせてもらっていますので、計画性そのものは、各部局において最初の段階できちんと持った上で、事業執行にかかっているという理解をしています。

○吉田勝廣委員 計画性について問題があるから、ここに要因が書いてあるわけですね。だから計画が例えば3年前、5年前からあるかといったら、それは私の行政経験としてあります。この繰り越しをやって、後は事故繰越になって、次は不用額へと展開していくわけです。そういうことがあるものだから、この計画性を事前にきちんとしておかないと。これは会計監査の指摘もあるだろうし、これから一括交付金問題で内閣府との交渉の中でもいろいろ出てくるので、監査委員としてこの計画性はこれだけ明確にあるわけだから、いつからやったのか、どうなのかという精査はやっぱり必要ではないかと思えますけれどもいかがですか。これは会計監査しか指摘できないはずですよ。

○知念建次代表監査委員 なかなか各公共事業等をそれぞれの計画から執行まで個別に見ていくということは、なかなか今の陣容ではかなり厳しいところがあると……。

○吉田勝廣委員 そこまでは言っていないです。主なもので。

○知念建次代表監査委員 主なものと言いましても、まず1つに、工事に係る分については少し視点が違うかもしれませんが、今、工事監査という形で外部委託をしていて、ある面では少し効果を上げている部分はあります。ただ、なかなか全体的に、そういう工事関係を監査の場面で現場まで逐一見ていくと

というのは、今の状況では困難だと言いきりません。

○吉田勝廣委員 僕が言ったのはそういう意味ではなくて、ロードマップがありますよね。5年でやるという計画性があるのです。やはり設計変更とか、たくさんあるではありませんか。計画変更しましたとかあるわけだから、これを事業計画するとききちっとしたものがないと、逆にこういうことになるわけです。そこはやはり監査が、どういう形でこの計画を変更するのかとか—これは主なものです。大きい数字が上がってきて、例えば、ここにある沖縄振興特別推進交付金は先ほども言いましたが、やはり執行率としては繰り越しも大きいわけです。そうすると、繰り越しはまた繰り越しを生むという予算措置の現象が出てくるわけです。ですから、そういうことがないようにするためにはどうすればいいかということ、監査委員も含めて事業計画者と一度議論する必要はあるのではないかと思うわけです。

○知念建次代表監査委員 一昨年から導入しています工事監査の視点については、工事監査も抽出をして、その抽出した工事箇所を外部の監査人—技術士を持っておられる方に委託して、工事監査をしてもらっています。その分においては、設計変更の時期あるいは設計変更の数等については、結果として多かったのではというような指導をしている事例がここ二、三年で出てはいます。そういう意味でしたら、少しずつ手がけている状況にはございます。

○吉田勝廣委員 まあいいでしょう。繰り越しの概念みたいなもの—繰り越しは繰り越しを生む。そしてまた事故繰越があつて不用額を生む。せっかく持ってきた予算を今度は返さなければならぬ。経済の循環をするためには、やはり基本的には繰り越しはないほうがいいわけです。ですから、そういうことを含めて、今後どうするのかを考えたほうがいいのではないかと私は思います。

それで、地方交付税の問題ですけれども、例えば基地関係の交付税—いわゆる9条予算とか3条予算がありますね。いわゆる基地を抱える県として、例えば125億円ぐらいの傾斜配分とかもありますよね。こういう収入と、この中であらわれていないのは、沖縄県が米軍専用施設の74%を抱えていると。すると、沖縄県が基地があるゆえに支出する額と基地があるために国から交付されるお金、こういうものも一度会計監査の中で精査をして、沖縄の特徴的なものをきちっとすべきではないかなと私は思いますけれども、そこは監査の立場からいかがですか。

○知念建次代表監査委員 いわゆる交付税算定の基

準財政需要額、基準財政収入額にかかわる部分—多分、それはかかわる部分になってくると思うのです。交付税の算定は御承知だと思いますけれども、基地の部分だけを抜き出してどうのこうのという話ではなく、先ほど申し上げたように、当然、基準財政収入額、基準財政需要額にかかわってくるのだと思いますし、その内容等について各部局、その担当部局以外ではなかなか算定する根拠といいますか、算定する状況にはないですので、ぜひそこは、総務部財政課等とのやりとりが必要かと思えます。

○吉田勝廣委員 例えば自主財源がない、自主財源を税収から得るにはどうすればいいか。もちろん、これは経済を活性化するのは必要である。しかし、米軍基地の関係では、税として取るべきものを取っていない。例えば揮発油税とか、または米軍車両は税金を取っていませんよね、自動車税を取っていませんよね。そういうものも、例えば嘉手納飛行場に離発着する飛行機へのとん税もありますよね。ある意味ではまた沖縄県は広域で海洋立県だから、海も地方交付税の算定対象にしたらどうかという議論も出てくるわけです。ですからそういう一つの工夫、これは一つの問題点として考える必要があるだろうと。ただ、私が今言っているのはもっと現実的です。例えば今、米国ワシントンに事務所を構えたのは、やはり何千万円単位で必要としている。基地がなければそういうことも必要ない。また知事が米国に行ったり、いろいろなところへ行って、支出が多いわけです。ですから、そういう支出が多いものはやはり—詳細ではなくてもいいので、ある程度具体的に、ここはきちっとして、収入は幾らかと。県が基地があるためにどれだけの国庫支出金を得ているかどうか。監査として分析する必要があるのではないかと思います。そういうことによって、またこの中に項目を1つ入れると、毎年各部局から上がってくるわけです。そういうことをすることによって、いかに財政出動をしているかという証拠になるわけです。なぜ私がそういうことを言うかということ、私も金武町長のときに相当分析をしました。そのようにしなければはつきりわからないのです。基地があるために財政があつていいですねと言われるのです。基本的にそういう誤解を生んでいるのもたくさんあるので、そこはきちっとしたほうがいいのではないかと。

○知念建次代表監査委員 理解はいたします。ただ、なかなか難しい面があると思います。一つには、ワシントンに事務所を構えることが特殊要因であるかどうか。それは各県によって特殊要因とか、多分、普通交付税か特別交付税かの範疇かもしれませ

んけれども、そういう要因はそれぞれに分析されてしかるべきだとは思いますが。ただ、それを監査の立場で分析することが可能かどうかということについては、かなり疑問があります。いわゆる計画、施策、経営の分野においては一監査は結果において審査をし、監査をしている状況でございますので、計画途中の施策の状況にどこまで踏み込めるのかということについては、かなりの疑問があります。

○吉田勝廣委員 言わんとするところはわかりますよ。けれども、やはり監査の立場でも一つの方向性を、一度財政当局とやることも必要ではないかと私は思うのです。そうしなければ誤解を生む。まあそれはいいでしょう。

例えば今の税込、去年から約100億円上がってますか。この税込は消費税が上がったと書かれているけれども、この消費税の配分方法一国は幾ら、県は幾ら、あと市町村分が幾らか教えていただけますか。これはわかりますか。これは総務部しかわかりませんか。

○金良多恵子会計管理者 平成26年4月1日に税制改正に伴い、消費税率が引き上げられております。5%から8%になったことで、8%のうち、国に入る部分が6.3%、県に地方消費税として入るのが1.7%となっております。

○吉田勝廣委員 これは国が決めることだからということで、例えば配分の比率を自主財源という意味で、例えば、この消費税率が上がることによって40億円ぐらいの収入が書かれていますから、この消費税率が上がって一入ってきた要因は何ですか。観光客がふえたとかもあるのではないですか。もちろん消費税率が3%上がったことによってもあるかもしれないけれども。

○金良多恵子会計管理者 消費税率が引き上げられたこととあわせて、一括交付金等の創設などが寄与して、本県の主要な経済指標に良好な結果があらわれておりまして、経済状況が好調であることが原因かと思われま。

○吉田勝廣委員 一人一人の個人の税金だとか、法人税にあらわれていますか。

○金良多恵子会計管理者 経済状況に良好な結果があらわれていることはありますけれども、消費税率が上がったことによる具体的な数字については、こちらでは把握しておりません。

○吉田勝廣委員 やはり消費税率が3%上がったことによって、これはわかりますよね。ただ、3%上がって40億円全てではないですよね。全てではないので、例えば法人税が幾ら上がったとか、個人税が

幾ら上がったとかありますよね。そういうことによって、購買力が上がったから消費するわけです。観光客が今までは500万人。600万人と観光客がふえたことによって購買力が上がってきた。それによって消費税収入がふえたのではないかという分析はやらないのですか。これは総務部の管轄ですか。

○金良多恵子会計管理者 そういった細かい分析につきましては、総務部によりしくお願いいたします。

○吉田勝廣委員 もう一つ。国庫支出金がふえたことによって、皆さんの指摘の中に財政的なものがありますね。いわゆる高率補助制度によって、実質公債費率は低いですよ。これは全国的に言って、公債比率の比較はうんと低いわけですよね。高率補助の持つ制度—こういうことに関しても、また具体的になるからだめですか。高率補助ということでここに指摘してるものだから。私も高率補助はよく調べてはいますけれども、高率補助によって実質公債比率、自己負担が低くなるから、公債比率は低くなりますよね。そしてもう一つは、一括交付金などの事業を進めることによって、事業が大きくなれば比例して公債費が上がりますよね。ですから、これは国が沖縄振興特別措置法によって高率補助をやっている影響なのか。そこを少しだけ言っていただけますか。

○知念建次代表監査委員 公債費比率が今現在、全国より低い状況にあるという要因は、高率補助による要因が一番大きいと思います。

○吉田勝廣委員 だから、高率補助と地方交付税の比較検討です。これはまた将来しなければならぬと思いますが、いかがですか。

○知念建次代表監査委員 確かに、高率補助による国庫支出金の額等についても、平成25年度現在で沖縄県は1位でございますし、逆に交付税は17位の状態でございます。確かに、その分起債等の関連もありますし、裏負担の一般会計を拠出する関係もございまして。地方交付税は、資本の一般財源の補填策としても知られていますので、そういう面においては、国庫がより多く来ている分、交付税に影響があるということは言えると思います。ただ、それがどのぐらいの影響であるかということについては、我々は算出する材料を持ち合わせていませんので、御勘弁お願いいたします。

○吉田勝廣委員 恐らくこれは財政当局が分析をして、高率補助と地方交付税の関係とか、国庫支出金と基地関係の支出金とかの関係などを詳細に分析することによって、県民に明らかにしたほうが良いと私はいつも思っています。ですから、高率補助イコール、エースではなくて、やはり高率補助と地方交付

税とかいろいろ比較検討しながら……。極端に言うと、高率補助がプラスだから一括交付金が出てきたわけですね。ですから、あのかの民主党政権が高率補助を廃止して、一括交付金に切りかえようではないかという議論があって、それで沖縄県は沖縄振興特別措置法にこれを入れたわけです。だからこそ沖縄1県だけだということがあるので、そこをもう一度、高率補助プラス一括交付金、プラス地方交付税を比較検討することによって、もっといい方向性が出てくるのではないかと。ぜひ監査委員の皆さんもその辺どうか。指摘できますか。指摘ができなければ、何かいい方法はありますか。

○知念建次代表監査委員 済みません、繰り返しになりますけれども、結果としての分析の状況で、こういう状況になっていますということは我々の段階でも言えると思います。ただ、交付税をふやすのがベターなのか、国庫をもっとふやすのがベターなのかという議論に我々が加わるというのは、なかなか加われない部分がございます。

○新里米吉委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 病院事業の監査意見を伺います。最初に、経営改善についてどうなったのでしょうか。各種加算の取得率やコメディカルなどを増員されたということだと思のですが、いかがでしょうか。

○知念建次代表監査委員 各加算の取得状況で、今、我々が把握している部分について、施設基準の部分では一般病棟の入院基本料、県立中部病院—中部病院や県立南部医療センター・こども医療センター—南部医療センターで施設基準の加算措置がされたと聞いていますし、総合入院体制加算や医師事務作業補助体制加算等であると聞いています。平成26年度に新たに取得した施設基準として、診療録管理体制加算、あるいは急性期看護補助体制加算等々について新たに施設基準を取得したことも聞いています。

それからコメディカルの状況ですが、コメディカルはいわゆる理学療法士、作業療法士の範疇のコメディカルでよろしいでしょうか—コメディカルの増員も、たしか平成25年の条例改正で定数が増員されたと聞いています。そのコメディカルの充足状況については、今現在、計画的に職員採用を行っている聞いています。そのコメディカルによる影響というか、その分についてはいわゆるリハビリ部門の充実、強化につながっていると聞いております。

○西銘純恵委員 医師確保、そして医師が不足していることに対する利益や不利益は、どのような意見を持っていますか。

○知念建次代表監査委員 基本的に公的機関であり

ますので、いわゆる医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供する上では、医師の確保は必要な状況です。もう一つ、医師の充足により経営の安定化にもつながる部分があると思いますので、その両面から医師については充実強化を図っていただきたいと考えております。

○西銘純恵委員 休床病床の改善はあったのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 看護師不足による休床はないと聞いています。

○西銘純恵委員 平成25年度まで休床があったのですが、平成26年度は休床病床がなかったということでしょうか。

○知念建次代表監査委員 多分、中部病院や南部医療センターでの状況だと思いますが、そこら辺は病院内部のいろいろな運営、運用の部分にかかわる状況であり、我々でなかなか把握できない部分がありますので、少し御勘弁を願いたいと思います。

○西銘純恵委員 17ページで見ていますが、消費税3%増税について先ほども質疑がありましたが、病院事業にかかわる影響はあるのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 申しわけございません。具体的な数値等については、病院事業局に御確認をお願いいたします。いわゆる消費税への影響分について、確かに仕入れにかかる部分、薬品、診療用材料等についての費用の増加が見込まれることは承知しています。ただ、その分においては、診療報酬にそれを含める形で単価設定を行っている聞いておまして、その中身でどこに幾らとか、薬品費で購入費が幾らで、その消費税の影響分が診療報酬上どうカウントされ、どう影響が出てきたのかについての把握までは少しできていませんので、御勘弁願います。

○西銘純恵委員 今、私が17ページを言ったのは、損益計算書で医療外費用のところでは雑損失、平成26年度が14億円余り、平成25年度は8億6400万円ということで5億円余りふえています。この中に消費税分の持ち出し、3%分が上乘せされているのではないかと。ということで、これが何らかの形で一般会計—県財政に1.7%消費税分が地方税として入ってくるといふことであれば、この病院事業そのものが損失を受けるといふ、消費税に関連するものはきちんと一般会計から補助していくと。負担をきちんと充てていくのが大事ではないかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○知念建次代表監査委員 雑損失の10億円余りの状況が、去年の8億6000万円との差額分、5億6000万

円の中で消費税分がどれだけかというのが先ほどの答えになります。我々の段階でその中身まではなかなか計算できない状態ですので、そこは病院事業局に御確認をお願いしたいと思います。

○西銘純恵委員 平成26年度の決算は、消費税が増税されたときだったわけですね。ですから、やはりそこら辺については1つの大きな観点として、県財政にどう入ってくるのか、どう出ていくのか。実際に1.7%入ってくるけれども、それ以上に県財政に持ち出しがあるのかというのは、私は質問をしたりしてやはり執行部にもたすべきだったのではないかと思います。これは病院事業局に聞きます。

前の16ページですが、1床当たりの一般会計からの繰り入れについて、全国との比較はどうでしょうか。前年度比もお尋ねします。

○武村勲監査委員事務局長 沖縄県病院事業会計決算審査意見書の16ページ、そちらのほうに1床当たりの繰入額、前年比較がございます。収益的収入に係る繰入額が217万3000円、そして全国との比較で171万6000円少ないと。そして資本的収入に係る繰入額、これが93万7000円。これも全国比にして37万3000円少ない状況です。その合計ですが301万円。これも全国比にして208万9000円少ない状況となっています。

○西銘純恵委員 平成25年度はいかがだったでしょうか。

○武村勲監査委員事務局長 平成25年度もほぼ同様な形で推移しておりまして、昨年度の決算審査意見書から見ておりますけれども、収益的収入に係る繰入額、これが220万5000円。これが全国に比して151万8000円少ない。さらに資本的収入に係る繰入額、これが93万9000円。全国に比して21万9000円少ない。さらにその合計額は314万4000円。これも全国に比して173万7000円少ないと。全国より少ない状況で推移しております。

○西銘純恵委員 同じページのオです。他会計繰入金対医業収益比率、これも全国と比べてどうでしょうか。

○武村勲監査委員事務局長 平成26年度でお答えします。医業収益に対する収益的収入に係る他会計繰入金比率は10.7%。これは全国平均31.3%を下回っている状況でございます。

○西銘純恵委員 病院事業というのは、代表監査委員も最初に話されましたけれども、企業会計の基準見直しをするけれども、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営をされているかどうか、ここが肝心なところであるわけですね。先ほど会計基準の見直しがありましたけれども、監査委員は何

と何を比較できるようにするために見直しがなされたとおっしゃったのでしょうか。これは、今後独立行政法人や民間やそういうこともおっしゃったので、そういう全くの公のものから民間経営に持っていくような会計基準の見直しになっているのは明らかであり、やはり公費を、県民の医療を守るという県立病院の性格が、そこからどんどん民間にという流れになっていく大きな会計基準になっているのではないかと思います。先ほどは独立行政法人になった国立大学病院がそのようになっていったとか、民間病院との比較ができるようにとおっしゃったので、まさしくそういうことを指摘します。そして、一般会計からの繰り入れが前年度に比べても少なくなっているわけですね。そういう意味では、ずっとこの公的な医療をやると、採算のとれないのをやるときには、一般会計からの繰り入れをしっかりとやらなければ医療の質が落ちていくということで、繰入問題はずっと私は指摘をしてきました。ですから、今回また1床当たりの繰り入れも減っているということであれば、ぜひ全国との比較も含めて意見を述べていただきたいと思うのですが、この一般会計からの繰り入れについて、監査委員の御意見はお願いできますか。

○知念建次代表監査委員 繰り入れにつきまして、一般会計からの繰入金、平成26年度の決算総額で65億8500万円余りだと思います。それにつきましては、いわゆる繰入基準、あるいは基準外というのを病院事業局と総務部との間で調整がなされて、その65億円という数字の繰り入れがなされているものと理解しています。

○西銘純恵委員 一般会計についてお尋ねをします。まず執行率について、他県との比較もあわせてお尋ねします。

○金良多恵子会計管理者 沖縄県の平成26年度の決算、一般会計で申し上げますと予算額が8582億1676万7000円で、支出済額が7362億9418万8000円となっております。執行率では85.8%となっております。全国との比較は少しデータを持ち合わせていないのですが、沖縄を除く九州平均が93.2%となっておりますので、九州平均と比較すると7.4ポイント下回っている状況でございます。

○西銘純恵委員 先ほど、一括交付金の執行率について相当低いというやりとりがありましたけれども、これは会計管理者がいいのでしょうか、執行率が低いというものに対する見解、監査委員もそうですけれども、要因はどう見ているのでしょうか。

○金良多恵子会計管理者 まず、事業計画の変更や

関係機関との協議のおくれ、外部要因などにより予算を翌年度に繰り越すことで、執行率を押し下げているものと考えております。特に、沖縄振興特別振興事業などの大型事業の増ですとか、沖縄振興公共投資交付金の市町村事業の繰越額の増により、依然として繰越明許費の計上が高い水準となっていることから、執行率が低下しているものと聞いております。

○西銘純恵委員 九州各県と比較しても、ソフト交付金については70%台で、繰越分でも82%ですよ。現年度のハード分については6割もない。繰り越しでやっと94%にいくという、こんな水準ですよ。ぜひ一つ分析をしてほしいと思うのですが、この予算額増加、相当ふえている。一括交付金という仕組みも変わったものに対して、この職員体制そのものがそれに見合った体制として拡充されていないのではないかという視点を持っているのです。この職員体制についても、どんなやりとりがあったのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 確かに職員体制については、一括交付金の導入時にハード交付金等々について、技術者の問題もいろいろ出ているかと思えます。しかし、その監査をする上で、その執行体制云々について、執行率を向上させるために万全の体制をとってくださいという言い方はしますが、それでは個々の事務所で算定するというのはなかなか難しいものがございまして、やはり各部局でトータルとしてきちんとした人員、体制をとっていただきたいという意見は述べさせてもらっています。現在、充足されているかということ、見方としてはまだ少し厳しい状況にあることは把握しているつもりですが、具体的な数値については、こちらのほうではまだ把握しかねている状態でございます。

○西銘純恵委員 やはり、職員執行体制が厳しい状況にあることを指摘されているのであれば、執行率を上げるためにも、職員体制をきちんと拡充するという立場で各部局にも厳しく求めていかなければいけないと思っています。

次に、収入未済額について、一般会計、特別会計、それぞれに対する御意見をお願いいたします。

○知念建次代表監査委員 収入未済額ですが、一般会計では県税の収入未済額が多うございます。特別会計のほうでは、沖縄県小規模企業者等設備導入資金の、高度化資金貸し付けによる収入未済が多いという状況でございます。

○西銘純恵委員 この収入未済に対して、沖縄県における今後の債権管理に関する方針を総務部が出し

たということですが、これも記述されています。内容について大まかに説明できますか。

○知念建次代表監査委員 名称としては、沖縄県における今後の債権管理に関する方針として、平成27年、今年度の8月10日に知事の決裁が受けられているようでございます。基本的な考え方として、債権管理の目的が歳入の確保にあるという基本的認識のもと、最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治運営の原則を踏まえ、債権管理に当たっては、その滞納発生時に迅速な対応を可能とするため、契約など債権発生時に滞納に備えた方策に取り組むこと。2番目として、督促、催告、調査、処理方針の決定の実施、また、その上で明らかに回収不能の債権は、放棄という手段により債権を消滅させるなどの考えを取り入れた管理方針を策定しております。

○西銘純恵委員 病院事業とも関連するのですが、恒常的な貧困などの中で、沖縄県民の県営住宅の家賃滞納などでは福祉につなげていくとか、いろいろ出たわけですか。ですから、債権放棄というものが明確に出されたら、きちんと会計処理をしていくことができるものだと思いますので、これがまたいろいろな意味で一県からすれば未収金ですが、払う側からすれば、払わないといけないけれども、ずっと債権が追いかけてくる、どうしようというようなものを、きちんと発生するときから福祉につなげるものはつなげていくとか、そういう観点でやっていけるものだと思います。これを今後期待したいと思います。

最後に、不納欠損の処理に至るまでの方法をお尋ねしますが、80ページで、県税の不納欠損が大きいとおっしゃいましたが、先に個人税の不納欠損についてまとめた見解、何か意見はありますか。

○知念建次代表監査委員 いわゆる県税の債権ですが、地方税法での消滅の状況を御説明いたします。初めに、1点目に滞納処分ができる財産がない場合などに、その滞納処分の執行を停止することができる。その後も資力等の回復からの結果、執行して3年間継続したときに消滅します。2点目に、その滞納処分のできる財産について執行停止をしたのですが、その後も徴収することができないのが明らかである場合には、納入義務を即時消滅させるということ。3点目には、その消滅時効として5年間、徴収権を行使しなかったら消滅するという状況で、県税への債権消滅についての運用がなされています。

○西銘純恵委員 具体的に答えていただいたのですが、80ページで県民税の個人県民税で滞納繰越分、

時効完成などいろいろ出していますけれども、消滅時効によるものなどありますが、個人県民税で滞納がふえたというのに対して、何か意見を持っていますか。

○新里米吉委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知念代表監査委員から、当該資料は総務部から提供いただいた資料であるが、滞納した理由等詳細な資料は持ち合わせていないことから、総務部に確認願いたい旨説明があり、再開して質疑を行うことになった。)

○新里米吉委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 総務部に聞くものだと思うのですが、やはりこの税の滞納が多いとか、徴収率がどうなのかというところを見て、県民の状況がどうなのか把握できるようにぜひやってほしいと。部局もそうですが、監査委員や会計管理者の皆さんも共通認識できるようにと思って質疑したのです。

それでは、最後に聞きたいものも答えられましたらお願いします。法人税の不納欠損などありますけれども、国や県の制度を活用して税を払わなかったということが、具体的に監査の中で出ていませんか。

○知念建次代表監査委員 それも申しわけないという状況ですけれども、不納欠損を生じたところが特別会計で、今回はさきの2月議会で議案に上ったコリンザの件ということで、これが大きく三十何億円かの状況です。そういう状況は承知しています。その大きい、主要な状況については把握している状況にあります。県税についても、個人県民税の徴収率が伸びている、不動産取得税がかなり伸びている状況については把握しているつもりですが、その滞納処分の中身、内訳等々までについては、申しわけございません、総務部のほうでお願いいたします。

○新里米吉委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、事業執行についてお尋ねしたいのですが、繰り越しの主な要因ということで、用地取得の難航などがあって、先ほど吉田勝廣委員からもありましたように、82ページを見ると、その他の分の比率が大きいですよ。24%がその他で237億円ということですが、その他というのは大まかにどういう部分があるのですか。これも土木建築部しかわからないということですか。その他ということですから、全体のものでしょうか。

○知念建次代表監査委員 大変申しわけございません。この繰越状況という資料は、審査意見書に添付

する資料として各部からこの様式でとっているものですから、その内訳までは入手していないので、その他の内容についても掌握し切れていない状況でございます。

○當間盛夫委員 これは監査として、もっと厳密に各部署がどういう状況だということを把握すべきだと思います。皆さんは執行管理を徹底し、計画的かつ効率的に実施していただきたいということで、監査の意見の中で行いますよね。それなのに、その他がこれだけの金額で、まあいいかということにはならないはずですよ。これは皆さんも、我々にはその陣容がないということになれば一いわゆる識名トンネルのときはこの監査がなかったということで、工事監査は外部に委託しているということがありましたよね。あの識名トンネルの状況と比べて、今の皆さんの監査体制はどのように変わったのか示してもらえますか。

○知念建次代表監査委員 平成25年度から平成26年度における監査の体制ですが、事務局体制で参事の一人が併任発令で16名から17名になっています。今年度から定期監査等々の役割をきちんとさせようということで、監査監という職制をつくってもらいました。その監査監を、例えば定期監査などを担当する一般監査のグループ、病院・水道事業を担当する公営企業監査グループ、それから工事監査や行政監査などを担当する特別監査グループということで、内部グループごとに監査監という職を配置して、それぞれの役割の明確化を図っていくということですが平成27年度はやっております。

○當間盛夫委員 識名トンネルの状況とはまた一段と違って、一括交付金については先ほどからもずっと出ていて、今は監査の要望が多いと思うのです。その中で、県分の500億円は県の皆さんができるのでいいですが、市町村分の300億円に関しては、先ほど市町村は市町村で監査をしているということですが、実際には県から出ているわけですよ。この中でも、市町村事業に係る沖縄振興特別推進交付金では約22億円の不用額が上がっているわけですから、これは各市町村が監査をやっているからいいのでしょうか。やはり市町村分の300億円の沖縄振興一括交付金事業がどうあるべきかと一那覇市で龍柱の問題が出てましたが、それだけではなく、ほかのところにも私はあると思うのです。それを県が監査においてどのように携わるのかというのを、各市町村とどう連携をとっていくのか等々も含めて、このあり方をどう考えますか。

○知念建次代表監査委員 一般的な話になるかと思

いますが、いわゆる県も市町村も行政単位としては同格でございまして、人数云々、陣容云々もありますが、同様な組織体制でそれぞれに監査委員の制度がございまして、そういう面では、それぞれの監査委員の立場で職務を全うするということが監査の流れでございまして。そこに、今おっしゃったように沖縄振興一括交付金の市町村分を県が取りまとめることになったということで、では県の監査が市町村の監査を飛び越していけるかということについては、今のところなかなか難しいものがあるのではないかと考えております。

○當間盛夫委員 全体をやる必要はないのです。しかし、市町村分で財源が乏しいところは、県がその分を負担しているという一括交付金のあり方もあるわけですから、やはりその辺は皆さんも少し工夫をして、人員がということであれば、どうしても新たな振興策というのは残り5年ですから、監査としてどのような形があるかということは研究すべきだと思っています。

最後になりますが、基金の運用の面で、今、基金の残高がどれだけあるのか教えてもらえますか。

○金良多恵子会計管理者 平成26年度末の現在高は、1466億2657万6000円となっております。

○當間盛夫委員 64ページを見ながらですが、平成26年度は71億円ふえたわけですよ。その基金運用状況ということで主なものを5点ほど出していますが、現在高は1466億円で、基金運用収益は全体で幾らになったのですか。

○金良多恵子会計管理者 基金運用収入は、2億4343万4888円となっております。

○當間盛夫委員 皆さんが出している5点を見ると、その運用状況はばらばらなのです。定期預金にしか入れてないとか、債券をやるところもあれば、その基金によって運用のやり方自体が違うのですが、これは皆さんの指導があるのですか。その基金を運用しているところのやり方ですか。何か皆さんのかわり方もあるのですか。

○金良多恵子会計管理者 基金については所管部局で運用しておりますが、会計課から必要に応じて金利や債券市場の動向の情報提供を行い、両方で調整しながら運用しております。

○當間盛夫委員 1400億円の基金があるわけですから一運用収益が2億4000万円ということですが、これはいろいろな意味で変わるのです。ですから、ただ定期預金に入れておく云々とか、また債券については、その債券のあり方がどうかということも基金によっては難しい面もあると思います。しかし、

会計管理者はプロの目から運用収益の資金運用がどうあるべきかということも、皆さんもいろいろな意味で前々から言われているところもあると思います。が、頑張って資金運用されてください。

○新里米吉委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 多くの方が聞かれている一括交付金の執行状況ですが、この3年間を振り返りまして、特にハードの部分の執行率と繰り越しのあり方について、監査としてどのような御指摘をされたのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 午前中にも少しお答えしたかと思うのですが、ソフト交付金の執行率については改善されている状況だと見ています。ハード交付金ですが、内容的に部局の中では土木建築部が一番低かったため、土木建築部について重点的に内容を把握したところ、モノレール関連の用地取得や物件補償等で、平成25年度から平成26年度の繰り越しに至っている状況がかなりの額を占めたものですから、その要因分析をある程度させていただきました。ただ、県全体では公共事業執行推進本部で知事を中心とした各部局長が執行体制をとっていますし、土木建築部の中でも、課・所長会議で多分月に一度執行状況のチェック等は行っています。そういう場でも、徹底した進行管理をやってくださいという意見は、監査のときに指摘しています。

○比嘉京子委員 一括交付金が入ってきて3年になるわけですが、その3年で今回が特段に悪いというわけではなく、常にハードの面では50%弱で推移しているわけですよ。その推移について、何か今のような1つの事業云々、それが大きく占めているのかもしれませんが、3年間で徐々に上がってきているが、推移を見ても殊さら執行率が改善されたという様子は、特にハードでは見られないと私は思っています。それについて、ことしばかりではなくこれまでの推移を含めて、会計監査から見た御指摘はあるのかという御意見を伺ったところです。

○知念建次代表監査委員 たしか一括交付金の導入初年度は、交付決定のおくれ等々が大きな要因になっていたかと思います。それについては今、交付決定等はかなり改善されていて、その要因というのはなくなっているかと思っています。あとは、それぞれ執行する部局の進行管理、執行体制によるものだという理解をせざるを得ないかと思っています。ただ、これだけ額が急激にふえていますので、その分ではいろいろ御苦労なさっていることは理解しますが、やはり80%台ではなく、何とか90%台に引き上げるような努力は引き続きやっていくべきだという見解を

持って、監査等には臨んでいるつもりでおります。

○比嘉京子委員 ソフトの面では、繰り越しを入れると90%台になるのですが、それでも不用額の面から見ると単位が大きいです。そのことも我々としては非常にもったいないと思うのですが、この件は監査の皆さんにどこまで聞いたらいいいのか、先ほどから私も苦慮しているところですが、例えば監査の立場から、大きな目で両方あわせた御指摘というのが、特に今回は見当たらないので聞いているのですが、特に何か進言等はなされたのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 監査委員トータルとして、不用額についても意見に述べているとおりの指摘はしていますが、不用額と繰り越しの状況の関連で申しますと、こう言ったら少し語弊があるかと思うのですが、まずは不用額をなくすことを重点にすることが基本だと思います。当然、繰越額を少なくし、不用額も少なくするというのがベストではありますが、どちらかを重点にやるかということであれば、不用額を少なくすることに重点を置いてやっていただきたいとは思っています。

○比嘉京子委員 次に、自主財源をいかに充実確保するかという御指摘がある中で、特に県税についてお聞きしたいと思います。先ほどからもありますように、県税で例えば自動車税、軽油引取税、それから不動産取得税について、時効はそれぞれあるのでしょうか。

○金良多恵子会計管理者 地方税法第15条の7第1項の規定に該当する場合一細かい中身はわからないのですが、滞納処分の執行停止による法的措置を講じ、同法第18条の規定により5年時効が成立することになっております。

○比嘉京子委員 いかに自主財源を確保するかといったときに、沖縄県は公債比率等は高率補助でというお話がありますが、自主財源の中で大幅にふやすことができなかつたら、いかに不納欠損をなくしていくかという方法をもっと真剣に一全国と比較しても、沖縄県は決して徴収に対しては改善の高い県だという評価を得てないように思うわけです。それを見ますと、この自動車税もそうですが、非常に改善されてきて、例えばいわゆるコンビニ収納などで徴収能力はアップしてきたと思うのですが、今回の県税の不納欠損に対して、皆さんは減ったという意識でいらっしゃると思うのですが、県税の徴収に関する考え方といいますか、徴収率をアップさせるための皆さんの御指摘として、どういうものがあるのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 監査の立場としても、い

わゆる県税の徴収率のアップについては繰り返し言い続けている事項であります。県税徴収率も、御存じのようにマスコミ等でも掲載されていましたが、ここ数年でかなり向上されています。一番改善が見られるのが自動車税です。それはコンビニ収納など、ある意味ではいろいろな工夫をした実績があらわれてきていると思います。あと、もう少し取り組んでいただきたいのが個人県民税です。不納欠損の額が大きいのも、個人県民税が大きい状況になっています。個人県民税というのは、市町村等の連携をなくしてはなかなか徴収率のアップにつながらない要素があるものですから、そこは総務部も連携について取り組んでいる状況ですので、その成果を見守っているところです。ある面では、年度ごとも成果は着実にアップしていると理解しています。

○比嘉京子委員 もう一点、Yナンバーについてお聞きしますが、どこまでお答えいただけるかわかりませんが、自主財源のアップを常に目指しているので、例えば県民並みにYナンバーから自動車税を徴収すると、差額は幾らぐらいになるのでしょうか。

○金良多恵子会計管理者 平成26年度の定期賦課における米軍人、軍属等の自動車税の課税額の件数は、2万4951台となっております。課税額で申しますと3億1138万円となっており、それを一般県民並みの税率に置きかえて算出した場合の税額は10億942万円となります。その差額が6億9804万円となっております。

○比嘉京子委員 この約7億円近いお金は、どのように沖縄県に補填されているのでしょうか。

○金良多恵子会計管理者 米軍人等の自動車税については、普通交付税の基準財政収入額の中で、軽減税率を適用して算定していると聞いております。

○比嘉京子委員 少し交付税に曖昧さは感じるのですが、過不足はないという理解でいいのですか。それはきちんと補填されていると。沖縄県として、自主財源に入ってくるべきお金を損失していないという理解でよろしいですか。

○金良多恵子会計管理者 自動車税を民間車両並みに課税した場合における平成26年度の税込減額を試算すると、先ほども申したとおり、約6億9804万円となっております。交付税の影響額が約4億6885万1000円で試算しておりますので、その差額分2億2919万1000円が減収ということになると思います。

○比嘉京子委員 済みませんが、もう一回お願いします。

○金良多恵子会計管理者 2億2919万1000円と試算しております。

○比嘉京子委員 その差額については、沖縄県としてどのようにお考えでしょうか。

○金良多恵子会計管理者 大変申しわけございませんが、私の立場ではそこをどう見るというお答えができませんので、総務部に確認していただければと思います。

○新里米吉委員長 以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

今回は、10月27日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時26分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 里 米 吉

平成27年10月20日

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録

（第1号）

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成27年10月20日（火曜日）
午前10時4分開会
第4委員会室

- 2 平成27年 平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
第7回議会 認定第8号
3 平成27年 平成26年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
第7回議会 認定第20号

出席委員

委員長 山内末子さん
委員 花城大輔君 翁長政俊君
具志孝助君 照屋大河君
高嶺善伸君 玉城義和君
吉田勝廣君 當間盛夫君
大城一馬君 比嘉瑞己君

欠席委員

仲田弘毅君 渡久地修君
※ 決算議案の審査等に関する基本的事項4
（6）に基づき、監査委員である仲田弘毅
君及び渡久地修君は調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 町田優君
秘書広報交流統括監 新垣秀彦君
基地防災統括監 池田竹州君
広報交流課交流推進監 下地誠君
基地対策課長 運天修君
参事兼地域安全政策課長 中田清大君
防災危機管理課長 知念弘光君
総務部長 平敷昭人君
財政統括監 池田克紀君
財政課長 渡嘉敷道夫君
管財課長 照屋政秀君
警察本部長 加藤達也君
警務部長 幡谷賢治君
会計課長 片桐哲君
生活安全部長 大城正人君
交通部長 渡真利健良君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成27年第7回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の概要の説明を求めます。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 平成26年度の知事公室所管の決算の概要について、お手元に配付いたしました平成26年度歳入歳出決算説明資料知事公室に基づいて、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

知事公室所管の歳入決算総額は予算現額28億4632万2000円に対し、調定額21億2588万5904円、収入済額21億2588万5904円、過誤納額、不能欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円となっております。

また、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっております。

次に、歳入を款別に御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額7664万1000円、調定額及び収入済額ともに4840円となっております。

（款）国庫支出金は、予算現額27億1821万8000円、調定額及び収入済額ともに20億7448万5944円となっております。

（款）財産収入は、予算現額4279万4000円に対し、調定額及び収入済額ともに4265万8210円となっております。

本日の委員会に付した事件

- 1 平成27年 平成26年度沖縄県一般会計決算
第7回議会 の認定について（知事公室、総
認定第1号 務部、公安委員会所管分）

ります。

(款) 諸収入は、予算現額866万9000円に対し、調定額及び収入済額ともに873万6910円となっております。

以上が、一般会計歳入決算の概要でございます。

2ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

知事公室の歳出総額は、予算現額48億2477万6000円に対し、支出済額39億8788万9183円、翌年度繰越額4589万980円、不用額7億9099万5837円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は82.7%、予算現額に対する翌年度繰越額の割合である繰越率は1.0%となっております。

翌年度への繰越額は、不発弾等処理事業費に係るものであります。

次に、不用額7億9099万5837円について、その主なものを御説明申し上げます。

(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 一般管理費の不用額2497万8925円は、主に人件費及び物件費の執行残等によるものであります。

(目) 広報費の不用額1015万232円は、主に行幸啓経費の執行残等によるものであります。

(目) 諸費の不用額7755万7707円は、主に地域安全政策事業の執行残等によるものであります。

(款) 総務費(項) 防災費(目) 防災総務費の不用額6億7402万4640円は、主に不発弾等処理事業費の入札残等によるものであります。

(目) 消防指導費の不用額740万2333円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

以上が、知事公室所管の一般会計の平成26年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 平成26年度の総務部所管の一般会計と所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、お手元にお配りいたしました平成26年度歳入歳出決算説明資料に基づいて、御説明申し上げます。

なお、説明の都合上、ページが前後いたしますが、あらかじめ御了承をお願いします。

1ページをお開きください。

それでは、総務部所管の歳入総額について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄) 5239億8433万7980円、調定額(Bの欄) 5210億9373万6102円、収入済額(Cの欄) 5186億6444万5499円、不納欠損額(Dの欄) 2億8236万8480円、収入未済額(Eの欄) 22億9460万4932円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.5%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので御参照ください。

2ページをお開きください。

続いて、総務部所管の歳出総額について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄) 2167億7449万8000円に対し、支出済額(Bの欄) 2155億3758万5370円、翌年度繰越額(Cの欄) ゼロ円、不用額(A-B-C) 12億3691万2630円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.4%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(Aの欄) 4420億8849万4980円、調定額(Bの欄) 4392億3958万2916円、収入済額(Cの欄) 4368億2301万1939円、うち過誤納金1億4768万2809円、不納欠損額(Dの欄) 2億8236万8480円、収入未済額(Eの欄) 22億8188万5306円、収入比率は99.4%となっております。

収入済額4368億2301万1939円の主なものは、2行下の(款) 県税1024億241万486円、5ページの下から5行目の(款) 地方交付税2094億9968万7000円であります。

戻りまして、3ページをお開きください。

収入済額の中の過誤納金1億4768万2809円の主なものは、2行下の(款) 県税1億4750万8741円あります。

過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等によるもので、出納整理期間中に還付処理ができない分であります。

なお、平成27年度で還付処理いたしました。

不納欠損額2億8236万8480円の主なものは、2行

下の(款)県税2億6916万1561円、8ページの1行目の(款)諸収入1320万6919円となっております。

戻りまして、3ページをお開きください。

(款)県税の不納欠損額2億6916万1561円の主なものは、(項)県民税、(項)事業税、(項)自動車税、(項)不動産取得税などとなっております。

不納欠損の理由としては、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないこと等により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものです。

収入未済額22億8188万5306円について、御説明申し上げます。

2行下の(款)県税の収入未済額21億4366万1119円の主なものは、(項)県民税、(項)自動車税、(項)不動産取得税、(項)事業税などとなっております。

その主な要因としては、失業、病気等による経済的理由によるもの、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものであります。

6ページをお開きください。

下から2行目の(款)財産収入の収入未済額7358万6888円は、(項)財産運用収入の(目)財産貸付収入で、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦等の経済的理由によるもの等であります。

8ページをお開きください。

1行目の(款)諸収入の収入未済額6463万7299円の主なものは、(項)延滞金、加算金及び過料の(目)加算金及び(項)雑入の(目)違約金及び延納利息に係るもので、その主な要因は、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものであります。

10ページをお開きください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管として、予算現額(Aの欄)1348億7865万5000円に対し、支出済額(Bの欄)1338億3129万1935円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額10億4736万3065円、執行率は99.2%となっております。

不用額10億4736万3065円について、その主なものを御説明申し上げます。

2行下の(款)総務費の不用額6億6780万9109円は、主に早期退職者数の減による退職手当の執行残や個人県民税徴収取扱費及び県税の還付金が見込みを下回ったこと等によるものであります。

下から1行目の(款)公債費の不用額8779万7820円は、主に借入利率が当初見込んでいた利率を下回ったことによるものであります。

11ページをお開きください。

6行目の(款)諸支出金の不用額2億2301万1136円は、主に(項)自動車取得税交付金や(項)利子割交付金の不用であります。

12ページをお開きください。

下から1行目の(款)予備費の不用額6874万5000円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額でございます。

以上が、平成26年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、所有者不明の土地を県が管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)2億5665万9000円、調定額(Bの欄)2億6189万3717円、収入済額(Cの欄)2億4917万4091円、収入未済額(Eの欄)1271万9626円となっております。

収入未済額1271万9626円は、主に、6行目の(目)財産貸付収入945万1994円で、借地人等の経済的理由等による滞納額であります。

15ページをお開きください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)2億5665万9000円に対し、支出済額(Bの欄)1億1403万3966円、不用額1億4262万5034円となっております。

不用額の主なものは、予備費であります。

16ページをお開きください。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)816億3918万4000円、調定額(Bの欄)、収入済額(Cの欄)ともに同額で815億9225万9469円となっております。

17ページをお開きください。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(Aの欄)816億3918万4000円に対し、支出済額(Bの欄)815億9225万9469円、不用額4692

万4531円となっております。

不用額の主なものは（目）利子で、借入利率が当初見込んでいた利率を下回ったことによるものであります。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の平成26年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算の概要の説明を求めます。

加藤達也警察本部長。

○加藤達也警察本部長 公安委員会所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております平成26年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額12億3951万9000円に対しまして、調定額は11億5561万547円、収入済額が11億2728万9547円、不納欠損額は1506万9000円、収入未済額は1325万2000円、調定額に対する収入率は97.5%となっております。

収入未済額、不納欠損額はともに（款）諸収入における（目）過料であります。（目）過料は放置駐車違反車両の使用者に対する放置違反金であります。

不納欠損の理由といたしまして、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないためなどの理由により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

以下、各（款）ごとに順次御説明いたします。

まず、（款）使用料及び手数料ですが、収入済額は2047万1493円であります。

2行下に（目）警察使用料とありますが、これは警察本部庁舎等の行政財産の使用許可に伴う土地使用料と建物使用料であります。

予算現額293万5000円に対しまして、調定額、収入済額ともに269万2293円となっております。

次に、2行下の（目）警察手数料であります。これは那覇市内と沖縄市内に設置しておりますパーキングメーター及びパーキングチケット発給設備の作動手数料であります。

予算現額2044万4000円に対しまして、調定額、収入済額ともに1777万9200円となっております。

続いて、中ほどの行の（款）国庫支出金の収入済

額は8億1642万5000円であります。

2行下の（目）警察費国庫補助金であります。これは警察活動及び警察施設、交通安全施設の整備に対する国庫補助金並びに交付金であります。

予算現額9億1505万円に対しまして、調定額、収入済額ともに8億1642万5000円となっております。

続いて、2行下の（款）財産収入の収入済額は5770万6144円であります。

2行下の（目）財産貸付収入は、警察官待機宿舍貸付料及び自動販売機設置に伴う土地、建物貸付料であります。

予算現額5679万8000円に対しまして、調定額、収入済額ともに5765万7994円となっております。

続きまして、（目）物品売払収入であります。これは廃棄車両などの物品の不用決定に伴う売払収入で、予算現額8万5000円に対しまして、調定額、収入済額ともに4万8150円となっております。

説明資料の2ページをお開きください。

（款）諸収入であります。収入済額は2億3268万6910円であります。

2行下の（目）延滞金であります。これは放置違反金の滞納に対する延滞金でありまして、予算現額87万4000円に対しまして、調定額、収入済額ともに33万4335円となっております。

さらに1行下の（目）過料であります。これは、さきに説明いたしました、放置駐車違反の車両使用者が納付する放置違反金であります。

予算現額1億3173万2000円に対しまして、調定額は1億3059万円、収入済額は1億226万9000円、不納欠損額は1506万9000円、収入未済額が1325万2000円であります。

2行下の（目）県預金利子であります。これは警察署の資金前渡職員の銀行口座に発生した預金利子であります。

予算額は見込んでおりませんでした。調定額及び収入済額ともに3円となっております。

続いて2行下の（目）弁償金であります。これは被留置者に要する経費で、法務省が負担をする弁償金と交通切符等の作成費用に関する協定に基づく那覇地方裁判所及び那覇地方検察庁の負担費用の弁償金であります。

予算現額5229万4000円に対しまして、調定額、収入済額ともに5471万3378円となっております。

その1行下の（目）違約金及び延納利息であります。これは物品購入契約等について、契約の履行遅滞に伴い違約金を徴収したものであります。

調定額、収入済額ともに124万873円となっております。

続いて(目)雑入ですが、これは県帰属物件となった拾得物の売却代、駐車違反車両移動費等でありませ

ず。予算現額5930万7000円に対しまして、調定額、収入済額ともに7412万9321円となっております。

以上が、平成26年度一般会計公安委員会所管の歳入決算の状況であります。

次に、歳出決算について御説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

(款)警察費の歳出決算は、予算現額320億3155万9800円に対しまして、支出済額は316億8403万4442円、翌年度繰越額は1億554万4000円、不用額は2億4198万1358円、執行率は98.9%となっております。

以下、各(項)ごとに御説明いたします。

最初に(項)警察管理費ですが、予算現額が291億2873万2800円、支出済額は289億6829万9853円、不用額は1億6043万2947円となっており、執行率は99.4%となっております。

次に、(項)警察管理費における主な不用額について御説明いたします。

初めに、(目)警察本部費の不用額9948万7002円は、主に(節)職員手当等でありまして、退職手当等の実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)装備費の不用額1522万8207円は、主に(節)需用費でありまして、警察用船舶の修繕等に要する経費が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)警察施設費の不用額2808万4086円は、主に(節)委託料でありまして、警察施設維持管理委託業務の入札残等によるものであります。

(目)運転免許費の不用額1565万5426円は、主に(節)需用費でありまして、講習用教本の入札残等によるものであります。

続いて(項)警察活動費について御説明いたします。

予算現額29億282万7000円に対しまして、支出済額は27億1573万4589円、不用額は8154万8411円となっており、執行率は93.6%であります。

(項)警察活動費における翌年度繰越額について御説明いたします。

中ほどの行の(目)刑事警察費の翌年度繰越額1億554万4000円については、国の緊急経済対策に係る交付金を活用した犯罪抑止対策強化事業経費であ

りまして、平成26年度2月補正で措置されたことにより、翌年度に繰り越したものであります。

次に、(項)警察活動費の不用額について御説明いたします。

(目)一般警察活動費の不用額1914万8142円は、主に(節)役務費でありまして、加入電話回線使用料等が当初見込みを下回ったことによるものであります。

続いて、(目)刑事警察費の不用額2839万6450円は、主に(節)旅費でありまして、格安航空券等の利用による節減効果等によるものであります。

(目)交通指導取締費の不用額3400万3819円は、主に(節)工事請負費でありまして、交通安全施設整備工事の入札残等によるものであります。

以上が、平成26年度一般会計歳出決算状況であります。

なお、特別会計についてはございません。

以上で、公安委員会所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山内末子委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)(平成27年9月11日議会運営委員会決定)に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を

行いますが、その前に、具志孝助委員から質疑時間を翁長政俊委員に譲渡したいとの申し出がありましたので、御報告をいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願います。

それでは、質疑を行います。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 それでは、知事公室所管の決算に係る基地対策関係について質疑を行います。まず最初に、仲井眞前知事による承認の手續に法的な瑕疵があったということで取り消しを行っております。これについては、取り消す前にただすという方法もあるかと思うのですが、それをしなかったほどの重大な瑕疵とは何なのか、お聞かせ願いたいと思いません。

○池田竹州基地防災統括監 埋立承認につきましては、承認の要件であります公有水面埋立法の第4条第1項第1号関係の埋め立ての必要性、国土利用上適正かつ合理的であること、また、同じく第4条第1項第2号関係の環境保全への配慮について、要件そのものを欠いていたということで取り消し得べき瑕疵があるものと認めたところでございます。

○花城大輔委員 それほど重大な瑕疵があったとして、その瑕疵を当初から見抜けなかったのはなぜですか。そして、その見抜けなかった責任はどこにあるのか、お願いします。

○町田優知事公室長 承認当時、県としては、公有水面埋立法あるいはその審査基準に照らして適正に審査していたものと理解しております。しかし、その後、第三者委員会から判断過程に合理性を欠いていたことなどから、取り消し得べき瑕疵があるという報告があり、県の中でも精査した結果、取り消すということに至ったものでございます。責任につきまして、法的な瑕疵というのは、その承認そのものが公有水面埋立法の定める要件を満たしていたかどうかの問題でございまして、責任とはまた別の問題であると理解しております。

○花城大輔委員 第三者委員会は多くの項目を上げて、県の手続が不十分であったと言っているわけですよ。ただ、当初認めたときにはそれは適切であった。責任の所在という問題ではないというのは、どう見ても納得できるような答弁ではないと思いません。もう一度言いますが、当初の手続は適切だった。しかし、第三者委員会は適切ではないと言った。そして、責任の所在という問題ではない。これはどう

いうことですか、改めて説明をお願いします。

○町田優知事公室長 つまり法的な瑕疵があるということは、公有水面埋立法の要件を満たしていないということでございます。一方、その当時の職員については、法令違反の有無があったかどうかということでは、法令違反はなかったということで理解しております。

○花城大輔委員 審査は適切だったが、第三者委員会の判断を踏まえると審査が不十分だったとわかった。当時の職員は仕事をしただけである。これは、重大な瑕疵があったにもかかわらず、当初の審査は適切で誰も責任はとらない。しかも、これを論理的に説明できないというのは、結局は当初から瑕疵があるという視点でつくり上げたということではないのでしょうか。

○町田優知事公室長 第三者委員会の委員の方々は公明かつ正大に、客観的に審査をした結果、瑕疵があると認められるという報告書を出しておりますし、私どもとしても、その内容について内部で精査した結果、取り消し得べき瑕疵があるという結論に至ったということでございます。

○花城大輔委員 これは、県の審査における瑕疵を理由に、県が許可を取り消すということが、法的に認められると理解していいのですか。

○町田優知事公室長 県は公有水面埋立承認の権限がございまして、したがって、その権限を行使して2年前に承認したのですが、その承認の取り消しあるいは撤回する権限についても県は保有していると理解しております。

○花城大輔委員 要するに、許可申請が間違っていたので取り消すということではありますが、県が一度許可したものを取り消すことは許されないという判例が幾つかあります。これは県内の自治体で実際にあったことですが、現職の首長が工場を誘致し、そのときの選挙で新しい候補者の方がこの工場の誘致を取り消すことを公約に戦ったのです。その結果、現職の首長が負けて工場の計画を中止することになったのですが、このときに5600万円の損害賠償訴訟が起こされ、敗訴しております。今回、知事がもし訴訟に至った場合、その費用は幾らかかるのか。そして、その損害賠償訴訟がもし起こった場合、知事の責任になるのかどうか、見解を聞かせていただきたいと思いません。

○町田優知事公室長 今後、訴訟まで行くかどうかというのは、今の時点でまだはっきりしておりませんので、その費用についても私どもはまだ算出して

おりません。

○花城大輔委員 それでは改めてお聞かせいただきたいのですが、知事が辺野古の埋め立てだけを反対して、あとはSACO合意の計画にのっとって進めるということではありますが、本当に辺野古の埋め立てだけ反対で、あとの計画については予定どおり行うのか、お聞かせください。

○町田優知事公室長 本会議でも答弁しておりますが、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還につきましては確実に実施される必要があると知事も答弁しておりますので、その方向で進めますし、一方、辺野古については新基地をつくらせないというのが知事の公約でございますので、その公約の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○山内末子委員長 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 それでは、知事公室に係る平成26年度の決算について、米軍基地の整理縮小の促進に係る業務、さらに、普天間飛行場及び米軍関係に関する整理縮小、危険性除去の近々の課題についての事業等は多岐にわたっておりますので、この事業がいかに推進され、さらにはどのような事業効果が出てきたのかもあわせて質疑をさせていただきます。今、花城委員から幾つか重要な点が質疑されましたが、今回、普天間飛行場の辺野古移設に関する埋立承認取り消しが知事の職権で行われました。これは知事公約に基づいて行ったと理解しておりますが、どういうプロセスを経てそうなったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○町田優知事公室長 第三者委員会を県で設置しまして、その第三者委員会で当時の承認手続について検証していただきました。その結果が7月16日に報告されております。その第三者委員会の報告書を県庁内部で精査し、取り消し得べき瑕疵があると判断したことから、先月、沖縄防衛局に対して意見聴取、そして聴聞手続を経て、先週10月13日に取り消しに至ったということでございます。

○翁長政俊委員 第三者委員会の報告を受けて、知事から総務部に対して第三者委員会からの瑕疵があるという報告をきちんと検証、精査しなさいという業務命令があったのですか。

○平敷昭人総務部長 総務部は第三者委員会の事務局を担うように指示を受けまして、委員会開催ごとにいろいろな世話をやっております。その報告については関係部署で受け取って精査をしたものと理解しております。

○翁長政俊委員 関係部署は知事公室ですか。

○町田優知事公室長 精査につきましては、知事公室を中心に土木建築部、環境部、農林水産部、関係部局で行っております。

○翁長政俊委員 この業務の伝達のプロセスは、総務部が担当して、まずは第三者委員会の報告を知事から受け、知事公室が総務部から受け、それから各担当部局の土木建築部、環境部、農林水産部に指示書が出たのですか。その文書はございますか。

○町田優知事公室長 各部局には知事公室から文書を出しておりますが、指示というわけではなく照会でございます。

○翁長政俊委員 先日、私は辺野古新基地建設問題対策課にどのような文書が出たのか確認したいと問い合わせをしました。幾つかの文書が出ておりますが、これは第三者委員会の報告が数字上、事実上の問題で間違っていないかどうか確認をしてくれというものなのです。問題は、瑕疵があるから県は取り消しを行ったということですので、瑕疵の内容、さらにはそれを検証するという内容に踏み込んだことをきちんと皆さんが知事から命令を受けて、この3部局一関連部局が精査をしたかということ、その事実がないのです。文書の確認はしたが、内容に踏み込んで精査をしたというのがありません。議事録の提出も求めましたが、議事録もないと言っているのですが、これは事実ですか。

○町田優知事公室長 議事録というものが何を指しているかわからないのですが、関係部局に対して事実関係を確認するように依頼しております。その結果を受けて、私ども知事公室が弁護士と相談しながら、第三者委員会の報告書の内容について精査しております。

○翁長政俊委員 公有水面埋立法の細部に対する法的な内容まで知事公室がきちんと熟知しているかということ、これは当然のこととして、公有水面埋立法に関する部分については土木建築部で精査をして、そこに瑕疵があるかないかをきちんと検証したものが上がってきて、知事公室がそれを受けて審査をするというのがプロセスとして手順だろうと私は思うのです。それをどういう形で精査し、検証したかという議事録が欲しいということを私は言っているわけです。あるのかないのか、明確に教えてください。なぜこれを言うかということ、承認に至る段階で一前知事のいわゆる百条委員会や委員会で何が問題になったかということ、議事録を出せと当時の野党の皆さんは盛んに言ったのです。それがいないということになると、ブラックボックスではないのか、いわゆ

る承認ありきじゃないかという指摘を受けたわけです。当然、その反省に立つのであれば、取り消す以上、そこは明確に皆さん方が議事録をつくって、県民にわかるように、議会に報告をするのが当たり前の話ではないですか。どうなんですか。

○町田優知事公室長 議事録というのは、一般的に会議などを開いた場合に議事録となり得るのですが、私どもが行った作業というのは、第三者委員会の報告書を精査するという作業でございます。したがって、これは弁護士と調整をしながら、あるいは内部で議論しながらやっておりますので、そういう調整作業の議事録は残っておりません。

○翁長政俊委員 今、聞いていると、県は第三者委員会の報告を丸のみしたということですか。そのように聞こえるのです。皆さん方は、県という行政主体で物事を判断しないのですか。そういう部局があるのであれば、そこできちんと検証作業をするのが皆さんの仕事ではないですか。今の答弁は、第三者委員会の報告書を丸のみして、そのようにやりますというトップダウンでしょう。検証委員会は何ですか。県の外部機関、知事の諮問機関です。県庁内部の組織でもないのです。その意見を丸のみして、これに瑕疵があるかないか、明確に皆さん方が精査をしていくのは当たり前の話ではないですか。どうなんですか。

○町田優知事公室長 第三者委員会の報告書をそのまま丸のみではないかという御質疑がございましたが、第三者委員会の報告書の内容と私どもが取り消し手続で書いた理由書を比べてみるとよくわかると思うのですが、幾つかの点で異なっております。したがって、私どもとしては第三者委員会の報告書をしっかり精査して、変更する部分を変更して取り消しの理由を作成したということでございます。

○翁長政俊委員 第三者委員会は瑕疵があると認定しました。その認定内容の程度をお聞かせください。どういう瑕疵の認定の程度があったのですか。瑕疵は違法ですか、不当ですか、どれに当たるのですか。

○町田優知事公室長 第三者委員会の結果報告書の内容ですが、まず第1に、埋め立ての必要性の要件を充足していると判断することはできず、法的に瑕疵があると考えられる。第2に、法第4条第1項第1号の要件を充足していないものであり、法的に瑕疵がある。第3に、法第4条第1項第2号について、その埋め立てが環境保全及び災害防止につき十分配慮をせられたるものなることの要件を充足していないものであり法的に瑕疵がある。第4に、法第4条

第1項第3号について違反しており法的に瑕疵がある。そういう内容でございます。

○翁長政俊委員 第三者委員会は、委員会として報告書をつくって提出するだけです。これに瑕疵がありやなしやは第三者委員会が決めるのではなく、県が決めるのです。私は、あなたに聞いてるのです。瑕疵が不当か、違法か、ここは明確にすべきではないですか。県の主体は何なのですか。あなた方は物事を判断しないのですか。

○町田優知事公室長 先ほど申し上げたように、ただいま読み上げたのが第三者委員会の結果報告書でございます。それに対して、私どもが取り消しの手続を始めるに当たって、その根拠となる事実として書いているのが、法第4条第1項第1号については国土利用上適正かつ合理的であることの要件を充足していない。2点目に、法第4条第1項第2号についての要件も充足していない。したがって瑕疵があるということで、第三者委員会の報告書とは内容が異なっております。したがって、私どもはしっかりと第三者委員会の報告書を時間をかけて精査したものと考えております。

○翁長政俊委員 私は文献をもとにして、この法解釈上の問題を、手元に置いて質疑しています。行政行為の瑕疵という部分があるのですが、法律上、瑕疵にはどういうものがあるかという、軽微な瑕疵、不当や違法な瑕疵、重大かつ明白な瑕疵。瑕疵はこの3種類に分かれているのです。ですから、県は何をもって瑕疵と認定したのですか。軽微なものであれば、すぐにそれを中止しないといけません。重大な瑕疵であれば、もともと違法性があったのですぐに取り消しです。ですから、ここに不当なのか違法なのかという行政上の判断が出てこないとおかしいです。それを問うているのです。

○池田竹州基地防災統括監 公有水面埋立法上は、法第4条第1項第1号など全てを充足する場合に埋め立ての承認を行うこととされております。今回、私どもは第三者委員会の検証結果を精査しまして、例えば、その第1号国土利用上適正かつ合理的な理由という、埋め立ての承認の要件に充足していないと判断しております。環境のところについても同じように充足していないと判断しております。それは重大かつ明白な違法であるから承認を取り消すというものではありません。

○翁長政俊委員 県が取り消す権限を持っていることは、私もわかっています。ただ、違法性があるのであれば、取り消し訴訟になります。違法とは言え

ないが不当だろうという判断が出てくると、行政不服審査や権限による取り消しが出てくるのです。知事は、違法ではないが不当だという認識で権限の取り消しを行ったのではないですか。なぜここを明確にしないのですか。法令にそう書いてあるのです。違法とは言えないが不当だという認識に県は立っているのではないですか。

○町田優知事公室長 先ほども申し上げましたが、公有水面埋立法第4条第1項第1号及び第2号の要件を充足していないということは違法であるから取り消すということでございます。

○翁長政俊委員 では、なぜ知事の職権で取り消すのではなく、すぐに裁判を起こさなかったのですか。これは訴訟でしょう。それでは、どういったものが違法だったのか出してください。国が行った手続が公有水面埋立法上のどれに抵触して、何条何項に違法で、だから取り消したというきちんとした県の判断を出してください。

○町田優知事公室長 まさに、取り消しに当たっての通知文書にも書いてあるとおり、公有水面埋立法の第4条第1項第1号及び第4条第1項第2号に違反していると、充足していないということで取り消しております。

○翁長政俊委員 結果的に、皆さん方が出した報告書の取り消しの理由の中で一番後段に係る部分、「このような問題点があるにもかかわらず、沖縄県が1号要件の審査基準（7）に適合するとの判断は、合理性を欠いているものと認められ、事業者の意見には理由がない」という形で、最終的には取り消しを行っているのです。ただ、ここの部分について皆さん方は定量的、いわゆる数字を持ってきちんと審査をしていない、それに瑕疵があるということを環境面では言っております。そうであれば、皆さん方もきちんと定量的に、こういう事項が違うから取り消すという理由を明確にすべきではないですか。逆論をすればそういうことです。皆さん方が違法性があるなしを、瑕疵があるなしを判断しているのは、そういう判断で判断をしているのです。

○池田竹州基地防災統括監 今、翁長委員御指摘の、航空機の騒音でありますとか、ほかの環境項目で定量的な検証が行われていないというのが一つの理由とされている項目が幾つかございます。これは環境保全を図る上で、文献等によってその当時審査をしていたということに対して、きちんと生態や個体数を確認した上で本来は承認をするべきであったと、それが出されていないため瑕疵があるという判断を

しているものでございます。

○翁長政俊委員 ですから私が聞いているのは、そういうことをあなた方が取り消しの理由にしているのであれば、皆様方もそういう数字を並べて、こういう理由で取り消しになりましたということを県民にきちんと説明すべきではないかということを知っているのです。

○町田優知事公室長 私どもとしては、そういう定量的な知見を事業者である沖縄防衛局が申請の際に出すべきであると考えています。

○翁長政俊委員 それは違います。県が承認をしたのです。県がここを審査するのです。承認というのはそういうものです。県が審査をして、適法かどうかを決めて承認を出すのです。何で、とんちんかんことを言っているのですか。これは沖縄防衛局の問題ではないですよ。あなた方は何を言っているかということ、県がミスをしたことによって、私たちが承認を与えてしまった。国の手続には何ら問題はない。だから、私たちがやった承認を取り消しますと言っているのでしょうか。国に非があるということは一つも書いていません。理由は何かということ、皆さん方が犯したミスがもとで国が申請を充足していないと言っているだけなのです。もとはどこかということ、県の承認にあったのです。それを、自分たちはこういうチェックをする側ではないという、こんないいかげんな答弁がありますか。そちらの答弁はいつもこうです。もう少し誠意を持って答弁しなさい。私たち議員は、そういう意味でチェックをする立場にあります。法的にきちんと処理がされているのであれば、私も納得します。そこが大事なのです。

今日まで、承認を土木建築部は適法と主張してきました。議会においてもそういう答弁をしています。百条委員会における証言は、いわゆる誤認による偽証という問題だって起き得るのです。それを撤回されるのですか。第三者委員会が報告書を出すまでは適合だったという県の認識を、皆さん方は撤回されますか。

○町田優知事公室長 現在の県の考え方としては、この承認については瑕疵があった。したがって取り消すというのが県の考え方でございます。

○翁長政俊委員 これまで議会や百条委員会でやってきた職員の皆さん方は、今、裁判が起きていますが、偽証罪に問われて一向に構わないという認識でよろしいですか。百条委員会というのは偽証罪がつくのです。この人の身分にかかわります。これは、こんな軽々な発言ではありません。あなたの発言で

職員の誰かが懲戒に問われるのです。それを承知で答弁なさっているのでしょうか。

○町田優知事公室長 偽証罪というお話がありましたが、一般論として申し上げますと、虚偽の陳述というのは証人の記憶に反する事実を陳述することとされています。したがって、その当時、自己の記憶に基づいて偽りのない陳述を行ったのであれば、偽証にはならないと考えております。

○翁長政俊委員 当時は、法に照らし合わせて適合であるということをやっと強弁してきました。今の与党の皆さん方は承認に瑕疵があるとやってくるのです。それを、当局は強弁してやると退けてきました。第三者委員会の報告が出たからといって、これを180度ひっくり返して、だから私は主体である県自体が検証したのかと聞いているのです。

それから、誰が判断を誤ったのか、県は不適切な処分をしたのか、主体を明確にすべきだと、今、感じています。先ほども申し述べましたが、当然、議事録もきちんと残すべきです。百条委員会を議会で設置してまで問題にしたのです。あのときの議論は何だったかという、県で議論されている内容が全く見えない。これを県民にわかるように議事録をつくるべきだと指摘されてきたのです。皆さん方はまた同じ間違いを犯しているのです。ブラックボックスの中で取り消しが決められた。どう思いますか。

○町田優知事公室長 第三者委員会の報告書は7月に出ておまして、私どもはそれから先週の10月13日の取り消しまでしっかりと時間をかけて丁寧に精査をしてきたつもりでございます。議事録の話が再三出ておりますが、調整手続や相談など、そういう手続をやっている中で取り消しに至ったということですので、そういう際の議事録はなかなか普通は残さないと考えております。

○翁長政俊委員 この問題は県政の中でも一番県民が関心を持ち、県行政の中でも一番重い部分の最大の課題です。これを各部で検証し、法的にしっかりと裏づけをとって、そして積み上げていく作業というのは、当然に県行政の一番重要な部分として、議事録等を含めて一要するに、平場の職員の議論であればそれはそれでいいでしょう。せめて検証委員会が立ち上がっても私はおかしくないと思っているし、土木建築部、環境部、農林水産部、そして知事公室、この四者の検証する場が、それがどうだったのか、精査する場は当然あってしかるべきです。これに議事録が作成されて、知事三役に上っていくのです。そして、知事はそれをもとにして判断すると

というのが行政上のあるべきプロセスなのです。これを皆さんは全てはしよっているのです。

今、知事公室長の答弁をこの間ずっと聞かせてもらいましたが、承認もあの当時は適法だった。承認の取り消しも今は適法である。このように私には聞こえますが、そういう理解でよろしいですか。

○町田優知事公室長 承認につきましては、当時の法律あるいは審査基準に照らして職員は適正にやったものと考えております。しかし、その後、第三者委員会の報告書あるいは県内部での精査の結果、取り消し得べき瑕疵があるという結論に至っているということです。

○翁長政俊委員 そこが肝心で、確かに前県政の当時の議論は適法だったという結論が出ていることも認めます。その後、第三者委員会から出てきた瑕疵があるという指摘については、よくよく精査してみたら瑕疵があったと認識している。そういう理解でよろしいですか。

○町田優知事公室長 そのとおりでございます。

○翁長政俊委員 これはどちらも間違っていないとする態度、どちらも適法であると認めていること、県みずから両論併記で認めています。逆論をすれば両方とも違法性がないという話なのです。皆さん方は国が行った埋立申請の違法性を鋭く突くこともなく、国の手続に瑕疵があるという突き方をするのでもない。県の決意として、何をもってこの問題を戦おうとしているのか、私にはとても理解ができません。下手をすると、訴訟が起きると門前払いをされるかもしれないような案件なのです。私はそう理解しています。これはまだ起きていることではありませんが、新聞紙上では知事も裁判を見据えて対応していくということをいろいろなところで発言されています。何をもって、争点として戦うつもりですか。

○町田優知事公室長 今のところ、私どもとしては公有水面埋立法第4条第1項第1号あるいは第2号の要件を満たしていないということで取り消したところです。それに対して国は不服審査請求手続を行っております。その中で、県と国のどちらの手続に問題があったのかが議論になっていくかと思えます。

○翁長政俊委員 これは知事の覚悟も問われる問題ですし、結果的には法律の範疇ではなく知事の裁量の範疇で物事が決まっているので、それが裁判に出たときにどういう結果になるのか。だから国は絶対に負けない自信があります。そこをもう少し県は決意を持って、きちんとした検証作業を行うべきでは

ないですか。私は、県がやろうとしている、知事の決意も含めて、ぜひ知事のこの決意を聞きたいと思っていますので、要調査事項として取り上げていただきたいと思います。

○山内末子委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということで、提起する理由について簡潔に御説明をお願いします。

なお、提起理由の説明については、質疑の時間に含めないことといたします。

○翁長政俊委員 要するに、知事の裁量に係る部分で取り消しが行われています。ですから、今後、知事がこの問題にどう対応していくのか、知事の政治姿勢も含めてきちんと問わないといけません。

○山内末子委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議いたします。

それでは質疑を続けます。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 けさの新聞ですが、1面に環境監視等委員に寄附ということで、米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古の新基地建設に向け沖縄防衛局が設置した環境監視等委員会の委員13人のうち3人が、当時の受注業者から合計1100万円の寄附を受けていたことがわかったと。そして別の1人は、工事を受注した企業の会長が代表を務めるNPO法人から年間200万から300万円の理事報酬を得ており、4人とも受け取りは認めている。委員が監視する沖縄防衛局の工事を請け負う業者から、委員が金銭的な支援を受けていた構図ということで、波紋が広がるだろうと報道しています。環境監視等委員会という組織について、当時、仲井眞前知事が公有水面埋立申請を承認した時期にあって、ここはどのような関係を示されたのでしょうか。承認手続の中で、この環境監視等委員会はどのような位置づけにあったのでしょうか。

○池田竹州基地防災統括監 環境監視等委員会については、平成25年12月27日の県の承認に際しまして、環境監視等委員会を設置するという留意事項を付しております。

○照屋大河委員 今あったように、当時はこの設置について留意事項も含めて承認の担保のような話をされていましたが、けさの報道を受けて、県は早速にも事実関係を把握し、沖縄防衛局に対して抗議を行うべきではないかと思います。辞任を求めるような抗議あるいは環境監視等委員会そのものに対する

疑問を県民も抱くと思いますが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○池田竹州基地防災統括監 10月13日付で埋立承認そのものを知事が取り消したところでございます。そのことから、留意事項も取り消されているものと考えております。

○照屋大河委員 けさの報道の事実確認と、そうであれば抗議等を行うべきではないかという疑問なのですが。

○町田優知事公室長 報道の内容が実際にどうか、今、情報を収集中でございます。その結果を受けまして、土木建築部と連携しながら対応を考えていきたいと思っております。

○照屋大河委員 毅然とした対応をぜひお願いしたいと思います。

それでは、平成26年度主要施策の成果に関する報告書より、知事公室に係る8ページの世界との交流ネットワークの形成というところで、沖縄21世紀交流プログラム基本構想策定事業については、予算に対し決算はまだまだ余裕があったかと思いますが、この点について説明をいただきたいと思います。

○下地誠広報交流課交流推進監 沖縄21世紀国際交流基本戦略策定に向けた有識者会議においてホテル等会議室での開催を予定しておりましたが、経費削減等のため、室料が無料となる県庁内会議室で行うことで会議室使用料が不要となったほか、委員の欠席等により委員謝金が一部不要になったことなどから、委託料で不用が生じたことが主な理由でございます。

○照屋大河委員 事業の効果として基本戦略を策定したと示されていますが、その内容について説明をいただきます。

○下地誠広報交流課交流推進監 本沖縄21世紀国際交流基本戦略では、ウチナーネットワークの継承拡大など5つの施策体系を対象としており、それぞれの施策体系ごとに具体的な取り組みを示しております。その戦略の中で合計20の主な取り組み事業を記載しており、平成27年度においてはその執行に取り組んでいるところです。

○照屋大河委員 平成27年度の状況をもう少し具体的に説明いただけますか。

○下地誠広報交流課交流推進監 5つの施策体系を述べさせていただきます。ウチナーネットワークの継承拡大、国際感覚に富む人材育成、多文化共生型社会の構築、国際協力貢献活動の推進、海外への情報発信など、5つを施策体系として掲げており、そ

の中で20の取り組み事業を現在執行しているところでございます。

○照屋大河委員 世界のウチナーンチュ大会は来年度ですか。そういったものを見据えた、つながるような展開もされているのでしょうか。

○下地誠広報交流課交流推進監 特に、ウチナーネットワークの継承拡大という施策体系の中で、さまざまな海外に行かれている県系人の皆さんとの事業を行っていますが、そういった事業を通して、来年のウチナーンチュ大会とはつながっていくものと思っております。

○照屋大河委員 議会としても、先日もハワイからの来県がありました。議会も周年に合わせて視察や交流などを行っていますが、現地において2世、3世、4世という世代に会って、地域で沖縄に対する思いを継承することに対して悩みなどを聞いたりするのです。そういったものについては、皆さんも現場の関係者や県人と意見交換をしながら、この事業を含めて海外にある県郷友会の抱える課題を共有し、その解決の方法、それから沖縄のきずなを引き継いでいく方向性というのは、その事業の中で議論などはあるのでしょうか。

○下地誠広報交流課交流推進監 これらの事業の中には、県系人の子弟の皆さんを県費留学生ということで県内に毎年9名、10名程度受け入れている事業がございます。そのほかにも、夏休みの1週間程度ですが、ジュニアスタディ事業として海外県系人の子弟の中学生、高校生の皆さんを沖縄県に受け入れている事業がございます。また、最近ではペルーの県人会の会長がかわられたということで、知事の表敬がございました。そういった機会を通して、各県人会の皆さんの苦労や悩みごとを聞きながら、事業に生かしているところです。

○照屋大河委員 ペルーでは来年も周年の事業があるようです。知事も参加を表明したようですが、例えば、今言ったスタディツアーなどで受け入れた皆さんが帰国してどういう成果を果たしているのか、議会や委員会の中で議論があったりしたのですが、今はインターネットの時代になって、電話や通信などでもやりとりができる環境にあるときに、遠く離れた異国の地との情報交換も割とスムーズに、特に若い人たちはできる状態にあると思います。それを重ねながら事業の成果を広げていくということも必要だと思いますが、その点についてはいかがですか。

○下地誠広報交流課交流推進監 委員の御指摘の通りでございます。若い世代の県系人の皆さんのウ

チナーネットワークの意識を高めることはとても大事なことだと思っております。先ほど申し上げた県費留学生で来られた皆さんには、現地に戻られた後にそれぞれの県人会を支える立場になっている方もいます。また、前回のウチナーンチュ大会のときに立ち上がりました世界若者ウチナーンチュ連合会という組織があり、彼らはほとんど自主的に動いていますが、これまで毎年世界各国で若い皆さんの集まりをしています。県も一緒に現地に行って会議を支えたり、ことしはフィリピンであった会議にウチナーンチュ大会事務局が同行して、フィリピンでの来年に向けたウチナーンチュ大会の宣伝をしたり、そういった形で、一緒に協力して若い皆さんへのウチナーネットワークの拡大を意識して取り組んでいるところです。

○照屋大河委員 今、言った中に国際協力などもありましたが、9ページのおきなわ国際協力人材育成事業について、開発途上国での国際協力現場の体験をさせるということですが、事業の中身について少し説明をいただきたいと思えます。

○下地誠広報交流課交流推進監 おきなわ国際協力人材育成事業について、説明いたします。同事業は2つの主な事業から成り立っていて、1つは、県内の高校生を開発途上国に約10日間派遣し、我が国の技術支援の現場やJICA青年海外協力隊の活動現場を体験するとともに、ホームステイ等を通して現地との交流を行う国際協力レポーター事業と、もう一つは国際協力の専門家や青年海外協力隊経験者を県内の中学校や高校等に派遣して、出前講座を実施する国際協力理解促進事業の2つから成っております。平成26年度は国際協力レポーター事業で、ラオス、フィリピン、バングラデシュの3カ国に39名の高校生を派遣しました。

○照屋大河委員 国際協力レポーター事業はいつごろから実施されている事業ですか。

○下地誠広報交流課交流推進監 同事業は平成25年度から始まっています。沖縄振興一括交付金——一括交付金を活用した事業です。

○照屋大河委員 今年度はどうなっていますか。

○下地誠広報交流課交流推進監 平成27年度は、カンボジア、ベトナム、ミャンマーに派遣いたしました。

○照屋大河委員 来年度も継続して行う計画でしょうか。

○下地誠広報交流課交流推進監 そのとおりでございます。

○**照屋大河委員** 国際協力の現場として、ラオス、フィリピン、バングラデシュという平成26年度の事業内容の説明がありました。先日、国で安全保障関連法案が成立しました。それに伴い、国際協力の現場における不安を訴える声はその審議の過程の中でもあったのですが、皆さんは沖縄県が派遣をしている地域の状況を含めて、来年度も実施されるということですが、その安全保障関連法の影響は県としてどのように考えているのでしょうか。

○**下地誠広報交流課交流推進監** 委員からお話ありがとうございましたとおり、昨今の国際情勢を鑑みますと、海外派遣をする事業において参加者の安全確保を図ることは最優先事項だと考えています。事業の実施に当たっては、外務省や税関などの関係機関と情報収集に努め、安全対策を講じているところです。派遣国の安全性については、外務省が海外安全情報を公表しております。その安全情報に基づいて、比較的危険でないと思われる地域に派遣をしているところです。

○**照屋大河委員** 危険でないという判断なので、ぜひ今後の情勢を見ながら、しっかり情報も把握して、高校生を派遣するわけですから万が一ということもあってはならないと思っていますので、そこはしっかり皆さんで検討を重ねていただきたいと思います。

例えば、平成26年度は高校生39名の参加ということですが、平成26年度も含めてたくさんの応募があるのか、その事業に対する高校生のニーズ、期待があるのかという点も含めて教えてください。

○**下地誠広報交流課交流推進監** 先ほどは少し説明不足でしたので、もう少し詳しく説明させていただきます。外務省が公表している海外安全情報、平成27年8月までは海外渡航情報と言っていたのですが、その基準にはレベルゼロからレベル4まであります。レベル4は非常に危険なので、行くなとか、いる場合はすぐ避難しなさいという状況ですが、現在、県では派遣を検討するに当たってはレベルゼロと1のところに派遣させていただいております。レベルゼロは注意勧告のほとんど出ていない国、地域となります。レベル1は十分注意してくださいという地域です。今、派遣している地域については、レベルゼロと1のところですが、応募者の状況については、平成25年度から始めておりました、平成25年度当初は若干超える程度だったと聞いていますが、現在は100名を超える応募がありまして、選考に苦慮しているほどの状況でございます。

○**照屋大河委員** 来年度予定される派遣事業などについての応募開始はそろそろ行われるのですか。

○**下地誠広報交流課交流推進監** 予算が絡む話なので、予算が確定した後に募集をかけるという形になりますので、3月中旬以降になるかと思えます。

○**照屋大河委員** 法律の改正による安全保障環境の変化も、外務省の報告のみならず、皆さんでも情報収集をして、実施するのであれば慎重に安全に作業をしていただきたいと思います。

○**山内末子委員長** 高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 主要施策の成果に関する報告書の4ページ、基地対策に関連してお聞きしますが、平成26年の第6回議会—12月定例会は、ちょうど県政がかわって翁長県政がスタートしたところでした。当時、まだ又吉知事公室長がおられて、議会答弁は又吉知事公室長が行いました。あのときに、玉城義和議員が海兵隊駐留の不当性に対する質疑をしました。当時の又吉知事公室長は「海兵隊の役割について、政府の説明は十分ではなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきだと考えています。」と答弁しておられました。これは、従来から続けてきた県の姿勢は一貫して、県政はかわってもそういう姿勢を示されたかなと認識しましたが、これに関連して、県は在沖海兵隊の負担あるいは県外への移転の可能性、軽減の可能性などを研究するために、特に抑止力あるいは地理的優位性、運用一体論などの観点から、在日米軍、在沖海兵隊の意義及び役割という防衛省の説明資料に基づいてかなり厳しい質問を行いました。回答が来ましたが、なおかつ納得できないということで再質問を行いました。こういう結果を踏まえて、当時、又吉知事公室長は県政がかわられてもそのように答弁されたと思いますが、この防衛省からの回答について、県としては最終的にどう集約したのですか。

○**町田優知事公室長** 防衛省から示された海兵隊の役割について、県は2度、質問しております。それに対して防衛省からその都度回答が来ていますが、委員がおっしゃったように、私どもとしてはそれで納得しているわけではなく、さらなる十分な説明が必要だというのが県の立場でございます。

○**高嶺善伸委員** 仲井眞前知事が承認したときに、公有水面埋立法第4条第1項第1号は、特に必要性について県の判断を示すべきときであるが、その時点では十分な説明がされていないということで、在沖海兵隊については必ずしも沖縄県内でなくてもいいと、県外移設で抑止力はほとんど説明できるので

はないかという立場にあったと考えていますが、どうですか。

○町田優知事公室長 私どもの立場としては、知事が防衛大臣あるいは内閣官房長官に申し上げているとおり、沖縄、なканずく辺野古に新基地をつくる必要はなく、抑止力の観点からも沖縄に、辺野古に普天間飛行場の代替施設を置く必要はないという理解でございます。

○高嶺善伸委員 そして承認について必要性をもっと深く議論して、沖縄県がこれまでの防衛省の回答を精査したところ、やはり必要性について十分議論が尽くされていないということで、充足していないという判断に至ったと私も理解しています。そういう意味では、承認のときに、所管部の土木建築部はそうですが、知事公室長も合い議に押印すると思うのですが、十分に必要性に納得しないながらも、知事公室長も適合しているということで印鑑を押すこともあるのですか。

○町田優知事公室長 当時は埋め立ての必要性についてのみ議論が交わされたということございまして、それに対して、今回の第三者委員会の報告書を受けて、県の考えとしては、そもそも辺野古にしか移せないのか、辺野古を埋め立てる必要があるのかということまで議論を深めた結果、この要件に該当していない、要件を充足していないという結論に至ったわけです。

○高嶺善伸委員 これはこれぐらいにしておきますが、森本前防衛大臣が退任前の記者会見で、軍事的には沖縄でなくてもいいが、政治的に考えると沖縄が最適であるというような判断が、今の抑止論あるいは地理的優位性、運用の一体論というように、大きな国民的な議論につながると思うのです。ぜひ、今回の取り消し処分をもとに、国民全体でその問題を考える機会になってもらいたいと思っておりません。

次に、台風常襲地帯で、企画部は企画部でいろいろお金をかけて整備して、運用面では危機管理で知事公室が防災面の情報を集約しております。そういう意味で、1ページの防災システムの機能強化というものがありますが、現在、沖縄県の防災情報システム、特に東日本大震災の教訓を踏まえた機能強化のための再構築はどのようになっていますか。

○知念弘光防災危機管理課長 沖縄県防災情報システム機能強化事業は、東日本大震災を踏まえ、住民への情報伝達強化等を目的に平成24年度から平成26年度にかけて事業を実施いたしまして、今年度から

本格的に運用を開始しているものであります。事業の内容といたしましては、平成24年度に調査、計画の策定をいたしまして、平成25年度にシステムの設計、平成26年度にシステムの構築、合わせて2億4500万円余りの予算で構築したものとなっております。

○高嶺善伸委員 内容は、どういうものができるようになったのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 事業の主な成果につきまして4つございます。1つ目は、市町村などで消防が登録した被害情報や避難情報といったものについて、県庁ホームページのトップページからリンクされている防災情報ポータルサイトに、常に最新の情報を公開する体制を構築しました。それにより、電話での報告や問い合わせ等に対応する負担等の軽減を図っております。2つ目は、情報伝達手段において多言語化に対応した防災情報ポータルサイトの開設、それから登録制の防災メールの配信、SNSへの情報掲載、携帯電話の緊急速報のエリアメールによる避難勧告等の伝達、Lアラートを通じた放送事業者への情報連携等が可能となっております。3つ目に、市町村側のメリットといたしまして、一度の操作で複数の手段の情報発信が可能となり、業務の効率化を図っております。4つ目に、津波等によるシステムサーバーやデータの被害に備えて、中部合同庁舎にバックアップ拠点を構築して、システムのインフラを強化しております。このようなことから、津波や地震等の重大な災害時においても、防災行政無線を補完して住民への確実な情報伝達体制が構築されたものと考えております。

○高嶺善伸委員 最近は24時間体制で災害情報が着信するという一方で、観光客も含めていろいろな意味で充実してきたという印象を持ちますので、ぜひ日々の管理運営、運用には気をつけて万全を尽くしてください。

次に、2ページの消防共同指令センター整備支援事業についてお聞きしますが、このことによって、今、県内の消防体制や救急通信体制などはどうなっていますか。効果なども含めてお聞かせください。

○知念弘光防災危機管理課長 消防共同指令センターについては、各消防本部等で行っていた119番通報の受理を一元的に処理することにより、消防本部のない離島を含めて、全県的に消防体制の強化を図ることを目的として県内36市町村26団体が参画して共同で整備を進めております。消防共同指令センターの主な効果としては、共同整備による費用の低廉化、指令業務を行っていた消防職員の現場業務へ

の再配置による実質的な消防力の強化、それから大規模災害時の県内応援体制の連携強化が挙げられます。それから、地理にふなれな観光客を含め、通報者の携帯電話の位置情報を瞬時に把握して、災害地点を速やかに特定できるなど、高度なシステムを全県的に導入することになります。特に離島の全ての非常備町村におきましても、専門の救命救急資格を持った通信指令員が対応しまして、心肺蘇生などの口頭指導が可能となり、救急体制の向上が図られております。

○高嶺善伸委員 県内にはまだ加入していない市町村もあるようですが、これらの運用上の支障や相乗効果などについて、懸念材料はございますか。

○知念弘光防災危機管理課長 当面は36市町村で始めまして、10月から一部運用を開始して来年4月から運用が開始されるのですが、これに加入していない市町村もありますが、今のところ36市町村という大きな消防共同指令センターができますので、今後、加入していない市町村等にも呼びかけを行って枠を広げていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 離島の小さい町村で非常備消防しかない地域も、今度の消防共同指令センターではGPS機能による正確な位置情報なども伝達できて、的確な指令機能が果たされるという話を聞いていますが、そのあたりについての新しい効果を説明してくれませんか。

○知念弘光防災危機管理課長 沖縄県内には12の非常備消防がございまして、今回の消防共同指令センターには12の非常備消防が全て加入することになっております。現在の非常備消防の町村の緊急通報体制では、役場で職員が対応する状況がございまして、夜間も職員が当番制等で役場から携帯電話へ転送して対応しているのですが、この消防共同指令センターが導入されますと、例えば離島にいる観光客から携帯電話による通報があり、自分の位置情報がわからない場合でも位置情報システム—GPSと言われておりますが、それによって観光客が通報してきた災害地点を特定できます。それから、119番通報によって専門的な救命救急士の資格を持った通信指令員等もおりますので、その指令員から直接的な口頭指導、例えば心肺蘇生術や止血法、異物除去法などを受けることができ、有事の対応が迅速になることが期待できます。

○高嶺善伸委員 次に、地域安全対策事業にも関連して自衛隊配備計画についてお聞きしますが、今、与那国町の住民の皆さんが訴訟を起こしているとい

う話をお聞きしたのですが、県民の安全を確保する立場から県が把握している範囲で教えていただけますか。

○運天修基地対策課長 訴訟の状況について沖縄防衛局に確認したところ、現在係争中なので情報提供は差し控えたいということでございました。しかし、私どもから与那国町等に聞き取りをして確認したところ、ことしの6月1日に与那国町の住民30人が与那国町の自衛隊基地建設差し止め仮処分を求める申し立てを那覇地方裁判所石垣支部に提出しているということは承知しております。

○高嶺善伸委員 今、審尋が行われているらしいのですが、年内結審とも聞いています。どうか、特に離島の住民の安心、安全をどう確保するかという意味では、県も懇切丁寧な説明が必要だと、理解が求められると答弁していますので、引き続き地域の皆さんの要望については耳を傾けていただきたいと思います。それで、平成25年度、平成26年度の国の予算措置で、今度は石垣島へのミサイル基地の建設計画の用地選定が行われているというのですが、なかなか情報が入らなくて、宮古島はもう具体的に用地も選定し、いろいろな予算化がされているという話も聞いているのですが、平成25年度、平成26年度の予算執行状況も含めて、現在、石垣島へのミサイル基地建設計画の概要についてお聞かせください。

○運天修基地対策課長 石垣島への自衛隊配備につきましては、今年度、適地調査を実施していることは聞いておりますが、具体的な規模、配備内容については、今後検討されるということで、今のところ具体的な説明はございません。また、次年度の予算についても予算措置が要求されているという情報はございません。

○高嶺善伸委員 石垣島では地対空ミサイル、地対艦ミサイル、そういうものの基本構想のもとに、ある程度予算化された概要資料も手に入っているのですが、実際に個人有地あるいは公有地も含めて、候補地の中から絞り込み作業がほぼ終わったという話も聞こえてくるのです。ですから、こういうことについては県民の安全、安心、特に離島振興という立場から、新石垣空港開港後、観光産業が非常に大きな戦略産業になっていますので、どういう離島振興がいいのか、何を目指していくべきかということでは、県民が不安に思っていることについて積極的に情報を収集して、ぜひ公開しながら議論させていただきたいと思いますが、どうですか。

○町田優知事公室長 委員のおっしゃるとおり、県

民の不安、懸念を払拭するために、しっかり情報収集に当たっていきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 来年度の予算要求、予算の内示がもう目前に迫っておりますが、市町村からも評判の高い、そして県政のいろいろな課題を解決するのに一括交付金は大きな役割を果たしていて、所要額をしっかりと確保してもらいたいと思っておりますが、やはり過去の不用額や繰越額は県が使い切ってるのかということもあって、査定などにマイナス要因があったらいけないと思っております。その過去の予算執行状況を見て、今年度の予算措置に向けて総務部長の決意をお聞きします。

○平敷昭人総務部長 沖縄振興予算、特に一括交付金に関しましては執行率、ソフト交付金については不用、ハード交付金については繰り越しが国に比べて多いということ等も総合的に勘案して額が圧縮されたということも伺っておりますが、これに関しましては、やはり不用額の圧縮や執行率向上の取り組みが重要なことは県としても認識しておりまして、平成28年度の前に平成27年度の予算編成でも、前年度の交付金事業の事後評価として交付金事業の中身を評価して、そのボリュームや事業の仕組み等の見直し等を行って事業を組んだところでございます。ですから、平成28年度も、また平成27年度の執行状況や事業内容を精査して予算を編成してまいりたいと考えております。また、執行段階におきましては、今年度から6月に第1回目、9月に第2回目を開いたのですが、各部局の主管課をメンバーとする執行管理の連絡会議を設置しまして、年度途中の進捗状況、各事業の執行状況等も見まして、これが年度内で使い切れるのか、執行できるボリューム等を確認しながら、新しい事業があるか、さらに足りない事業があるか、その横の連携をとりながら、場合によっては補正減をして足りないところや新しい事業に組みかえていく形も考えておりまして、9月補正でも一部補正させていただきました。今後も、執行管理会議で状況を押さえながらその辺の対応を行っていき、可能な限り執行率を上げて不用額をなくす取り組みをしてまいりたいと思っております。

ハード交付金に関しましては、繰り越しを圧縮するために、例えば用地取得が常々ネックになっているということもありまして、民間のコンサルタント等に業務委託して、民間のノウハウで用地取得事業を促進して、その分を職員は別の業務、予算の執行の促進に当たってもらおうと取り組んでいます。

国にも、県は繰り越しや不用額の圧縮のためにこ

のような取り組みを行っているということも丁寧に説明しながら、やはり執行率を上げた上で平成28年度予算がしっかりと確保できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時24分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほどの翁長委員の質疑を聞いて感じたことがありますので少し申し上げたいのですが、百条委員会で我々が一番知りたかったことは、環境部長がこのままでは住環境や生活環境を守ることの懸念が払拭できないということを公式に申し上げました。知事意見としても、このアセスでは環境の保全は不可能だということを言ったのです。問題は、事務当局が精査をしてそういう意見をまとめて出したということと、それから1カ月たつて12月末に知事が承認をしたことの関連性を我々は知りたかったわけです。この間にどういう経過があって、こういうことになったのか。その間の議事録はないのかということは何回も聞いたのですが、それはできませんでした。状況証拠ではありますが、我々は知事の強い政治判断が働いたのではないかと思ったわけです。多分、そうだろうと。これは知事の前後の発言からも、このまま断ったらどうなるかわかるかとか、あるいは選挙中の発言等々もあって、それは多分知事の強い政治判断だろうと思うのです。知事の発言の後にも、事務当局の皆さんに懸念が払拭できないことについては今も変わりありませんかと聞いたことがありましたが、それはそのとおりだという話でした。そうしますと、先ほどの話との関連で言えば、恐らく今日も当時も事務当局の考え方としてはそんなに変わってないのではないかと、そこに知事の政治判断が働いてあのような決定になったのではないかと私は感じるわけです。そういう意味では、偽証か何かという話とは少し遠い話になると思います。第三者委員会から出た答申は、まずは字句の誤りや法令、日にちということに精査の力点が置かれて、その次に中身について各部局でかなりの時間をかけて精査をしていたと私も理解しております。そういう意味で、今、申し上げたような仲井眞前知事のときの事務当局の一連の流れも含めて、どのようにお感じになっているのか、知事公室長からお聞きしたいと思います。

○町田優知事公室長 あいにく、私は当時のことに

ついてつまびらかに発言する立場にはございませんが、少なくとも今回の第三者委員会からの報告書を踏まえた県庁内部での精査、そして取り消しに至った手続につきましては、私どもとしては時間をかけて丁寧に進めてきたと考えております。

○玉城義和委員 全然答えになっていませんが、いいでしょう。

次に、主要施策の成果に関する報告書について、10ページから11ページの交流と共生ですが、今、難民の問題がヨーロッパ各国で非常に大きな課題になっています。日本にも相当な難民の申請があり、その許可は国だろうと思いますが、沖縄側として難民を受け入れるとか、そのようなことを想定して議論したことはありませんか。

○新垣秀彦秘書広報交流統括監 今般のヨーロッパの難民の状況を鑑みて、知事公室でも過去にどのような経費があったのか調べました。委員のおっしゃる難民の受け入れ等については国の事項ということで、その中で都道府県としては、国から要望があれば何らかの地方自治体としてできることを行うということがあります。ただ、具体的に国もヨーロッパの難民を受け入れるかどうかという議論をしておりますので、県としてもそれ以上のことはまだ検討していない状況です。

○玉城義和委員 アジアとの交流と共生を指していることを言っているわけですから、むしろ少子高齢化なので、ある条件では沖縄から率先していく。もし国が条件を許せば、沖縄県としては検討する余地があると。こういうことを沖縄から発信することが、私はアジアに対してもあるいは日本全国に対しても大きなインパクトを持つと思うのです。これほど難民が押し寄せて来ている中で、やはり日本としても他人事で済ますわけにはいかないだろうし、そういう意味でアジアの人たちとの交流も深い沖縄が一番条件に合うところであって、その辺は少し難しい面もありますが、グローバルな観点から、沖縄でなければならないような、沖縄でこそできるような、そういう思い切った提案をひとつやってみたら、私は意味はすごく大きいと思いますので、検討していただけないでしょうか。

○町田優知事公室長 委員のおっしゃるとおり、交流と共生という視点から私どもとしてもさまざまな事業をやっておりますし、難民の問題につきましても情報を収集し、どのようなことができるか研究しているところでございます。今後のことにつきましては、国の制度、国がどうしようとしているのが

まず最初に来ることは先ほど統括監からお話があったところですが、県民の世論がどのようになるのか、その辺もしっかり把握しながら対応していきたいと思っております。

○玉城義和委員 ぜひ検討していただきたいと思えます。

2番目に、米国における沖縄文化の紹介等々であります。何回か申し上げていますが、ワシントン事務所の活用においてこういう文化的な催し物をやると同時にぜひともお願いしたいのは、基地問題もさることながら、沖縄の文化財、琉球王朝のころの文物、書画や焼き物、漆器類など、かなりの量がワシントンあたりのそれぞれの施設に分散しています。その分散リストもできていて、どの美術館に何があるかということはわかっていますので、買い戻せるものは買い戻す。そうでないものは一時里帰りしてもらって、ぜひ県内でも再認識できるようなことをワシントン事務所を中心にやってもらいたいと思えますが、そういう取り組みを始めていただけないでしょうか。

○町田優知事公室長 ワシントン事務所は確かに私どもの所管で、いろいろな情報発信、情報収集をしていますが、委員御提案の文化財などを集めることにつきましては教育庁の所管になりますので、そこは教育庁の意向も伺いながら進めたいと思えます。

○玉城義和委員 次に、歳入歳出決算説明資料14ページ、所有者不明土地の現状について説明してください。

○照屋政秀管財課長 所有者不明土地の現状ですが、平成27年3月末現在で県管理が1511筆、89万7000平米、約90ヘクタール、市町村管理が1212筆、8万6776平米、約9ヘクタール、合計で2723筆、98万3963平米、約98ヘクタールが現在残っているところです。

○玉城義和委員 これは、この10年間で実際に変動しているのですか。

○照屋政秀管財課長 平成26年度までですが、県管理で372筆、約17ヘクタール、市町村管理で415筆、約4ヘクタール、合計で787筆、約21ヘクタールを管理解除して真の所有者に返還しております。

○玉城義和委員 大したことないですね。この約90ヘクタールの管理に要している県費は年間幾らですか。

○照屋政秀管財課長 維持管理に要する費用ですが、過去5年間の決算額で言いますと約1550万円から1900万円程度の費用が管理費として支出されていますが、その主なものは人件費であります。

○玉城義和委員 これは結局、現行法では処理できないということですか。

○照屋政秀管財課長 県では平成22年度に大学教授や弁護士等で構成する沖縄県所有者不明土地検討委員会を設置し、所有者不明土地の抜本的解決策について検討しております。同委員会では、現行法一民法の適応や、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の改正による問題解決について検討しておりますが、いずれの制度によっても無理または極めて困難との判断で、特別法の制定が必要という結論に至っております。

○玉城義和委員 それで、どうするのですか。

○平敷昭人総務部長 今、特別立法の話が出たのですが、特別立法については、内閣府におきまして平成26年5月に国、県、市町村で構成します所有者不明土地問題に関する検討会議を設置して、まず不明土地の現況把握をして課題の整理をしようと検討しているのですが、立法のためには、まず管理者である県、市町村が連携する必要があるということと、所有者不明土地の帰属先をどうするかということについて、実は市町村で意見が分かれているところもあります。そういうこともあり、沖縄県全体の意思としてまとめる必要があるのではないかとことです。県としては、所有者不明土地の問題を解決するためには、やはり最終的に県民の財産として有効活用を図るため、国が大前提としています実態調査を速やかにすることと、所有権を県や市町村に帰属させるための特別法の立法について要望をしているのですが、これについては県内の意向もまとめながら、引き続き国に立法を求めてまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 大体のめどはつきそうですか。

○平敷昭人総務部長 今、所有者の探索を事業で行っていますが、やはり所有者が明確にならないと、そういう状況を踏まえることが大前提で、国としてもまず実態調査を行うべきだと言っていますので、それを進めながら、県としては並行して求めてまいります。今のところ何年度というめどは立っていないところですが。

○玉城義和委員 四、五年前も同じような答弁だったので、いつまでも持っていくわけにはいかないの、早目に国と詰めて解決を図っていただきたいと思っております。

次に、公安委員会です。県内の駐車違反とスピード違反の年間の件数と罰金額は幾らになっていますか。

○加藤達也警察本部長 本日は警察本部の各部長が出席しておりますので、お許しをいただきまして、御質疑につきましてはそれぞれ所管の部長から答弁させていただきますと思います、よろしく申し上げます。

○渡真利健良交通部長 昨年度中に駐車違反で検挙された件数は2425件。速度違反には2通りありまして、青切符で検挙されたものが3876件、赤切符で処理されたものが2014件となっております。ちなみに赤切符、青切符の違いにつきましては、青切符の場合は納付書に基づいて金融機関で反則金を支払えば事件は終わりということになります。赤切符の場合は、検察庁に送致され、正式な裁判を受けて罰金が科されるというシステムとなっております。この反則金が総額4億883万4350円納付されております。ただいまの金額につきましては駐車違反、速度違反、その他の違反も全て含めた納付額となっております。先ほど本部長から説明がありました放置車両については、ただいま説明した検挙件数とは制度が異なるものでありまして、県に違反金が帰属することによって8611件の検挙であります。

○玉城義和委員 10年間の推移がわかりましたら、言ってくれませんか。

○渡真利健良交通部長 資料が手元ございませんので、後ほど提供できればと思います。

○玉城義和委員 それが聞きたいのです。九州各県も含めて、それぞれの県で交通違反の金額はほぼ決まっているのではないかと思います。福岡県が18億円とか、佐賀県が十何億円とか、それで、10年間の推移が沖縄県はどうなっているかということですが、わかりませんか。

○渡真利健良交通部長 手元に資料がございません。平成24年以降の検挙件数については資料がありますが、10年前からの資料は手元ございませんので、後ほど提供したいと思います。

○玉城義和委員 私も模範運転手ではないので余り大きな声では言えないのですが、一向にスピード違反も駐車違反も減らないわけです。聞くところによると、もともと警察庁の中で各県の大体のスピード違反と駐車違反のそれぞれの予定額があつて、沖縄県警は4億円から5億円ぐらい、あるいは福岡県警はその3倍とか、そのようになっているという話も聞くものですから、そのスピード違反や駐車違反の取り締まり方が、こういうものと関連してどのようになっているのかということをし少し明らかにしたかったのです。ですから、例えばきょうは大体ノル

マに達したからよろしいという話になっているとすれば、それは大問題であって、恐らくそういうことではないと思いますが、いわゆる年間の罰則金の額が一定になっているということがあるとすれば、それはどういう意味なのか、人員が足りないからそうなるのか、あるいは警察庁のそもそもの国家予算の中での話なのかということもちまたでは結構聞くので、聞いているわけです。警察庁としてはいかがですか。

○加藤達也警察本部長 各県に割り当てた予算があって、その予定額を目指して取り締まりをするという話は、私はこれまで聞いたことはありません。あくまで現場の状況に応じて必要な取り締まりをしております。

○山内末子委員長 吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 公安委員会にお伺いします。警察学校の予算範囲が、警察管理費か警察活動費かわからないものですから、警察学校については、予算書を調べても出てこないで教えてください。

○幡谷賢治警務部長 警察学校に係る経費につきましては、人件費は別ですが、国費扱いになっておりますので出てこないと思います。

○片桐哲會計課長 警察の中の国庫支弁経費の内訳につきましては、警察法第37条で都道府県が支弁する経費と国庫が支弁する経費に分かれています。国庫が支弁する経費には、警察法第37条の中で警察共用施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費は国庫費で支弁することになっておりますので、そういった意味で県の予算等に出てくることはないという形になっております。

○吉田勝廣委員 お金は国が出しますが、運営は誰が行うのですか。

○片桐哲會計課長 執行は警察本部でっております。

○吉田勝廣委員 その校長先生や教務官などの経費は国の予算ですか。

○片桐哲會計課長 基本的に、それに対する職員の人件費につきましては県費による負担になります。

○吉田勝廣委員 職員の任命権や人事は誰が行うのですか。

○幡谷賢治警務部長 警察本部長にあります。

○吉田勝廣委員 職員も含めて、警察学校の学校関係者は全てですか。

○幡谷賢治警務部長 はい。

○吉田勝廣委員 そうすると、そこで行われる教育内容、カリキュラムの内容は誰が管理しますか。

○幡谷賢治警務部長 一義的には学校長ということになると思いますが、最終的な責任としては警察本部長になると思います。

○吉田勝廣委員 例えば、何時間何を教えるなど、これは学校現場ではカリキュラムと言うでしょう。それを誰が決めて、誰がそれを生徒に教えるかということですか。

○幡谷賢治警務部長 基準は警察庁で示されております。

○吉田勝廣委員 例えば、警察法第54条では県警は警察学校ができると書いてありますよね。管理運営はできるが、カリキュラムの中身は警察庁が上から決めて教えると。そうすると、そのときの拳銃の扱い方とか、逮捕とか、そういうところの内容を説明してください。要するに、警察学校で警察官を養成するための内容ですか。

○幡谷賢治警務部長 拳銃の関係ですか。拳銃と法執行ということですか。

○吉田勝廣委員 教養も一般もあるでしょう。その内容について説明してください。

○幡谷賢治警務部長 拳銃ということであれば、採用されて、警察学校において、拳銃の構造や持ち方などから始まりまして、その使用に関してどういった場合にあらかじめ拳銃を取り出ししておくことができるか、構えることができるか、予告の上、撃つことができるか、どういう場合に威嚇射撃をすることができるかということについて、座学での授業もやっておりますし、映像射撃シミュレーターでの訓練も行っているところでもあります。そのほか、実砲を用いて射撃場において訓練も行っております。

法執行に関するものにつきましては、もちろん警察学校の採用時教養において、刑法などの法学あるいは刑事訴訟法の教養も行っておりますし、警察署に配置された後もそれぞれ教養の時間を設けて教えたり、あるいは自分で勉強したりということもしておりますし、法執行に必要な体力を養うために、柔道や剣道、あるいは制圧するための逮捕術といった訓練についても行っているところでもあります。

○吉田勝廣委員 学校でどういう教科を勉強するのか、後で資料を提出してもらいたいと思います。拳銃を扱うとしても、例えば刑法は何時間勉強するとか、逮捕術は何時間勉強するとか、その時間がありますよね。こういうものも決まっているのですか。

○幡谷賢治警務部長 それは示されております。

○吉田勝廣委員 拳銃では大体何時間ぐらいですか。

○**幡谷賢治警務部長** 大学卒業レベルの短期課程と、高校卒業レベルの長期課程で違うものもあるのですが、拳銃の使用の法的根拠などにつきましては、それぞれで1時限80分の座学がそれぞれ6時限ずつありますし、先ほど申し上げた使用判断についての訓練については、映像射撃シミュレーターを用いて、短期過程では1時限80分を5時限、長期課程では1時限80分を6時限行うこととなっております。また、実砲を使った射撃の訓練は、半日訓練の形で1時限だけではなく2時限連続してやりますので、短期課程では13日、長期課程では17日の訓練を行っております。

○**吉田勝廣委員** 使用するとありますが、例えば正当防衛とか、凶悪犯に会ったときとか、この拳銃の使用はどのようなときに教えますか。

○**幡谷賢治警務部長** 採用時教養において行っているほか、各級の幹部になるときの九州管区警察学校や警察大学校においても行っておりますし、警察署の職場教養においても行っているところでございます。

○**吉田勝廣委員** やはり拳銃を向けるわけですから、冷静かつ慎重な判断力が求められると思いますが、その精神的な教育はどうなっていますか。

○**幡谷賢治警務部長** 映像射撃シミュレーターで、相手が映像の中で拳銃を向けてきたとか、そういった訓練で行っているところです。

○**吉田勝廣委員** 警察官等けん銃使用及び取扱い規範なども教えるのですか。

○**幡谷賢治警務部長** それは法的根拠として教えます。先ほど申し上げたような、どういった場合に拳銃を取り出せるか、相手に向けることができるか、威嚇射撃をすることができるかというようなことが警察官等けん銃使用及び取扱い規範に書かれていますので、それも勉強します。

○**吉田勝廣委員** 要するに拳銃を扱うとか、これについては長時間の人間の教育だとか、これが非常に重要だということを意味しますか。

○**加藤達也警察本部長** 我々は警察官職務執行法で武器の使用が認められており、その使用に当たっては適正な使用を心掛けなければならないことはもちろんでありまして、そこは最初に入校したときに十分時間をかけて、先ほど申し上げた映像射撃シミュレーターもありますので、実際の場面、刃物を持ってきた場合など、どのようなときだったら構えられるか、撃てるか、威嚇射撃をこの時にすべきかどうか、そういう判断もつくように訓練しておりますし、学

校を卒業して一線の勤務についた後も、引き続きいろいろな機会を捉えて教育をしているところでございます。

○**吉田勝廣委員** 警察法があり、それから武器の使用は警察官職務執行法や警察官等けん銃使用及び取扱い規範などに細かく書かれていますよね。そういうことを経て初めて拳銃を所持して職務ができる。こういう形で警察官は一人前と言いますか、学校を卒業して拳銃を使えると。

今度は米軍の警備員です。米軍の警備員は警察権を持つと日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定一日米地位協定に書かれているわけです。今のよう警察法や警察官職務法、警察官等けん銃使用及び取扱い規範など、これを受けて初めて拳銃が使用できます。では、米軍の警備員が拳銃を持つことはどれだけの勉強しているか、そういうことはいかがですか。

○**運天修基地対策課長** 沖縄防衛局に問い合わせたところ、警備員の職務規程書の中に、若干の小型武器を使用するに当たって適切な訓練と習得を必要とするということが記載されています。その上で、沖縄防衛局としてはしっかり訓練が行われていると思うという回答がございました。

○**吉田勝廣委員** 今、基地対策課長も公安委員会から聞きましたよね。これだけ1年間、あるいは半年間の勉強を通して武器を携帯できるわけです。では、その警備員は具体的にどうなっていますか。実際にどう教育されているかということをごきちんとおかないとだめではないですか。これがあなた方の限界で、もう調べることはできないのですか。

○**運天修基地対策課長** 訓練の状況については、沖縄防衛局でも詳細には承知していないということでございました。

○**吉田勝廣委員** それは外務省も含めて無責任です。こういう無責任が通るから、私たちは嫌なのです。それで、日米地位協定で基地の中で保護されているわけです。現場はいろいろなことを行っているわけですが、米軍警備員がどういう教育をされて、どういう形で拳銃が使用できるのか。米軍警備員に警察権を付与するということは、この警察権の内容は何なのか、これはぜひ調べてください。

○**町田優知事公室長** 委員の御懸念の点はもっともだと思いますので、私どもも何とか情報収集ができるよう努力したいと思います。

○吉田勝廣委員 情報収集というのはあらゆるところから、その警備員の退職者もいっぱいいますし、実際に事故を起こした方もいっぱいいるわけです。そういうことやおかないと、いわゆる日米地位協定が何なのかということ議論するときはこれが非常に大事なのです。構えてやってください。どうですか、あなた方も拳銃を構えてください。

○町田優知事公室長 しっかり情報収集に当たりたいと思います。

○吉田勝廣委員 米軍警備員が拳銃を構えたらどうするかということなのです。これは単に米軍警備員だけではなく、米軍も一緒です。

次に総務部ですが、例えば知事が訪米したり、基地問題で例えばワシントンに事務所をつくるというのは基準財政需要額に入りますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 基準財政需要額の算定の中には入っていないと認識しております。

○吉田勝廣委員 私もそう認識しております。問題は、知事や県職員が基地問題で外国に行ったり、あるいは外国に事務所を設けたり、県議会でも米軍基地関係特別委員会がありますよね。こういうときに、どれくらいが基準財政需要額に入って、どれだけが地方交付税になって県に交付されるのか。そういうところを研究したことはありますか。

○池田克紀財政統括監 普通交付税の基準財政需要額の中に基地関係は含まれておりません。標準的な地方公共団体以外の、特に沖縄の特殊な基地関係の需要経費が幾らかということについては、財政課でも把握はしていないところです。

○吉田勝廣委員 逆に言うと、沖縄県には米軍基地が74%あるとする。そして日米地位協定にもさまざまな課題がある。その基地問題で外国に行ったり、内閣府や国会でいろいろやりとりをする。議員もいろいろと仕事をやる。知事公室長も大分時間を割かれる。そういうことが県の税金でやられているのか、地方交付税でやれるのか、この辺をきちんとしておかないと、要するに基地を負わされて、また県民の税金を使うとなると少しナンセンスです。その辺はどうですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 先ほど、基準財政需要額の中に算定されないと申し上げましたが、算定には密度補正という補正係数を掛けるものがあり、その中にいわゆる基地補正がございまして、その中では米軍人等に係る消防や清掃活動費などの行政経費とか、基地が所在することによって生じる渉外事務や防音施設の維持管理費などの経費として措置されて

おります。

○吉田勝廣委員 それは平成9年に我々が運動を行ったものだからすぐわかります。それは普通は入れられます。そういう問題ではなくて、私が言っているのは、要するに交付税にそれが算定されるかされないか、それは密度だからされていないのです。この趣旨はこういうことです。このお金はいわゆるつかみ金です。要するに、基地の中に何名兵隊がいて、基地に使用されている面積の割合が幾らか、そういう形でお金が計算されているのです。しかも、額は75億円に決められています。県は25億円で、あとの基地関係が50億円、このように決められているのです。こういうものは基準財政需要額とは普通は言わないでしょう。言うかどうかは別として、普通の我々の感覚ではこういうものは言いません。それは当たり前の話です。つまり、基地の中に米軍がつくったもの、防衛省がつくった建物があって、それは固定資産として総務省から交付される。日本人だったら、地方交付税に算定されるでしょう。では、なぜ米軍人は算定されないのかということ、私たちは議論してきたわけです。それで、今の75億円が成立したのです。ですから、これは全然趣旨が違います。私たちが言っているのは、これから知事あるいは各部署が、米軍基地に対してどういう形で幾ら支出しているか。これはもちろん地方交付税でもいいし、何でもいいです。要するに、それだけ支出した額を計算していただだけませんか。

○平敷昭人総務部長 今、委員からお話がありました、基地が所在することに伴う一例えば知事は給与を定額もらっているわけですが、基地が所在することによって必要になる経費といいますと、例えば政府関係の要請だったり、米軍基地関係特別委員会の委員の皆様が横田基地や東京に行ったりする経費、あとは基地対策課という部署があるとか、そういうはっきりつかめるものもあるのですが、実際には把握しにくいものもあるということで、その辺が課題になっています。先ほどの基地補正というのは、基地が所在することによる需要額という形で、単位費用以外にプラスアルファの補正として需要額に乗せています。これは清掃費という意味だけではなく、渉外関係経費という名目にもなっていますので、それで入っているのではないかというのが国の考え方があります。その辺のきれいな対応関係の分析は難しいのですが、県内の基地あるがゆえの経費というのは明示できるものもあるのですが、必ずしも明確な数値化が困難なものがあるので、引き続きその分に関

してどのような把握の仕方があるか検討してまいりたいと思います。

○吉田勝廣委員 もう一つ。日米地位協定における免税措置は、大体どれくらい免税されていますか。

○平敷昭人総務部長 日米地位協定で非課税とされている税目の資料が手元にあるのですが、例えば国税では所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、とん税などがありますが、幾らかという課税のもとになる部分自体が県で把握されていないものですから、国でも把握されていないかと思いますが、どれぐらいの額があるかというのは明示できない状況です。

○吉田勝廣委員 額がわからないから勉強しましょうと言っているのです。基地があるゆえに免税されているから、取るべきところは取らないといけないという話をしているのです。

もう一つは、財政力指数もある。基準財政需要額もあります。この基準財政需要額は、他の類似県が100%とすると我がほうは大体85%とか80%です。普通であれば100%とすべきなのに、なぜ80%、85%なのか。私も調べたのですが、いわゆる類似県は100%ですが、我がほうは1人当たり77%となっているので、この原因は何か。それから、基準財政需要額は83.5%ということになっているので、根本的なことをもう少し財政的な面から分析する必要があると思います。

○山内末子委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 きのは代表監査からいろいろと説明を受けたのですが、監査委員沖縄県歳入歳出決算審査の意見書の82ページで、皆さんは繰越状況の区分として用地取得難や計画などに分けています。その一番大きなものがその他の24%で、繰越額が約237億円になっています。その他が悪いということではないのですが、240億円近くをその他で済ませてしまうのはいかななものか。これは、各部署にアンケートをとるのか。どういうとり方をしているのか。それを、もし皆さんでやっているのなら教えてもらえますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 繰り越しの要因別の区分については国の区分に応じて分けていますが、委員のおっしゃるように、その他の部分がかかなり大きく占めていますので、さらにその内容を把握できるか検討させていただきたいと思います。

○當間盛夫委員 区分でこれだけ分けられて、例えば部署に行くと、上のほうには該当しないということで、その他でつけておこうという流れでは困るの

です。繰り越しの中でこれだけ大きな割合を占めているので、その辺は、総務部長、繰り越しをするというのは決していいことではないので、もう少し皆さんも検討したり、研究したりする部分があると思いますが、どうですか。

○平敷昭人総務部長 確かに平成26年度の987億円の繰り越しの中で、どの要因で繰り越したのかということに一番当てはまるものとして、例えば用地取得が基点となって繰り越したという意味で分類したりいろいろな複合的な理由があると思いますので、この分類でやっついてはいるのですが、その他という区分は本来メインとなる要因に該当しない部分ということで、この部分は検討していく必要があると思います。それから、市町村分の公共投資交付金やソフト交付金については、調査の仕方として、用地取得ではなくその他に区分している関係もありまして、その市町村分の繰り越しの要因を分類してもらえるのか、その辺も検討していく必要があると思います。

○當間盛夫委員 この辺はもう少し研究してもらいたい。きのうの監査委員の指摘の中でも、300億円の市町村分の沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金があると。そこに不用などが出てくるのであれば、市町村が独自に監査しているのはわかりますが、その中でも県の監査が市町村とどうタイアップできるか。その他が5%とか3%とかであればある程度は理解はできますが、特別会計を入れると237億円で、23%もその他の部分になってくるとやはり中身を知りたいですね。そこを監査委員に聞いてもわからないとなると、それは少しきついで、これは皆さんにしっかり対応してもらいたいと思います。

次に、知事公室です。主要施策の成果に関する報告書の2ページですが、消防共同指令センターについて、先ほどの答弁では36市町村で来年4月からスタートするということですが、肝心的那覇市が入っていません。この状況はどうなっているのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 先ほども答弁しましたが、消防共同指令センターにつきましては那覇市、沖縄市、浦添市、本部町、今帰仁村を除く県内36市町村、26団体が参画しまして、比謝川行政事務組合が整備主体となって、共同で整備が進められております。那覇市については、平成23年度に県内41市町村で設置した消防共同指令センターの運営協議会におきまして協議が進められましたが、協議の結果、那覇市は不参加となっております。その理由としましては、現在、那覇市単独で高機能消防指令センター

を有しております、新たな共同指令センターを現状と比較した場合、ランニングコスト等の負担が大きいこと、機能面の向上が見込めないことなどが挙げられると聞いております。

○當間盛夫委員 皆さんは災害に強い県土づくり、防災体制ということで、全県的な整備の促進をやっているわけですね。この33万人、県都である那覇市がそれに参加しないという弊害等はないのですか。那覇市は独自でやっているから、それはそれで県も仕方ありませんということですか。支障はありませんということですか。

○知念弘光防災危機管理課長 沖縄県の消防通信指令施設運営協議会において、那覇市を含む市町村で十分に協議が重ねられた結果、那覇市は不参加となっておりますので、県としてはその意向を尊重したいと思っております。ただ、今後、大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣や離島の緊急搬送の対応、消防共同指令センターと那覇市などの同センターに参加していない消防本部との連携を深めることが重要であると認識しておりますので、県としては、新しい消防共同指令センターと、それに参画していない各消防本部との定期的な連絡会議を開催するなど、関係強化に取り組んでいきたいと考えております。

○當間盛夫委員 そのときに決められた那覇市の市長は翁長知事でもありますので、そういった面からすると、しっかりと県も那覇市が参加するように促してもらいたいと思っております。

次に、7ページの不発弾処理事業ですが、防災関連の不用額が6億8000万円、約7億円近くということですが、もう少しその不用額の中身について、何ができなかったということを説明してもらえますか。

○知念弘光防災危機管理課長 不発弾処理事業につきましては、大きく6つの事業がございます。そのうち100平米以上の原野、畑、そういったものを探査する広域探査発掘加速化事業におきまして3億8513万6000円の不用が生じております。その主な原因としましては、磁気探査予定地の作物の収穫のおくれによる磁気探査の未実施、それから、旧本部飛行場跡地の磁気探査におきまして、本部町の事情により、平成25年度に測量や土質調査を実施していたのですが、その実施済みの9ヘクタール余り、2億円近くの探査ができなかったことなどが要因であると思われまます。そのため、土地所有者や耕作者との調整を密に行うことにより、収穫時期を早期に判断

し適切な執行に努めたいと考えております。

また、もう一つの大きな事業であります住宅等開発磁気探査支援事業は、主に住宅等の新築予定の個人やマンション事業者の建築主を対象にした磁気探査事業でございますが、これにつきましては平成25年度執行額2億1927万6000円に対して、平成26年度が4億4233万円で、約1.8倍と伸びておりますが、当初予定していた伸びまでは達成せずに、その結果として2億2610万2000円の不用が生じております。

この2事業の合計としまして、6億1100万円余りの不用が生じております。

○當間盛夫委員 広域探査発掘加速化事業について皆さんから資料をいただいたのですが、地域的にばらつきがあり、平成26年度を見ると多いのが宮古島市ですが、宮古島市がこれだけ多いというのは何か理由があるのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 宮古島市の実績が多い要因についてお答えするのは難しいのですが、宮古島市も第二次世界大戦中に大きな戦災を受けておりました、過去の戦災による磁気探査への意識の高さがあると考えております。それから、そのためかどうかわかりませんが、過去の発見弾数についても546発ということで、県内市町村では13番目に高い数字となっております。そのようなことから、不発弾に関する意識が高く、磁気探査の要望が多いと思われまます。また、地元の磁気探査協会も不発弾探査の必要性、有効性を認識いただきまして、かなり周知していただいているということも要因の一つかと思ひます。

○當間盛夫委員 宮古島市は八重山地区に比べると546件ということで多いと言うのですが本島南部の戦跡に比べると、那覇市で6800件、糸満市で2900件、南風原町、豊見城市、八重瀬町、南城市、浦添市も3500件で多いですね。西原町でも2200件です。この数字と、皆さんが調査する部分が極端に合わないのです。豊見城市では平成25年度、平成26年度は全くないし、那覇市においても平成25年度は1件しかないし、平成26年度はゼロです。それから、平成26年度の不発弾の発見届け出件数を見ても、先ほどの宮古島市の件数は百十何件以上あるのに、その不発弾の届け出は15件しかないわけですか。事業者のための広域探査事業になっていないかとも感じるのですが、どう考えられますか。

○知念弘光防災危機管理課長 広域探査発掘加速化事業と住宅等開発磁気探査支援事業、当該2事業に

つきましては、事業の促進を図るために建設業者を対象とした磁気探査研修や磁気探査の市町村説明会において当事業の説明を行っております。市町村の住宅建築担当窓口にもパンフレットを設置したり、県の広報番組において事業のPRに努めているのですが、今、委員のおっしゃるとおり市町村にばらつきがあることは事実でございますので、今後も機会があるごとに市町村とも連携しながら同事業のPRに努めていきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** もう一つ、住宅等開発磁気探査支援事業で4億円の予算組みをしたものが2億円しかないということですが、これは簡素化といったら何ですが、その手続の方法は何か変更しましたか。

○**知念弘光防災危機管理課長** 住宅等開発磁気探査支援事業につきましては、建築物の申請により補助金が交付されることから、申請手続が迅速に行えるように実際に磁気探査を行う事業者の団体である沖縄県磁気探査協会等にヒアリングを行うなど、対応策について調整を行っているところでございます。また、住宅等開発磁気探査支援事業につきまして、平成27年8月から他部局への合い議を省略するなど事務手続を簡素化いたしまして、民間探査補助金の交付決定が可能な限り早期に行えるように取り組んでおります。

○**當間盛夫委員** 先ほどの那覇市や浦添市、豊見城市を含めると、住宅等というのはあるはずなのです。ところが、その手続に時間がかかってしまうのでやらないというところがあるわけですから、住宅に関しては沖縄本島では最も大事なところがありますので、業界を含めながら、どう迅速化できるかということを今一度研究しながら検討していただきたいと思います。

次に、13ページの総務部の所有者不明土地の特別会計ですが、不用額が約1億1000万円、トータルで1億4000万円の不用額があります。この不用額は繰り越しにはならないのですか。なぜこんなに不用額が出るのでしょうか。

○**照屋政秀管財課長** 不用額について、主なものは予備費になっていまして、予備費の差額については、真の所有者があらわれた際にその土地の財産収入等を返還するために積み立てているものの財源になるものでありますので、その不用額はそのまま次年度に引き継いでいるという形で予算を組み立てています。

○**當間盛夫委員** ということは、なかなか他の特別会計には予備費というものはないが、積み立てとし

てやっているという認識でいいですか。今、当初予算では約1億3000万円ですが、それをもう少し説明してください。

○**平敷昭人総務部長** 特別会計の歳入の中に繰越金というのがあります。これは、もともと所有者不明土地を県が管理していますが、その間に賃貸借で貸している分があります。その貸付料が歳入として入ってきますので、歳入はありますが、返還などがないので歳出はないわけです。ただし、維持管理に要する経費に一部充てています。それを、予算上では過去のを全て歳入に計上した上で、歳出はまだ具体化していないものですから、予備費として歳入歳出が合う形で計上しております。具体的に真の所有者があらわれた際に返還金という形で計上するというので、とりあえず予備費で立てている関係上、どうしても予算に対して決算は小さくなり、不用が出てくるという計上の仕方になっています。

○**當間盛夫委員** 一括交付金を使いながら、真の所有者をとということですが、この進捗状況はどう進んでいるのですか。

○**照屋政秀管財課長** 平成24年度から実施しております所有者不明土地実態調査事業については、2年間の予備的調査を経て、平成26年度からは本格調査をスタートさせております。平成26年度までの進捗状況としては、当初計画ベースで、基礎調査については2663筆は全て実施しております。測量等調査については1170筆、率にして43.9%です。所有者探索については440筆、率にして約16.5%となっております。なお、平成27年度からは所有者探索に外部委託を導入するため、対前年度比で約2倍の予算を確保し、実態調査の加速化に努めているところであり、平成29年度をめどに調査を終えたいと考えております。

○**山内末子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から市町村別の調査実績等について資料提供の要望があり、総務部長から後ほど提供する旨回答があった。)

○**山内末子委員長** 再開いたします。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 次に、公安委員会にお尋ねします。安全なまちづくり推進事業ということで、予算的に900万円ということですが、沖縄県のちゅらさん運動などの事業で刑法犯を含めて減少しているということですが、実態として、現状はこの5年でどのような推移で流れているのか教えてもらえますか。

○**大城正人生活安全部長** 安全なまちづくり推進事

業におきましては、安全・安心な沖縄県の実現を目指し、県民総ぐるみの取り組みとしてちゅらさん運動を実施しております。具体的には、自主防犯活動の活性化と防犯意識の向上を目的に、防犯ボランティア団体に対する活動装備品の支給、防犯リーダー養成を目的とするちゅらうちなー安全・安心アカデミーの開講、防犯フェアの開催及び防犯チラシ、ポスターの作成配付による広報啓発活動などを行っております。事業の成果といたしましては、自主防犯活動の活性化に伴う県内の刑法犯認知件数の減少が挙げられます。平成26年中の県内の刑法犯の認知件数は9879件で、前年比マイナス941件、率にして8.7%減少しまして、これは平成15年以降12年連続で減少したほか、昭和48年以来42年ぶりに1万件を下回るなど順調に推移しております。また、防犯ボランティアについては、本年9月末現在、759団体、2万4558名と多くの県民が自主防犯活動に取り組みされており、ちゅらさん運動の取り組みが始まった平成16年と比較して、約600団体、約2万名増加しております。今後とも、防犯ボランティアの方々に対して、犯罪情勢等に関する情報発信、活動に対する助言等を行い、自主防犯活動の活性化に取り組んでまいります。

○當間盛夫委員 この事業効果がこういう形で件数的にも出ているということですが、平成14年の対比で61%減少となった最大の要因は何だと考えられますか。

○大城正人生活安全部長 平成16年の4月に沖縄ちゅらうちなー安全なまちづくり条例が制定され、それに基づいた人づくり、家づくり、まちづくりということで、県民を挙げて犯罪抑止対策に取り組んでおります。先ほど申し上げたように、ボランティア団体も平成16年と比較して600団体も増加しました。そういうちゅらさん運動の機運が全県的に盛り上がった成果として犯罪の減少に結びついたものと考えております。

○當間盛夫委員 安全なまちづくり推進事業の効果がこういう形で出ている一方で、子供の深夜徘徊等々含めた沖縄県の検挙率があるのですが、この実態はどうなっていますか。

○大城正人生活安全部長 県内の不良行為少年の現状、特徴及び対策についてお答えいたします。平成27年9月末現在、飲酒や深夜徘徊等の不良行為で補導したいいわゆる不良行為少年は2万200人で、前年同期よりも1万5283人減少しております。学識別では高校生が6136人、前年比で21.4%の減少率で全体

に占める割合が30.4%と最も多く、次いで中学生が5534人、前年と比較して48.9%の減少で、全体の27.4%です。有職少年が4287人で、全体の21.2%となっており、男女比では男子が1万5791人で78.2%占めております。また、行為別では、深夜徘徊が1万3221人で全体に占める割合が66.4%と最も高く、次いで喫煙が4575人で全体の22.6%、飲酒が954人で全体の4.7%、無断外泊が524人で全体の2.6%を占めており、この4つの行為で、全体の96.4%を占めております。

○當間盛夫委員 減少傾向にあるということですが、大阪の中学生の事件を考えると、やはり子供たちの深夜徘徊は問題なので沖縄県はしっかりと取り組んでいかないといけないと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

288ページのサイバー犯罪対策・サイバーテロ対策事業ですが、数字的に見るとふえているということですが、この状況を教えてもらえますか。

○大城正人生活安全部長 平成26年度中のサイバー犯罪の検挙件数及び検挙人員は128件、68名で、前年に比べて10件、18名の増加となっております。また、本年9月末につきましては、52件、30名で、前年同期に比べて49件、20名減少しており、その主な内訳は児童買春、児童ポルノ法違反、沖縄県青少年保護育成条例違反がそれぞれ9件であり、著作権法違反、ストーカー規制法違反がそれぞれ5件となっております。

○當間盛夫委員 サイバー犯罪というのはこれから減少することはなく、ますます巧妙化してくるだろうし、我々も現実として携帯やインターネットを含めて、わからないうちに巻き込まれているということもあるでしょう。マイナンバーが出てきて、これからどのようにいくのか懸念されるころではありますが、果たしてこの対応が700万円という予算でできているのかというのが疑問でもありますので、予算的な支出というのは、やはり県民のインターネットを含めたサイバー空間の安全安心というところで、ぜひ頑張ってもらいたいということで、これは要望で終わります。

○山内末子委員長 大城一馬委員。

○大城一馬委員 主要施策の成果に関する報告書の285ページ、県警関係ですが、平成26年度の実績として子供の安全確保対策とありますが、これを説明してもらえますか。

○大城正人生活安全部長 子供の安全確保対策といたしましては、具体的な事業として、いかのおすし

のチラシ3万部、女性を守るあいうえおチラシ1万8000部などを作成し、県民への広報啓発を行っておりまして、平成26年度中の子供・女性を対象とした、強姦、強制わいせつ等の性犯罪認知件数は93件で、前年比で20件、率にして17.7%減少するなど効果があったと考えております。

○大城一馬委員 質疑の趣旨は、去る7月27日に宮古島市で起きた3歳児の虐待死亡事件がありましたよね。そのときの警察のかかわり方が報告書の中にあるのですが、4月17日から対応が始まって、27日には沖縄署から情報提供、そして、5月の15日には沖縄署が入った関係者会議、そして、また児童相談所でやっております、6月19日に宮古島警察署安全課の対応もあって、そのあと事件が7月27日に起こったということで、沖縄県警は児童虐待に対してどういった対応がなされているのか、概況を説明してもらえませんか。

○大城正人生活安全部長 まず、今回の宮古島市で発生した児童虐待死亡事案に関しましては、まず沖縄署におきまして児童の安全確保のための会議への参加、それから同会議での児童相談所への保護の促し、児童相談所に対する事前通告の実施、児童相談所からの援助要請に対する対応あるいは情報提供、宮古島署においては児童相談所からの安否確認依頼の迅速な対応等、警察のとった措置は適切だったと認識しております。ただ、結果として事件の発生を防ぐことができなかつたことは遺憾に思っております。そのため、県警察としましては、今回の事件の発生を踏まえて児童相談所等の関係機関とのさらなる連携強化に努めているところでありますが、現在、開催しています検証委員会における検証結果を踏まえ、改める点については関係機関と連携を図りつつ、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底して、この種事案の未然防止を図る所存であります。

○大城一馬委員 この児童虐待死は、非常に全国的に極めて深刻な状況になっているということが厚生労働省の報告にあります。その中で、やはりこれを防ぐためには児童相談所と警察の連携が非常に重要だという報告がございます。そして、厚生労働省の報告では、迅速な連携のためには警察官の児童相談所への配置が最も効果的であるという報告もあります。そして、警察庁によりますと、全国207カ所の児童相談所には、4月現在で現職警察官やOBが約180人勤務しているという報告もあります。そこで、沖縄県警の警察官の児童相談所への配置は、実態はどうなっていますか。

○大城正人生活安全部長 現職警察官の配置はございませんが、警察職員のOBは2名配置されております。

○大城一馬委員 沖縄県はそういった児童虐待が全国的にも極めて多いのではないかと認識していますので、やはりこれを未然に防ぐためには、予算との関係もあるかと思いますが、こういうOBだけではなく現職の警察官の配置も最優先に検討をすべきではないかと思っております。東京都では、24時間体制のシステム運用も行っているという新聞報道もありますが、やはりそういったことも含めて対応を考えていくべきではないかと思っております。県警察本部長、どうですか。

○加藤達也警察本部長 これまで私どもも児童虐待につきましては、各警察署で取り扱った児童虐待の疑いのある事案について、全て警察本部へ速報させる体制を構築したり、あるいはその児童虐待の適切な対応について会議等で指示、教養、研修等を実施して、全職員に周知徹底を図ったりしております。また、関係機関との関係で申し上げるならば、児童虐待事案に迅速、的確に対応し、児童虐待の防止を図るために、平成19年1月16日に県の福祉保健部と児童虐待防止対策等に関する協定を締結して初期の段階からの情報の共有化にも努めているところでございます。

現職の警察官を配置してはどうかという御意見でございましたが、これについては関係機関の御意見もあるでしょうし、何が現在の沖縄における児童虐待への対応に一番必要なことかということを経営的に検討する中で、検討されるべき一つのオプションかと考えております。児童虐待の防止に向けて、また関係機関との連携を深めながら万全な体制をとってまいりたいと考えております。

○大城一馬委員 ぜひ万全の体制をとっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、知事公室関係です。ヘリの騒音について、これは米軍のヘリの騒音なのか、あるいは自衛隊のヘリの騒音なのか、私どももよくわかりませんが、最近、頻繁に南部地区の島尻郡あたりで昼夜問わず低空飛行で飛んでいるということで、私のところにも、数回、苦情の電話があります。その実態は県として把握されていますか。

○運天修基地対策課長 ヘリと航空機を含めた騒音については、嘉手納飛行場、普天間飛行場、それから那覇飛行場周辺の測定は環境部で行っており、沖縄防衛局でも一部のところで行っていますが、南部

地区において、測定をしているという情報は承知しておりません。

○大城一馬委員 ここ3カ年ぐらいから、相当頻繁に低空飛行で騒音が発生しています。私も住まいは与那原町なのですが、南風原町役場あるいは与那原町役場に問い合わせても、なかなか一般住民からの報告はないということですが、しかし、私ども議員には来るのです。私も何度か、8時以降あるいは9時に超低空飛行でヘリが一これはいろいろなルートで、問い合わせてみますと、航空自衛隊や海上自衛隊が何かわからないがこうやって島尻郡を通過して飛行しているわけです。これは尖閣諸島に行っているのか、訓練なのかはわかりませんが、夜の8時、9時、10時に、私も実際に体験しているのです。実は、きょう、夜中の1時半にヘリが飛んでいるものから、私も起こされて、私の住宅の窓ガラスはアルミサッシですが、これが振動するぐらいの低空飛行をしていたのです。真夜中、未明です。こういうことが現実的に起きているということは、やはり対策を考えておかないと一結構な低空飛行なのです。確かに、自治体にはなかなか通報がないということもありますが、ただ、与那原町には2回ぐらい通報があったという報告はあります。やはり議員にはこういうことが来ますし、実際に体験もしているものですから、この実態把握はしっかりして、一体どういうことかと一きょうの夜中の1時半、これは事実です。これに起こされてずっと眠っておりませんので、睡眠不足です。こういうことが現実には起きているのです。これが尖閣諸島に行っているのか、洋上訓練に行っているのか。尖閣諸島であれば、那覇飛行場からそのまま行けばいいのです。知事公室長、これを事実として捉えますか。

○町田優知事公室長 このヘリあるいは航空機が自衛隊機なのか、米軍なのか、民間機なのか、私どももその情報については把握しておりませんが、議員から御指摘がございましたので、実態把握といいますか、どういうところがどのように運用しているのか、その情報収集に努めたいと思っております。

○大城一馬委員 普天間飛行場の問題、嘉手納基地の問題もあります。大変でしょうが、今、本島南部の島尻郡方面にもこういう騒音が一飛行ルートがそうになっていますので、これは多分自衛隊でしょう。しっかりと把握をして、対策をとっていただきたいと要望をして終わります。

○山内末子委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 主要施策の成果に関する報告書の

4ページ、知事公室の基地対策事業ですが、この説明を見ますと、日米両政府に負担軽減を求めている事業だと思いますが、この中に米国への要請行動もあったのか。もしあれば、その訪米の事業実績をお聞かせください。

○運天修基地対策課長 平成26年度は知事による訪米は行っておりません。ただし、知事公室長や副知事は訪米いたしまして、現地での情報収集、それから意見交換を行っております。

○比嘉瑞己委員 具体的に、何月に訪米したのでしょうか。

○運天修基地対策課長 副知事が平成26年6月に行っております。それから、知事公室長が平成26年5月と8月に訪米しております。

○比嘉瑞己委員 前知事の埋立承認後はないということでもよろしいですか。

○運天修基地対策課長 承認が平成25年度ですので、平成26年度は承認後ということになります。

○比嘉瑞己委員 前知事の承認後の訪米になるわけですが、情報収集とありますが、これはどういった中身になっているのでしょうか。その成果があれば教えてください。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 平成26年6月、高良副知事によりまして米国政府への要請、それからシンクタンクとの意見交換を行っております。

○比嘉瑞己委員 意見交換の中身が知りたいわけです。前知事は公約として県外移設も求めていたのですが、承認をしてしまいました。それ以降、米国とどういった交渉を副知事や知事公室長は行っていたのでしょうか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 当時の副知事は、国務次官補あるいは国防次官補代行、ブルッキングの研究所、そういう方々と意見交換を行ったということでございます。

○比嘉瑞己委員 決算特別委員会ですから、詳しい中身を答えられるようにしておくべきではないかと思えます。翁長知事も訪米しましたが、つまびらかにその成果を議会でも説明し、またマスコミにも知らせています。そういったものがないと、県民の税金を使っている以上、説明責任を果たしているのかと疑問を持ちました。この点についてはどう思えますか。

○町田優知事公室長 意見交換の中身につきまして、手元に資料がございませんので、後ほど資料として差し上げるということではいかがでしょうか。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひいたします。

次に6ページですが、普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策事業ということで、政府に交渉、調整などを行っているそうですが、この事業の効果の中に「5年以内運用停止の実現のため」という明記がありますが、実際にこれを前知事が求めて、政府も約束したということは知っているのですが、皆さんはこの成果についてどのように評価していらっしゃいますか。

○町田優知事公室長 県からは、平成25年12月に5年以内の運用停止を求めたところでございますが、その後、平成26年にKC130空中給油機15機が普天間飛行場から山口県岩国市へ移駐しております。それから、オスプレイの県外への訓練の移転等が実施されているところでございます。

○比嘉瑞己委員 5年以内の運用停止と聞いたら、一般の感覚では、もう普天間飛行場は使われないものと受けとめると思っています。その定義自体、日本の政府も二転三転していましたが、今、政府はどのように運用停止について定義をつけているのか、把握していますか。私が紹介しますが、中谷防衛大臣は3月の国会の中で、運用停止についてどういうことかという議員からの質疑に対して、つまり飛行機が飛ばないことだと当初は断言していました。しかし、1カ月後の4月には、幻想を与えるようなことを言うべきではないと、飛行機が飛ばないということではないと撤回をしています。こういったことで、本当にこの運用停止の実現性があるかどうかということに県民も関心があると思っておりますが、皆さんは現時点でこれをどのように受けとめていますか。

○町田優知事公室長 先日の国との集中協議の中で、県からもその状況についてお尋ねしました。それに対して、政府から具体的な言及はございませんでした。私どもとしては、5年以内の運用停止、それから危険性の除去、これは普天間飛行場の早期返還と並んで大変重要なことだと考えておりますので、今後とも機会あるごとに政府に対して求めていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 政府もそう言うおきながら、米国との交渉の中で本当にこれが議論されているのか全く見えません。前知事の承認の条件として付された沖縄基地負担軽減推進委員会を何回か開催しているそうですが、そこでも議論されている形跡がありません。全く、口約束で、空手形等と批判されても仕方がないと思っております。一方で、米国側が実際にこれをどのように受けとめているのか、その辺の情報

収集というのがありますか。

○町田優知事公室長 米国政府の高官などの発言が新聞等で拝見できますが、5年以内の運用停止について米国政府が積極的な発言をしたということは聞いたことがございません。

○比嘉瑞己委員 そういうところが大変問題だと思っております。やはり問題は日本政府の姿勢にあると思っておりますので、県として機会あるごとにしっかりと追求をするべきだと思います。

次に、総務部にお聞きします。主要施策の成果に関する報告書にはないのですが、一括交付金は、決算においていろいろところで議論があると思っておりますが、最初に、総務部が県庁内部で一括交付金についてどういった役割を果たしているのか、説明願います。

○渡嘉敷道夫財政課長 ソフト交付金につきましては、県事業分と市町村事業分に分かれますが、大まかに言いますと県分が500億円、市町村分が300億円というイメージですが、そのうちの県事業分につきましては、総務部で総括を行っております。また、市町村分につきましては企画部で総括しているという関係にございます。

○比嘉瑞己委員 ソフト交付金の県事業分の500億円を総務部が各部に割り振りをしていると思うのですが、その実態として、平成26年度は交付金が始まって3年目の年に当たったわけですが、分野別の配分状況があればお願いします。

○渡嘉敷道夫財政課長 毎年度、その事業によって配分額が変わってまいります。平成26年度の予算を国庫ベースで申し上げますと、県分が514億円でございます。まず、離島振興分野につきましては約13%、子育て・福祉・医療分野につきましては約5%、産業振興分野につきましては約52%、人材育成分野につきましては約6%という割合になっております。

○比嘉瑞己委員 今、お聞きしても、産業振興分野で52%ということで、もちろん県の重要な施策として大切な分野ではあるのですが、一方で子育て支援の部分で5%と大変低い状況がわかりました。県民からすれば、この一括交付金は沖縄の特殊事情に関することについて使えると。待機児童を本当に解消してほしいというのがみんなの願いですし、どの会派も同じ思いだと思います。しかし、なかなか一括交付金の活用が進んでいないと見受けられるのです。これまで議論を聞いていても、決算では執行率や繰り越しの問題が議論され、それも大切なのです

が、戦略を持って県が配分を含めて、一括交付金で私たちはこの問題を解決していくんだというのが見えてこないという感想を持ちました。こうした一括交付金に対する中長期的な計画というのは、現在、ありますか。

○平敷昭人総務部長 ビジョンという御質疑でしたが、一括交付金ができるに際して、沖縄21世紀ビジョンという目指すべき将来像を掲げまして、それに至るまでの基本計画という形で、計画をつくりまして、さらにいろいろな施策を盛り込んだわけです。この目指すべき将来像と沖縄21世紀ビジョンの基本計画がそれに当たるかと思えます。その計画に沿ってさまざまな施策に取り組むという形で、いろいろな事業が仕込まれてきていると理解しております。

○比嘉瑞己委員 もちろん、一番上には沖縄21世紀ビジョンがあってしかるべきだと思うのですが、私が提案しているのは、この一括交付金の使い方というように、しっかりと照準を合わせた戦略も必要じゃないか。年度によって分野の割合も変わるといふことになると、終わった後で一括交付金は何だったのだろうという議論にもなるかと思うのです。やはり県民誰もが待機児童は沖縄独特の課題ではないかと思っているのに、使いづらいという面もあるのです。そういう戦略を持てば、皆さんも政府に対していろいろな角度から異議をつけて要求ができると思います。そういうものが足りないから、今言った平成26年度の決算配分でもこうしたバランスになっているのではないかと思うのです。この点、どうでしょうか。

○平敷昭人総務部長 分野ごとの割合は年度ごとに変わるのですが、先ほどの産業振興分野で申しますと、時々、施設整備的なものが入ってくるとやはりその部分が膨れ上がります。観光では、プロモーション事業という形でPR事業が年度によって上がったりしますが、今おっしゃっている子育て分野、人材育成分野のウエートが小さいということで、実は福祉関係の分野に関しましては、既存の補助制度がある場合、交付要綱上、別途の国の負担または補助のできる事業というのは基本的に一括交付金を充てることができません。ただし、沖縄の特殊事情が説明できるような、これは理屈の世界かもしれませんが、この事業は既存の補助制度があるが、これでは実現できませんというような理屈に立って説明できて、初めて一括交付金が活用できるのかなど。この辺は県側としても、沖縄の特殊事情や沖縄振興のためにこの事業が役立つということを一生懸命説明してい

くことが求められていると考えます。

○比嘉瑞己委員 今、部長がおっしゃったのはよくわかるのですが、やはりそう位置づけるためにもしっかりと戦略を持たないと、行き当たりばったりになるのではないかと思います。市議会の経験でも、たしかに観光産業分野というのは観光立県だからということでも通りやすい面があったと思えます。しかし、子育てに関しては、全国にも同じ制度があるからという答えが返ってきます。一方で、東京に行って内閣府や厚生労働省の官僚と話すと、沖縄県がしっかりと特殊事情を説明できれば私たちはオーケーだといつも回答をもらうのです。ですから、その意味でももう少し腰を据えた物が必要ではないかと思えます。一括交付金が始まって、当初は手探りの状態もあったと思えますが、3年目、4年目、5年目を迎えていく中で、このままでいいのかなど不安なのです。その点については、次の予算編成もありますし、ぜひ検討を重ねていただきたいと思えます。最後に、総務部長、この見解をお聞かせください。

○平敷昭人総務部長 この件に関しましては、一括交付金のできた初年度の予算の姿のころから各委員からそういうお話しがあったようにも思えますし、この分野が何で少ないかということで、こちら側の説明も確かに全国的な制度があるというのは交付要綱上は厳しいと申し上げてきたところでありますが、やはり、それがあっても、要綱上ではさらに沖縄の特殊事情に基づくもの、沖縄振興に資するものは対象にできるということがありますので一内閣府がおっしゃるように、きちんと説明できればできるという中にもやはりハードルが高いところはありますので、担当部にもしっかりと事業を仕組んでもらって、こちらもその部とキャッチボールをしながら、いい事業が組み上げられればしっかりと要望してまいりたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 例えば、待機児童一保育所の数が足りない、これ一つをとっても、やはり27年間米軍の統治下に置かれて整備がおくれたということは特殊事情だと思うのです。こうした問題を一括交付金で解決できたと後々言えるような目に見える成果がないと、終わった時点であれは何だったのかと、また全国からも批判が来ると思うのです。やはりそうしたシンボリックな目に見える形の事業が必要だと思います。鉄軌道の問題や雇用の問題など、いろいろあると思うので、ぜひこの計画をつくっていただきたいと要望して終わります。

○山内末子委員長 以上で、知事公室長、総務部長及び警察本部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月21日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時22分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子

平成27年10月20日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

経済労働委員会記録

(第1号)

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成27年10月20日（火曜日）
午前10時4分開会
第1委員会室

第7回議会 事業特別会計決算の認定について
認定第10号
5 平成27年 平成26年度沖縄県林業改善資金
第7回議会 特別会計決算の認定について
認定第11号

出席委員

委員長 上原 章君
副委員長 砂川 利勝君
委員 座喜味 一幸君 新垣 哲司君
仲村 未央さん 崎山 嗣幸君
玉城 満君 瑞慶覧 功君
玉城 ノブ子さん 儀間 光秀君
具志堅 徹君 喜納 昌春君

説明のため出席した者の職、氏名

農林水産部長 島田 勉君
農林水産総務課長 石垣 永浩君
農林水産総務課
研究企画監 生沢 均君
流通・加工推進課長 玉那覇 靖君
農政経済課長 崎原 盛光君
営農支援課長 新里 良章君
園芸振興課長 松尾 安人君
糖業農産課長 西村 真君
畜産課長 長崎 祐二君
村づくり計画課長 仲村 剛君
農地農村整備課長 植田 修君
水産課長 新里 勝也君
労働委員会事務局長 大城 玲子さん

本日の委員会に付した事件

- 平成27年第7回議会認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び労働委員会所管分）
- 平成27年第7回議会認定第2号 平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 平成27年第7回議会認定第9号 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 平成27年 平成26年度沖縄県中央卸売市場

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成27年第7回議会認定第1号、同認定第2号及び同認定第9号から同認定第11号までの決算5件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から農林水産部関係決算の概要の説明を求めます。

島田勉農林水産部長。

○島田勉農林水産部長 農林水産部関係の平成26年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております平成26年度歳入歳出決算説明資料により説明いたします。

1ページをお開きください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中ほどの（A）欄でございますが、予算現額674億1785万4877円に対し、調定額515億8898万8715円、収入済額509億2047万2415円、不納欠損額448万5253円、収入未済額6億6403万1047円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、98.7%となっております。

2ページをお開きください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳出決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額856億8180万1304円に対し、支出済額657億6680万54円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は76.8%で、翌年度繰越額162億2805万4375円、不用額が36億8694

万6875円となっております。

3ページをお開きください。

最初に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入決算について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、(款) 分担金及び負担金、(款) 使用料及び手数料、(款) 国庫支出金、4ページになりますが(款) 財産収入、(款) 繰入金、5ページになりますが(款) 諸収入、(款) 県債となっております。

3ページに戻りまして、歳入の合計は、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額661億7722万1877円に対し、調定額494億7254万8652円、収入済額494億3546万6607円、収入未済額3708万2045円で、収入比率は99.9%となっております。

収入未済額について、主なものを御説明いたします。

5ページをお開きください。

(款) 諸収入の3567万45円でございますが、これは、主に県発注の土木一式工事の談合に係る損害賠償金約2747万円と、土地改良に伴う換地清算金約820万円によるものでございます。なお、この換地清算金に係る未収金は、今年度、平成27年6月2日付で収入済みとなっております。

次に、6ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

表頭の中ほどの(A)欄でございます。予算現額844億4116万8304円に対し、支出済額652億1053万8215円、執行率は77.2%でございます。翌年度繰越額155億8355万3375円、不用額36億4707万6714円となっております。

このうち、翌年度繰越額の内訳を予算科目の(項)別に申し上げますと、まず、(款) 農林水産業費の(項) 農業費が25億4081万9600円、(項) 畜産業費が3億2546万9026円、7ページをお開きください。(項) 農地費69億2483万794円、(項) 林業費が4億1001万8805円、(項) 水産業費が40億5569万4353円、8ページをお開きください。(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費が13億2672万797円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、含みつ糖振興対策事業費において、建築資材単価や労務単価の上昇及び建設予定位置を変更したことに伴うおくれ、その他の事業では、関係機関との調整おくれや国の経済対策の対応等によるものであります。

6ページに戻りまして、次に、不用額の内訳を予算科目の(項)別に申し上げます。

(款) 農林水産業費の(項) 農業費が13億6395万

4145円、(項) 畜産業費が2億4382万3464円、7ページの(項) 農地費が6億7207万3121円、(項) 林業費が1億2681万9731円、(項) 水産業費が6億3877万4956円、8ページになりますが(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費が6億163万1297円となっております。

不用額の主な理由は、(款) 農林水産業費については、青年就農給付金事業において、国の経済対策に伴い2月補正予算で追加計上を行ったものの、実施する市町村が見込みより少なかったこと、及び給付予定者について見込みより少なくなったこと等に伴う不用であります。

(款) 災害復旧費については、平成26年度は被害額が多く、2月議会の時期までに減額補正を見込めない状況があり、結果として不用が生じたものであります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

9ページをお開きください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額9508万6000円に対し、調定額8億813万6355円、収入済額2億7962万1186円、不納欠損額424万2009円、収入未済額5億2427万3160円、収入比率は34.6%となっております。

収入未済額の内容は、自然災害等による借り受者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等であります。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額9508万6000円に対し、支出済額7451万6618円、執行率78.4%、不用額2056万9382円となっております。

不用額の主な理由は、貸付実績が事業計画を下回ったことによるものであります。

11ページをお開きください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの(A)欄になりますが、予算現額1億238万4000円に対し、調定額8億2085万8494円、収入済額7億6941万7199円、不納欠損額24万3244円、収入未済額5119万8051円で、収入比率は93.7%となっております。

収入未済額の内容は、漁獲量の低迷による借り受

け者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等であります。

12ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額1億238万4000円に対し、支出済額1億31万6711円、執行率98.0%、不用額206万7289円となっております。

不用額の主な理由は、貸付金の回収に係る委託料の執行残に伴うものであります。

13ページをお開きください。

中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額10億2732万5000円に対し、調定額3億9054万5186円、収入済額3億8085万2589円、収入未済額969万2597円で、収入比率は97.5%となっております。

収入未済額の内容は、施設使用料約546万円及び光熱水費の実費徴収金約424万円についての未収入分であります。

14ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額10億2732万5000円に対し、支出済額が3億8076万6214円、執行率が37.1%、翌年度繰越額が6億4450万1000円、不用額205万7786円となっております。

翌年度繰越額の理由は、関係機関との調整等に時間を要したためによるものでございます。また、不用額の主な理由は、人件費等の執行残によるものです。

15ページをお開きください。

林業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額1583万8000円に対し、調定額9690万28円、収入済額5511万4834万円、収入未済額4178万5194円、収入比率は56.9%となっております。

収入未済額の内容は、伐採事業の減少や高齢化による借り受け者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等であります。

16ページをお開きください。

歳出につきましては、表頭の中ほどの（A）欄になりますが、予算現額1583万8000円に対し、支出済額66万2296円、執行率4.2%、不用額1517万5704円。

不用額の主な理由は、貸付実績がなかったことに伴うものでございます。

以上、農林水産部関係の平成26年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

次に、労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係決算の概要の説明を求めます。

大城玲子労働委員会事務局長。

○大城玲子労働委員会事務局長 平成26年度一般会計決算における労働委員会所管の決算の概要につきまして、お手元にお配りしております平成26年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

労働委員会には歳入はございません。

歳出決算につきましては、1億3345万1000円に対し、支出済額は1億2738万8060円で、執行率は95.5%であります。

支出の主な内容といたしましては、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費等の事務局の運営費であります。

不用額は606万2940円で、その主な内容は、人件費及び物件費の執行残による不用であります。なお、参考までに性質別区分で申し上げますと、支出総額に占める人件費が95.8%、物件費が4.0%となっております。

以上でございます。

よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○上原章委員長 労働委員会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）（平成27年9月11日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願い

いたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 辺野古の調査について、平成26年度予算で予算計上が幾らされたか答弁をお願いします。

○島田勉農林水産部長 平成27年2月26日に辺野古の調査をしておりまして、そのときにはキャンプ・シュワブの臨時制限区域の外周において、海面から16カ所の外観を確認して、8カ所において潜水調査を実施しております。その額でございますが、潜水作業等にかかる委託料として、72万4680円を執行しております。

○砂川利勝委員 その調査をした結果、どういうことがおわかりになったのですか。

○新里勝也水産課長 2月に実施した調査結果につきましては、今年度8月31日から9月11日までに実施した調査とあわせて、現在、調査結果について精査しているところでございまして、その内容を法的な部分も含めて専門家と相談し、今後の対応を検討しているところでございます。

○砂川利勝委員 通常、予算は3月までですよ。速やかに3月内でしっかりと精査して出すというのが当然の話ではないですか。なぜ出せないのか、その理由を教えてください。

○新里勝也水産課長 調査結果については、委託契約に基づきまして3月にまとめて県に提出してもらっております。その内容につきましては、昨年度の調査は臨時制限水域の外を1日だけ実施しておりまして、中の調査につきましては、今年度になっただけしか実施できなかったものですから、臨時制限水域の中の調査結果とあわせて行政判断を行うための資料として、とりまとめの作業をしているところでございます。

○砂川利勝委員 先ほどから言っているのですが、年度内に予算を消化して8月までかかるというこの時間、1カ所しかしていなくて、それも結果を出せないというのは少しおかしいのではないですか。たくさん箇所を行って行けば、それはもう大変でしょうけれども。

○新里勝也水産課長 昨年度の調査につきましては、昨年度の段階で写真等もそろえて取りまとめられておりまして、三役には報告してるところでございます。ただし、内容については、今後の行政判断の材料に

するというので、公表は現時点では行っておりません。

○砂川利勝委員 先ほどとニュアンス、答弁が変わっていますよ。一貫性がない。なぜこんなに答弁が簡単に変わるのですか。教えてください。

○島田勉農林水産部長 2月の調査は、先ほども答弁しましたけれども、臨時制限区域外の外周を1日行ったわけで、結果としては16カ所の外観確認、それから8カ所において潜水調査を実施したという内容でございます。その判断をどうするかということにつきましては、今年度の8月から9月にかけて実施したものとあわせて判断したいということで考えているところでございます。

○砂川利勝委員 この調査はいつから始まって、いつの終了だったのですか。

○新里勝也水産課長 昨年度の調査はことしの2月26日の1日のみでございます。昨年度の調査の契約工期としましては、平成27年2月25日から平成27年3月31日となっております。

○砂川利勝委員 この短い期間で調査して、仕上がらなかったという話ですか。工期が短かったから、調査結果として書類がそろえられなかったのですか。

○新里勝也水産課長 書類がそろえられなかったということではなく、この工期の中で、現地調査に入っただけですが、その1日分の写真と報告はきちんと取りまとめられているところでございます。

○砂川利勝委員 取りまとめているのであれば、しっかり公表したほうがいいのではないですか。どうですか。

○新里勝也水産課長 これについては、今後の行政判断に資する情報で、沖縄県情報公開条例の非開示情報という位置づけで、現時点では公開していないところでございます。

○砂川利勝委員 予算というのは当然、執行部から提案されて我々議会が議決するのですよね。その調査結果がしっかり出し切れないということ自体、議会軽視ではないですか。どういうことですか。

○島田勉農林水産部長 今年度も、8月から9月の調査をして、今取りまとめ中でございますので、それとあわせて公表したいと。

○砂川利勝委員 それは新年度の予算の話でしょう。なぜ終わった予算の説明ができないのかということですよ。

○島田勉農林水産部長 一応、調査結果といいますが、調査内容については16カ所の外観確認、8カ所の潜水調査を実施しましたということでございまして、その判断についてどうするかは、8月から9月

の今年度実施した調査とあわせて公表したいと考えています。

○砂川利勝委員 今、私が言ってることに答えてくださいよ。8月までの新年度予算のことは聞いていません。昨年度予算執行したことが公表できないというのは、あわせて行う理由は何ですか。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前年度の調査結果を公表できない理由について執行部が調整を行ったが、特に答弁はないとの回答があり、再開して質疑を続けることになった。)

○上原章委員長 再開いたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 この件は、要調査事項として決算特別委員会への提起をお願いします。

○上原章委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、提起する理由について簡潔に御説明をお願いします。なお、提起理由の説明については、質疑の時間を含めないことといたします。

○砂川利勝委員 これまで質疑してきた中で、要するに公表できないとか、予算執行した中で、本来ならしっかりと3月31日で終わると。工期延長もありません。全てのものをしっかりと、速やかに明示をすべきだと思っています。仕様書、契約書を含めてさまざまなものがまだ私たちもわかりませんので、その点も含めて要調査事項に上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 ただいま、提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議いたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 それでは、次に移りたいと思います。サトウキビの支援金は幾らあるのか、機械整備等含めての説明をお願いしたいと思います。

○西村真糖業農産課長 ハーベスター、農薬、その他栽培に関する平成26年度の実績でございますけれども、平成26年度のさとうきび生産総合対策事業における実績につきましては、事業実施地区数が21地区、総事業費が6億3396万1000円、そのうち県費の補助額としましては9620万円でございます。内容としては、ハーベスター等が18地区で18台、トラクター等の管理機械が2地区で2台となっております。また、干ばつ対策の緊急対策といたしまして、沖縄本島を中心として大型のかん水タンク7台の導入の支援を行っております。

○砂川利勝委員 先ほど農林水産部長が読み上げた

中にもありましたが、資材単価、労務単価が値上がりして工期がおくれたということでしたが、その結果を踏まえて、今後どのような方向なのでしょう。まだ整備する箇所はありますよね。

○西村真糖業農産課長 平成26年度の決算で繰り越しになりました、与那国町の製糖工場でございます。今、委員がおっしゃったように、資材等の高騰による事業計画の見直しで繰り越しをいたしまして、今年度の完成に向けて実施しているところでございます。現在、設置工事はほぼ順調に進んでおりまして、12月の完成を目指して進んでいるところでございます。

○砂川利勝委員 これは単価見直しもされたのですか。

○西村真糖業農産課長 当初の入札で、建築工事について不落でしたので、単価等の見直しをして行われております。

○砂川利勝委員 見直しされたということですね。それと今回、台風で足場等が相当倒壊したと思うのですが、それについては何か追加予算みたいなものは出るのですか。

○西村真糖業農産課長 今回の台風による足場の件につきましては、業者のほうで保険等に入っており、それに対応していると聞いております。

○砂川利勝委員 それでは次に共済掛金のことで、共済掛金の作物ごと一その辺を説明できますか。

○西村真糖業農産課長 作物ごとの掛金につきましては、農作物共済、水稻につきましては、農家負担掛金が668万円、家畜共済につきましては3億37万円、畑作物共済、サトウキビにつきましては1億4483万円。園芸施設共済につきましては9107万円でございます。

○砂川利勝委員 共済で支払った金額は大体どのくらいですか。

○西村真糖業農産課長 支払われた共済につきましては、農作物共済、水稻が1100万円。家畜共済が5億2989万円。畑作物共済、サトウキビにつきましては4億2986万円。園芸施設共済につきましては1億4132万円となっております。

○砂川利勝委員 やはりこの数字からもわかるように、しっかりその農家に入っただくというPRは行っているとは思いますが、再度行っていただきたいと思います。それと、農業機械の共済掛金が一東京都などにはないでしょうけれども、沖縄県だけないと職員から聞きました。農業共済で機械のほうも見てもらいたいという声が結構あちこちであるのです。結局、そのPRも行っていないから、され

てないかなと思いますので、全国の割合などいろいろ調べて、沖縄県でもぜひ対応してもらいたいと。あれだけ機械補助して入れたり、個人で買ったりのいろいろありますが、あれだけの台数があるのでその辺の調査をして、ぜひ機械にも共済をかけられるように対応できないかどうか。どうですか。

○西村真精業農産課長 委員御指摘のとおり、農業共済というのがあるということですが、私も勉強不足ですので、今後どういう課題があるのか、実施に当たってどういうことができるか勉強していきたいと思っております。

○砂川利勝委員 沖縄県は、土壌的にも機械が大変壊れやすいのですよね。本土の火山灰と違って、特にロータリーとか機械の傷みも故障も多いので、そこを調査して、人数がたくさん入れれば共済掛金も下がると思っていますので、ぜひそういうこともしていただければと思います。

次に、沖縄漁業基金の活用状況と成果をお願いいたします。

○新里勝也水産課長 沖縄漁業基金の活用状況について、平成26年度の主な事業として、外国漁船操業等調査・監視事業が759隻。金額にしまして9億2494万円4000円。そして2番目に、沖縄産水産物流通促進事業がございます。これが3件で3284万8000円。3番目に漁業共済掛金助成事業が156件、963万円などとなっております、運営費等を含めた事業費ベース合計で9億9780万3000円を執行しております。あわせて平成27年度現時点での承認額としまして、同様に外国漁船操業等調査・監視事業が899隻、22億1089万4000円。沖縄産水産物流通促進事業が3件で3772万円。漁業共済掛金助成事業が375件、1668万9000円などとなっております、合計で22億6777万8000円を承認したところでありまして、現時点で去年の倍以上の執行状況となっております。

○砂川利勝委員 残はあとどのくらい残っているのですか。

○新里勝也水産課長 今年度の予算額として、四十数億円程度が計画されております。それで約半分程度の執行状況ということになります。

○砂川利勝委員 半分の執行で、あと何年でこれは消化するのですか。

○新里勝也水産課長 この事業は、現時点で平成26年度から平成28年度までの3カ年の事業で計画が承認されているところでございます。昨年度、10億円弱を計上し執行していますので、この3年の残りという意味での現時点の執行状況としましては、32億円程度執行しておりますので、残りは68億円程度が

残として見込まれるという状況でございます。

○砂川利勝委員 では、平成28年度で全部処理する方針ですか。

○新里勝也水産課長 当該法人に聞いておりますが、計画上はそういう計画になっておりますけれども、この3カ年で執行するのは、当初からこういった協議の中でも厳しいという議論はあったと聞いております。その時点でまた国と協議をしまして、平成29年度以降に繰り延ばして執行できるようにすると聞いております。

○砂川利勝委員 機械設備、または漁協関係で何かしたものはありますか。

○新里勝也水産課長 先ほど触れました沖縄県産水産物流通促進事業のメニューの中で、漁協等が行う水産物の流通の目詰まりを解消するための施設として、冷凍機、包装機、加工機などが実施されていると聞いております。

○砂川利勝委員 実は与那国町の久部良漁港に、この間大きな台風が来たのですが、自家発電がないらしいのです。国には多分こういう予算があるのはいろいろ聞いてはいるのですが、こういう非常事態に備えた自家発電の整備等が基金でできないのですか。

○新里勝也水産課長 与那国町漁業協同組合が台風の被害を受けまして、厳しい状況にあることは承知しております。地元からも詳細の要望等を今、聞いているところですが、国の補助事業で行ったほうがいいのか、当該基金の活用をしたほうがいいのか—当該基金のメニューでできるかどうかは、現時点では少し承知していないところですので、どちらのほうが有利かどうか、地元の意見や業界の内容も確認して対応・検討したいと思っております。

○砂川利勝委員 離島の中の離島ですので、ぜひそういう設備は必要だと思います。いろいろストックしながら、加工も含めていろいろなことをやられていると思うので、今の水産課長の答弁、ぜひ検討して早期に実現していただきたい。よろしく願います。

畜産の配合飼料製造基盤整備事業がもう該当しないということで、予算書でもゼロになっていたのですが、これは大きな事業でとても期待できるものだったのですが、将来どうなるのですか。

○長崎祐二畜産課長 この配合飼料製造基盤整備事業ですが、中城湾港でサイロを建設いたしまして、直接外航船でトウモロコシを輸入して、海上の輸送コストを削減しようということで検討してまいりました。平成26年度に設計して、平成27年度で着工という予定でしたが、実は中城湾港の入港の制限がご

ざいまして、4万トンを超える船が入港できないことが平成26年度に判明し、いろいろと調整はしたのですが、すぐに入れることはできないと。要するに、港を深くしたり広くしたりしないと直接入れることが少し難しいため、再検討ということで中止いたしております。中城湾港に関しましては、クルーズ船の寄港や、そういうことを検討されている状況でございますので、その中で港湾の整備が我々のものに合致するのであれば、再検討をしたいと考えております。

○砂川利勝委員 今の説明でわかったのですが、やはりこの事業を導入するときに、本来、船が入ってくる云々の話を前提にして事業をしなければいけないですよ。最初から入れないものを想定—普通は入る仮定でしかこういうのはできないと思うのですが、船が大きいから入れないという時点の話をされると、では、この計画はそんなに甘かったのかと言われても仕方がないと思うのです。せっかくなので、ぜひ今後再検討して、また行いたいということですので、これは畜産農家にとってはすごく負担軽減になりますので、ぜひ最終的に実施できるようにしていただきたいと思っております。

次に、農地中間管理機構事業の実績を教えてください。

○崎原盛光農政経済課長 平成27年9月4日現在、本県における農地中間管理機構事業の実績は、去年から3回の公募が実施されまして、農地中間管理機構は、61戸の高齢農家等から29.9ヘクタールの農地を借り受け、また、15人の担い手へ14.6ヘクタールを貸し付けております。参考までに八重山地域の実績を見ますと、10戸の高齢農家等から16.8ヘクタールの農地を借り受け、3人の担い手へ5ヘクタール貸し付けているところでございます。

○砂川利勝委員 これは、基本的には年次的な計画があるのですか。

○崎原盛光農政経済課長 農地中間管理機構事業につきましては、制度に基づいてこれからも継続していくこととなりますので、単年度というよりは、最終的に担い手への農地集積率向上を目標としているところでございます。

○砂川利勝委員 高齢化して、離れていく方、農業をやめていく方がたくさんいると思うのです。そういった中で、農地中間管理機構というせっかくの制度を立ち上げた中で、どんどん実績を出してもらいたい。情報公開含めて、いろいろなところを調査して、借り手、貸し手の状況をどんどん広めていく必要があるかと。やりたい方も結構いるのです。農

地はないですかという話を私もよく聞きますが、ぜひこの役割をしっかりと明記してやっていただければと思っております。

最後に、農林水産部長が読み上げた中の青年就農給付事業ですが、少し予定より少なかったということでしたが、この辺の対応、今後どうなるのか説明できますか。

○新里良章営農支援課長 青年就農給付金は、就農前の2年間、それから就農直後の5年間、所得確保のために給付することになっています。平成26年度は、当初8億3000万円程度予算を計上しておりました。そして、平成26年度の2月補正、これは緊急経済対策として2月補正を組みまして、予算現額として10億円程度になりました。しかし、当初の継続経営開始型における不用額につきましては、給付要件を満たさなかった、それから病気等により中止した等によって、当初予算で446名中50名程度不用が出ております。補正予算の分に関しましては、1億6000万円程度補正予算を組んだのですが、こちらも369名中70名程度が不用となっております。これにつきましては、2月補正ですので3月の執行ということになりますけれども、市町村の事務手続が間に合わなかったことや、それと2月、3月までに就農できるという確認作業が3月末になる分に関しまして、不用となっております。ただ、この不用に関しましては、平成27年度の新規で拾い上げて、給付することになっております。

○砂川利勝委員 食料自給率がなかなか伸びない中で、新しい担い手を発掘するにはぜひ力を入れてください。終わります。

○上原章委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 まずは予算の繰り越し、不用。先ほど説明がありましたが、この中でも農林水産業費を中心にお聞かせください。142億円、翌年度繰越額がありますね。不用額が30億円ありますが、これは前年度と比べるとどうなりますか。

○島田勉農林水産部長 まず繰越額から御説明します。平成25年度の農林水産業費の繰越額が202億5612万円、平成26年の繰越額が142億5683万2000円でございます。次に、不用額でございますが、平成25年度の農林水産業費の不用額が33億4155万8000円、平成26年度が30億4544万6000円でございます。

○座喜味一幸委員 この中で、農地費について教えてください。7ページの繰越額と不用額について。

○石垣永浩農林水産総務課長 農地費の繰越額につきましては、平成26年度が69億2483万794円となって

おります。平成25年度につきましては、90億6484万6115円となっております。農地費の不用額につきましては、平成26年度が6億7207万3121円。平成25年度が3億1818万8464円となっております。

○座喜味一幸委員 この中で、我々の内閣府計上の沖縄振興一括交付金―一括交付金、平成24年度からですが、平成25年度はよしとしても、いよいよ平成26年度の決算でありますから、補正等も含めていろいろなことがありました。トータルとして見ると、繰越額は減っているのかなど。しかし、不用額が伸びていますよね。農林水産業費で平成25年度は33億円、平成26年度は30億円。農地費が少しふえていますね。3億円が6億円にふえている。この辺の理由について説明できますか。

○植田修農地農村整備課長 平成26年度に不用額がふえた理由ですが、農地費につきましては、特にその年度で問題が発生して、不用が平成25年度と比べてふえたということではなく、そこでやっている事業の中で、用地の問題や法手続等がうまく運ばなかったというような理由から、不用が結果的に出ております。平成25年度に比べ、平成26年度の不用はそういう懸案となる事項がふえたということでございます。

○座喜味一幸委員 不用額のシェアというのは、沖縄振興公共投資交付金―ハード交付金、沖縄振興特別推進交付金―ソフト交付金にわけるとどういう形になりますか。

○石垣永浩農林水産総務課長 まずソフト交付金の執行状況についてですが、平成26年度の支出済額で138億2100万8000円、執行率81.3%、不用額7億8122万8865円。一方、ハード交付金の執行状況につきましては、支出済額184億8725万8000円、執行率71.8%、不用額5億7184万738円となっております。

○座喜味一幸委員 要するに、我々の平成27年度予算は、実際にこの不用額あるいは繰越額が大きいということで、私はこの部分について二十数%カットがあったと思うのです。そういう意味では、平成28年度の予算要求に当たって、こういう執行がしっかりと整理されて、どう平成27年度予算の執行に生かされているのかということが大変重要でして、平成28年度の予算要求というのは多分、平成26年度の不用額、繰越額がベースになると思うのです。そういうものに対して、どう対応してきたかお聞かせください。

○植田修農地農村整備課長 農地費を例に申し上げます。ハード交付金につきましては、平成27年度は7割程度の対前年の状況となっております。その中

で減った理由としては、執行率が低かったと理解しております。それについて平成28年度概算要求を今、鋭意行っておりますが、その中でも執行率という部分で議論になる場面もございまして、現在、委員御指摘のように平成26年度の執行状況が反映されて、平成28年度の概算要求という形になるわけではございますが、どちらにしても平成27年度の執行そのものを上げていかないといけないということで、我々も努力しております。一つの例で申し上げますと、上半期の執行率を70.5%―これは農地費のほとんどを占めます農業関係の予算で申しますと、70.5%を目標にしておりましたが、それが72.5%ぐらいだったと思っておりますが、2%オーバーで何とか上半期は執行できた。この流れをもって、年度末まで市町村も含めて農業農村関係の事業執行を努力していこうと。そうすることによって、繰り越しを実質的に下げていく方向で努力しているところでございます。

○座喜味一幸委員 今、言っているように、土地改良関係の執行率も一生懸命頑張っているのもわかります。しかし、平成27年度の予算で市町村の土地改良等々の基盤整備費が25%から30%カットされているということは、市町村にとっては大変なことなのです。今年度の概算要求においてしっかりと回復するためには、今言ったような執行を相当工夫しなければならない。そういう部分があって私は聞いているのですが、執行率が悪いと、致命的な予算要求の大きなネックになることをまずわかっていただきたい。その辺の努力はしないといけないという部分をまず指摘しておきます。

もう一点、落札率の話であります。落札率について、今言っている農地費を中心にしてもいいのですが、県の落札率について教えてください。

○石垣永浩農林水産総務課長 平成26年度における農林水産部発注工事の実績は、工事件数261件、発注金額約167億円、落札率92.1%となっております。

○座喜味一幸委員 表向きの数字は非常にいいのですが、実態として見ると、各地域によってこの落札率が違う。しかも、1回で落札したというのは私はなかなか少ないと、今の率からずっと低いと思っております。特に離島等に関する公共事業の落札率は間違いなく悪いのです。そういう意味で、今後の予算執行の中で、公共単価―資材単価、労務単価を含めて大幅に上げないと、現場で予算執行できない状況になっていると思うのですが、農林水産部長、どうでしょう。今言っている落札率92%というのは、数回の入札を経てこの92%になっている。地元からは、もうこの単価では事業を受けられないという事

態が多くなっていると思っておりますが、農林水産部長はその実態は把握されていますか。

○島田勉農林水産部長 まず、平成25年度、平成26年度の入札不調の現状を少し御説明したいと思います。農林水産部発注工事の入札不調が、平成25年度が18%、平成26年度が14%ということで、4ポイント減少してございます。入札不調が起こった場合には、その入札参加者の入れかえ、それから対象業者の等級範囲の拡大などを行うことで、最終的には契約締結に至ってはおります。それから、積算単価の件でございますけれども、農林水産部におきましては、土木建築部と同様に農林水産省、それから国土交通省が実施した労務費調査に基づいて価格を決定しております。資材単価につきましても、土木建築部に準じて年2回の改定を行っております。価格が変動しやすい鋼材などにつきましては、毎月発行の物価資料等の単価を採用しております。それから農林水産土木関係の資料でございますけれども、農林水産部におきましては年2回の価格調査を行った上で決定しております。必要に応じて見積もりなどによって確認をするなど、適正な価格設定に努めているところでございます。それから、単価の改定回数を土木建築部に準じて年4回改定とするかどうかについて、検討を行っているところでございます。

○座喜味一幸委員 この問題は、農林水産部だけではなく各部局との横の連携がありまして、今、まさに人手不足という中で、今のままだったら土木、農林、文教含めて現場が公共事業を受託できない、受けない状態になっている。例えばかつて古い時代には、物価上昇が激しいときは年に2回単価を変更したり、歩掛かりを変更したというような時代もあります。それぐらい大きな変動があります。そういう意味では、各部局で私はこの問題に取り組む必要があると思っております。ぜひともこれは総括質疑の中で各部局間の調整を含めて、落札できない率の問題をぜひ各連携の中で議論していただきたいと思うのです。委員長、これを要調査事項で取り計らいできませんか。

○上原章委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、提起する理由について簡潔に御説明をお願いいたします。なお、提起理由の説明については質疑の時間には含めないことといたします。

○座喜味一幸委員 要するに、公共事業資材労務単価等が大幅に上昇していく中で、沖縄県の発注工事の単価がついていけない。それについて、各部局間における今後の対策を含めて、要調査事項でお願い

したいということでありまして。

○上原章委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議いたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 もう一点、宮古島市の漁協から無線の購入、整備についての事業で要請がありました。4件蹴られた回答があるのですが、尖閣諸島周辺を含めて、先島諸島における漁業者に対する無線整備の事業はどうなっているかをお聞かせください。

○新里勝也水産課長 県では、沖縄振興特別推進交付金を活用した漁業者の安全操業の確保を支援する事業において、沖合で操業する漁船に対して、通信範囲が広い無線機の設置を支援してるところでございます。県は、各漁業協同組合等に対して要望調査等を行って、割り当て数を決定しているところでございます。平成27年度事業につきましては、宮古島漁業協同組合から4隻、伊良部漁業協同組合から9隻、合計13隻分の無線機設置に対する要望がございました。平成27年度は、うち3隻を無線機設置ということで採択を行ったところでございます。採択できなかった10隻のうち4隻につきましては、機器整備の必要性は認められたものの、県内全体での要望数、配分率を考慮した結果、そしてまたあと6隻については、操業実績の観点等から緊急性、必要性が確認できず、平成28年度に見送ったものでございます。県としましては、沖合で操業する漁船の安全操業を確保するため、無線機等の整備が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○座喜味一幸委員 漁民たちは、もうギブアップしているのです。この事業はできないと諦めております。そういう意味において、余りにもこの返された文書の中身がひどくて、もう終わりみたいな感じになっているのですが、これを含めて今後そういうニーズに、いつまでにどう対応するかという結論を出してくれませんか。

○新里勝也水産課長 当該文書については、9月に宮古島漁業協働組合宛てに発送しているものと承知しておりますが、4名の漁業者の実態等をヒアリングで把握しております。沖合で操業する25ワットの無線ですと、50キロメートルから90キロメートルの沖合、150ワットですと1000キロメートル以上の沖合ということで、高価な無線でございます。この4名のうち、お二人については沖合に出漁している実態が確認できなかった。漁業の実績として、いわゆる潜水器漁業一島の近くで漁業を行っている方々であ

るといふことと、あとの方については遊漁船業を主として行っており、漁業の実績が比較的少ないといふことで優先順位が下げられた経緯がございます。この方々につきましては、今年度については見送るということを通知してございまして、漁業の実績や漁業形態の変更等を踏まえて、平成28年度に採択が可能であれば、それはそれでその時点で要望をとって検討することとしております。

○座喜味一幸委員 先島地域においては、周辺まで台湾の漁船が結構来るのです。台風避難ですとか、いろいろな面で先島地域はある意味で重要な地域だと思っております。これに関してはできるだけ予算を確保しながら、しっかりとサポートをしていかないと大変だと。今、漁業者を守らないと大変ですよ。農林水産部長、決意をお願いします。

○島田勉農林水産部長 漁業者の生活を守るのも重要だと考えておりますので、関係団体と意見を調整して、検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど砂川委員から指摘のありました岩礁破碎の調査ですが、この問題は、今後の沖縄県の公共事業にとっても大きな意味があると思っております。したがって、今回の国の埋立承認の問題、それから今後あるであろうこの免許交付の問題等を含めて、岩礁破碎に対する水産庁と県の考え方の違い、それについてまず説明いただきたいと思っております。

○新里勝也水産課長 水産庁の見解として、水産庁の他県からの照会に対する回答の中で、岩礁とは、海域における地殻の隆起形態であるとしており、岩礁という言葉の定義で少し議論になっているところでございます。一方、沖縄県では、他県の海域とは違って類のないサンゴ礁海域であり、そのほかにも砂浜、干潟、藻場などが存在し、これらの地形が隣接して一体となって、複雑な海底地形が形成されていることで、この特徴を踏まえて、水産資源保護法という水産資源保護・培養に向けた県民への良質な水産物の供給を継続していくということで、沖縄県の漁業調整規則取扱方針に基づいて総合的に対応しているところでございます。

○座喜味一幸委員 鹿児島県や高知県に群がるサンゴ礁という地形と、沖縄県が特例な地域にあるといふのは、何がどう特例なのですか。

○新里勝也水産課長 一般論としてですが、鹿児島県と高知県と沖縄県の海域特性を比較しますと、県外の2県は黒潮の北側にございまして、沖縄県は、黒潮の東側にあり黒潮の影響を強く受ける、いわゆ

る熱帯性の海域と言われております。鹿児島県、高知県にもサンゴは分布しておりますけれども、サンゴ礁の発達の度合いという意味では、沖縄県とは海域環境は異なっていると認識しております。

○座喜味一幸委員 こういう水かけ論になってもしようがないのですが、ただ一つ、やっておかないといけないのは、漁業資源を守る、そして岩礁破碎等の許認可をしていく場合、今後、公正・公平ということと審査の平等性をつくっていくときに、この事業は厳しく審査するけれども、この事業はまあまあいい。沖縄県がやっている事業はいいけれども、国の事業はだめだというようなことではいけない。そういう意味において、皆さん方がいう岩礁破碎に対する見方、考え方、ある意味では定性的な、定量的な基準、そういうものを持っておかないと、皆さんの進め方は二重基準と言われているのです。それに対して、今回の問題を通してこの基準をつくったのか、議論をしているのか、その方向性はどうか、これを教えてください。

○島田勉農林水産部長 委員のおっしゃるとおり、審査基準を、この基準についてはこんな感じ、この事業についてはこういう基準でということは当然あってはならないことで、我々はそうしているつもりはございません。今回、いろいろ御指摘はございましたけれども、今、沖縄県漁業調整規則に基づいて取扱方針を以前から定めておりますので、その方針に従って当然審査をしておりますので、新たにそういった基準や方針を定めるということは、今のところ考えておりません。当然、これからも公平・公正に審査をしていくつもりでございます。

○座喜味一幸委員 具体的な確認として、那覇空港第2滑走路。那覇軍港の移転箇所—今後あるだろう浦添地先の埋め立て等を含めて、国の事業もあります。今後、沖縄県の事業もあるでしょう。こういった具体的に動きがある課題に対して、どう取り組むのですか。

○島田勉農林水産部長 先ほどもお答えしましたけれども、公平・公正に審査をするということでございます。

○座喜味一幸委員 委員長、これは公平・公正というけれども、もう既に動いている工事に対して、公平・公正になっていないので指摘をしているわけです。その辺に関しては、要調査事項で決算特別委員会に提案をお願いしたいのですが。

○上原章委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということですので、提起する理由について簡潔に御説明お願いいたします。

す。なお、提起理由の説明については、質疑の時間に含めないことといたします。

○座喜味一幸委員 今後想定される埋立事業における審査のあり方の基準、考え方をしっかりしていくこと。それから、今後ある那覇空港第2滑走路や浦添地先の埋立事業等に関しても、平等に審査をすると言いましたが平等ではない。そういう面においては、しっかりと平等に執行できるように、要調査事項として決算特別委員会に送りたいと思います。

○上原章委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議いたします。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 辺野古の埋立承認取り消しについて、いよいよ法廷で闘争されると。結果的に非常に残念だなと思っております。この辺野古沿岸で防衛省が進めているほとんどの作業が適法ではなくなる。法令に従って作業を進めると繰り返している政府は根拠を失う。政府はまた対抗措置として、行政不服審査法に基づく取り消しの執行停止の申し立て、審査請求、地方自治法に基づく代執行、そしてまた取り消しの訴訟、そういう未知のケースが想定されているのですよね。そのあたりを県として、政府に対してこれだけのことを打ち消すようなことができるかどうかということを、まず最初に聞いておきたいと思っております。

○島田勉農林水産部長 農林水産部の岩礁破碎許可に関連する今回の沖縄防衛局、それから農林水産省との関係でございますが、3月23日に海域内で岩礁破碎の蓋然性が高いことからその調査をする必要があるということで、沖縄防衛局に対しまして調査が終了するまでの間、海面上の現状を変更する行為の全てを停止するように指示をしました。これに対しまして、沖縄防衛局が執行停止申し立てを農林水産大臣に提出したということで、同時に審査請求書も提出したということでございます。農林水産大臣は、沖縄防衛局からの執行停止申し立てを受け、県に意見書の提出を求め、県は3月27日に意見書を提出しております。その3日後の3月30日に農林水産大臣から、県の指示の効力を採決があるまで、その執行を停止するという決定があったところでございます。その後、県から弁明書、それから沖縄防衛局から反論書ということで現時点で審査請求は続いておりますが、今のところ農林水産大臣からは何ら動きはございません。今のところは、そのままということになっています。

○新垣哲司委員 動きがないということは、県とし

てはどのような考えを持っているのですか。

○島田勉農林水産部長 3月に沖縄防衛局に出しました指示の中では、県は潜水調査を求めておりましたので、その間、作業を中止するよという内容でございました。今回、8月から9月に調査が実施できましたので、そういうことであれば、沖縄防衛局がこの不服審査請求を取り下げるべきだと考えております。

○新垣哲司委員 埋め立てについては、例えば民間には免許、あるいは国には承認という言葉を使い分けていますよね。国固有の資格で承認されたのは間違いのないと思うのです。承認したのならば、行政不服審査法を使う資格が皆さんにはありますか。

○島田勉農林水産部長 県としては、国が行政不服審査法に基づいて審査請求するのは、おかしいのではないかとする立場です。

○新垣哲司委員 沖縄防衛局は、行政不服審査法における救済や保護を目的に申し立てたと思うのです。審査庁の裁決を不服とした場合、訴える決定は認めないといっているのですが、その辺はどうですか。

○島田勉農林水産部長 県としては、3月の指示に関しても、今回の公有水面埋立法による取り消しについても、国は固有の資格で申請をしてきたので、私人の立場ではないということで、本来、行政不服審査法は私人の救済を目的とした法律なので、固有の資格で申請をした国には行政不服審査法に基づく審査請求はできないのではないかと、そう主張したのです。もし、国が自治体の今回の行為が違法と考えるのであるならば、今回は法定受託事務になりますので、地方自治法に基づく是正の指示を出した上で、さらにそれに不服、または県が従わないのであれば代執行等も可能なので、地方自治法の規定に基づくべきではないですかというようなスタンスです。

○新垣哲司委員 そうなった場合、執行停止、取り消しの効力を失ってくるのですよね。その場合、裁判で争うのも非常に難しくなって、身動きがとれなくなる可能性が十分にあるといわれているのです。専門家の話ですが、その辺はどうですか。

○島田勉農林水産部長 今、沖縄防衛局は執行停止の申し立てをしているのですが、執行停止を決定するかどうかよくわかりませんが、当然、土木建築部や辺野古新基地建設問題対策課を中心として、その後の対応はいろいろと考えていると思います。

○新垣哲司委員 例えば、県や沖縄防衛局が請求すれば、国地方係争処理委員会がありますよね。例えば、今回の裁判の場合は、第三者の判断が示されてくると思うのですよ、裁判にいてもね。解決方法

としてより公平に期待できるかと思うのですが、皆さんの考えはどうですか。

○島田勉農林水産部長 今回、沖縄防衛局が執行停止を申し立てた段階で、国土交通大臣がどう対応するのかまだ決定していませんので、今後どうするか今、私の口からはお答えしかねます。

○新垣哲司委員 県の考え方ですが、裁判という形ですっきりしたほうがいいのではないかと。どなたが言ったかわかりませんよ。こういうものは反論を示して、そのほうがすっきりするのではないかなと。知事からか、三役からかはわかりませんが、それについてどう思いますか。裁判をしたほうがすっきりすると。

○島田勉農林水産部長 これはまた知事のお考えです。私も答えられません。

○新垣哲司委員 そうでしょうね。知事のお考えですから、答えられないと思いますが。法廷で勝つ見込みはありますか。

○島田勉農林水産部長 今回の問題、国土交通大臣が執行停止を決定するかどうかわかりませんが、対応についてはいろいろ新聞報道等もされていると思いますので、当然そうなった場合は、もちろん県は勝訴するつもりで対応はするのだろうなど。私が答えていいのかわかりませんが、幹部の一人としてはそう考えております。

○新垣哲司委員 どの専門家から聞いても、今回のケースは全くないようですが、県が勝つ見込みはないと。専門家の話ですよ、あくまでも。こういうことが言われて、最終的にはどうなりますか。誰が責任をとりますか。例えば、勝てばいいですよ。敗訴になった場合には、私はいつまでも知事ですよと言えますか。裁判で負けるのは大変なことですよ。私らも含めて、それはね。農林水産部長の範囲内で答えられないと思いますよ。これはどうですか。

○島田勉農林水産部長 私の立場では、ここまではお答えできません。

○新垣哲司委員 質疑を変えます。

ヤギーヒージャーの件についてお聞きしたいと思います。以前はおじいさん、おばあさんが定年退職後、ヤギを養っているケースが多かったのですが、最近是非常に健康にいいということで、新聞あるいはマスコミでも報道されたものですから、ヤギを養う若者もふえてきて、またヤギは非常に血圧も高くなるという風評被害があったのですが、これもまた大学の先生がそうではないということで……。今、ヤギはいろいろな形で一食文化についても、ホテルあたりもつくって提供しているということで、今後

はどういう形で市町村と連携をとりながら、このヤギ文化をふやすのかをどのように考えていらっしゃるのか。

○長崎祐二畜産課長 一括交付金を活用して、平成24年度から昨年度まで、例えばニュージーランドからボア種を導入して品種改良という形で実施しております。それから人工授精師の普及ということで、人工授精師の育成等も図っています。今年度からはそれに加えて、種ヤギの導入に対する補助。畜産研究センターでは、例えば1年に1回しか産まないようなヤギですが、それを年2回産ませましょう、頭数を1頭でなくて2頭、あるいは3頭産ませましょうという繁殖性の試験をしています。農家に関しましては小さい農家が多いので、これが今後、経営的にどんな方法をとればペイするだろうかと、ことし委託しまして、調査事業を実施しているところでございます。

○新垣哲司委員 私も今帰仁村から南部まで、ヤギを飼育している方々のところへ二、三回、全部回ったのです。ヤギ生産者は、150頭くらい生産しないと事業として引き合わないと言われている。本当に採算をとるなら150匹ぐらいいないといけないと。やはりそれは市町村ともしっかり連携をして、一括交付金がありますから、使えるのであればぜひこの一括交付金を利用するような仕組みを、県としてしっかり立てていただきたいと思っています。

○長崎祐二畜産課長 先ほども話したとおり、経営的にどうだろうということで調査を実施しています。市町村に関しては、本部町あるいは久米島町で実際に一括交付金を利用して、優良の種畜の導入事業や、モデル的な農家の育成等を実施しているところでございます。県としては、JAでヤギ生産部会も立ち上がりまして、まずは生産部会のほうに種畜の導入をということで進めています。

○新垣哲司委員 ヤギ文化というのは沖縄が一番だろうと。ことしは栃木県で全国サミットがありましたよね。沖縄県でも全国的なサミットはしたことがありますか。

○長崎祐二畜産課長 平成23年にサミットを実施しまして、そのときは奥武山公園の少年野球場の隣の広場で品評会を実施して、サミットを行ったところでございます。

○新垣哲司委員 初耳でいいことですね。ぜひこれからは地域に行き、JAが中心となっているいろいろな形で教えていますので、連携をとりながら、例えば南部でしたら南部、中部なら中部、北部という形で……。ヤギというのは病気の感染もありますので、

このような勉強会、サミットとはいかなくても地域ごとの今後の増産も含めて、いろいろな勉強会を行っていただきたいと思いますが、これは市町村を通して行いますか、それともJAを通して行うのですか。

○長崎祐二畜産課長 平成21年度からはヤギの品評会を実施していて、今年度は11月14日に実施する予定ですが、これで7回目となっております。今の講習会ですが、平成26年度に関しては3回ほど南部の競り市場で病気や優良種畜、あるいは子ヤギの育成の仕方などの勉強会を実施しています。これを年に二、三回程度は一全員を集めるとするのは非常に難しいですので、それぞれの地区、あるいは競り市場で講習会を開いていきたいと考えております。

○新垣哲司委員 最後になりますが、ヤギというのは非常に子供たちにとっても、ある意味親しくできる動物ですし、観光とも結びつくのです。ヤギというのは優しい感じがして、非常に動物としてもいいなという感じを受けますし、ぜひ今後も連携をとって増産に向けて、あるいは各地域におけるヤギ愛好会とも連絡をとりながら頑張りたいと思っています。以上です。

○上原章委員長 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時21分再開

○上原章委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 通告は3点しましたので、まず水産業費の項目で午前中も質疑がありましたが、岩礁破碎のところで伺いたいと思います。

まず、県の許可区域外でコンクリート、10トンから25トンのブロック構築物設置の許可を得ないで岩礁破碎をしたという蓋然性が極めて高いと。県はそこを調査して取り消しも視野に入れるという経過でしたが、2月の県が調査する前には市民団体が調査をして、報道されているようにサンゴをたたき割るとか、あるいはコンクリートブロックで潰されたサンゴなど、ずっとこの間経緯がありましたね。それから県は、先ほどあったように2月26日にこの調査をしたということで、午前中には2月の調査と今年度8月に行ったものとあわせて表明をするということでありましたが、2月に調査をしたものについての範囲で蓋然性が高いということで、取り消しを視野に入れるということが県や知事の態度だったと思いますが、ここは市民団体が潜水をして調査をしたものと、皆さんが調査をしたものと、整合性というのか、そのとおりだったのかということをお

聞きしたいのですが。

○新里勝也水産課長 今、御指摘の報道で掲載された写真についても承知しておりますし、2月26日に調査として私が現地に赴きました。その中でダイバーが撮影した写真で、報道で掲載されたサンゴが壊れた部分については、私が確認しております。

○崎山嗣幸委員 やはり単年度、2月時点についての表明だけでは、まだ足りないということなのか。あるいは8月に調査したものと年度がまたがっているものと、これは根拠を高めるためということであるが、これは今、検討中ということなのか。公表しないという理由は何ですか。

○新里勝也水産課長 2月の調査に関して、当初4日間予定をしていました。沖縄防衛局からコンクリート構築物を設置した報告をいただいており、その中で79カ所に設置したという報告でしたので、それを全て調査、写真撮影をするのに4日間必要だということで計画をしておりまして、そのうち、臨時制限区域外の1日分については実施できましたが、臨時制限水域の中については立ち入り許可が出なかったために、3日分の調査は行っておりません。そのため、再度改めて平成27年度に調査計画を見直し、詳細な調査を実施したところであります。

○崎山嗣幸委員 他県には岩礁破碎の基準というのか、漁業調整規則がなかったりするところがあるのですが、午前も説明がありましたが、特に沖縄県における岩礁破碎の調整規則でしっかり決めている沖縄県の事情がありますが、岩礁の例として、サンゴ礁とか藻場、砂とかありますが、これは沖縄県漁業調整規則が持つ意義ですが、これはサンゴ礁とか岩礁を守るという意味で、特に沖縄県の場合については、他県と違ってこの漁業調整規則の中で位置づけられているのですか。

○新里勝也水産課長 先ほども述べましたが、他県の海域と違いまして、本県漁業の生産を支える基盤としてサンゴ礁海域、干潟・藻場を含む、そういう浅海域の重要性というのは、他県に比べると非常に高いと認識しております。そのために、岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の趣旨の中で、運用の考え方を掲げているところでございます。少し読み上げますと、サンゴ礁は地形的にも生態的にも干潟・藻場など浅海域と一体となって、本県の海洋生産の基盤をなしていることで位置づけしているところでございます。そういう観点から、取扱方針に基づいて規則を運用しているところです。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても、市民団体や県の調査も含めてサンゴが破壊されたり、あるいは蓋然

性が高いということで出てきた経過なので、しっかりと皆さんの調査、根拠を速やかに公表すべきだと思いますので、しっかりとそのことを踏まえて沖縄県の水産資源、海洋・海域を守るように頑張ってもらいたいと要望します。

次ですが、マグロはえ縄の切断についてを皆さんに通告していますが、これは去年の5月から18回切断されて、しかも明らかに米戦艦のインペッカブルがやったということについては明確になっていて、マグロはえ縄1000本の枝縄を仕掛けている中を航行するということが、写真やいろいろなところで実証されて漁業組合が訴えを起していますが、米国は1年もたっているにもかかわらず認めていなくて、補償どころか原因がまだ判明されていないと。そういうことが許されてはいけないと思うのです。それで去年がそうだったので、マグロはえ縄の時期の4月から6月にかけて、米軍の軍艦や自衛隊の軍艦もですかね、そこは尖閣諸島も含めてそこを航行する中において、漁業者が相当な被害を受けていると思いますが、これは去年もそうだったのか、今回は4月から6月にかけて事故はないのですか。

○新里勝也水産課長 ことは6月30日の1日の間に、2隻、2回切断の被害を受けているところがあります。

○崎山嗣幸委員 いずれにしろ、これは時間がないので言いませんが、政府が米国に向かって仲立ちをして補償なり解決を求めていくときに、県は国に責任を持って対応することを求めていると思いますが、国はどういう態度をとっているのですか。

○新里勝也水産課長 昨年も漁業関係団体とともに国に要請を行っておりますけれども、水産庁としましては非常に重く受けとめているということと、外務省と連携して支援していくということ。外務省については、請求がなされた後については、政府としても米側との調整を支援していくという回答がありました。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても、いたずらに時間がたって、解決を長引かせることがあってはならないので、真剣になって県として漁業団体の被害も含めて、これからも含めて、ここを航行する状態であれば、厳重に抗議するなり、県の態度をしっかりと示すべきではないですか。

○島田勉農林水産部長 先ほど水産課長からも話がありましたように、我々としては、国に対しても求めておりますので、これは漁業関係団体と一緒にあって、連携して国に強く求めてまいりたいと思います。

○崎山嗣幸委員 次は、農林の項目で質疑します。

T P Pの件ですが、政府はこのT P P交渉の閣僚会議で、5日に12カ国が大筋合意ということで言われて、これが農林水産物の15品目—これはこの間、ずっと5品目は聖域として位置づけるということでありましたが、今回の合意事項を見ると、米や牛や豚肉を含めて関税撤廃が3割近くもあったり、水産物の80%が関税撤廃、野菜生鮮物の大半が撤廃をされて、極めてこの漁業団体、J Aグループも含めて決議が守られていないのではないかと意見表明していますが、県としての見解はどう捉えていますか。一般的なことに關して。

○島田勉農林水産部長 今、大筋合意の中身が出てきた段階で、徐々に詳細の中身を公表はしてきていますが、我々もまだ全体をつかめていない状況です。大筋合意が発表された10月8日には、県のT P P対策本部の会議を開きまして、知事から全部局に対して関係団体とも連携の上、情報収集等をするようにと指示が出ておりまして、農林関係におきましても全担当課で農林水産省に情報公開を求め、それから関係団体とも意見交換をしながら、分析、影響把握等に今、努めているところであります。

○崎山嗣幸委員 衆参両院の農林水産委員会の決議は、関税撤廃もそうですが、段階的な関税撤廃も認めないという決議でした。農林水産部長は、これは理解しておりますか。

○島田勉農林水産部長 確かに衆参両院の農林水産委員会の決議は大変重たいもので、委員会の決議を守るよう、これまでも国への要請をしてきたところでございます。これが守られているかどうかについては関係団体とも調整をしながら、この辺はどうかということを検討していきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 具体的にお聞きしますが、県内のサトウキビ農家への影響ですが、これはずっと言われているように、外国産の輸入糖の差額を交付金にのせる制度が維持されたということですが、外国産の加糖調整品の輸入がふえるのは間違いないと思います。そうすると国内産の糖が売れなくなり、制度が崩れるのではないかと懸念がされています。この制度を担保に守られることはないのではないかとされていますが、これはいかがですか。

○島田勉農林水産部長 国は、糖価調整制度については維持するときちんと言っていますので、そういう面からすれば、現在の交付金については当然、大丈夫だろうということで、この辺については大きな影響はないと思います。委員もおっしゃるように、加糖調整制度についての詳しい情報はまだ提示されていません。今、示されているのは一部の例示だけ

なので、もっとほかにないのかどうか、その辺も国に求めているところですので、全部情報収集した上で、ほかに影響があるのかどうかは検討・確認したいと思います。

○崎山嗣幸委員 ここは影響するという心配があるので、皆さんは早目に調べる必要があると思います。

畜産業ですが、言われているように牛肉で2016年までに関税を削減して、最終は9%になると。豚肉は10年目までに段階的に削減するとすると、県内の95%が子牛を時間をかけて成長させてそれを売っているが、こうなると、子牛の価格が下がって県内の畜産業が破壊するのではないかと思います。それは痛手ではないのですか。

○島田勉農林水産部長 畜産につきましては、確かに今回の大筋合意の中身でも、関税削減、セーフガードの発動水準と結構大きな対応となっておりますので、県内畜産業の影響は避けられないだろうということは県も認識をしています。ただ、影響額については今後、国が全体的な試算をするという話もありますので、その試算を見て、県内影響額も詳しく計算してみたいと思います。

○崎山嗣幸委員 野菜ですが、100種類全て撤廃すると言っていますが、県内の野菜はどうなるのですか。

○松尾安人園芸振興課長 野菜につきましては、新聞報道で撤廃とあるのですが、詳細につきましては、今週金曜日に説明会が予定されていますので、その中で細かいことが聞けるのではないかと考えているところです。

○崎山嗣幸委員 水産物ですが、350品目のうち10品目のノリ、昆布等を除いて、全品目撤廃されると言われていたが、マグロやメバチも11年目に撤廃するとありますが、県内の水産業と即時撤廃のカツオやサケ、ヒラメ、カレイなど、この辺の水産物に関する打撃や影響はどうなりますか。これも同じようにわからないのですか。

○新里勝也水産課長 本県で一番影響するのは、恐らくマグロ類一車エビもありますけれども、現行の関税が、例えば車エビだと1%、マグロ類ですと3%程度の関税があります。それが全部、段階的にゼロになると。あるいは急になくなるということで、当然影響は出るものと考えていますが、どの程度の影響になるかについては、現時点では少し判断が難しいところだと考えております。

○崎山嗣幸委員 当時、県が試算をした農林水産物の影響額が580億円、サトウキビで197億円、牛肉106億円、豚肉79億円。今言った段階的な削減も含めて、皆さんが試算したものと合意内容とで精査をしまし

たか。

○島田勉農林水産部長 前回出しました影響額については、平成22年に国が試算した結果を参考に試算しております。国の試算では、関税を即時撤廃し、追加的な対策を計算に入れないというものになっていまして、それに従って県の影響を出したものが、先ほど委員がおっしゃったものになります。先ほども答弁をしましたが、今後、詳細な合意内容を踏まえて、正式に国で試算すると聞いておりますので、県の試算については、この試算結果を待って検討してみたいと思います。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、沖縄の農林水産業をTPPで破壊させておいて、沖縄からの輸出額は806億円らしいのですが、今回TPPに参加をしていない韓国や台湾、香港を含めて、輸出したところで結果的に何も影響力がない。シンガポール、ベトナムは参加していますが、沖縄から輸出しているのは韓国、台湾、中国、香港なので、沖縄の輸出に対してはTPPは何も影響はないということです。農林水産業を殺してまでTPPに対する評価は、皆さんはないと私は思いますが、最後に見解をお願いします。

○島田勉農林水産部長 TPPに参加すると表明した段階から、本県としてもJA等関係団体と一緒にあって、先ほどの衆参両院の農林水産委員会での決議を踏まえて、県内でしたら主要5品目についても影響がないようにと求めてまいりました。決議が守られているのかどうかとありましたけれども、ともかくまだ詳細がよくわからない状況ですので、情報収集した段階で県として影響額もできれば試算をして、関係団体と一緒にあって、必要ならば対策を考えていきたいと思います。

○上原章委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 それでは、この主要施策の成果に関する報告書の124ページです。中央卸売市場活性化事業がありますが、ゼロ執行ですよ。この理由とその事業の内容等々をお尋ねしたいと思います。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 当該事業は、県産農産物を県内の学校給食、ホテル、小売等へ安定的に供給し地産地消を推進するため、中央卸売市場に配送センターを兼ねた冷蔵施設を整備するものであります。あわせて冷蔵配送車を導入し、産地から消費地までコールドチェーン化することにより、青果物の高品質化を図ることを目的としています。従来の卸売市場の機能強化の目的に加え、新たに地産地消等の取り組みを実施することから、成果指標の設定について国との調整に時間を要したため、交付決定

が10月27日になりました。このため、年度内での適正工期の確保及び完了が困難となったため、全額繰り越しを行ったところであります。

○仲村未央委員 これは一括交付金ですか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 はい、そうです。

○仲村未央委員 本来は、当初予算で計上するつもりで、その調整をしていた事業ということでしょうか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 はい、そうです。

○仲村未央委員 一括交付金を用いて、さらに当初で計画していた事業の調整がこれだけ長引くということは、その事業の起案とか詰め段階で非常に熟度が甘かったのか、弱かったのか。予算額は5億3600万円ですよね。これをみすみすゼロ執行ということになると、どういう事業の詰めがあって、そもそも予算化したのかということとかが問われかねないわけです。そのあたりはどういう背景だったのか、もう少し説明をいただきたいと思います。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 当初事業で一括交付金を利用することになったのですが、既存の市場整備事業との整合性や違いを説明するために新たな指標を要求され、その指標づくりに大変時間を要し、半年ぐらいかかってしまったということになっております。

○仲村未央委員 これは繰り越して、平成27年度からまた改めて行うことになりますか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 今、順調に4月に工事着工し、年内に工事完了予定で12月には完成予定で、検査等々受けて2月からは供用開始の予定となっております。

○仲村未央委員 このようなことがたびたび起こるのは好ましくないと思うのです。そのあたりは農林水産部長、どう思っているのでしょうか。

○島田勉農林水産部長 確かに委員のおっしゃるように、当初予算で計上して年度初めに国の交付決定を受けて、事業を執行するというのが本来の筋だろうと思いますが、今回、それが途中で国からいろいろな指示があったということで、そういうことに関しては、当初での仕込みが少し甘かった部分は当然否めないと思います。全額繰り越しで今年度の事業となっておりますが、流通・加工推進課長からも答弁しましたように、一応今年度においては事業は順調に進んでおりますので、他の事業においてもこういうことがないように、当初で精査をきちんとしたと思います。

○仲村未央委員 とはいえ、この中身については非常に大事な事業だと、魅力的な事業だというように

見えるわけですね。コールドチェーンを用いて学校給食に、地産地消で台風の影響をなるべく緩和しながら、品質を確保しようという意図ですよね。それで国からはどのような、定量的な目標を置きなさいとかという具体的な指示があったようですが、どのくらいの目標を持って、どこに供給をすることを想定していく事業なのかお尋ねします。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 県内の学校給食、ホテル、量販店、イオン……。あと目標としましては、国との調整の段階では施設整備がゴールだったのですが、委員から御指摘があったように、新たに地産地消を目標にしろということ、それもそのままだと抽象的だったものですから、学校給食等の大口の買い取りが大体年間2万トンの見込みがあるので、それに対してこの施設をつくって、毎年500トンずつ供給していこうと。もう一つは、県内の青果物の鮮度保持を図るために、不良品発生率一高温で輸送するために枯れたりとか、そういうのが3%程度あるものですから、それを2%に軽減するということと、3点目に、冷蔵配送車の導入により、今まで大体キログラム当たり10円ぐらいかかっていた運送コストを、共同運送することにより、約8円程度に抑えて効率化を図っていこうと計画しているところです。

○仲村未央委員 域内の消費を上げていくということは、非常に生産者の意欲も伴うと思うのですが、500トンという規模が市場に対してどれくらいの割合を占めるのか。これを有効に生かせる、チェーンに乗って消費が拡大されるというのは、全体イメージとしてはどれくらいなのか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 500トンのイメージですと、沖縄県の学校給食における青果物の使用量が4000トン程度と推測されるので、その約12.5%ということで、地産地消を推進していきたいと考えております。

○仲村未央委員 そうなると、地元でとれた食材が、外部からの輸入に頼らずに県内の商品、特に給食に回っていくということで理解してよろしいわけですか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 はい、そうです。

○仲村未央委員 給食の使用になると、何か品質、鮮度以外にも何か求められるのでしょうか。例えば農薬云々の何か基準があったりしますか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 もちろん農薬もそうですが、出荷基準といってサイズ等々、もろもろの基準はございます。

○仲村未央委員 今、各地域で給食の工夫が行われ

ていて、小さいところはかなり有効にやっている。北中城村は上手に地域の農家から直接センターが買い付けたり、生産者に対してその規格を農林水産の所管課が指導をしたりしながら誘導し、つくったら必ず買うということで、規格を厳密にするということよりも、品質も向上しながら直接的に契約する形でうまくいっているところもあると思うのですが、このように食材、給食に使われるという安定的な需要先があれば、余り外形をそんなに強く求めずとも、安全とかそういう品質に保証があれば、かなり生産者としては有効な買い口、売り手として魅力を感じるのではないかと思います。現在の政策上の全体の結びつきというのはどうでしょうか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 委員のおっしゃっており、魅力的な話も総論賛成ではあります。いざ各論の場合になりますと、例えばキュウリでもすごく曲がってしまうと、やはり皮をむく作業に3倍以上の時間がかかったり、皮のむき残しもあったりして、非常に困るというお話も大規模な学校給食センターから言われていますし、また農家によって、Aさん、Bさん、Cさんで、品質がすごく熟しているものと若いものが一緒に入ってきて、なかなか利用しづらいというようなお話も聞いていますので、委員がおっしゃった北中城村、宜野湾市、読谷村は、少し一失礼ですが、小さなところは、今は大分進んできてはいますが、この事業を通して大規模のところもきちんと規格や……。今、沖縄協同青果株式会社で農家と一緒に学校給食における県産食材利用促進モデル事業もやっていますので、そういう問題点を一個一個潰していくような話し合いをしているところです。

○仲村未央委員 そんなに簡単ではないわけですね。実際には、需要先として見ている給食センターというのはどこですか。もう既に調整に入っているのでしょうか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 那覇地区、浦添地区の学校給食センター等々、今調整が入っているところです。

○仲村未央委員 小売も、先ほどイオンや量販店にもということだったのですが、既に小売も想定しているのでしょうか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 小売業者はまたそれぞれの仲卸や直接買ったりするチームがありますので、そういうところとも相談しながら今、進めているところです。また、ホテルもチェーン化しているところもありますので、そういうところに対してもちょうどアプローチをかけているところです。

○仲村未央委員 わかりました。ぜひ固定の需要先を持って、まだまだ域内消費を高めていくことによって、先ほどTPPの話が出ましたけれども、その関税云々の以前にまだ耕せる土地、それから消費すべき分野、今、地元の大きなスーパーに行ってもなかなか県産の生産者がつくったものは買えない、売っていないのです。特に、ニンジンやピーマンあたりはほとんど出回ってない。北海道産とか熊本県、大分県、このあたりが通常流通しているので、ここをつなげることによって、その関税云々の部分ではないところでまだまだ沖縄の生産というのは上がるかと思うのですが、そこら辺は皆さんの政策上の位置づけ、目標を置いているのですか。今の分野だけではなく、コールドチェーンの話だけではなく取り組んでいるのですか。

○島田勉農林水産部長 本県農業の課題からお話しさせていただきますが、高齢化、それから耕作放棄地をどうするか。農産物についても定時・定量・定品質の農産物を出荷できるかといった課題が、長い間課題として上がっています。そういう中で、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づいて、いろいろな施策を打ってるわけですが、今、委員からあった地元の農産物についても、地産地消の推進ということで県民会議も立ち上げて、県内のいろいろな関係団体も網羅して地産地消推進を進めているところですし、例えばスーパー等で地元の農産物が出ていないという話でしたが、JAのファーマーズマーケットでは、ほとんど地元のものが出ています。これだけで十分とは言えませんが、いろいろな地産地消コーディネーターを設けていますので、そういうものも活用しながら、地元のを地元のスーパーで売ってもらえるような、そういったことはもう少し中身をチェックしてみたいと思います。

○仲村未央委員 何か少し漠然としていて、見込みがあるのか、上げていくという目標があるのかというのが、TPP云々という大きな話の前に、何か手前のことをやってるのかどうなのか、いつも少しよくわかりにくいのです。例えばこの間、本会議で糸洲議員が、小規模離島の屠畜場の可能性はあるのかということを知っていて、これは離島に行くところとすごく感じるのです。屠畜をするということがあれば畜産もできるのに、新鮮な食材を地元で消費する分も生産できませんし、そのことによって結局は、堆肥等も含めて全部化学肥料になってしまい、土地もどんどん痩せてしまう。また、牛を屠畜場まで運ぶと、高コストでとても売り物にはならない。非常に悩み目とか、そういうことをむしろ域内で消費をしたり、

観光客が来たら地産地消でお肉を提供したりするぐらいのことがあるとすれば、いろいろな分野の生産物をむしろ小さなところこそ多様なものをして、サトウキビ一辺倒だけではなく、育てることのほうがTPP対策に結局はなるのではないかと。わざわざ輸入品を小さな離島まで運ぶコスト云々を考えると、住んでいる人が食べるもの、お客さんがそこで地消できるもの、そういうことをもっと真面目に農林水産部として一不真面目にやっているとは言いませんよ。ただ、そこをもっと戦略性を持って、できることはたくさんあるのではないですかと、小さな離島に行くほど感じるのです。それを今回はたまたまワールドチェーンで、これが具体的に一步動き出しますが、その戦略性みたいなことをしているのか、どの事業でしているのかしていないのか。そこをもう少し踏み込んでいるのであればお尋ねします。

○島田勉農林水産部長 大変厳しい御指摘で、先ほどの地産地消の話は少しさせていただきたいのですが、一応、目標としては、地産地消の推進計画の中で数字は持っておりまして、例えば学校給食の県内産利用率を39%に上げましょう、それから学校給食の県内産の利用率を10品目にしましょう、それからホテルでの県内産利用率を5品目以上としましょうなど、いろいろな施策を目標としては持っております。ですから、これにいろいろな施策を張りつけて、県内産利用率を上げていくということで、推進計画の中では県全体としての数字は示しています。全体としては、例えば園芸品目の生産量は平成28年度は7万6500トンに上げましょう、最終の平成33年度には9万2900トンに上げましょうとそれぞれの目標は持っております。

○仲村未央委員 少しかみ合っていないと思うのですが。台風対策云々としても、1種類しかつくっていなければ全部やられてしまうけれども、多種多様なものが季節も分けて、小規模であれ、そういった環境基盤を整えて生産基盤を分けて、一気に何もかもが潰されないということを島でどう確保するかということは、非常に地域の安全とか安心ということに、人が住むということにつながるのだと思うのです。ですから、その離島環境の整備と農業の生産基盤の整備というのは、人が住めるということについて非常に連動していると思うのです。ぜひそこは検討をもう少し踏み込んで進めていただければと思っています。

岩礁破碎のところ少し気になったのですが、運用上何か一貫性がないのではないかと、公平感を欠いているのではないかとという指摘が先ほど出ていまし

たが、そのようなことがあるのか。そこはないと思って聞くわけですが、いかがでしょうか。

○島田勉農林水産部長 それはございません。

○仲村未央委員 もちろん沖縄県漁業調整規則に基づく運用をされているということはこの間も聞いてきたのですが、先ほどの判断の時期ですね。このあたりは資料の公表とも連動すると思いますが、いつごろを見ているのか。岩礁破碎許可の取り消しにつながるのかどうかという判断についてはどうなのか。いつごろなのか。

○新里勝也水産課長 先ほども申し上げましたが、現在、この昨年度の委託業務については成果品として上げていただいて、きちんと取りまとめているところですが、その成果を使って行政判断をいかにするかというところで、今、調整作業をさせてもらっています。早目に作業を進めて、知事の判断を仰ぐということで取り組んでまいりたいと思っております。

○仲村未央委員 取り消しをする際の根拠として、直接的に岩礁破碎があったという事実をもってのみ取り消せるのか。それとも今、埋め立てそのものの取り消しに至っていますよね。埋め立ての根拠が失われている状況ということで理解をしているのですが、その埋め立ての根拠がなくなったことをもって岩礁破碎許可そのものの取り消しにも影響を、判断のもととして与えるのかどうか。別の処分だからあえてそのことが連動する可能性があるのか。そこはどのように岩礁破碎があったことだけが根拠なのか、それとももう少し総合的な判断の中で、岩礁破碎許可の取り消しはいろいろなほかの判断も含めて、規則に基づいて決裁できるということになるのか。そこはどのように理解してよろしいでしょうか。

○島田勉農林水産部長 当然、その岩礁破碎が沖縄県漁業調整規則に違反し、これが重大事項であれば、これは当然取り消されると思いますし、今回のものについてはいろいろな可能性もあると思います。

○上原章委員長 玉城満委員。

○玉城満委員 主要施策の成果に関する報告書130ページ。農地中間管理機構事業ですね。予算額が5億円以上とられていて、決算額が2億2000万円余りで5割を切る執行率というのは、どういう理由でそうなっているのですか。

○崎原盛光農政経済課長 県においては、担い手の農地集積と集約化を加速するために、昨年度から農地中間管理機構事業を実施しており、機構が高齢農家等から農地を借り上げて、公募により担い手に貸し付けを行っております。当該事業の内容としては、

1つ目に機構の運営及び市町村等への業務委託等を行う農地中間管理機構事業等推進事業費、もう一つが機構が借りた農地等の賃借料及び保全管理を行う借受農地管理等事業費があります。当初予算額に比較して決算額の執行率が低い理由については、制度が初年度ということもありまして、機構や市町村における事業の執行体制整備などに時間を要しまして、事業の中の1つである機構が借り受けた農地が少なく、農地の賃料や保全費等の支出が非常に少なかったために、当初予算に比べて決算額は少ないことになっております。

○玉城満委員 普通は、備考のところに例えば「繰越」とか書かれています、これは繰り越したったのですか。

○崎原盛光農政経済課長 当初予算から減額をしております、3億774万7000円を減額補正にし、当該事業については、一旦国から県の基金事業に組み入れて、基金から出す仕組みになっていますが、補正減したものは一旦また基金の中に繰り入れて、次年度またそこから使うという仕組みになっています。

○玉城満委員 今の内容はわかったのですが、これと似たようなもので109ページ。災害に強い栽培施設の整備事業ですが、12億円以上の予算を組んで10億円くらいの決算額となっているのです。翌年度繰越額が7800万円になっていますね。この差額を見ると2億円近いわけですよ。2億円近い予算額と決算額の差額があって、翌年度繰越額が7800万円というのは、これはどういう理由でこのようになっているのですか。

○松尾安人園芸振興課長 災害に強い栽培施設の整備事業の平成26年度決算について御説明します。予算現額が12億6310万円、決算額が10億7679万6000円、執行率が85.3%となっております。今、御指摘のあった翌年度繰越額が7878万3000円ということで、繰越率が6.2%。不用額は1億743万1000円、8.5%となるのですが、繰越額を含めて執行率は91.5%となっております。執行残の主な理由は、40カ所で事業を行っている関係で、入札残が1億355万1000円ということで、ほとんどが入札残ということになっております。

○玉城満委員 全体的に農林水産部は不用であるとか、繰り越しがほとんどの事業で多いわけですよ。そういうときに、備考というのは例えば、こういう理由をこちらに書いていただいたほうが非常にわかりやすいのです。先ほどゼロのものもありましたね。例えば明らかにこれは半分になっている、5割を切っているなど、そういうものは皆さんから質疑されるわけですよ。そんなときにやはりこちらに書いてお

くべきではないかと私は思いますね。農林水産部長はこれについてどう思いますか。

○島田勉農林水産部長 主要施策の成果に関する報告書、これは総務部で取りまとめているのですが、確かにどっちみち質疑されるので、書いていた方がわかりやすいと思います。以前からそう言われていますので、これは鋭い御指摘ということで総務部に伝えて、なるべくそのようにしたいと思います。

○玉城満委員 私は思うのですよ。やはりそのように書いていただいたほうが、どういう事業をしているのか、こういう理由でということがわかると、すごく前向きな質疑がどんどん出てくるわけです。そういう意味では、全体的に質疑の質も変わってくると思いますので、私はやはりこれは書き入れるべきであると思いますので、ぜひその辺は要望しておきますので、ひとつよろしくお願いします。

○上原章委員長 瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 ユタシクウニゲーサビラ。私は農林水産部の総体的な観点から質疑していきたいと思えます。農家の動向ですが、販売農家数が平成22年度には1万5123戸、就農人口が平成2年の5万人から20年間で約半分以下の2万2000人に減少していますが、この要因は何でしょうか。

○石垣永浩農林水産総務課長 数字のとおりでございます。平成2年から平成22年までの20年間で半分以上に減少した要因ですが、農業従事者の高齢化の進行、国内外の産地環境と農産物の輸入自由化等による農産物価格の低迷という、そういった農業を取り巻く環境、厳しい状況があると。そういった中で、やはりなかなか高い農業所得が得られないという状況があって、言ったような数字になっていると理解しております。

○瑞慶覧功委員 次に耕地面積、耕作放棄地面積の推移ですけれども、耕地面積が平成2年4万7000ヘクタールから、現在3万8700ヘクタール、8300ヘクタールも減少しています。8300ヘクタールというのは、沖縄県総合運動公園の陸上競技場の1800倍減少しているわけです。平成25年度に比べ平成26年度は約100ヘクタール減少、そして牧草地が170ヘクタールと大きいのですが、これは畜産と関係すると思えますが、その要因は何でしょう。

○長崎祐二畜産課長 今の御指摘ですが、実は平成2年に比べて、平成26年までに約2700ヘクタールほどいろいろな草地造成事業等を導入いたしまして、草地面積を拡大してきております。その中で、実はここ最近、先ほどの農林水産総務課長の答弁にもあったとおり、農家の方の高齢化等で離農される方が出

始めていると。特にここ最近、畜産に関して子牛価格が高かったものですから、逆にこの機会に全部売ってやめられる方が見え始めて、その方々が経営をやめられているという面が多いと思います。特に面積が大きいのは八重山地域で、放牧採草兼用地が減っているとデータで出てきております。

○瑞慶覧功委員 補助事業によって整備されていますよね。その放棄地の状況、原因、対策も一緒をお願いします。

○仲村剛村づくり計画課長 御質疑の圃場整備を既に済ませた地域の耕作放棄地の発生状況ですが、毎年圃場整備済みの地域の耕作放棄地の調査を実施しております。平成26年度の調査結果では、圃場整備済みの農地面積は約2万1000ヘクタールありますけれども、そのうち耕作放棄地が475ヘクタールで、占める割合は約2.3%となっております。過去5年間におけます圃場整備済みの耕作放棄地の面積の推移ですけれども、多少の変動はありますが、おおむね約380ヘクタール程度の耕作放棄地がこの5年間確認されております。さらに、耕作放棄地の解消といえますか、発生が続いておりますのは幾つか原因がありますが、重立ったものとしては、農地の所有者の資産保有意識が強く、売りたいがらない、貸したくない。不在村地主が多くおまして、賃貸の合意が得にくいということ。小規模分散しております。権利設定が煩雑であることなど、複雑な状態があると考えております。このため、県の対策として、市町村、関係団体からなります沖縄県耕作放棄地対策協議会及び同地域協議会を組織化しており、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、地域の実情に応じて、きめ細やかな耕作放棄地の再生利用を図っているところです。

○瑞慶覧功委員 次にT P Pですけれども、その影響といえますか、サトウキビとパイナップルと畜産。

○島田勉農林水産部長 先ほどもお答えしましたけれども、10月8日に県のT P P対策本部の会議を開きまして、知事からは各部局に対して関係団体との連携の上、情報収集を行うようにとの指示がございました。農林水産部におきましても対策会議がありますので、私からは関係課長に対して、情報収集、分析、影響把握を指示しているところです。影響でございますけれども、これまでの国から情報収集した中身、関係団体等からの意見からしますと、サトウキビ、パイナップルにつきましては、サトウキビの場合、糖価調整制度が維持される。パイナップルでしたら、関税割当制度が維持されるということになっています。そういう意味では、大きな影響を受

ける可能性は少ないのではないかと思います。ただ、畜産につきましては、やっぱり関税削減、それからセーフガードの活用水準が結構厳しいものになっておりますので、県内畜産業への影響は避けられないだろうというような感触でございます。今、国で詳細な合意内容などを踏まえて正式にいろいろな試算をすると聞いておりますので、県の再試算についてもこういった試算結果を踏まえて、どのくらいになるのか試算をしたいと思います。

○瑞慶覧功委員 次に食料自給率ですけれども、大体カロリーベースで出されていくのですけれども、これにはサトウキビが入っています。サトウキビは食べられませんので、サトウキビを除いたら自給率は何パーセントで、また、将来目標を設定されているのか。

○島田勉農林水産部長 カロリーベースで27%ということで県の概算値を公表してございますけれども、今、サトウキビを除くと6%です。

現在の目標ですが、沖縄21世紀農林水産業振興計画で目標を設定をしております。平成33年度のカロリーベースの自給率をおおむね50%にと設定しています。

○瑞慶覧功委員 カロリーベースを抜いたら。

○島田勉農林水産部長 申しわけございません。それは今、持ち合わせておりません。

○瑞慶覧功委員 次に、防風林についてでございますけれども、防風林の効果と成果ですね。それと、最近よく使われる樹種を教えてください。

○仲村剛村づくり計画課長 農地防風林は、台風や強い季節風による農地及び農作物への被害を軽減し、農作物の収量並びに品質を維持向上させる効果があると認識しております。これまでの成果としましては、要整備面積の約4割の農地で、防風林の効果を発揮しているところでございます。農地防風林の樹種でございますけれども、林帯に接する農家の合意が必要ですので、基本的には地元農家の意向に沿って採用しております。ちなみに、現在多く使われております樹種は、高木と呼ばれるものとしましてはフクギやテリハボク、低木と呼ばれます樹種につきましては、シャリンバイやハイビスカスなどを採用している地区が多いというのが実情でございます。

○瑞慶覧功委員 この間、与那国島に行ってきたら、垣根が一支柱ですね。倒れていたのですよ。木もとても低くて、テリハボクかフクギだったと思うのですけれども、伸びるまでに何年かかるか。防風林はもっと大き目なものを植えてもいいのではないかと。十何年も待たないと、効果というのは絶対見出せない

いだらうと思います。この間、具志堅委員が、植樹帯の幅もとらないので、構造物のほうがいいのではないかと。景観的なものではなくて、効果としてはそれでも本当にいいのではないかと思うのです。また、モクマオウは成長が早いし、むちみたいにするし、20年ぐらいただったら十分、剪定にもきくし、高さも保てるという意味でいいと思うのだけれども、これが採用されないのはなぜですか。

○仲村剛村づくり計画課長 まず、防風林の成長に時間を要するために、なかなか効果が発現しないという御意見ですけれども、確かにこれまで整備してまいりました防風林の中には、整備後の保育、維持管理等が十分になされないこともありまして、なかなか成長しなかったり、もしくは枯死してしまって、本来の機能を発揮していない部分があることは承知しています。それで現在は、整備の際に防草シートでできるだけ防風林として植えた樹種だけが成長しやすいような形、それと多面的機能支払交付金事業を利用いたしまして、防風林の維持、保育、管理活動にできるだけ農家の負担を軽減するような措置もなされていますので、そこら辺をぜひ活用していただきながら、順調な成長を確保してまいりたいと思っております。あと、構造物を採用しないことですが、現在、防風林を整備するときには、一定の成長が見込まれる期間は暴風柵という形で囲いをしておりまして、植林した防風林が一定の高さ、安定した成長ができるところまでは、できるだけ台風、季節風の被害そのものを防風林が直接受けられないような形で整備しているところでございます。あと、モクマオウの採用の件ですが、モクマオウは成長が早い木でありますので、効果の早期発現の観点から、平成の初めごろまでは防風林の中でかなり主要な樹種として採用して、防風林の中で植林してまいりました。ただその後、このモクマオウの樹種自体の寿命が30年ほどと比較的短いことと、あとモクマオウの葉っぱが落葉すると、なかなか草も生えないくらい周りの植物の成長を阻害すること等がありまして、あと非常にかたいので、強風や台風が来ますと、しなるのではなくて折れてしまうこともかなり確認されておりますので、現在では、モクマオウにつきましてはほとんど採用していない。これは県がしないというよりも、地域とも御相談して樹種を決めさせていただいておりまして、現在はそれに変わって、テリハボクなど比較的フクギに比べても成長の幾らか早い樹種のほうに、主力が移っているのが現状でございます。

○瑞慶覧功委員 次に、目標とする姿ですが、

沖縄21世紀ビジョン実施計画の中、平成24年を基準年として、農業産出額が10年後には506億円増の1430億円。そして農業生産物が9億円増の20億円、漁業生産額が126億円増の300億円としておりますけれども、現時点での見通しと課題を伺います。

○石垣永浩農林水産総務課長 農林水産業の産出額につきましては、計画策定時の平成23年度時点における農業、林業、水産業の各品目における過去の実績及び今後の施策、効果を踏まえて、目標値を設定したところです。しかしながら、先ほど申しましたが、本県の農林水産業を取り巻く厳しい状況等、T P P交渉も含め、グローバル経済の進展、農林漁業者の減少、高齢化の進行というような状況がございます。その見通しというところですが、今おっしゃられた数字、平成33年度ということで6年後というところでございますが、厳しい状況があることは認識しております。しかしながら、その目標に向かって、沖縄ブランドの確立、生産供給体制の整備等、また先ほどの流通加工対策、地域特性を生かした特色ある農林水産業の振興を図り、目標達成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○瑞慶覧功委員 次に成果指標ですが、これにおいてもサトウキビ、そして家畜頭数、特用林産物、海面養殖業、そのほかの園芸品目についても軒並みアップした指標を持っているのですけれども、この根拠というのですか……。

○石垣永浩農林水産総務課長 先ほど御説明したとおり、新たな計画を策定した作業時の平成23年度におけるこれまでの実績であるとか、今後、沖縄県の農業があるべき姿、そういった目標を掲げ、各品目ごとに数値を設定したということでありまして。

○瑞慶覧功委員 現実の動向は、人口もどんどん減ってきているわけですね。そういう中で、こういう目標だけはアップしているというのは、余りにも現実とかけ離れているというように思っているのです。この中で、ずばり本当に目標達成できそうなものはどれですか。

○新里勝也水産課長 厳しい御指摘をいただいているところですが、海面養殖業につきましては、基準年であります平成22年の生産量が9677トンで、この年はモズクが非常に厳しい年でしたけれども、9677トンのうちモズクが8012トンでしたけれども、その後、漁場の拡大と技術の向上で、平成26年にはモズクだけで2万498トンに、約2.6倍にふえているところでございます。今後さらにモズクの品種開発とか、ウミブドウもブランド化を進めております。さらに消費拡大対策も各品目で進めておりますので、

それによって価格の向上も期待できるだろうということで、平成33年、3万4000トンを目標にしていますけれども、何とかクリアできるかという見通しを持っているところでございます。

○瑞慶覧功委員 そのほかは、大変厳しいと思うのですね。目標、この指標は、やはり実現性があるものにすべきだと思います。具体的なその裏づけといいますか、根拠、そういうものが見えないのですよね。

次に、県産食肉の海外輸出ですけれども、現在、香港に輸出されているのですけれども、台湾に輸出されていない原因というのは何でしょうか。

○長崎祐二畜産課長 食肉を海外に輸出する場合には、それぞれの国の基準がございます。その基準を満たすような屠畜場、それから食肉加工施設が必要になってまいります。香港向けには、県内に屠畜場と加工場をあわせて9カ所の承認されたところがございますが、台湾向けで今、認定をとっているところはございません。特に牛肉に関しましては、2001年に国内でBSEが発生したときに、台湾が輸入を禁じておまして、県内からあるいは国内から台湾に輸出することが、台湾のほうで禁じられているということでございます。

○瑞慶覧功委員 次に、農家1人当たりの所得です。300万円に要する面積、サトウキビ、野菜、花卉、果樹、パイナップル、たばこですね。

○崎原盛光農政経済課長 品目ごとの収益性につきましては、生産地域、作型、施設の有無、労働力保有状況、販売単価など、生産や販売条件により農業所得が大きく異なりますが、参考までに県農林水産部が優良事例をもとに調査した品目別技術体系・収益性事例等によりますと、露地栽培では、葉たばこでは1.5ヘクタール程度、小菊で0.7ヘクタール程度、野菜や果樹等の施設栽培では、ゴーヤーでは40から60アール程度、マンゴーでは20アール程度は必要であると考えております。サトウキビにつきましては、非常に多種多様な栽培がありますので、石垣市における夏植え、単作で収穫作業を委託されている事例で見ますと、6.5ヘクタール程度は必要であると見ております。

○瑞慶覧功委員 次に、農林事業予算ですけれども、予算の中で農業生産基盤整備事業の金額と割合について教えてください。

○石垣永浩農林水産総務課長 平成26年度の農業水産基盤整備に係る予算額は、212億1279万5000円となっております。割合については、農林水産部の(款)農林水産業費818億5687万5000円のうち、約26%を占

めております。

○瑞慶覧功委員 サトウキビは、トン当たり76%の高率補助だと思うのですけれども、基幹産業としては余りふさわしくないのではないかと私は思うのですよね。離島は別として、本島内はほかの作物に切りかえていくべきではないかと思っています。地産地消、そして自給率アップを図るためにも、台風に耐えるようなハウスにもっと力を入れて、補助をしていくべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

○松尾安人園芸振興課長 本県の農業振興を図るためには、地産地消、自給率向上においても台風など自然災害に強い栽培設備の整備が重要だと考えております。このため、沖縄振興特別推進交付金、災害に強い栽培施設の整備事業などを活用した強化型パイプハウスや平張り施設により、野菜、花卉、果樹の園芸作物の産地強化が図られており、農家の経営安定とともに、市場及び消費者へ計画的かつ安定的に供給する取り組みが行われております。県としましては、高収益な園芸作物を振興するため、今後とも市町村などと連携し、災害に強い栽培施設の整備を促進していきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員 営農の形態ですけれども、これからやはり法人化というか、会社化していくべきではないかと思うのですけれども、法人の現状と見解について伺います。

○崎原盛光農政経済課長 沖縄県における農業生産法人の実態につきましては、平成27年1月1日現在で395法人が設立されております。これを経営類型別に見ると、果樹で132、畜産が75、野菜70、サトウキビ等の工芸作物63、花卉20、米等2、その他が33となっております。法人等につきましては、法人設立の際の経費とか、もしくはいろいろな課題はありますので、やはり経営管理能力や資金調達能力、対外信用力の向上、雇用労働力の明確化や労災保険の適用、新規就農者の確保や経営の円滑な継承などの大変大きなメリットがありますので、沖縄21世紀農林水産業振興計画を達成させるためにも、法人化をぜひとも推進していくというような考え方でございます。

○瑞慶覧功委員 次に水産ですけれども、漁業経営体数と就業者数の推移が、平成25年の経営体数が2616、就業者数が3731人だったのですが、この20年間で経営体数が1129、就業者数も1280人減になっています。それに関連して、かつては遠洋・沖合漁業の漁が多かったのですけれども、衰退の原因は何でしょうか。

○新里勝也水産課長 御指摘のとおり、漁業経営体

数、漁業就業者数ともに、4分の1から3割程度の減少となっている状況でございます。これは主な要因として、漁価の低迷、漁獲量の減少、漁業コストの高騰などで経営が厳しくなっていること等が考えられます。御指摘の遠洋漁業、沖合漁業についてですけれども、昭和53年ごろの漁業生産量は8万8000トン余りございました。直近の平成25年では3万2200トン程度と5万トン台の減少となっている状況ですけれども、それは遠洋漁業、沖合漁業の減少が原因となっております。なぜ遠洋・沖合漁業が衰退してきたのかということですが、以前は59トンクラスの大きい船で南太平洋まで出漁していたところですが、大きいのがオイルショック以降の燃料費の高騰、あるいは各国で200海里体制が定着し始め漁場が縮小されたこと。あるいは漁業資源の減少、漁業者の高齢化などが要因で、沖合漁業、遠洋漁業から近くの沿岸漁業、養殖漁業に転換してきたのではないかと考えております。

○瑞慶覧功委員 平成24年から、海面養殖業の割合が海面漁業より大きくなっていますが、その要因と就業者の割合を教えてください。

○新里勝也水産課長 平成24年の統計で、海面養殖業が、いわゆるとる漁業の漁船漁業を上回ったことになっております。これは理由の大きいのが、先ほど申し上げましたように、養殖モズクの生産量が前年比で3000トン余りふえているということと、さらに平成25年以降も、モズクについては順調な生産量を維持しているところでございます。一方、海面漁業につきましては、平成24年に1万5000トン余り、平成25年度も1万5000トンとほぼ横ばいで推移しているところでございます。まだ養殖業が上回っている状況が続いております。一方、就業者数の統計は新しいのが出ていないので経営体数で見ますと、平成25年で海面漁業が1973経営体と多うございます。海面養殖業は643経営体と3分の1程度の経営体数ではございますが、養殖業のほうが経営体当たりの生産量等が多いので、経営体の数からすると少ないのですが、生産量としては養殖業が上回っているような状況でございます。

○瑞慶覧功委員 次に、日台漁業協定に関連して、先ほど砂川委員からありましたけれども、100億円の漁業基金の目的について伺います。

○新里勝也水産課長 公益財団法人沖縄県漁業振興基金が行っている沖縄漁業基金でございますが、この中の一番大きなメニューとしまして、外国漁船操業等調査・監視事業というのがございますが、日台漁業取り決め適用水域及びその周辺水域において、

漁業者が外国漁船の操業などの調査、監視等を行うために必要な経費を定額で助成する事業でございます。実際、調査監視中に外国漁船を確認した場合には、漁協あるいは一般社団法人沖縄県漁業無線協会を通して国、県、漁業団体に連絡を行って、必要な対応がとれるような事業となっております。

○瑞慶覧功委員 この漁業基金の目的は、その監視が目的だったのですか。

○新里勝也水産課長 この漁業基金の目的としましては、漁業団体とともに沖縄県側から政府に日台漁業取り決めに伴う操業自粛等の影響を緩和するために、抜本的な対策をとってもらいたいと申し入れたことに対して、国からこういう基金を設置して、影響緩和を図るという趣旨で設置されたものです。

○瑞慶覧功委員 先ほど説明があって、平成26年が759隻、約9億2000万円、事業費9億9000万円の大部分を占めて、今後さらに40億円近くになる勢いですが、この監視事業は本来の漁業を阻害するのではないかと実際思うのです。もっと別の、小規模離島に対する高性能な冷凍機器とか、船にかかわる設備とか、そういうものに基金を活用すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○新里勝也水産課長 外国漁船操業等調査・監視事業に関しては、漁業操業を行いながら監視事業をやってもいいことになっております。ただ、これは漁業者の判断で、どちらを優先してやるかというところで選択されるものでございます。操業よりも監視活動を優先してこの調査事業を実施するのであれば、生産量への影響も少なからず出てくるのではないかと懸念はございます。もう一つ、同じ基金の中のメニューとして、流通関連の目詰まり解消事業ということで加工機器あるいは冷蔵庫、そういう機器類を整備する事業もございます。もう一つ、漁船のエンジンとか設備、機器類の融資を受けた漁業者に対して、利息を定額補助するなどいろいろなメニューもございます。それも少しずつ活用されていますので、そのメニューをバランスよく使っていただくことによって、この日台漁業取り決めの影響も緩和されるのではないかと考えております。

○瑞慶覧功委員 沖縄は周りを海に囲まれているので、水産業はもっと伸びると思うのです。船の大きさは台湾と比べたら小さいのですが、やはり負けなように大きな船で操業するためには、法人化もしていく必要があるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の状況等はどうなっていますか。

○新里勝也水産課長 先ほども少し申し上げました

が、以前は59トンクラスの船で海外まで遠洋漁業で出漁している船もありましたが、現在、競合する台湾漁船も50トンクラス、100トンクラスの船が来ているのがありますけれども、県内の漁船の実態については、20トン未満の船しかございません。これは20トンを超えると国の登録になりまして、厳しい条件—例えば居室の設備、あるいは調理設備、食堂設備などを設置して、あるいは船員も航海士、機関士、通信士等資格者も配置しないとイケないことから、ハードルが高いような状況がございます。それで20トン未満の19トンクラスの船が多くなっておりますけれども、そのほうが費用対効果の面で効率がよいという考え方で、19トン未満に集約された経緯がございます。しかし、ほとんどが個人経営で、一部では法人化されているマグロはえ縄の漁家もおりますけれども、それについてはそれぞれの考えで選択されていると思いますので、漁業者あるいは漁業関係団体と意見交換しながら、取り組んでまいりたいと考えています。

○上原章委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 最初にT P Pについて私も質疑したいと思います。まず、T P Pの合意内容について再度説明いただけますか。

○島田勉農林水産部長 T P P交渉については去る10月5日に大筋合意されておりまして、その内容について、多くの重要品目を中心にお答えします。

まず牛肉ですが、現行の関税率38.5%から段階的に削減して、16年目以降は9%。それから輸入急増に対するセーフガードの税率についても、段階的に削減しまして、16年目以降は1%ずつ削減して、4年間もし発動がなければ廃止というような内容でございます。

次、豚肉ですが、現行の関税率、従価税部分がございますが、これを4.3%から引き下げまして、10年目以降はゼロ%。従量税部分のキログラム当たり482円がありますが、これから引き下げまして、10年目以降がキログラム当たり50円でございます。セーフガードについては、従価税の4%から引き下げて2.2%に、従量税はキログラム当たり100円から引き下げまして、キログラム当たり70円になっています。

甘味資源作物—砂糖ということで考えていいと思いますが、粗糖それから精製糖につきましては、現行の糖価調整制度を維持した上で、次のようなことを措置しています。1つが高糖度の精製用原料糖に限りまして、関税を無税として調整金を削減する。もう一つ、新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入を認

めるということでございます。それから加糖調整品については、品目ごとにT P P枠を設定することになっています。

本県でいえばパイナップルですが、現行の17%の関税を段階的に削減して、11年目には関税撤廃するということです。これは青果でございます。缶詰につきましては、現行枠外のキログラム当たり33円、これを段階的に6年目までに15%削減すると。これが大体の主な内容です。

○玉城ノブ子委員 今回のT P P合意の最大の問題は、1つは情報開示がなされないまま、秘密裏に進められてきたことが非常に大きな問題だろうと思います。もう一つは、国会で重要5品目については守っていくことを決議しているにもかかわらず、これが守られてないということであるわけですね。特に沖縄県の場合は、畜産農家がそういうことで大変大きな不安も抱えているし、影響を受けることになっているわけです。私も畜産農家の皆さん方からいろいろな意見を聞いてきましたが、やっぱり畜産農家の皆さん方は、もしこの畜産の関税が段階的にでも撤廃されることになると、本当にもう畜産を続けていくことができないという不安を持っているわけですよ。沖縄の和牛がそれでほんとにだめになっていくと、廃業せざるを得なくなると。沖縄の農業に与える影響というのは、非常に大きな状況が出てくると思うのですが、この沖縄の農水産業の、畜産を含めて全体に与える影響について、どのように認識されているのか。そして、先ほどいろいろやりとりがありましたけれども、私はその影響の内容について、皆さん方がもっと早急に影響額についても具体的に情報をつかんで、生産農家の皆さん方に、農水産業の皆さん方にしっかりと開示していくことが必要だろうと思いますが、それはどう思いますか。

○島田勉農林水産部長 先ほどからもお話ししてありますが、畜産業については今回の内容からしますと、影響が大きいだろうということは我々も認識しておりまして、ただ、その影響額というのを確かに試算しなければいけないとは思っていますが、前回同様、国がどういった基準で示すのか、一応これを見てみないと詳しい試算ができませんので。逆に、そのアバウトな総試算額を示して、これがまた県内農家に大きな影響を与えてはイケませんので、これは慎重に影響額を試算したいと思います。ただ、当然早急にやりたいと……。

○玉城ノブ子委員 生鮮野菜の関税撤廃については、日本政府も誓約しているのですよ。ごく一部の関税は、段階的に最大で6年目に撤廃するとしているけ

れども、それ以外の全ては協定発効後に即時撤廃となっているわけです。例えばタマネギについては、現行8.5%の関税を即時または段階的に6年目には撤廃すると。その他の生鮮野菜については、即時撤廃だと。その結果、全ての生鮮野菜の関税が協定発効後の6年目で撤廃されることとなりますが、沖縄県への影響については、皆さん方どのように認識されておりますか。

○松尾安人園芸振興課長 先ほど話しましたけれども、細かい情報がまだ得られていなくて、10月23日に国が沖縄ブロックの説明会を予定しているということです。そこで詳細な説明がなされるものと私たちは理解しております。

○玉城ノブ子委員 今回のTPPは農畜産だけではなくて、この生鮮野菜にも、農水産業のいろいろな分野に影響が出てくるということです。ですから、早目に皆さん方はその内容について情報をつかんで、開示していくことをしなければならないだろうと私は思うのです。そういう点からすると、先ほどもありました沖縄県の食料自給率ですね、現在、サトウキビを除くと何%ですか。

○島田勉農林水産部長 サトウキビを除きますと、カロリーベースで6%でございます。

○玉城ノブ子委員 このTPPが合意されて発効されることになると、食料自給率はどのような影響を受けることとなりますか。そういうことも考えていますか。

○石垣永浩農林水産総務課長 今、農林水産部長から、サトウキビがなくなった場合はカロリーベースで6%になると御説明いたしました。結局、サトウキビがなければということで、サトウキビの生産ゼロという影響です。ほか、それぞれカロリーベースでの計算、ややこしいところはありますが、やはり農作物の生産体制を維持し、カロリーベースでの沖縄県の自給率の目標も50%を掲げておりますので、それに向けていろいろな施策を展開しているところですよ。

○玉城ノブ子委員 皆さん方は、平成33年までに食料自給率50%を目標に掲げていますよね。しかし、このTPPがもし合意されて発効されることになってしまうと、食料自給率にもっと大きく影響し、低下することになると思います。私はそこが問題だと思います。それについては、皆さんどのように認識していますか。

○石垣永浩農林水産総務課長 食料自給率の目標値について、沖縄県は平成33年で50%という目標を掲げております。国の食料自給率も、これまで50%と

いう目標を掲げておりました。しかし、昨今の農林水産業をめぐるいろいろな状況の中で、国においても少し下方修正し、平成27年度以降45%の食料自給率という形で、現実といたしますか、実態の数字に近づけた形にしております。県の今の50%という目標値についても、当然その目標に向けて取り組んでいるという姿勢はありますが、自給率の目標数値というのは今の沖縄21世紀農村水産業振興計画の中で掲げております。先ほど瑞慶覧委員からもありましたように、その辺の数値についても、状況を踏まえて見直しも含めて検討していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 食料は国民、県民の命の源ですよ。本当に県民にどう安心安全な食料を保障していくかというのは、非常に大事な県の取り組みになっていかなければならないだろうと思うのです。これは沖縄県だけではなくて、国全体の目標値として食料自給率を引き上げていくということは、大事な取り組みにならないといけないと思うのです。前に、メキシコやフィリピンで安い食料が手に入るということで、農産物の輸入自由化をして国内生産を衰退させた後に、輸入価格の高騰で食料が買えなくなって暴動が起きたという事態もあるわけです。ですから、食料自給率を引き上げるということは、国民、県民の安心安全、命を守るという点で、非常にこれは大事にしていかなければならないと私は思います。そういう意味で、私は今回のTPPで、沖縄の農水産業は重大な打撃を受けるだけではなく、食料自給率も大幅に低下していくということを、非常に大きな問題にしななければならないと思っています。ですから、それについて皆さんの認識はどうでしょうかということですよ。

○島田勉農林水産部長 食料自給率を高めるというのは、委員がおっしゃったように、やっぱり県民、国民に安心安全な農産物、食料を届けるということと、当然、それは農家からすれば生産拡大につながりますし、農家所得の向上にもつながると。そういう意味で、食料自給率を上げましょうということだろうと思います。今回のTPPの影響で仮に農家の生産の縮小が始まるとすれば、逆方向になるので自給率にも影響が出てくるだろうと思います。当然我々としてもTPPと関係なく、食料自給率の向上のために生産拡大、それから地産地消を推進していく対策をとっていますので、そういう意味で、TPPについてはその影響を詳細に情報収集した上で、さらに検討していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 私は、このTPPが合意されることによって、沖縄の農水産業がどのような打撃を受

けるか、そして食料全体に与える影響というものはどういふものかというのを、もっと深刻に受けとめていくことが必要だろうと思うのですよ。ですから、今回のTPPの合意の問題については、本当にいろいろな問題を含んでいると思っています。農水産業だけではなくて、全体に与える影響が非常に大きいと思っていますのです。ですから、このTPPについて、私たちがそのまま認めるというわけにはいかならないと思っていますのです。今から協定文書の作成とか批准とか、国会での議論が行われていくのだらうとは思いますが、早急に皆さん方がこのTPPにおける影響をきちんとまとめて、このTPPそのものに対してこれは認められないという立場で、ぜひ国に対してもしっかりと意見を上げていくという姿勢を示していただきたいと思っていますのです。

○島田勉農林水産部長 国に対しては、これまで何回もTPPに関しての要請をしまいたしたので、その要請に答えているのかどうかについては、当然精査しないとイケないと思います。まずは、その合意内容について詳細に説明する義務が国にはあるだらうと思いたるので、それを今、求めている段階です。説明会も各県で開かれていますので、それも踏まえた上で関連団体とも連携して、県内農家に影響の出ないような方向を探っていくたいと思いたです。

○玉城ノブ子委員 ぜひTPPの与える影響がどんなに大きいものなのか、深刻な事態になるかということについて、しっかりとした認識を持って対応していただきたいということを申し上げておきたいと思いたです。

もう一つ、うちな一島ヤサイ商品化支援技術開発事業について、今、皆さんが取り組んでいらっしやる内容について、少し御答弁いただけますか。

○生沢均農林水産総務課研究企画監 この事業は、島野菜の基本特性を明らかにするとともに、島野菜に対する消費者ニーズを調査して、これに対応するための栽培技術を確立することで、島野菜を売ることから売れる島野菜をつくることへの転換を促進し、島野菜商品ブランド化を支援する事業となっています。

○玉城ノブ子委員 私は、大いに島野菜の普及促進を図っていただきたいという立場で皆さん方に質疑をしているのですけれども、消費者に意向調査を行ったということですが、その結果についてはどうだったのでしょうか。

○生沢均農林水産総務課研究企画監 まず、直売所と消費者ニーズの2つありまして、直売所調査については、県内のJAファーマーズで出荷状況、販売実績を調査してあります。調査結果は、取扱数量で

はナーベラー、シマナー、島ラッキョウ、野菜パイヤ等12品目が主力品目となっています。また、このうち野菜パイヤ、島ニンジン、シマナー、島ラッキョウなどが年間を通じて需要が一定となっております。また最近、需要が高くなっている品目としては、ナーベラー、田芋、カンダバー、ウンチェー、ハンダマということになっています。

○玉城ノブ子委員 この島野菜は非常に体にいいということで、そういう意味での引き合いが非常に多いと言われているのですけれども、この島野菜の特性解明については、皆さんは具体的にその調査をなさったのでしょうか。

○生沢均農林水産総務課研究企画監 これは受託試験でそれぞれの効果を調べておりますが、例えば、食品機能性の探索の結果としては、サクナとナーベラーの可食部に高血圧の抑制、色素沈着抑制の機能性がある。また、ナーベラーの非褐変系統には抗アレルギー、サクナには抗炎症の機能性が見出されたというような話が出ております。

○玉城ノブ子委員 沖縄の島野菜は薬草と言われるほど健康にいい食材であり、やっぱり長寿県沖縄を支えてきた食材だと思うわけです。そういう意味では、この食材を重視して生産拡大を図っていく取り組みが非常に重要ではないかと思うのですけれども、島野菜の普及促進を図っていくための今後の具体的な計画、対策等について、皆さんどういふ計画を持っていますか。

○松尾安人園芸振興課長 島野菜は健康食材で、昔から食されてきたというところもありますけれども、県では、平成18年からいろいろ事業展開して、その普及促進を図ってきております。その中で、八重瀬町においてはカンダバーなどの安定生産可能な産地が育成されてきておりますので、そういう産地を今後ふやしていきたいと考えております。平成27年度から平成29年度まで県単事業のわった一島ヤサイ産地力強化事業によって、実証展示圃設置、モデル産地の育成、強化、支援、島野菜の普及啓発等を実施して、島野菜の生産拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 この島野菜に付加価値をつけて6次産業化して、飲料水としても普及促進を図っていくと。これに対する引き合いも非常に多いと聞いていますけれども、この島野菜の6次産業化、これについては具体的に皆さん方、計画として進めていますでしょうか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 島野菜を活用した取り組み事例としては、今帰仁村でクワンソウという

ものがある、ニブイグサとも言われているものですが、農家と沖縄ハム総合食品株式会社が連携して、オキレイという少し眠りたくなるような清涼飲料水をつくって販売していて、成果も出ています。ただ、やはりエビデンスとあって、証拠をとるのに数千万円ぐらいの調査費がかかりますので、まずはストーリーづけから行おうということで、J Aと一緒に4月8日を島野菜の日に制定し、今年度から大々的にイベントを始めています。委員から御指摘があるように、6次産業化というのはやはり連携が大事になってきますので、例えば今回、エッグの日という卵の日もあるので、卵と島野菜を使ってぜひ一緒にやりましょうということで、ファーマーズで卵焼きをみんなでつくったりとか、那覇市にある屋台村で、20店舗が一斉に卵焼きと島野菜をチャンプルーしたものをつくろうということで、それぞれメニューづくりをしてもらったりと、今、細かくそういう普及に努めているところがあります。

○玉城ノブ子委員 ぜひそれを進めていただきたいと思うのです。名護市が生産、加工、流通の一貫体制で、アグリパーク事業というのを進めていますね。その取り組みは、具体的に今どのように進められていますか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 そこは指定管理者に一般財団法人沖縄美ら島財団が入りまして、いろいろな加工品をつくっていて、その周辺にもいろいろな加工屋さんが入っているところがあります。県といたしましては、6次産業化プランナーという指導員がいますので、それぞれの加工屋さんから相談を受けたり、そこでできた製品を、例えばコープおきなわとのマッチングを行っています。また、少し名護市から離れるのですが、伊江島では「いえぎょうざ」ということで、島ラッキョウをつかったギョーザを開発して、売り切れになるぐらい好調な状況になっています。

○玉城ノブ子委員 ぜひともですね、地元の農水産物を使って生産普及していく取り組みとして、非常に重要だと思っているのです。ですから、6次産業化一生産、加工、流通と一貫体制で取り組んでいける事業をぜひ進めていただきたいということを申し上げて終わります。

○上原章委員長 儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 主要施策の成果に関する報告書の109ページ。災害に強い栽培施設整備事業ですが、去年、伊江島に行く機会があって、花卉農家の畑をいろいろ回らせていただきました。その中で生

産者からのお話だったのですけれども、これは生産者にとって、農家にとって大変いいことではあるのですが、北部振興事業の予算でつくった平張りよりも勝手が悪くなっているというお話なのです。よくなっているという話をするのかと思ったら、ネットの目が大き過ぎて、防風、防虫対策に北部振興事業の予算でつくった平張りよりも悪くなっていると聞きしたのですけれども、県はその辺を耳にしたことはございますか。

○松尾安人園芸振興課長 補助事業施設の規格につきましては、補助事業の目的に沿って各事業ごとに定められております。北部振興事業の平張り施設では、委員のおっしゃるとおり天井部分のネットが1ミリメートル目に対し、本事業においては2ミリメートル目になっておりました。生産現場からは、ネットの目を小さくすることによる減風効果向上などの要望がありました。そこで、本年度から1ミリメートル目を可能として取り組んでいるところでございます。今後とも耐風性、採光性、通気性などの基本仕様を総合的に検討した上で、各種補助事業施設とのすみ分けなどにより、適正に推進していきたいと考えております。

○儀間光秀委員 再度確認ですが、今年度から北部振興事業で行ったものと同じ1ミリメートル目を実施するという認識でよろしいですか。

○松尾安人園芸振興課長 委員から今、お話があったような要望を受けて、本年度から1ミリメートル目も可能になったということです。

○儀間光秀委員 ぜひ、農家の生産向上のためにも行っていただきたいと思います。よろしく願います。

次に111ページ、鳥獣被害防止対策です。その事業内容と効果について、まず説明いただけますでしょうか。

○新里良章営農支援課長 鳥獣被害防止対策の事業概要ですが、鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会、それと市町村にもありまして、市町村協議会の設置により指導体制を強化しております。具体的には、まず1番目に市町村協議会が主体となった銃器、それから捕獲箱による有害鳥獣の捕獲、イノシシ等の侵入防止柵、カラス等の被害防止の防鳥ネット等の施設の整備、鳥獣類の捕獲活動に対する市町村への捕獲頭数に応じた助成に取り組んでおります。

○儀間光秀委員 効果についてもお願いできますか。

○新里良章営農支援課長 鳥獣被害は、本島北部地区ではカラス、イノシシ、コウモリ等の被害が多く

発生しております。それから八重山地区では、キジ、クジャク、イノシシ等の被害が多く発生しております。また南部地区でも、野菜類に対してシロガシラ等の鳥の被害が発生しております。被害額としましては、平成24年度までですと約2億円程度で推移していましたが、平成25年度は9800万円、それから昨年度は9000万円と半減してきております。この要因としまして、鳥、けものによる被害の減少が考えられますが、銃器、捕獲箱による強化に加えて、県の買い取り事業の実施が功を奏していると考えております。

○儀間光秀委員 今、お話があったのですけれども、捕獲買い取り額はどのぐらいで推移していますか。

○新里良章営農支援課長 イノシシは捕獲買い取り額が8000円です。それから、マンガースが1000円です。カラス、キジにおきましては1000円となっております。実績としましては、イノシシがたしか200頭程度、カラスは1万4000羽買い取りをしております。

○儀間光秀委員 今、答弁でもあったのですけれども、農作物の被害額が2億円から平成25年度は半減して約1億円と。年々農作物の被害額が減っているということで、事業効果がはっきり数字であらわれていることを確認できました。引き続きですね……。ちなみに、これは何年までの事業ですか。

○新里良章営農支援課長 県の買い取り事業につきましては今年度まで。それから、もう一つ国の交付金でも行っていますけれども、そちらは国の交付金事業が終わるまでということになっております。

○儀間光秀委員 今年度で県の事業は終わるというのですけれども、この被害防止のためにも、引き続き市町村と連携をとって意見聴取し、必要であればまた対策をとっていただきたいと要望しておきます。

次に、123ページの県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業。香港流通保管施設の試験的運用とあるのですけれども、これについて御説明をお願いします。

○長崎祐二畜産課長 この事業はブランド力向上と輸出促進ということで、輸入大国であります香港市場において食肉の持続的需要を図るために、流通保管施設の運用及び現地発信型の販売手法について検証しているところであります。流通保管施設に関しましては、倉庫の一室を借りまして、そこに40フィートコンテナこれで大体67立米ほどありますが、そこに常時約2トンほどの食肉を保管している形になります。

○儀間光秀委員 この倉庫というのは、常時2トンぐらいと言っていたのですけれども、最大でどのく

らい保管できるのですか。

○長崎祐二畜産課長 12.5トンですけれども、これは積み上げた場合の容積になりますので、ダンボール箱はそれほど多くきっちりと積むわけにはいかないものですから、実際は12.5トンですけれども、最大では入れ切れない状況になります。

○儀間光秀委員 ということは、2トンですのでまだまだスペースはあるということですね。食肉以外は保管できないのですか。

○長崎祐二畜産課長 我々のほうは冷凍庫を主に使っているものですから、例えば水産物ですと活魚が主になると思うので、水産課にお聞きいただきたいのですが、冷凍庫は使えないのではないかと思います。

○儀間光秀委員 基本的に肉ということですね。今、この施設、保管庫を活用している業者は何社くらいございますか。

○長崎祐二畜産課長 この業者と申しますか、そこは沖縄県食肉輸出促進協議会という協議会をつくっております。その協議会のメンバーが8団体ございます。この8団体が話し合っ使うという形になります。

○儀間光秀委員 これは、団体に加盟しないとこの倉庫は使えないということですか。

○長崎祐二畜産課長 今は、沖縄県食肉輸出促進協議会の趣旨に賛同いただいて、そこで一緒にやりますという形で……。どうしても負担が生じますので、御負担いただくことも条件にこの協議会のメンバーに申請していただいて、協議会で審査するという形になります。

○儀間光秀委員 次に、農地中間管理機構。先ほど何名かの委員からも質疑があったのですけれども、前年度からスタートされている事業で、僕の手元にも資料をいただき、今まで3回公募を行っているということで、これは出し手と担い手のバランスはとれているのかどうなのか。例えば出し手が多くて担い手が少ないとか、逆があるのか、ちょうどいいぐらいにマッチングできているのか。その辺お聞かせいただけますか。

○崎原盛光農政経済課長 農地中間管理機構事業につきましては去年から行われておまして、沖縄県も全国的な傾向と同じようになっているのですが、農地の受け手一応募者は多いのですけれども、出し手が少なく、現在のところは借りたい方が多いけれども、農地を出してくれる方が少ない状況にあります。

○儀間光秀委員 今の答弁からすると、出し手が少

ないということですが、県としては出していただく方に対する対策は持ち合わせていますでしょうか。

○崎原盛光農政経済課長 出し手対策としましては、現在、この事業は公益財団法人沖縄県農業振興公社一農業振興公社がこの機構事業を行っておりますけれども、本社が南風原町にございます。出し手対策は、やはり地域に入っていないといけませんので、現地の駐在員を増員しまして、くまなく各地権者の方々まで当たるような状況にしております。それから、制度が去年から始まったばかりで、県民にまだ周知がなかなかされておられませんので、県や市町村の広報、もしくは新聞等マスコミを使ってのPR。さらに、関係機関等の協力等が必要になりますので、特に県下で農地の動き、流動化が大きいところ15市町村を選びまして、そこを中心にこの中間管理機構事業を先に進めていきたいと考えております。

○儀間光秀委員 地域に配属されている方、駐在員というのですか、増員したということですが、何名から何名に。また、地域ごとに数字があればお聞かせください。

○崎原盛光農政経済課長 駐在員等の実数につきましては、農業振興公社に現地駐在員8名を置いております。去年と比較しますと3名増加しています。それから、モデル市町村には13名の調整員等を置いております。さらに、JAに3名の農地調整員を置きまして、合計しますと、24名の方が各地域で動き回っていることとなります。

○儀間光秀委員 実際、増員されて今年度4月から9月末の前年対比からすると、やはり出し手というのはふえている傾向にございますか。

○崎原盛光農政経済課長 現地駐在員等が足で稼いだ農地の情報が今、農業振興公社にどしどし集まっておりますので、手続が整い次第、農業振興公社がこれを借り上げて、応募されている担い手にどんどん貸していくというようなことが今、加速している状況であります。

○儀間光秀委員 例を挙げるのですけれども、国頭村で出し手はいるけれども、今度は担い手が少ないと。出し手は恐らく同機構と契約して出すと思うのですけれども、借り手がいなければ、この土地の保全や賃借料というのはどういう形、システムになっているのか。

○崎原盛光農政経済課長 農地中間管理機構は、高齢農家から農地を借り上げ、貸し付ける担い手が見つかるまで、原則2年間保有することになっております。仮に2年を経過してもなお、貸し付けができ

なかった場合については、残念ながら契約を解除するというような仕組みになっております。

○儀間光秀委員 契約解除と申しますと、地権者に戻すという認識でよろしいですか。

○崎原盛光農政経済課長 はい、そのとおりです。

○儀間光秀委員 あと1つ、担い手のほうですけれども、今、高齢化で農業従事者も減っているという話ですけれども、担い手の年齢層、どの年代が多いのか、平均でよろしいのですが。

○崎原盛光農政経済課長 これまでの同機構を通して借り受けた方々の年齢を見ますと、30代から50代の方々が借りられておりますので、今後ともその層が借りていくものと考えております。

○儀間光秀委員 国の施策、また県の認識も聞きたいのですけれども、農業従事者が高齢化で減少していく中で、今の話からいくと、30代から50代の借り手が出てきているというのは、この事業の意図するものとマッチしているという認識でよろしいですか。

○崎原盛光農政経済課長 農地中間管理機構事業の大きな目的というのが、農業の構造改革に向けた農地規模の拡大となっております。これからしますと、やはり規模を拡大するのは若年層から壮年層までの年代になるかと思っておりますので、現行のこの仕組み、現行の状況というのは、目的と合致しているのではないかと考えています。

○儀間光秀委員 ぜひ今後も県を挙げて、また駐在員にも頑張ってもらって、この事業の成功を期待しております。

○上原章委員長 具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 今、儀間委員がいろいろ質疑したのでみんな譲りたいと思いますが、かかわって少しだけ、ターチ、ミーチ行いますのでよろしくお願ひします。

最初に、この主要施策の成果に関する報告書122ページの農林水産物流通条件不利性解消事業です。沖縄県は、離島へ船で輸送したり飛行機で輸送したりする。重たいものは船になるわけだけれども、郵便船とのかかわりで輸送費を計算するということができないものかどうか。全国は陸続きで鉄道が入っていて、その鉄道を利用した輸送賃が全く安いのです。他府県の離島には郵便船がありますが、沖縄は郵便船での運送の計画がないのではないかと。その辺について、皆さん研究したことはありますか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 郵便や電話はユニバーサル料金制度とあって、全国一律で配送する仕組みになっておりますけれども、この農林水産物流通条件不利性解消事業というのは沖縄県から東京都ま

でではなくて、沖縄県から鹿児島県までの料金ということで設定しているものですから、制度の設計上そのずれがあって、今、庁内で少し研究はしているのですけれども、すぐにはユニバーサル料金制度みたいな仕組みにもっていくことは非常に難しいです。財源の面でも、今、ユニバーサル料金制度みたいなものをしくと、沖縄県だけではなくて北海道でもやりましょう、佐渡島でもやりましょう、長崎県でもやりましょうと、一斉に料金の標準化が起こるものですから、これ自体すぐには財源の問題等々、誰が負担をするのか、受益者が負担するのか、生産者が負担するのか、あるいは行政が負担するのかということで、まだまだ少し時間がかかるという状況になっております。

○具志堅徹委員 そこでとまっているのだよね。仕組みがそうになっているからとか、郵政改革とかでいろいろあったりしたけれども、そこでとめるのではなくて、沖縄は離島県一他府県ももちろんあるけれども、特に沖縄は離島県で、国の責任で郵便料金を輸送コストを計算せよと、こういう要求をしないと、沖縄県の輸送料は安くならないよ。その辺、皆さんの対応は、制度がそうだから考えない、もう任せたいという感じになるのではなくて、県として国に要求する、運動を起こすというような主導する立場に立って、輸送料を計算したらどうかなど。郵便の金額は全然違うのだから、それを利用するシステム、それを県が提案してつくる。どうでしょうか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 委員の御提言も受けて、今後研究していきたいと思えます。

○具志堅徹委員 ぜひ研究してくださいね。

あと、2つの件にかかわって、主要施策の成果に関する報告書の123ページの県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業と、132ページの世界一おいしい豚肉作出事業でアグーの話があるのです。この2つの事業の関連、どういう事業でどう違うのか、効果も含めて説明よろしくをお願いします。

○長崎祐二畜産課長 123ページの県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業は、要するにアグーというブランドをつくりましょうと。沖縄県としてアグーとして売り出しましょうと。しかしアグーのにせものが出たら困りますので、アグーですよという証明をとるために、トレーサビリティシステム—追跡ですね。例えばこの肉をとって調べたら、どこで出てきたアグーとわかるシステムになっています。

世界一おいしい豚肉作出事業は、要するにアグーというのはおいしいと。皆さんがおいしいと認識したときに、では、どこにおいしい遺伝子があるのだ

ろうということでアグーのDNAを解析しまして、例えば子豚が生まれたときに調べてみれば、この豚にはおいしい遺伝子があると。あるいはこの豚にはおいしい遺伝子がないということで、系統を絞っていくときに非常に有利になるということで、アグーのゲノム解析を行う研究のための事業になっています。

○具志堅徹委員 名護市はアグーの里を宣言していて、一生懸命宣伝しているけれども、脇からチャグーというのも出たりしているけれども、そういう事業のかかわりとか、業者のかかわりなのか、また北部農林高等学校の高校生が研究して豚を生産したりしているのですが、その辺とこういう事業がドッキングするようなこと等ができるのかできないのか。このチャグーというのは何ですか。

○長崎祐二畜産課長 アグーというのは、昔からいる一種の在来豚に近い豚で、西暦600年ぐらいからいる古い豚ですけれども、その遺伝子を保存してアグーと呼んでいるという形になります。北部農林高等学校でもともと一部保存されていたものですから、北部農林高等学校でアグーにデュロックという茶色い系統の豚をかけ合わせて、その子供を肥育したものが茶色でチャグーと呼んでいます。要するに我々としては、アグーを保存してアグーの肉をブランド化して、アピールしていきたいという考え方をしていますので、チャグーというのでもアグーのお肉ですから、宣伝の一環にはなると考えています。今、アグーと呼んでいますけれども、実際コマースというか、普通のテーブルで並ぶものは純粋種ではございませんで、お母さんかお父さんのどちらかに西洋の豚が入っているF1をアグーと呼んでいます。純粋種は非常に少ないものですから、純粋種のみでの提供はできませんので、半分が入っていればアグーと呼んで、ブランド化してるということでございます。

○具志堅徹委員 このブランド化することとの関係で、新しいものが出てきたりするものだから、どういう仕組みになっているのかと思って気にしていました。アグーの里の名護市では、これからまたさらにふやしていこうということもあるのですが、いわゆるF1でも使えるということですが、商標登録か何かでアウトにはならないのですね。

○長崎祐二畜産課長 今は沖縄県アグーブランド豚推進協議会をつくっております、その中でメンバーが集まって、今言ったF1の状態の豚を出していくと。それはアグーと認めましょうということで話し合いをしております。その中に農林高等学校も一緒に入っております、先ほども言ったとおり半分は

アグーで間違いないので、あれもメンバーという形で考えております。

○具志堅徹委員 商標登録上の話は発生しないのかと思って気になるのは、一時期、ちんすこうの商標登録で肝心の生産者がしばらくもたもたしたことがあったけれども、そういう沖縄のブランドを横取りする他府県の商業者がいたりするので、そういう商標登録上で販売がおかしくなることは、今のところ発生する心配はないですか。

○長崎祐二畜産課長 平仮名であぐーという言葉はJAのほうで登録されていますので、これは商標登録がございまして、それから香港に関しましては、今、申請している段階です。

○具志堅徹委員 あと主要施策の成果に関する報告書の129ページの沖縄型農業共済制度推進事業。これは沖縄の農家の皆さん、台風でいろいろやられてこの共済を使おうとするけれども、日常的な状況では納めるけれども、実際に台風被害を受けて、再生産するために申請をすると共済の金額が安くて、少しも役に立たないという感じで、農家の皆さん、非常に危惧しているのです。それで入らないでいるという農家の皆さんが結構いるのです。もう少し額を引き上げる形で、これは直接県の仕事ではないかも知れませんが、この共済制度そのものをもっと入りやすくして、さらに台風災害等で被害を受けたときには、きちっと補償してもらえという補償の安定的な額の引き上げで対応すると。この制度は皆さん、どのような形でどうなっているのですか。

○西村真糖業農産課長 農業共済制度につきましては、委員がおっしゃいましたように、自然災害等に対し補償をするということで、国がつくっている制度になっております。基本的に、20年ぐらいの間の被害率から掛金を算定することになりますし、補償する額につきましてはそれぞれ基準の単収を定めて、それを下回った場合、8割を限度に補償する形になります。近年は危険段階別と申しまして、地域によって、あるいは農家さんによって被害を多く受ける人もいますし、そうでない地域もあるということで、それぞれに合わせて定めてきています。まだ全部はできていませんけれども、そういう方向になってきていますので、改善する方向にはなっているかと思っております。

○具志堅徹委員 共済制度はとてもいい制度だと思うけれども、金額の補償の面では、台風の被害を受けて実際必要というときに、納めた金額と変わらない。補償がいろいろな条件でカットされてくる。こういう状況になっているので、この共済制度をもっ

と研究して、実際被害を受けた台風災害、その他の災害で被害を受けた農家のためにもっと金額を補償できるようにしないと、入るときはいい話をするけれども、恩恵を受けようと思ったらその金額が間に合わないというのは全く論外だという形で、農家の皆さんは入ったほうがいいのか、入らないほうがいいのかわからないような、そんな動揺する程度の制度なのです。これについて少し何とかならないかという話。

○西村真糖業農産課長 平成26年度で見ますと、例えば畑作物共済では農家の負担掛金が全体で1億4483万円。それに対しまして、支払われた共済金が4億2986万円ということで、3倍以上の支払いにはなっております。今、委員がおっしゃいましたように個人個人で見ると、そうではないという方もいらっしゃるかと思いますが、トータルとして見ると、設定上は掛けた金額の2倍の支払いがあるという制度でございまして、全然その農家の役に立たないということではないと思っております。ただ、沖縄県は台風被害等が多いということで、それに伴って掛金が高くなって入りにくいことはございましたので、現在、この資料にあります沖縄型農業共済制度推進事業によりまして、間接的な形ですけれども、資材費等に対する助成をして負担を減らしているということで、年々加入率も向上しているところでございます。

○具志堅徹委員 先ほど儀間委員も聞いていた主要施策の成果に関する報告書109ページの災害に強い栽培施設の整備事業の状況ですが、これも自然災害との関係もあるので、皆さんも苦勞して農家のためということで、いろいろな施設の段取りをしていると思うのですが、皆さんが事業展開をしてその効果というのか、予算も不用額を出したりするから、なぜ不用額を出すのかと思ったりもしているけれども、一応皆さんが農家を説得して、農家が活用してどのような効果が出ているのか等について、少し説明していただければと思います。

○松尾安人園芸振興課長 本県の農業振興を図るためには、台風など自然災害に強い栽培施設の整備が重要であります。このため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、災害に強い施設整備事業を実施しゴーヤー、菊、マンゴー、野菜、花卉、果樹の園芸作物において、平成24年度から平成26年度までの3年間で事業費ベース約43億円を投入し、強化型パイプハウス63カ所、平張り施設39カ所、合計102カ所、約77ヘクタールを整備しております。この事業の導入により園芸産地の強化が図られており、冬春期の野菜

や大菊、小菊、夏場のマンゴーなどの園芸作物が自然災害や気象変動に左右されず、計画的かつ安定的に供給することを可能とし、沖縄ブランドの確立と供給体制の強化が図られつつあります。県としましては、高収益な園芸作物を振興するため、今後とも市町村と連携し、災害に強い栽培施設整備を促進してまいりたいと考えております。

○具志堅徹委員 「農は国の基」ですから、皆さんの果たす役割はとても大きいと思います。先ほど隣の玉城委員がTPPの話をしておりましたけれども、本当に苦勞の多い状況だと思いますから、ぜひそういう意味で頑張ってください。よろしく願いします。終わります。

○上原章委員長 以上で、農林水産部長及び労働委員会事務局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

今回は、明 10月21日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時53分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 上 原 章

平成27年10月20日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録

(第1号)

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成27年10月20日（火曜日）
午前10時4分開会
第7委員会室

出席委員

委員長 呉 屋 宏君
副委員長 狩 俣 信子さん
委員 又 吉 清 義君 島 袋 大君
照 屋 守 之君 新 田 宜 明君
赤 嶺 昇君 糸 洲 朝 則君
西 銘 純 恵さん 比 嘉 京 子さん
嶺 井 光君

説明のため出席した者の職、氏名

子ども生活福祉部長 金城 武君
福祉政策課長 上 間 司君
福祉政策課福祉支援監 長 浜 広 明君
高齢者福祉介護課長 上 地 幸 正君
青少年・子ども家庭課長 大 城 博君
子育て支援課長 名渡山 晶 子さん
障害福祉課長 山 城 貴 子さん
平和援護・男女参画課長 玉 城 律 子さん
教 育 長 諸見里 明君
教育支援課長 識 名 敦君
施設課長 親 泊 信一郎君
学校人事課長 新 垣 健 一君
県立学校教育課長 與那嶺 善 道君
義務教育課長 大 城 朗君
義務教育課 宮 國 義 人君
学力向上推進室長
生涯学習振興課長 平 良 朝 治君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成27年第7回議会認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（子ども生活福祉部及び教育委員会所管分）
- 2 平成27年第7回議会認定第6号 平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成27年第7回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教育長の出席を求めています。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活福祉部関係決算の概要の説明を求めます。

金城武子ども生活福祉部長。

○金城武子ども生活福祉部長 それでは、子ども生活福祉部所管の平成26年度一般会計及び特別会計の決算概要について、お手元にお配りしております歳入歳出決算説明資料に基づきまして、御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

子ども生活福祉部の歳入決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、一番上の子ども生活福祉部計の欄ですが、予算現額の計A欄347億7616万5000円に対し、調定額B欄は313億4190万1964円、そのうち収入済額C欄が309億800万6638円、不納欠損額D欄が2998万4956円、収入未済額E欄は4億391万370円、となっております。

次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページをお開きください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、一番上の子ども生活福祉部計の欄ですが、予算現額の計A欄889億9340万5000円に対し、支出済額B欄は793億2478万8625円、翌年度繰越額C欄は61億3933万5960円、不用額は35億2928万415円となっております。

次に、一般会計の歳入決算について、御説明いたします。

3ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は（款）で申し上げますと、（款）分担金及び負担金、（款）使用料及び手数料、4ページの（款）国庫支出金及び（款）財産収入、5ページの（款）繰入金、（款）諸収入及び（款）県債までの7つの（款）から成っています。

それでは、3ページにお戻りください。

一番上の欄ですが、子ども生活福祉部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計A欄346億433万8000円に対し、調定額B欄は308億1865万8631円、そのうち収入済額C欄が305億7111万7732円、不納欠損額D欄が1794万4299円、収入未済額E欄は2億2959万6600円で、収入比率は99.2%となっております。

収入未済額E欄のうち、主なものを御説明いたします。

3ページの(款)分担金及び負担金の収入未済額E欄5182万3890円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、児童福祉施設入所児童の扶養義務者等の生活困窮、転居先不明などにより徴収困難なため収入未済となっております。

5ページをお開きください。

(款)諸収入の収入未済額E欄1億7372万8134円は、主に生活保護費返還金や児童扶養手当返還金に係るもので、経済的事情により手当を受給している者が多く、債務者の生活困窮等により徴収困難なため、収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

6ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、(款)で申し上げますと、(款)総務費及び(款)民生費、7ページの(款)衛生費、8ページの(款)商工費の4つの(款)から成っております。

6ページにお戻りください。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の合計A欄888億2157万8000円に対し、支出済額B欄は791億9121万4407円、翌年度繰越額C欄は61億3933万5960円、不用額は34億9102万7633円で、執行率は89.2%となっております。

翌年度繰越額C欄の内訳ですが、(款)民生費における安心こども基金事業や障害児者福祉施設等整備事業費など、15事業の繰り越しとなっております。

次に不用額について御説明いたします。

(款)総務費の不用額3205万8584円は、主に(目)諸費の女性のためのセーフティーネット実証事業における執行残等によるものであります。

次に(款)民生費の不用額33億6497万8774円について、その主なものを御説明いたします。

(項)社会福祉費の不用額12億5344万9918円は、下から4行目の(目)社会福祉施設費の障害児者福祉施設等整備事業費における国庫補助事業採択数が減になったことや、下から3行目の(目)老人福祉施設費の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業において計画変更による事業費減などによるものであり

ます。

7ページをお開きください。

(項)児童福祉費の不用額17億7663万1769円は、(目)児童福祉総務費の安心こども基金事業において見込みより補助対象事業が下回ったことによるものや、

(目)児童措置費の児童保護等措置費において当初見込みより児童福祉施設への措置実績が少なかったことによるものであります。

次に、下から4行目の(款)衛生費の不用額8733万183円は、主に(目)保健所費における人事異動に伴う職員費の不用によるものであります。

8ページをお開きください。

(款)商工費の不用額666万92円は、主に(目)計量検定費における人事異動に伴う職員費の不用によるものであります。

9ページをお開きください。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

本特別会計においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等全12種類の貸し付けを無利子または低利で貸し付けております。

当該特別会計の歳入は、(款)繰入金、(款)繰越金及び(款)諸収入から成っております。

その合計額は、一番上の行の計欄ですが、予算現額の計A欄1億7182万7000円、調定額B欄は5億2324万3333円、収入済額C欄が3億3688万8906円、収入未済額E欄は1億7431万3770円で、収入比率は64.4%となっております。

収入未済が生じている理由ですが、(款)諸収入において、借受人の多くが生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

10ページをお開きください。

当該特別会計の歳出は(款)民生費から成っております。

予算現額の合計A欄1億7182万7000円に対し、支出済額B欄は1億3357万4218円、不用額は3825万2782円となっております。

不用額が生じた主な理由は、貸付金実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、子ども生活福祉部所管の平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算の概要の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 教育委員会所管の平成26年度歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の平成26年度歳入歳出決算説明資料の1ページをお開きください。

初めに、歳入決算状況について御説明申し上げます。

平成26年度一般会計歳入決算状況は、予算現額計445億4292万2000円、調定額402億7260万1386円、収入済額402億3247万3876円、不納欠損額929万7654円、収入未済額3082万9856円となっております。

以下、歳入決算の主なものについて、御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は、18億3864万6192円であります。

(項) 使用料(目) 教育使用料の収入済額は17億1631万6317円で、その主なものは全日制高等学校授業料であります。

2ページをお開きください。

(款) 国庫支出金の収入済額は、356億1975万3989円であります。

(項) 国庫負担金(目) 教育費国庫負担金の収入済額は265億1059万3825円で、その主なものは義務教育給与費であります。

次に、(款) 財産収入の収入済額は、1億6900万2576円であります。

(項) 財産運用収入(目) 財産貸付収入の収入済額は8089万8343円で、その主なものは土地貸付料であります。

3ページをお開きください。

(款) 繰入金(目) 基金繰入金の収入済額は1億1599万4000円で、高校生修学支援基金繰入金であります。

次に、(款) 諸収入の収入済額は6億1697万7119円で、不納欠損額929万7654円、収入未済額3082万9856円となっております。

下から3行目の(項) 雑入(目) 違約金及び延納利息の収入済額は4719万9742円で、不納欠損額929万7654円、収入未済額2989万3418円となっております。

これは県教育委員会の発注した工事に関して、公正取引委員会から談合認定を受けた業者に対する損害賠償金となっております。

このうち不納欠損額は、入札談合違約金に係る事業者との和解成立により、賠償金が減じられたことによるものであります。

4ページをお開きください。

(款) 県債(目) 教育債の収入済額は18億7180万円で、その主なものは高等学校施設整備事業であります。

以上が、平成26年度の教育委員会所管の歳入状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

5ページをお願いします。

平成26年度一般会計歳出決算状況は、予算現額計1605億989万1427円、支出済額1514億7376万3919円、翌年度繰越額57億1152万1096円、不用額33億2460万6412円となっております。

以下、歳出の主なものについて御説明いたします。

(款) 教育費(項) 教育総務費は、支出済額120億9039万7583円で、翌年度繰越額20億3201万7000円、不用額4億9012万2417円であります。

翌年度繰越額の主なものは、(目) 教育振興費の公立学校新增改築に係る市町村補助事業によるもので、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額の主なものは、(目) 事務局費の離島児童・生徒支援センター整備における入札残であります。

(項) 小学校費は、支出済額479億4466万6107円で、不用額7億1674万893円であります。

不用額の主なものは、公立小学校の教職員給与費の執行残であります。

(項) 中学校費は、支出済額297億5599万5178円で、不用額4億1288万7822円であります。

不用額の主なものは、公立中学校の教職員給与費の執行残であります。

6ページをお開きください。

(項) 高等学校費は、支出済額441億5457万8035円で、翌年度繰越額25億4181万9620円、不用額9億2902万5215円であります。

翌年度繰越額の主なものは、(目) 学校建設費の施設整備によるもので、関係機関との調整に日時を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額の主なものは、(目) 高等学校総務費の県立高等学校の教職員給与費の執行残及び(目) 学校建設費の施設整備に係る入札残であります。

(項) 特別支援学校費は、支出済額156億5550万890円で、翌年度繰越額4億9414万4916円、不用額6億4062万4751円であります。

翌年度繰越額は、特別支援学校の施設整備費において、関係機関との調整に日時を要したことなどに

より、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額の主なものは、施設整備に係る入札残であります。

(項) 社会教育費は支出済額15億3302万1283円で、翌年度繰越額 6 億4353万9560円、不用額5574万3157円であります。

不用額の主なものは、(目) 文化財保護費の文化庁国庫補助事業費における執行残となっております。

7 ページをお開きください。

(項) 保健体育費は支出済額 3 億3776万8843円で、不用額1492万4157円であります。

不用額の主なものは、学校保健事業における定期健康診断受診者の減によるものであります。

次に、(款) 災害復旧費は支出済額183万6000円で、不用額6453万8000円であります。

不用額は、大きな災害復旧事業がなかったことによるものであります。

以上が、教育委員会所管の平成26年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**呉屋宏委員長** 教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)(平成27年9月11日議会運営委員会決定)に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 県民の健康・福祉・教育に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

まず、子ども生活福祉部から質疑に入らせていただきますが、沖縄県歳入歳出決算書審査意見書9ページの平成26年度母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入決算状況の中で、不納欠損額が今回1204万657円出ております。これは毎年出ているのか、今回初めてなのか、この欠損額はこういった処理をするのか、件数等についてまず御説明をお願いします。

○**大城博青少年・子ども家庭課長** 母子父子寡婦福祉資金貸付金につきましては、適正な債権管理を行う観点から、平成19年度、それから平成22年度から平成24年度、平成26年度において不納欠損処理を行っております。平成26年度におきましては、時効の援用の申し立てがあった債権、21件、約1200万円について、不納欠損処理を行ったところでございます。

○**又吉清義委員** 不納欠損処理ということは、これは請求をしないと理解してよろしいでしょうか。

○**大城博青少年・子ども家庭課長** 時効の援用がありまして、県から償還を求めない債権でございます。

○**又吉清義委員** 今回、平成26年度21件の不納欠損処理を行ったと。平成19年度から毎年ではなく、年度によって生じるということですが、具体的に今後その可能性は十分考えられるのですか。例えば、今、皆さんが貸し付けをしている残高の中で、来年度もまたこの返還ができなければ不能欠損として処理されると予想される件数があるのかないのか、その点についてわかれば御説明をお願いします。

○**大城博青少年・子ども家庭課長** 母子父子寡婦福祉資金貸付金の平成26年度末の貸し付けの残高は、約12億円となっております。このうち未収金額は約1億7000万円となっております。県におきましては、滞納者の状況の把握に努めまして、生活困窮などやむを得ない状況がある場合には、支払い計画の変更ですとか、あるいは支払い猶予、個々の状況に応じた償還指導を行っているところでございますが、母子家庭においては、経済的な基盤が弱い上に他の負債の返済や失業、生活保護の受給などの理由で償還が進まず、滞納が長期化する者が出現している現状でございます。このような中で時効の援用の申し立てがあった場合には、今後不納欠損金として整理を行うこととなります。今年度においても、そのような債権につきましては不納欠損処理を行う準備を現在進めておりまして、今はまだ正確な数字は出ていないのですが、現時点で5件、約200万円程度の不納欠損を見込んでおります。

○**又吉清義委員** 来年度もまた出る可能性があるかと

ということですが、例えば、今、母子父子寡婦福祉資金の貸付金が12種類ある中で、具体的にどの貸し付けが多いとありますか。例えば、全体的にまばらになっているのか、その点についてはどのように把握をされているのか、御説明をお願いします。

○大城博青少年・子ども家庭課長 貸付金には全部で12種類の貸し付けの種別がありますけれども、その中で利用が多いものは修学資金、それから就学支度資金となっております。この2つが12種類の中では特に多い貸し付けとなっております。ちなみに、平成26年度の貸し付けは全体で248件ございますけれども、修学資金が129件、就学支度資金が49件となっております。

○又吉清義委員 今、全体的に不納欠損の12種類の貸付金の中で、修学資金と就学支度資金の、この2つの利用が多いということで理解してよろしいですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 今、申し上げたのは、貸付金の種別の中で貸付実績の多い貸し付けを申し上げました。これは貸付件数が多い貸し付けとなっております。不納欠損を行った貸付金の中では、事業開始資金、事業継続資金の不納欠損が多くなっております。

○又吉清義委員 中身まではまだ知らないのですが、このように同じ貸付金で事業開始資金や事業継続資金を置いている中で、ぜひ県にお願いしたいことは何かといいますと、この2種類に関して償還期限は7年です。就学支度資金にしろ、修学資金にしろ、20年もあるわけです。これは7年、これは20年、これは6年と、なぜそういうふうに分けるのですか。期限を短くしないといけない、分けないといけない理由は何になりますか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 母子父子寡婦福祉資金貸付金につきましては、国で制度の根幹の部分を定めておりまして、この据置期間ですとか、あるいは償還期限につきましては、資金の種類ごとに国が政令において定めておりまして、その期間に基づいて設定をしているところです。

○又吉清義委員 母子父子寡婦福祉資金の中に12種類あって、その中でできるだけ同じ法律の枠内でこれが適用されるものとずっと思っていたのですが、今の説明だとそうではなく、要するに、12種類で分けられているということですね。制度は非常にありがたいのですが、御存じのとおり、現実的に借りている方がなかなか対応できないと。対応できないということであれば、皆さんはやはり実際これを実行する立場として、改善するために何らかの行動を起

こすべきだと思います。同じ福祉資金貸付金の中に20年もある。ですから、7年では短い。逆に借りる側の立場でこれが改善できないか、これをずっと前から言い続けているわけです。なぜかといいますと、利率は1.5%、また無利息もあります。しかし残念なことに、償還期限を過ぎて返すことができなければ10.14%になりますよと。7カ年借りると、利息で計算すると倍になりますよと。雪だるま方式になって余計負担になるわけです。ですから、どうしたら本当に返せるか。資金計画が本当にこれでいいのかということ、皆さんは毎年このように決算を出しているのだからわかると思います。わかるのであれば、やはり何らかの、特に行政を預かる立場、弱者を助ける立場として、行動を起こし、どうあるべきかということは真剣に考えて、国に言うべきところは言うということは大事なことだと思います。そういったことはお考えの中に全くないですか。法律だからそのままということをつつまでも押し通すのですか。

○金城武子ども生活福祉部長 この母子父子寡婦福祉資金については、全国一律の法律に基づいて貸し付けを行っておりますので、九州各県とも連携して、九州主管部局長会議というものがございますので、それを通して改善の要望についての検討はしていきたいと考えています。

○又吉清義委員 ぜひ、検討していただきたいと思います。なぜかといいますと、不納欠損になることによって、国であれ、県であれ、借りる側もどちらも困るのです。不納欠損になったからということで、返す側もよかったという気持ちはこれっぽっちもありません。本当に惨めな思いをするわけです。しかし、返すことができる返還計画であれば—20年の償還期限もあるのですから、7カ年間ではなくて、15年、18年、20年とすることによって、かなりの方々が救われるし、不納欠損額は減ると思います。そういう点で改めてもう一回聞きますが、これは沖縄県だけの現象ではないと思います。ぜひ、九州各県調べていただいて、改善に向けて取り組んでいただけませんか。

○金城武子ども生活福祉部長 先ほど九州主管部局長会議ということをお願いしました。九州主管課長会議等を通して九州主管部局長会議に議題として上がってきますので、まずは九州各県の実情も議論をして、実態を把握した上で、そして九州主管部局長会議を通して、そういう方向でできないか、九州各県の皆さんとも議論していきたいと考えています。

○又吉清義委員 ぜひ、よろしくをお願いします。そうすることによって、お互い、借りて返せる計画で

あれば、不納欠損も出さなくていい、そして借りた側も悔みな思いをしなくていい。しっかりと借りたものを返すという自信があることによって、家庭の子供たちも誇れる人間に育つものだと思います。人間借りたものを返しきれない後ろめたい気持ちはみんなあります。そうならないように、現状にあった形にぜひ持って行っていただきたいと思います。

(目) 民生使用料の中でいまいち理解できないのが、例えば、県立厚生園使用料、身体障害者福祉施設使用料、知的障害者援護施設使用料が残念なことに収入済額がゼロ、不納欠損額がゼロ、収入未済額として全て決算は計上されています。これが何を意味するのか少し理解に苦しむのですが、これは取らなくてもいい使用料ということで理解してよろしいでしょうか。

○上地幸正高齢者福祉介護課長 まず、県立厚生園使用料の収入未済額は、旧県立首里厚生園における介護サービス利用料の個人負担分です。未収金については、これまで電話、文書による督促のほか、個別に自宅訪問等を行い回収に努め、平成22年度に4万5136円、平成25年度には5万3692円を回収しております。現在、収入未済として残っている112万8238円の債務者は5人で、全員が死亡していることから、回収が困難な状況となっております。県としましては、債権回収の可否を検討し、回収不能と認められる債権については時効の援用も視野に不納欠損処理など適切な債権管理に努めていくこととしております。

○山城貴子障害福祉課長 身体障害者福祉施設使用料の収入未済額についてですが、これは平成18年度まで県が運営していました、県立身体障害者入所更生施設、身体障害者更生指導所の利用に際し利用者が支払う施設使用料で、収入未済額は平成15年度から平成18年度に発生した、利用者1名に係る滞納分30万7088円となっております。この債務者は、平成25年5月にお亡くなりになっておりまして、その後、保護者とも話し合いを持たせていただきましたが、相続を放棄するなどの意思表示がございましたので、今後、徴収が非常に困難ということも踏まえまして、不納欠損の処理も検討したいと考えております。

それから、もう一件、知的障害者援護施設使用料の収入未済額についてですが、これも平成18年度まで県が運営していました、県立知的障害者援護施設北嶺学園の利用に際して、利用者が支払う施設使用料となっております、収入未済額は平成16年度から平成18年度に発生した、利用者7名に係る滞納分134万9400円となっております。債務者自身が知的障

害者ということもございまして、その判断能力の問題ですとか、保護者の方にも少し話をしておりますが、なかなか協力が得られにくい、保護者自身の生活が困窮してるといったような状況がございまして、徴収が非常に厳しい状況が続いているところでございます。

○又吉清義委員 誤解なさないでください。私は搾り取れと言うつもりではありません。要するに、こういった現象は今後ふえていって、減るものではないと思っています。ですから、県としても、こういことが平成16年、平成18年から上がり始めていて、7カ年たちました。今後も恐らくデータの的には減るものではなく、ふえるものだろうという考えがあるものですから、県としてもこういった対応をどうするかということをしつかり考えていかないと、いろいろな誤解を呼んでしまいますし、弱者を助ける意味でもいろいろな角度からお互いこのままの法律でいいのか、このままの取り組みでいいのか、このままの施設のあり方でいいのか。ニーズに合った社会に変えていかないと、施設をつくったからこれで終わりとする時代ではないということをお願いいたします。実際、私が自治会長をしているときに、こういった人を保護して、どうしたらお金が入るかということ随分悩んでやりくりをして、これだったらできるねということさせた経緯があるものですから、知的障害者にしろ、誰がどう助けるか、そういった意味では非常に大事なことでもありますし、また、こういうことをいかにお互いクリアするかという経営計画や施設のあり方についても考えていかないと、これは財源も圧迫しますし、徐々にふえていくことも事実です。しかし、これは避けて通れませんよということなのです。ですから、そういった意味でも、これによしではなく、これはこれであるということをお考えになって、次の手段もどうあるべきかをぜひ考慮に入れて、そういった計画も立てていただきたいと思いますということをあえて申し上げたいのですが、いかがでしょうか。そういったことをぜひ考慮して、ただあるからいいという考えではなく、私はふえていくものだという考えがありますので、その対処法を早急に、できるところから、いろいろな角度から考えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○金城武子ども生活福祉部長 基本的に施設の使用料は、所得階層等に応じて利用料が設定されていますので、基本的には徴収可能で、これまでほとんどの方はきちんと納めていただいているのですが、やはり結果的にそういう支払いがなかなかできない方

もいらっしやいます。それは個別にいろいろと状況を勘案しながら、お亡くなりになった場合ですとか、そういう場合には、不納欠損等も含めて検討をして、適切な債権管理に努めてまいりたいと考えております。

○又吉清義委員 いろいろな角度から考える中で、入所、通所で考えていかないと、恐らく今後社会でもこれは避けて通れませんので、ぜひお願いいたします。

あと1点ですが、教育委員会の平成26年度一般会計歳出決算状況の5ページ、翌年度繰越額の中に事故繰越が含まれているかと思いますが、事故繰越の金額は幾らで、どこでどのように消費したのか、そしてこれをどのように処理したのか、その点について御説明をお願いします。

○識名敦教育支援課長 教育費の事故繰越は、9525万5000円となっております。これは、県立離島児童・生徒支援センター—離島児童生徒支援センターの工事請負費、それから工事管理費に係るものです。当初、離島児童生徒支援センターにつきましては、平成26年度中の完成を目指して、平成25年11月に、平成25年の歳出化分と平成26年の歳出化分の予算として、計11億8607万6000円を計上しております。そのうち、平成25年の歳出化分の4億6868万1000円につきまして、まず平成25年度中に前金払いをしまして、それが2億5189万7000円。その残り2億1678万4000円を平成25年度から平成26年度に繰越明許費という形で繰り越しをしております。平成26年度の完成を予定していたのですが、平成26年度に敷地から埋蔵文化財が確認されまして、12月まで工事が中断したものですから、平成26年度に工事費の執行ができなかったということで、それを丸々平成26年度から平成27年度に入札残の不用額を除いた9525万5000円が平成26年度から平成27年度への2回目の繰り越しになるものですから、それが事故繰越という形で手続がなされて、平成27年度の予算となっております。この9525万5000円につきましては、今年度工事が完了しますので、全て業者に工事請負費として支出をして、執行するという予定にしております。

○又吉清義委員 事故繰越なのですが、しっかりフォローできていて順調にいつているということで理解していいかと思いますが、それに間違いありませんね。

○識名敦教育支援課長 そのとおりで間違いありません。しっかりと執行していきます。

○呉屋宏委員長 島袋大委員。

○島袋大委員 主要施策の成果に関する報告書46

ページ、安心こども基金事業について。事業効果について3行で確認できているのですが、もう少し説明できませんか。

○名渡山晶子子育て支援課長 安心こども基金事業の主な事業として、保育所整備事業がございまして、これによりまして平成26年度は38施設の整備が完了し、1144人の定員を確保しております。内訳ですが、創設が19施設、増改築が13施設、増築が6施設となっているところでございます。

○島袋大委員 これは各市町村含めて申請が上がってくると思いますが、各市町村から上がった申請を全部処理できたということで理解していいですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 市町村から要望のあった事業について、この事業で施設整備を行ったということでございます。

○島袋大委員 すばらしいので、これ以上は聞きません。頑張ってください。

次に、47ページ、待機児童対策特別事業について。これは認可外保育施設を認可保育施設に上げるというような内容だと思っておりますけれども、認可外保育施設が認可保育施設に上がりたいという申請件数と、それをクリアできた、達成できたという件数をお願いします。

○名渡山晶子子育て支援課長 平成26年度は、運営費支援として36施設への運営費の支援を行っております。そのうち、認可保育施設への移行がなされたのが4施設で275人を確保しております。小規模保育施設への移行が7施設、83人。そして、事業所内保育施設事業—これは、新すこやか保育事業を入れていたところですが、1施設、27人ということで、平成26年度中の認可化は合わせまして12施設、385人を認可化したということでございます。その他の施設につきましては、引き続き運営支援等の支援を行いまして、今年度あるいは次年度以降の認可化に向けて取り組んでいるところでございます。

○島袋大委員 認可外保育施設から認可保育施設に申請をしたいという話は各市町村を通してと思いますが、実際上がってきた数はどれくらいあるのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 県においては、市町村から申請が上がってきたものについて支援を行っていくことになっておりまして、その段階で何カ所の保育施設が要望を上げてきたかということは、把握していないところでございます。

○島袋大委員 そこが大事であって、指導や監督、チェックを行うのは県です。どれだけの認可外保育施設が認可保育施設に上がりたいかという申請を監

督業務を行う県が確認しておかないと。県に上がってくるものは大体基準を見て申請を受けるだけの手続かもしれませんが、市町村に上がってくるクラスと言ったら言葉は悪いけれども、その個数などを含めて県は把握しておかないと、何が問題なのかとか、基準等含めて緩和策も必要なのかとか、これからいろいろ出てきます。最大のゴールとして待機児童をゼロにするという目標を掲げているのですから、これは決算ですが、次年度に向けてそういった形で事業があるので、市町村の把握はするべきではないかと思えます。子ども生活福祉部長はどうですか。

○金城武子ども生活福祉部長 認可外保育施設がどれくらい認可化を希望されているか、我々は現場の要望といいますか、それを踏まえることは非常に重要だと考えていますので、市町村からどういう形で我々が調査をかけて上がってくるのか不透明な部分もありますが、できるだけ実態を把握するように努めてまいりたいと考えてます。

○島袋大委員 沖縄県保育士・保育所総合支援センター―保育士・保育所総合支援センターをつくってもう3年目に入るかもしれません。沖縄産業支援センターに保育士・保育所総合支援センターをつくっていますよね。あれをつくった理由は、認可外保育施設を認可保育施設に上げる、認可保育施設の定員数をふやす、潜在保育士のカウントを行って保育士に復帰させる、これが主な名目ですよ。県が委託しているので、本当は保育士・保育所総合支援センターが市町村から上がってきた数字を把握するべきなのです。今はその辺が機能していないので、こういった面は次年度も含めて保育士・保育所総合支援センターがしっかりやるべきだと思っています。先ほど、子ども生活福祉部長がおっしゃったように、これは何のために保育士・保育所総合支援センターをつくったのかということが大前提になってきますので、その辺をひとついろいろな面で詰めていただきたいと思っています。

次に49ページ、待機児童解消支援基金事業について説明をお願いします。

○名渡山晶子子育て支援課長 待機児童解消支援基金事業は、平成25年度に県の一般財源30億円を積み立てて設けた基金でございまして、平成26年度からこの基金を原資とした交付金を市町村に交付することにより、その独自事業、そして保育所整備に係る市町村負担分の支援を行っているところでございます。平成26年度は、予算額3億3468万円に対し、実績が1億7611万8000円ということで、執行率は52.6%。そして、繰り越しが8167万9000円生じておりま

す。この繰り越しにつきましては、先ほど申し上げましたように保育所整備に係る市町村の負担分に充てている関係で、本体である保育所整備事業の繰り越しとともに、この交付金でも繰り越しが生じたというところでございます。

○島袋大委員 これは県が30億円も積んで独自で新たにスタートした事業だと思っています。その中で、残りは繰り越しになりますが、執行率が52.6%と。もう少し説明してほしいのですが、なぜ52%という数字になっているのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 先ほど申し上げましたように、繰り越しで事業化をした分を含めると8割近くはいくのですが、残りの部分でやはり不用ということで、市町村ごとに枠を設けて使える形にしているのですが、未申請の分が約4900万円ほどあったということと、実績による残が1800万円ということで、おおむね7600万円近い不用となっております。この枠を使っていなかったことに関しまして、昨年度、実は市町村の負担分に充てていいと、少し前倒しを誘導したいということで、計画の前倒しに係る工事に限るといような運用をしたところ、少し使いつらい部分があって未申請につながったのかと思っております。今年度からはそういう枠を払いまして、そしてなおかつ工事の裏負担に係る分は枠とは別扱いで使えるような形で運用を改善しております。今年度については、おおむね執行がされるものと考えているところでございます。

○島袋大委員 まさしく理解できました。やはり、市町村の使い勝手が悪いのか、いろいろな面であるだろうなという感じがしましたので、今言うように改善策もろもろ含めて今年度はやっているということですから、なぜこれだけ数字が低いのかと、やはり市町村と連携をしないといけないと思っていますので、ひとつその辺も御理解お願いしたいと思います。

次に55ページ、結婚環境等改善支援事業について説明をお願いします。

○大城博青少年・子ども家庭課長 結婚環境等改善支援事業ですが、この事業は若者が安心して結婚・子育てを行えるようにするための支援方法を検討するために、本県で未婚化、晩婚化に影響を与えている要因等を調査しようということ当初検討しておりました。しかし、平成26年度に入りまして、企画部においても同じような内容の調査事業、人口増加に向けて新たな施策展開に係る調査を実施するということがわかりまして、重複して調査を実施することを避けようということで、当課においては、新た

に国で創設した地域少子化対策強化交付金という、下に参考で表示しておりますが、これを活用して沖縄県の少子化問題を考える、広報啓発事業を実施することとしております。当該広報啓発事業で少子化が県民生活に与える影響ですとか、あるいは結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージごとに民間企業やNPO団体、それから県、市町村が行う支援策に関するテレビ番組の制作、放送を行いまして、県民全体で少子化問題を考える気運の醸成に取り組んだというところがございます。

○島袋大委員 そういう放送もしてるということですが、これは調査だけですか。要するに、結婚をさせようという目的なども含めて、少子化対策はあるかもしれないですが、これに予算をつけて各市町村の結婚をまだしていない人の数とか、そういったデータも全部出ているのですか。どのような調査をしているのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 当初は、この事業の中で、沖縄県で未婚化、晩婚化にどのような要因が影響を与えているのかという調査を行う予定としていたのですが、同じような内容の調査を企画部で実施する予定があることがわかりまして、我々は調査を取りやめて広報啓発事業に取り組み、少子化が県の社会に与える影響、あるいは子育て支援、それから出産支援に取り組んでいる各種の取り組みについて、県民に広報するような事業を実施したということでございます。

○島袋大委員 では、皆さん方の部署からしましたら、数字は企画部が把握するだろうと。皆さんの場合は、いろいろな面で広報活動、啓蒙活動をする。要するに、その内容は結婚しようとか、そういうアピール度の高い啓蒙活動をしているということですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 我々の広報啓発番組では、沖縄県ではこれまで人口は継続的に増加してきたわけですが、近い将来、人口の増加がピークを迎えて減少に転じます。人口が減少に転じますと、社会のいろいろな分野に影響を与えますというようなことを番組の中で放送したり、実際に番組を見もらった人に番組を見て少子化問題に対する問題意識を持ったかどうかというようなアンケート調査などを行って、放送の効果を確かめたところでもあります。

○島袋大委員 これは重要なことで、南部地域や北部地域、離島・過疎地域を回っても、農業部会や水産部会の若手の方々というのは30代、20代もいるかもしれませんが、中間層というのは大体50代で、独

身なのです。出会う機会がないのです。このように啓蒙活動することも、数字を把握することもいいと。では、忙しい人たちがテレビを見て「ワンネー、早く結婚サントナランサー」と思うかといいますと、思いません。日ごろ家にいないので。そういった事業をやっているのでしたら、どういった形で、子供を産み育てるまでのラインまで持っていくためにどうすべきかということを考えないといけないと思います。各地域を回りますと、今は仕事に一生懸命で、2代目、3代目をつくりたくても、まだ結婚をしていないという声が多いです。そういったことを含めて、数字を集めることも、啓蒙活動をすることもいいかもしれませんが、県はどう音頭をとってやるのか、どう市町村と連携をしてやるのかということが最大のテーマになると思いますが、どう思いますか。

○金城武子ども生活福祉部長 少子化対策は非常に重要でございます。委員からの結婚する出会いそのものの機会がないのではないかという御指摘ですが、このあたりについては九州地域戦略会議の中でもそういう議論がされておりまして、九州各県連携して何らかの取り組みができないかということを議論しているところがございます。本県もどういう形で事業ができるかについては、今後いろいろと研究をし、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○島袋大委員 これは重要だと思いますので、ひとつお願いします。各都道府県の過疎地域では、これが大前提で動いている事業だと思いますので、沖縄県では数字はいいかもしれませんが、あとはだんだん下がっていく一方ですので、その辺はまた今やるべきことをひとつお願いしたいと思います。

次に73ページ、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターワンストップ支援センターの説明をお願いします。

○玉城律子平和援護・男女参画課長 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターにつきましては、性暴力被害者への支援のために、ことし2月2日に開設いたしました。平日の9時から17時までの間、女性相談員が電話相談に応じ、被害者の状況や希望に応じて適切な関係機関へつなぐこととしております。それから、病院事業局や沖縄県医師会を初めとする関係機関で構成される沖縄県性暴力ワンストップ支援センター運営検証委員会を立ち上げまして、運営上の課題について検討するとともに、関係機関とのネットワーク構築を図っております。今年度から相談者に対する法的支援としまして、弁護士との相談体制を整備し、また、今月からは平日の運営に

加えまして土曜日も開設し、センター機能の充実を図っているところでございます。

○**島袋大委員** スタートして約1年、実際、電話での相談とか、件数はどうなっていますか。

○**玉城律子平和援護・男女参画課長** ことしの2月2日から8月末までの7カ月間で、人数にしますと45名の相談者、延べ件数では227件の相談が寄せられています。

○**島袋大委員** 電話での相談後にカウンセリングなどでワンストップ支援センターへ足を運んでこられる方々の件数は把握されていますか。

○**玉城律子平和援護・男女参画課長** ただいまの件ですが、電話相談はこれだけ寄せられているのですが、実際、ワンストップ支援センターに直接来所して相談されている方というのは、物すごく少ないようです。また、ワンストップ支援センターに直接いらっしゃるのではなくて、相談員と一緒に同行して何か支援をすることについても余り数は多くなく、今のところはまだ1桁台だと聞いております。

○**島袋大委員** この電話相談など含めて大枠3つぐらいでいいですが、どういった理由が一番多いですか。

○**玉城律子平和援護・男女参画課長** 相談内容の主な内訳ですが、強姦が15件、強制わいせつが13件、DVが10件となっております。

○**島袋大委員** まさしくこれは個人のことで、相談に足を運ぶこと自体、感情的に嫌なこともあるかもしれません。これは相談員に託すことになるかもしれないのですが、なるべく自宅に訪問するとか、あるいは訪問するより外で会うなど、そういう改善等含めての議論はされていませんか。

○**玉城律子平和援護・男女参画課長** 訪問して支援するという点については、今のところはまだ検討はされておられません。

○**島袋大委員** スタートして1年でこれだけ件数があるということで、まだまだ改善の余地もあると思いますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。

次、教育委員会にいきます。

269ページ、幼児教育支援制度について、御説明をお願いします。

○**大城朗義務教育課長** 幼児教育支援制度については、学びの基礎力育成支援事業という事業をやっております。御承知のように、沖縄県の公立幼稚園は大体が小学校に併設あるいは隣接しております。そのよさを生かして、幼稚園が結節点になりまして、小学校との接続、それから地域の保育所等との接続

をして、幼児教育の充実につなげようという構想になっております。学びの基礎力育成支援アドバイザーというものを幼稚園に配置しまして、小学校、保育所等との連結を図っております。その結果、連絡調整が非常に円滑になり、保・幼・小の連絡協議会や、幼児・児童の交流会などがスムーズに実施できたり、保・幼・小の合同研修会を開催したりして、子供の学びや育ちを確認することができ、指導内容の改善や相互理解が深まっている、そして幼児教育の充実につながっていると考えております。

○**島袋大委員** これは非常に大事なことだと思っています。幼稚園は1年ですので、小学校に対する引き継ぎなどを含めて、確かに副校長あたりが幼稚園の園長をすることもあるかもしれませんが、引き継ぎがなかなか難しいのが若干問題だと思っています。今、保育園でも幼稚園制度を入れてスタートしていますが、保育園の場合、ゼロ歳児から子供を預かったら、保育園で幼稚園生までいるわけですよ。それもしかりで、小学校に引き継ぐためにも議論しないといけないのですが、保育園ではゼロ歳から子供を預かって、約5年か6年見るわけですよ。幼稚園は単発的に1年ですので、毎回言うように、新任教員が小学1年生を担当したときの学級崩壊とか、悩むことがたくさんあると思います。それをぜひとも密にそういう議論をしながら、保育園と幼稚園と連携して協議できるような、もう少しこ入れするような形でやっていただきたいと思います。

次、271ページ、進学力グレードアップ事業について説明をお願いします。

○**與那嶺善道県立学校教育課長** 県教育委員会としては、大学等進学率の改善を図るために、平成26年度から進学力グレードアップ事業を実施しております。昨年度は、高校生499名を関東・関西地区の東京大学・京都大学を初めとする、23大学、33学部へ派遣し、実習・研修等を行っています。事業実施後のアンケートで、大学での講義体験、大学生との交流、講演会等を通じて大変満足しているという回答もございます。生徒の学習意欲や大学、国公立大学への進学意識、難関大学への進学意識等の向上にもつながっていると考えています。

○**島袋大委員** 500名近い子供たちが23大学を訪問して、実際、難関大学に平成26年度は何名受けて、何名合格したという数字は出ていますか。

○**與那嶺善道県立学校教育課長** やはり、大学等へ進学の力をつけるためには、高校一、二年生から派遣して、そして意識を高めないといけないというこ

とで、この進学力グレードアップ事業は、高校一、二年生を対象に派遣しております。ですから、派遣された生徒は現在高校二、三年生になります。現高校2年生におきましては、平成27年度4月に行われた全国模試の結果等において、難関大学へ合格する可能性のある生徒が派遣前と比較して23名から41名へ増加しているという結果も出ています。今後また頑張ってくれると期待しております。

○島袋大委員 まさしく次年度が大事で、先生方は生徒に目標を持って頑張れと言いますよね。こういう事業を行って500名近く派遣しているのですから、担当部署として、次年度は200名ぐらいの生徒を23大学の中に入れてやるぞという目標を部署の中で立てていたりしませんか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 本当にたくさんの子供たちが進学していただければと考えております。やはり、沖縄県の生徒の大学等進学率を高めないといけないということで、実は、今年度の高校3年生は過去最高の国公立大学等進学状況でございます。県立高校で1349名、それから私立高校も入れますと約1600名の生徒が国公立大学等に合格しております。ただ、大学等進学率が39.8%と、これも過去上位にいきますが、やはりそれを全国並みに高めようということで、今は目標を43%に考えているところです。

○島袋大委員 ひとつ頑張っていたきたいと思っています。

小・中・高等学校の特別支援学校で、各学校に電子黒板が設置されていると思いますが、先生方が電子黒板を活用しながらの授業はなかなか難しい面もあるのではないかと思います。メリット、デメリットを踏まえて、これから教員の先生方のスキルを上げることも大事だと思いますが、その辺の状況はどうなっていますか。

○大城朗義務教育課長 本県の小中学校では、全国平均を超えて電子黒板が設置されております。そして、県教育委員会から使い方等についての研修があったり、事例研修ということで学校の中で研修があったり、それから沖縄県立総合教育センター等で研修があったり、そういう形で非常にたくさん使われていると思っております。

○呉屋宏委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 主要施策の成果に関する報告書46ページ。今、島袋委員からもありましたが、安心こども基金の活用について。これだけ成果は出ているわけですが、この安心こども基金の今後の展開と、今の県内における待機児童の現状も含めてお願いできますか。

○名渡山晶子子育て支援課長 安心こども基金は、平成21年度に設置されてから、保育所整備に活用してきたところですが、この基金について今年度からはその残額の範囲内で利用をしていくことになっておりまして、それを後継する補助制度として、保育所等整備交付金という新たな交付金が設けられたところなんです。今後につきましては、安心こども基金の残額、今年度もそれを活用した事業は実施しておりますので、それをしながら並行で保育所等整備交付金を活用して保育所整備を進めていくということになります。

また待機児童の現況でございますが、今年度は昨年度と比べ、潜在的待機児童が431人ふえたところです。これは子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、さまざまな住民説明会等をしたことによる潜在的待機児童の掘り起こし、期待感の高まり等があったものと考えておりますが、引き続きこういった保育所整備を努めていくことにより、平成29年度末までの解消に向け取り組んでいきたいと考えております。

○照屋守之委員 これは、国の緊急経済対策の一環の予算計上でしたか。

○名渡山晶子子育て支援課長 もともとは緊急経済対策のための交付金として積ませていただいて、毎年度、大体2月ごろに積み増しという形で維持されてきたものでございます。それが昨年度末からは積み増しをストップして、残額の範囲内で活用するという形になったところでございます。

○照屋守之委員 これはやはり独自でつくらないといけないと思います。国が経済対策という形で、全国的に一律でやりますよね。それぞれの都道府県がそれに応じてそういう形でやって、沖縄県ではこういう形で基金をつくるということですが、やはり待機児童の解消などをやろうとしますと、長期的な取り組みが必要だと思います。それと同時に、以前から非常に気になっている保育士の処遇ですが、待機児童を解消するという目で、目に見える形で成果が出ていきます。では、そこに携わっている職員の方々はどうなのですかということを考えたときに、並行して非常に大きな責任を担っている立場からしますと、ここは本格的に取り組むをしていかないといけないという思いがあります。ですから、せんだってから申し上げているように、正規雇用率の問題とか、こういうことは行政サイドが一緒になってチェックをして改善をしていくことが必要だろうと思っています。そのことについて、改めてお伺いしたいと思います。

○金城武子ども生活福祉部長 保育士確保を図らな

いことにはなかなか待機児童も解消できないということで、保育士確保は非常に大きな課題でございます。県としては、これまで指導監査等を通して、60%以上を正規雇用にということで指導しているところですが、現状はまだまだ足りないところもございます。そういうことで、正規雇用含め、今議会でも年休等を取得しやすいよう9月補正で代替職員について予算化したところですので、県として精いっぱいできることを処遇改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 例えば、待機児童解消のために認可外保育施設を認可化するときに、決められた子供たちの数や職員の配置とかで補助などが決まってくるよね。この人件費というのは、ある一定の金額の定まった基準というのがあるのではないですか。正規職員でやるところと、臨時職員でやるところという形で保育所は対応しますよね。ですから、これだけの子供たちを見るには、こういう保育士がいて、その分の人件費の定めといいますか、決まり事、それはやはりきちんとしているのではないですか。そのことを教えてもらえませんか。

○名渡山晶子子育て支援課長 保育所運営費については、定まった保育単価がございまして、地区ごとに分かれていたり、あるいは所長を設置しているか、設置していないか、主任保育士を専任で置いているか等に応じて、何段階かに分けています。その仕組みが、保育士1人で何名ということではなくて、ゼロ歳児1人で幾らという形で算定をしていって、それが保育所に配られ、保育所はその範囲内で割り振っていくという形になります。ただ、少なくとも保育所運営費については、働いている方々の処遇や、入所児童の処遇に充てていただくということが基本でして、そのあたりは使い方、用途制限がいろいろございますので、県の指導監査等を通じてチェックをしているところでございます。

○照屋守之委員 これだけ認可保育園がふえていくと、実は、我々チェックする側の議会も大きなお金がそこに流れているというところがわかりながらも、経営そのものがわからないのです。それぞれの園の方針に従って彼らも経営をしていますから、そういうところまでなかなか立ち入ることができないわけです。正規職員、臨時職員という形で大まかなことは把握できても、この中身がわからない。待機児童解消という形で、これだけ国も県も大きな予算を投じてやっていることからしますと、そろそろ経営の数字的なものまである程度把握をしながら、職員に対する処遇

改善などはしっかりやらないと、県民、国民に対して説明できません。あるいは国から支援を受けている財政的なものも含めて説明が付きません。その辺のところまで立ち入っていかないと、個々の経営はわかりません。これだけのお金が投下されているわけですから、個別の機密事項とか、守秘義務がどうのこうのということでは通用しない時代になっていると思っています。ですから、こういう職員に対する部分について、積極的にやる経営者もいれば、そうではなく経営的にも厳しくなかなか改善が難しいということであれば、やはりここは行政も含めて、ある程度客観的な物差しでそれぞれを見ていくことが今後必要だろうと思っています。とにかくポイントは、職員に対する処遇を何とか改善していかないと、ゼロ歳児から子供たちを預かっているという非常に大きな責任がある職員の方々が、こういう形で仕事を続けざるを得ない、子供が好き、あるいはこういうことが好きでというだけではなかなか難しいところまできていると思います。ですからそこは今後また一緒に考えていければと思っています。

次に、教育委員会の主要施策の成果に関する報告書275ページ。平成26年度の学力向上の取り組みについて御説明をお願いします。

○大城朗義務教育課長 学力向上の取り組みとしてはさまざまな取り組みをやってきました。特に今、教育課程の実施状況をはかる尺度として全国学力・学習状況調査という全国的な調査があります。その全国学力・学習状況調査において、これまでは47位から抜け出すことができなかったのですが、平成26年度に小学校が24位と非常にいい成績をとりました。今年度はさらに上昇して、国語B、それから算数Aも全国平均を超えるということで、小学校の子供たちの学力は非常に身につけてきていると考えます。中学校においても、まだ47位ではありますが、差はだんだん縮まってきている現状にありますので、さらに頑張っていきたいと思っています。

○照屋守之委員 この関連もあるのでしょうか、主要施策の成果に関する報告書257ページの学校・家庭・地域との連携について。これは非常に大事なことで、我々も地域でそういうことを気にしながら取り組みをしているところがありますが、全県的にこういう取り組みの現状はどうなっていますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 今、お尋ねのありました事業は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業となっておりますが、その下に3つの細事業があります。まず1つ目が、学校支援地域本部事業。これが昨年度は20市町村、74地域本部で実施がされてお

ります。参加ボランティア含めて、延べ22万人が参加しております。次に2つ目の事業で、放課後子ども教室推進事業というものがございまして、昨年度は19市町村、145教室、児童生徒及び大人の参加が延べ15万7000人となっています。あと1つ、家庭教育支援事業というものがございます。これは4市村、4家庭教育支援チームが結成されて、家庭教育の支援に当たったということです。

○照屋守之委員 次に、260ページの家庭教育力促進「やーなれー」事業については非常にいいと思っておりますけれども、この現状、取り組みについて御説明お願いできますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 県教育委員会では、基本的な生活習慣の確立や、規範意識の向上など家庭教育の改善充実等を図るために、平成26年度から家庭教育力促進「やーなれー」事業を実施しています。具体的な学習プログラムの内容としては、生活習慣、学習環境、規範意識・マナー、体験活動の4つをテーマにしております。1つ目に幼児期の子供を持つ保護者向け、それから2つ目に小学校低学年の子供を持つ保護者向け、3つ目が小学校高学年の子供を持つ保護者向け、4つ目が中学校、高等学校の子供を持つ保護者向けに、先ほどの4つのテーマをカテゴリーごとに学習ができるようなものになっております。なお、実績としましては、昨年度、5団体67名の方が実際に体験しました。今年度は、9月現在ですが、33団体1271名の保護者や地域の方々が体験しています。

○照屋守之委員 学力向上も含めて、成果と課題もいろいろあるかと思いますが、平成26年度の主要施策の成果に関する報告書の中にもいろいろ指摘をされている部分でうなずけるものもありまして、やはり自信と誇りがついてきたという面で、非常に目に見えない成果だと思っています。今のうちに、沖縄の小学校、中学校、高校、大学もそうですが、そういう教育をしっかりとやっていって、いかに世に出る人材を、沖縄県を自分たちでつくっていくか。経済界もあらゆる面で頑張らないと、10年後、20年後は厳しいという思いが非常に強くあります。今、御承知のように、流通業含めて、どんどんいろいろな本土企業が事業展開をしています。沖縄の人たちがやっている規模では、なかなか立ち行かないので、非常に厳しい状況があるのです。我々がそのことに対して不満を持つてはこの現状を変えられないので、我々みずから、沖縄県民が力をつけて、この時代に合ったものをいろいろな形でつくっていくかと思っております。ですから、小学校から中学校、高校

も含めて、もっともっとそういう目標をつくって、そういう人材をつくっていくということを真剣にやらないといけないという思いがあります。ナンクルナイサでは、もう通用しない時代なのです。お互いはナンクルナルけれども、対外的なものも含めて、自由ですから、どんどん自由に入ってきて、そこで商いをやっている。主な企業は、ヤマトウターがどんどん来ていますよね。非常に歯がゆい思いがありますが、それはやはり教育の段階から、そういう教育を行って、大学にも行かすと。そして、戻ってきたら沖縄を自分たちでつくっていくという環境づくりをやっていく。その一環が学力向上、あるいは学校・家庭・地域との連携とか、家庭の教育力をつけるやーなれー運動とか、全てそういうところに集約していって、我々も含めてそういう人材を世に送ろうということになっていると考えますが、教育長はいかがですか。

○諸見里明教育長 まさに委員のおっしゃるとおりだと思います。私たちの取り組みを中長期的に見ても、人材育成というのは学校教育の場でも真剣に考えなければいけないと思っています。学力向上にしても、子供たちはこれまでずっと最下位で、劣等感を持って生きていたわけです。これがことし20位と躍進することによって、子供たちの持っているモチベーション、それから夢と希望に対する意欲というのははかり知れないものがあると思っています。それからもう一つ、子供たちの欠点ですが、基本的な生活習慣や、あるいは規範意識の薄さ、特に少年非行の多さを鑑みても、この辺はしっかりと家庭教育からやっていかなければいけないという思いがあります。学力向上とやーなれー運動、それから難関大学への進学と、これが将来、子供たちが沖縄を背負って立つ自信になっていくと思っています。

○照屋守之委員 276ページ、外国青年招致事業の説明と現状についてお願いします。

○與那嶺善道県立学校教育課長 外国語指導助手—A L Tと俗に呼ばれていますが、語学指導等を行う外国青年招致事業では、外国語教育の充実・改善を図るとともに、地域レベルの国際化を推進することを目的に、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力のもとで実施されております。現在49名のA L Tが県立高校に派遣されています。

○照屋守之委員 これはこういう単独事業ではなくて、全校に配置したらどうですか。やはりこれからはそういう人材も、学力向上もあわせて、外国語は非常に大事ですよね。一部ではなく、県内全校にA

LTを配置するということはどうなのでしょう。

○諸見里明教育長 外国青年招致事業は、JETプログラムという国の事業と相まって県が取り組んでおりますが、おっしゃるとおり、各学校にALTを配置する必要性は、これからのグローバル教育を見据えてもあると思います。ただ、人材確保ですとか、また予算確保など、いろいろな面で課題がありますので、これはこれからの大きな研究のテーマだと思っています。

○照屋守之委員 277ページ、グローバル・リーダー育成海外短期研修事業の説明と成果についてお願いします。

○與那嶺善道県立学校教育課長 グローバル・リーダー育成海外短期研修事業は、高校生が異文化体験を通して視野を広めることにより、21世紀の振興発展、学術、文化及び国際交流の推進を担う国際性豊かな人材になることを目的として実施されております。実際に、その中の細事業として、米国高等教育体験研修がありまして、これは米国に高校生50名を3週間派遣しました。それから海外サイエンス体験短期研修に高校生25名、中国教育交流研修に高校生20名、沖縄県高校生芸術文化国際交流プログラムに高校生80名、さらに昨年度から専門高校生国外研修を実施し、高校生40名を海外に派遣しております。合計して215名の高校生を派遣しており、派遣先は米国、オーストラリア、中国、シンガポール、台湾、ウィーン等でございます。

○照屋守之委員 やはり、これから沖縄が生きる道は、外国語などを習得できる県民をふやして行って、観光客をどんどんふやしていくと。そして同時に今の高校生も含めてどんどん外に出す。そうしないと、沖縄のよさがわかりませんし、欠点もわからないと思いますので、ぜひそのような事業を積極的に進めていただきますようお願いいたします。

○呉屋宏委員長 狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 主要施策の成果に関する報告書47ページ、待機児童対策特別事業がありますが、認可保育施設と認可外保育施設において、子供たち1人当たりどのくらいの予算でされているのかということが1点ありますので、まずはそこからお願いします。

○名渡山晶子子育て支援課長 待機児童対策特別事業における新すこやか保育事業の検診費等ということでは、まず、認可外保育施設への支援の単価を申し上げますが、1人当たりの補助基準額として、内科検診費が1000円の年2回分。歯科検診費が750円の年1回分。給食費1日当たり、ゼロ歳児が26円。1

歳児から5歳児は89円。そして、損害賠償責任保険が300円となっております。また、調理を行う方の検便費といたしまして、月1回行うための費用1500円の補助を行っているところです。

次に、認可保育所における、これらの費用ということですが、検診費等については、例えば運営費の中でトータルで、あるいは利用者負担も取っているのかもしれませんが、そのような形で措置はされているものと考えておりまして、そのためにピンポイントで補助をしているところではないのですが、1点だけ給食費につきまして、どの程度公費負担をしているかというものが、今回、子ども・子育て会議の議論の中で出てきたものがあるのですが、国の資料によりますと、認可保育所の給食費は3歳以上の児童で226円という数値は示されたところでございます。

○狩俣信子委員 少し気になることは、子供たちは、認可外保育施設でも、認可保育施設でも御飯を全部食べるのです。そうしますと、その差が余りに大きいと、認可外保育施設の子供たちに対して、もう少し補助が必要ではないかと思ひまして、今、1人当たり幾らかかったのかということを知りました。そういうことで、226円が認可保育施設、そうでないところでは89円とかですよね。差が大き過ぎます。これはぜひ改善が必要かと思ひておりますので、これについては意見だけ言っておきます。

次に49ページ、先ほど質疑が出ていたのですが、市町村独自の待機児童対策事業というものが書かれていますが、例えば、待機児童解消のためにどのようなものがあるのでしょうか。

○名渡山晶子子育て支援課長 こちらの事業は、平成26年度から市町村の独自事業等への支援ということで交付金制度がスタートしております。実績としまして、例えば、市町村独自の事業として保育士給与の上乗せに使ったところが2市。保育助手の配置をしたところが2市町、これは離島市町村ですが、保育士の渡航費を市単独で補助するという使い方をしたところが1市。あるいは公立保育所への保育士の加配、補助制度がない公立保育所の整備関連で改修や増築等々と、独自事業に関してはこのようなところで、あともう一つ、市町村ではなかなか待機児童対策をする上での組織体制が弱いというところがあり、待機児童対策を進める上での臨時職員の配置にも使っているという運用をしております、そこに充てたところが9市町村でございます。あとは、国庫補助事業、保育所整備事業の市町村負担分への活用ということで、こちらが21カ所に対して交付金を

充てているという実績になっているところがございます。

○狩俣信子委員 次に、50ページ、保育士の出産等にかかわって、予算を3483万円組んであるのですが、実際に使われたのは約400万円近くということで、これは保育士がいろいろな条件で子供を生めない状況にあるのかと思っていったりするのですが、これは何人分の費用でしょうか。

○名渡山晶子子育て支援課長 この沖縄県保育士産休等代替職員配置支援事業は、実は類似の事業が平成24年度まで実施されておりましたが、それをもって休止をしております、平成25年度はなく、平成26年度に新規で立ち上げた事業となっております。当初、3483万円の予算措置をしていたところ、実績では9人の保育士に対して399万2000円の代替職員を配置したところがございます。

○狩俣信子委員 9人はすごく少ないですね。もっと安心して生めるような体制ができないと子供を生む率というのはもっともって低くなっていくと思います。

次に、67ページ、地域生活支援事業となっておりますが、その中の専門性の高い意思疎通支援者の養成について。これは聴覚障害者のためのものですが、実際に、通訳者3名、要約筆記者5名、介助員9名と、非常に低い数となっております。意思疎通支援者を育成していくためには、どのような取り組みが必要なのかということをお尋ねしたいのですが、実際、この内容はどのようになっているのですか。

○山城貴子障害福祉課長 地域生活支援事業は、障害のある人が有する能力や、適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援することを目的に実施する事業でございます。ベースとしましては、一番住民に身近な市町村が、地域のニーズや実情に応じて実施する事業となっております。したがって、聴覚障害者に対する手話の支援ですとか、そういったものは市町村で実施をしていますが、県の役割としては、広域的なもの、専門的な支援を目的に実施しております。例えば、大きな研修や講演会などに派遣可能な手話通訳者の養成、中途失聴者、難聴者への支援としての要約筆記者、それから盲聾者のコミュニケーションの手段と移動介助を行う通訳介助者、そういった方たちを養成するために全国の研修会に派遣しまして、育成しているところがございます。

○狩俣信子委員 手話通訳者の養成も入っている中で、これまでに何名ぐらいの方を養成できましたか。

○山城貴子障害福祉課長 今、県に登録されている

方が65名いらっしゃいます。

○狩俣信子委員 この前、文教厚生委員会で聴覚障害者の皆さんと話をしました。あちらでは県に登録されている手話通訳者の数は56名かなという話をしていたのですが、実際65名いると。その中で、いろいろなところに手話通訳者を派遣してもらいたいという要望があります。例えば、県議会でも、議会はあるけれども手話通訳者はいないと。そこらあたりも改善が必要だということもありまして、これからもっともって手話通訳者を養成していかななくてはいけないと思っているものですから、この取り組みは今後ともしっかりやっていただきたいと思っております。65名でとどまるのではなく、ぱぱっと簡単な手話でもいいので広がっていくような、そういう取り組みが沖縄県としてもこれから必要になってくると思っておりますので、そこらあたりはよろしく願います。

○金城武子ども生活福祉部長 今の手話通訳者の養成は、市町村においてもやっております、県の養成についてはより専門的といいますか、専門性の高い手話通訳者を養成しております。市町村も含めて、幅広く日常的に使えるような体制が大事だと考えておりますので、県として市町村とも連携をして、引き続き取り組んで、強化してまいりたいと考えております。

○狩俣信子委員 そこらあたりは沖縄も大変おこなっているところですので、しっかりお願いしたいと思います。私はこの前習ってきました。これが「ありがとう」だそうです。イタリアのミラノでは、これが「ありがとう」でした。国によっていろいろ違うなと思ったのですが、ちょっとしたことでも覚えていければいいなという感じはします。

それから73ページ、女性のためのセーフティーネット実証事業について。この中に沖縄型性暴力被害者等とありますが、沖縄型の性暴力被害というのは特別なものが何かあるのですか。

○玉城律子平和援護・男女参画課長 沖縄型と書いたのですが、明確に沖縄型がどういうものかというものはありません。ただ、現在、私どもが目指している、24時間、365日の病院拠点型は、行政機関で実施しているところは恐らくないかと思っておりますので、沖縄県として目指していくということで、そういう書きぶりしております。

○狩俣信子委員 この書き方でしたら、沖縄型の性暴力被害者とは何があるのだろうと少し誤解します。米軍基地を抱えているわけですから、いろいろなことに思いが行ってしまって、この書き方は少し考えてください。

次、教育庁に行きたいと思います。

まず、260ページ、家庭教育力促進「やーなれー」事業についてですが、家庭教育支援にかかわる人材育成というのがありますね。その中で家庭教育リーダーを8名委嘱し、研修事業を行ったとありますが、内容をお願いできますか。

○平良朝治生涯学習振興課長 家庭教育支援リーダーは現在8名を委嘱しておりまして、6地区におのおの担当を各1名配置しました。それから残り2名を県の担当者、それから連絡調整に当たることにしています。リーダーの方々は、もともとが学校長、民生委員、あるいはPTAの関係者等々に委嘱しておりまして、役割としましては、直接地域で活動されますアドバイザー養成講座の支援や県が開催するフォーラムの実施等にかかわっていくということでございます。

○狩俣信子委員 6地区とおっしゃったのですが、これだけで県内は足りているのでしょうか。

○平良朝治生涯学習振興課長 多少重複もあるかとは思いますが、リーダーは、家庭教育支援や社会教育活動、ボランティア活動等の経験者の中から、8名を委嘱しておりまして、6地区というのは各教育事務所単位で6名、それから申し上げたとおり、県の担当者、それから残り6名を支援するということで8名がいるわけです。そして、実際には、この事業は、家庭教育支援アドバイザーという方々が、各地域でリーダーのコーディネートのもとに、受講者、参加者のコーディネートをし、ワークショップ型の講座を実施していくということでございます。直接はこの8名が実施ということではなく、現在105名のアドバイザーが登録しておりますので、この方々をサポートしながら家庭教育力促進「やーなれー」事業を実施していくということでございます。

○狩俣信子委員 次、264ページ、離島児童生徒支援センターが来年1月からいよいよスタートということですが、文教厚生委員会で話があった後、いろいろな方から話を聞きましたら、これを経営するときにとっても注意しないとイケないよと言っていました。東京の大学へ進学して、そこの寮に入っていたという子も呼んで、寮の中でどういう問題があったのか、スムーズにいったのかということを知りましたら、やはりいろいろな問題があったようです。これは気を緩めたら大変だと思います。照屋委員からも大変だったという話も聞きました。寮ではいろいろな事態が起こるみたいなので、入るときに保護者の皆さんとの連携や意思をしっかりと固めていく必要があると思います。それに対して、この離島児童生徒支援

センターには、舎監が4名とおっしゃいましたか。舎監4名で対応できるのかということも心配になりますし、しかも、男子生徒、女子生徒がいて、みんなそれぞれ違う学校に行くわけですよね。いろいろなことを考えたときに、これに対する対応をしっかりとしていかないと、後で何か大きなことが起こったら困るなという思いがあるのですが、教育長のお考えをお願いします。

○諸見里明教育長 委員のおっしゃるとおりだと思います。離島から、離島児童生徒支援センターに預ける親御さんの一番の思いは、しっかりとした学習環境、生活環境、規律正しい生活、安全安心、これを望んでいると思います。各学校に設置されている寄宿舎との違いは、そこには校長先生がいて、学校全体として取り組んでいるのですが、離島児童生徒支援センターは名護市県立高等学校北部合同寄宿舎さくら寮と一緒に、いろいろな学校の生徒たちが来ます。この辺はしっかりと各学校長、舎監、それからいろいろな委員会等もまた出てくると思いますので、この辺は親御さんとも連絡をとりながら、しっかりとやっていきたいと思っております。寮にはいろいろと問題がありますが、今までの蓄積もありますので、この辺は十分に生かしたいと思っております。

○狩俣信子委員 そこらあたりは、よろしく願いいたします。

次、266ページ、高等学校等奨学のための給付金事業で、県立高校では5275人が支給を受けているということですが、これは全希望者に支給されたのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 給付金につきましては、住民税の所得割額が非課税世帯に支給しておりますが、申請した生徒については、全員に支給しております。

○狩俣信子委員 全員に支給されたということでしたら、それはよかったですと思いますが、ただ、高校生の中には遠慮してなかなか申請しない子もいると聞いたものですから、そこらあたりの配慮がこれから必要になってくるかと思っております。

次に、268ページ、離島読書活動支援事業の中で、読み聞かせ等をやっていたり、移動図書館もあって、37回、24カ所で開催されたとなっております。これは年に1回程度ということにしかならないと思いますが、それで大丈夫でしょうか。

○平良朝治生涯学習振興課長 県立図書館におきましては、離島地域の読書環境の改善を図るために、平成22年度から移動図書館を実施しております。回数については、組織体制、財政面等を勘案しまして、図書館未設置町村の離島等において、先ほど回数

ありましたが、年2回程度、合計37回—当初は38回開催するように取り組んでおりました、全館で対応しているところがございます。さらに、離島の読書活動につきましては、離島地域の読書拠点構築のために学校や公民館、それから地域分校等の求めに応じて、400冊までを最長1年貸し出す一括貸し出しや県立図書館に開架されている本の中からリクエストに応じて貸し出しをする、協力貸し出し等のサービスを離島僻地を対象に行っているところがございます。予算や対応体制など、その辺を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

○狩俣信子委員 離島の子供たちからすると、移動図書館が来るときにしか本が借りられないとかいろいろあると思いますし、1回だけというのは心もとない気がします。これは少なくとも二、三回は行けないのかなという思いがありまして、予算はぎりぎりいっぱい使っているようですが、お聞きしました。

次、271ページ、進学力グレードアップ事業について。国公立大学等への派遣のために499名とありまして、教員も133名ということですが、1人当たりの費用としてはどのぐらいかかったのでしょうか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 本研修の生徒1人当たりの派遣費用は、8万3084円となっております。また、生徒の自己負担等はありません。教員の133名は、基本的には県内での研修になっておりまして、先ほどの部分は、過去の研修内容となっております。

○狩俣信子委員 次、273ページ、インクルーシブ教育システム整備事業について。インクルーシブ教育システム体制整備事業の中で、管理職研修と一般教員研修がありますが、管理職、それから一般教員の皆さんはどのくらい受けたのでしょうか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 平成26年度のインクルーシブ教育システム整備事業におきまして、管理職研修は悉皆研修でございますが、校長、教頭合わせて1061名。それから一般教員研修においては、発達障害セミナーなどを行う研修でございます、各教育事務所主催で計12回、延べ約1600名ほどの職員が受講いたしております。

○狩俣信子委員 インクルーシブ教育システム学校支援事業として、専門家チーム・巡回アドバイザー派遣などいろいろ書かれていますが、どこの学校に派遣されているのでしょうか。それから、手話の支援というのはそこでどうなっているのでしょうか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 どの学校に派遣したかという資料は持ち合わせておりませんが、平成26年度の専門家チーム及び巡回アドバイザーの派遣は、県内の教育事務所等を窓口全校対象に延べ126回行

われております。主な事業内容としましては、発達障害に係るコミュニケーションの課題、人間関係の形成についての相談等が中心になっております。なお、委員がお聞きになっている聴覚障害に係る手話の指導等の要望はございませんでしたので、研修等の派遣はございませんでした。

○狩俣信子委員 274ページ。教員指導力向上事業について中身を詳しく教えてもらえますか。

○大城朗義務教育課長 教員指導力向上事業ですが、1つ目に地区別ブロック型研究事業を行っております。これは、各地区を小さなブロックに分けて、毎月1回ずつ研修をするという形で、かなりの数の研修を行っております、県内全部で延べ630回行っております。あと1つは、授業改善研修事業といいまして、今年度は小学校国語の授業改善研修会と中学校理科教諭の授業改善研修会を実施しました。これは、各教育事務所に各地区の先生方を集め、文部科学省の先生方を招聘して、教員の授業力向上のための研修を行っております。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時31分再開

○呉屋宏委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 まず最初に、主要施策の成果に関する報告書についてですが、もう少し課題についてもきちんと書いていただきたいと思います。やはり決算に基づく主要施策の成果報告ですから、課題がはっきりすることによって、次年度はどういう施策、あるいは予算を重点的に配分すべきかという一つの議論の糧になりますので、きちんと課題まで記入することを要望したいと思います。

貧困の問題を少し皆さんに聞かせていただきたいと思いますが、やはり貧困の問題というのは、あらゆる分野に連鎖をして、世代をまたいでいろいろな問題を起こすと言われております。ですから、そういう意味では、特にこの文教厚生委員会で、教育と福祉を不離一体のものとして審査することは、非常に大事なことではないかと思っております。ところで、子供の貧困の現状はどのようになっているのか、その施策の成果はどの程度の到達水準にあるのか。施策の成果は報告書では見えないので、それをひとつ伺いたいと思います。

○大城博青少年・子ども家庭課長 沖縄県の子供の貧困状況につきましては、まず所得水準が他の都道府県と比較して低いことや、沖縄県はひとり親家庭

の割合が非常に多くなっておりまして、全国と比較しても厳しい状況にあるのではないかと考えております。また、子供の貧困につきましては、単に経済的に貧しいだけではなく、子供の生活や成長にいろいろな影響を及ぼすと言われておりまして、本県における進学率や不登校率、不良行為を行う少年の補導人数、それから若年無業者の割合等の関連する指標を見ましても、非常に厳しい状況がありますので、やはり経済的な貧困が子供の成長に影響を及ぼしているのではないかと考えております。子供の貧困につきましては、従来からいろいろな分野でさまざまな対策を講じておりますが、現状を改善するため、子供の貧困対策に今後、総合的に取り組んでいく必要があると考えております。

○新田宜明委員 決算の成果報告書は少し先走っているかもしれませんが、子供の貧困の現状を踏まえて、どのように今後の施策を講じようと考えているのか、その説明をお願いします。

○大城博青少年・子ども家庭課長 子供の貧困対策につきましては、法律に基づきまして、教育の支援、それから生活分野の支援、保護者に対する就労支援、経済的な支援を大きな柱として推進することとされております。現在、県におきましては、外部の有識者等で構成する子どもの貧困対策に関する検討会から、県の施策に盛り込むべきと考える施策がどのようなものかいろいろと意見を聴取しております。また、知事をトップにして関係部局長で構成する子どもの貧困対策推進会議も設置しておりますので、検討会の提言や推進会議における議論を通じて、今後どのような施策を展開していくのかということを具体的に検討し、今年度中に子供の貧困計画、対策計画を取りまとめて、その中に関連施策を盛り込んでいきたいと考えております。

○新田宜明委員 それでは、教育長にお伺いしたいのですが、特に居場所の問題、あるいは不登校の問題とか、子供たちの貧困の問題から派生するさまざまな問題が学校現場でも起こっていると思いますが、そのことを一般質問でも取り上げました。そして、スクールカウンセラーの重要性、今の時代に要求されている職員のニーズが非常に高いのではないかと考えているのですが、まず、スクールカウンセラーの設置状況について御説明をいただきたいと思ます。

○大城朗義務教育課長 スクールカウンセラーの配置状況ですが、平成27年度は96名であります。小学校175校、中学校148校、高等学校54校に配置しており、全部で96名となっております。

○新田宜明委員 スクールカウンセラーの配置状況というのは、かけ持ちといいますか、専任のスクールカウンセラーはほとんどいないのではないかと思います。今後、スクールカウンセラーを重点施策としてどのような位置づけてやろうとしているのか、その考えを伺いたいと思います。

○大城朗義務教育課長 今、中学校は全ての学校にスクールカウンセラーを配置しておりますが、小学校や高等学校では全ての学校に配置しているわけにはありませんので、ここをもう少し拡充していけたらと考えております。

○新田宜明委員 それでは、別の質疑をさせていただきたいのですが、主要施策の成果に関する報告書80ページ。福祉・介護人材育成基盤整備事業で、人材育成の指針を示すガイドラインを作成したとありますが、これは議員には配られているのですか。

○長浜広明福祉政策課福祉支援監 ことしの3月末に同ガイドラインを作成いたしておりますが、まだ議員の皆様には提供しておりませんが、早速、部数を確認して、配付に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○新田宜明委員 項目とか骨格だけでも説明してもらえませんか。

○長浜広明福祉政策課福祉支援監 人材育成の指針を示すガイドラインは、離島県である本県でございますけれども、地域完結型で質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成と確保を継続的に行う体制を整備する必要があることから、養成校一教育機関でございますけれども、それと福祉介護事業所の福祉介護関係の能力、職務団体等をメンバーとする組織により、経営者や職員など各階層ごとに達成目標を定めまして、研修カリキュラムなどを盛り込み、段階的なキャリアアップの道筋がイメージできるようになっております。人材育成の指針となるものとして、ことし3月に作成しております。そのガイドラインですが、高齢、児童、障害の各分野の学習目標や取り組み内容、それから学習時間等を盛り込んだ、より実践的な手引書を同時に作成しております。このガイドラインを活用しまして、今年度からセミナー等を開催し、事業所等への周知を図っていくこととしております。

○新田宜明委員 少し前のページに戻りますが、65ページ、老人福祉施設整備事業費について、この決算額は過去の決算額と同額になっておりますけれども、その理由はどういうことですか。

○上地幸正高齢者福祉介護課長 特別老人ホーム等の老人福祉施設につきましては、なるべく単年度で

実績を上げるようにしているのですが、計画変更などがありまして繰越事業になるものですから、決算額も前年度の繰越額と同額になっているということになります。

○新田宜明委員 そうであるならば、7億8600万3000円以上の予算計上は必要ないと思うのですが、この予算は当初予算ですか。11億円余りになっていますよね。これは少しおかしくないですか。これはますます繰り越しが膨れ上がってまずいと思いますが、どうですか。

○上地幸正高齢者福祉介護課長 11億円余りの予算額があって、7億8600万円ということですが、その差額は3億2437万円になりますが、これについては翌年度繰り越しということで、今年度の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

○新田宜明委員 毎年度、前年度の繰越額を執行すると、この繰り返しというのはすごくおかしいと思います。ぜひこの辺を頑張ってください、老人福祉施設の整備がおこなわれていますから、頑張ってもらいたいと思います。

教育行政ですが、267ページ、複式学級の課題解消の件について。実績として51学級51名とありますけれども、離島自治体あるいは学校名も含めて教えていただきたい。

○新垣健一学校人事課長 複式学級につきましては、離島僻地が主でございまして、例えば、大宜味村、東村、本部町、名護市。中頭教育事務所管内でいいますと、恩納村。那覇教育事務所管内でいいますと、久米島町、北大東村。島尻教育事務所管内でいいますと、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、宮古島市、石垣市、竹富町、与那国町となっております。小学校名で申し上げますと、大宜味村から喜如嘉小学校、大宜味小学校、塩屋小学校、津波小学校。東村で有銘小学校。本部町で伊豆味小学校、崎本部小学校、瀬底小学校。名護市で安和小学校、それから屋部小学校の中山分校、瀬喜田小学校。恩納村で喜瀬武原小学校。久米島町で美崎小学校、大岳小学校、北大東小学校。渡嘉敷村で渡嘉敷小学校、阿波連小学校、座間味小学校、粟国小学校、狩俣小学校。宮古島市で福嶺小学校、砂川小学校、池間小学校。石垣市で川平小学校、名蔵小学校、伊野田小学校、野底小学校。竹富町で、竹富小学校、小浜小学校、波照間小学校、大原小学校、上原小学校。与那国町で、与那国小学校、久部良小学校、以上でございます。

○新田宜明委員 学習支援員を配置しているということですが、学習支援員は常勤なのか、あるいは非常勤的な設置なのか。それから、学習支援員の給料

については、時給単価ですか、日当制ですか。その辺を教えてくださいたいと思います。

○新垣健一学校人事課長 学習支援員につきましては非常勤の職員でして、おおむね週15時間程度の時数を見ております。時給が2770円となっております。

○新田宜明委員 それでは、別のテーマで質疑をさせていただきたいのですが、2015年10月18日、つい最近ですが、沖縄タイムスの寄稿—論壇の声などが載る記事ですが、そこで本県の学力向上対策に対する批判的な記事が載っていて、義務教育課学力向上推進室に抗議をしたとあったのですが、この件については承知していますか。

○大城朗義務教育課長 直接来ての抗議はありませんでしたが、電話等での抗議はあったと思います。

○新田宜明委員 どんな抗議の内容だったか、覚えていらっしゃいますか。

○宮國義人義務教育課学力向上推進室長 かなり強い口調でして、先生方を縛りつけてはいないかというあたりの内容でした。

○新田宜明委員 この新聞の記事によりますと、かなり厳しい御意見が書かれております。この方は今の学校の学力至上主義みたいなやり方に対して非常に批判的な方なのですが、要するに、私の孫が学校嫌いになったらどうしてくれるのだという形で投書されています。このように心配されている方もいらっしゃるわけですよ。学力向上というのは非常に大事だと思います。やはり、基本的には基礎学力がないと、何をしてもだめだと思います。これは、絶対に大事なことです。ただ、学力向上のみに集中し過ぎる余り、ほかのことが少しバランス的に壊れる可能性もあるので、その辺は非常に心配しております。そういう意味では、教育長は、知育、徳育、体育ということで、3つの教育のあり方をはっきり申し上げていらしたので、そういう理念をしっかりと踏まえてやるのが大事だと思います。ただ、現場の先生方からしますと、学力向上推進委員会で大変な業務のように話をしています。ですから、この辺も現場の実情を踏まえて、学力向上対策のあり方も、本当に底上げをするならば、もっともっと施策をきちんと講じないと、非常にまずいのではないかと思います。孫が中学校と高校に行っているのです、小学校のころまでは時々私がかわりに地域の学力向上推進委員会ですか、自治会を回って、そこに先生方もいらっしゃるのですが、夜遅くからやっていました。保護者よりも来る先生の数のほうが多いのです。そこで、先生方がたくさんいらっしゃるのです、子供がいない方も、役員も一緒になって、自治会の集會場で集まっ

て話を聞くと、このようなことを今やっています。ですから、その辺の現状もしっかり見ていただいて、夜遅くから各部落を回っているのですが、それも地域の保護者よりも、先生方のほうが多い場合があるものですから、これはやはりどこかに問題があるのではと思うところがありますので、その辺もしっかり頑張っていたきたいということを要望して終わります。

○呉屋宏委員長 赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 子ども生活福祉部から行きます。

歳入歳出決算説明資料6ページ、33億6497万8774円の不用額が出ていますが、例年大体このくらいの不用額が出るのかどうか、お聞かせください。

○上間司福祉政策課長 ただいま委員がごらんになっている平成26年度不用額が34億9102万円7633円となっていると思いますけれども、昨年度から比較しまして9億4865万2496円の増加となっております。そういうことで、若干数字は異なっているということになります。

○赤嶺昇委員 社会福祉施設費、児童福祉費、児童福祉総務費、安心子ども基金ですけれども、それぞれ不用額の具体的な理由をお聞かせください。

○上間司福祉政策課長 今、委員が（目）ごとにおっしゃったのですが、まず不用額の主な要因としましては、扶助費等の義務的な経費が多いということが挙げられます。また、年度末までの不確定な要素が多いことから、補正等による減額の措置も講じにくいこと等があります。また、県内全域の市町村を対象とする事業が多いことから、予算は多額であって、なかなか見込みが立たないという状況が一般的に言えると思います。

○赤嶺昇委員 一般論で聞いているのではありません。それぞれの項目で出してください。

○上間司福祉政策課長 （目）社会福祉総務費の不用額は1億4457万3794円ですが、その内訳としては、主に地域福祉推進事業費の不用でありまして、これが4412万円あります。また、住宅支援給付事業としまして、3797万円の不用がございます。

次に、（目）社会福祉施設費ですが、7億2646万2264円のうち、障害児者福祉施設等整備事業費の不用額が7億1855万円でございます。

また、多い不用額であります（目）老人福祉施設費でございますけれども、これは介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の繰り越しによりまして、それが1億1600万円の不用となっております。

○赤嶺昇委員 数字を聞いてるのではなくて、冒頭で33億円の不用額が出ているということをお聞き

たが、毎回このように不用額が出るものなのかと。個別にあえて聞いていることは、こういう不用額が例年出てくるものなのですかということをお聞かしています。

○上間司福祉政策課長 今持っている資料の中では、（款）民生費は前年度のものがあります。前年度の不用額が24億7843万8977円でありまして、例えば施設整備事業とか、あるいは大きな投資的な経費とか、そういうことがあることによって増減することになっておりまして、今回におきましては、前年度の24億円に比べて大分ふえているということになっております。

○赤嶺昇委員 これだけ余りにもふえていることについて、これは職員体制の問題なのか、何が問題なのかですか。

○金城武子ども生活福祉部長 中身をもう少し詳しく見ていきますと、例えば、大きいものは（款）民生費の中で安心子ども基金事業の保育所整備事業でございます。これは市町村の取り下げが7カ所ございました。これが安心子ども基金事業で8億6700万円。それから、2つ目に障害児施設等整備事業費。これは国に経済対策で補正がありまして、そのときに県として要望をたくさん出したのですが、結果として採択されず、国庫補助事業の採択数が減になったので、これは執行上できないということで、その分7億1800万円余りの不用となっております。それから生活保護扶助費、これも、当初見込みより扶助費が伸びなかったということで、これが2億5900万円。この3つが大きな不用額となっております。

○赤嶺昇委員 それでは、主要施策の成果に関する報告書の中から、46、47、48ページにまたがりませんが、待機児童の解消をもちろん目指していると思いますが、待機児童が完全に解消されるのは何年ですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 昨年、黄金っ子応援プラン（沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）—黄金っ子応援プランを策定しまして、今後約1万8000人の受け皿を整備して、平成29年度末までに待機児童を解消することを目指して、市町村とともに取り組んでいるところでございます。

○赤嶺昇委員 平成29年には待機児童はゼロになるということで理解していいのですか。

○金城武子ども生活福祉部長 子育て支援課長からもありましたように、黄金っ子応援プランで平成29年度末までに1万8000人の保育量を拡大するという目標を立てていますので、県としてはそれをしっかりと市町村と連携して当然達成を目指して取り組ん

でいきたいということでございます。

○赤嶺昇委員 平成27年4月1日時点で定員が3万9017名ですね。では、平成27年度、平成28年度、平成29年度の確保の方策の人数をお示してください。

○名渡山晶子子育て支援課長 黄金っ子応援プランにおける確保の人数は、平成27年度末で4万4425名、平成28年度末が4万9770名、平成29年度末が5万7867名となっています。

○赤嶺昇委員 平成27年は、確保方策は1162名と載っているのですが、平成28年、平成29年の資料は入っていないのですが、これは数字を示してもらえませんか。

○名渡山晶子子育て支援課長 平成28年度と平成27年度末の確保の差として、5345人。平成29年度末から平成28年度末までの差が8097名となっているところです。

○赤嶺昇委員 これをそれぞれ確保していくとゼロになる計算で理解していいのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 そういった計画のもとに取り組んでいるところです。

○赤嶺昇委員 先ほど、安心こども基金事業で、いわゆる市町村からの申し込みが減ったという話がありましたよね。皆さんの目標と実態は合っていますか。市町村は確実にこの数字を確保して、皆さんその数字は見えているのですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 昨年度末から取り組んでおりまして、今年度の事業費ベースでまいりますと、昨年度末からの安心こども基金の繰り越し等での1581人や平成27年度の計画、安心こども基金での2370人等々がございまして、今年度の整備見込みが6570名を見込んでいます。そうしますと、平成27年度の確保方策との差でいきますと、約1162名を前倒しで取り組んでいるというところになっておりまして、このような形で市町村への支援を強化することによって、大きな数字ではありますが、何とか待機児童解消に向け取り組んでいきたいと考えています。

○赤嶺昇委員 この数字をしっかりと来年度予算議会も含めて、また市町村との連携をしっかりとやってもらいたい。市町村担当者等に聞きますと、数字は出したけれどなかなか厳しいということも言ったりしますので、県の感覚と市町村の感覚にずれがないようお願いしたいと思っています。

続いて、50ページの保育士産休等代替職員配置支援事業について。平成22年度から平成26年度までの推移についてお聞かせください。

○名渡山晶子子育て支援課長 従前に実施していた

産休代替支援事業につきましては、児童福祉施設の保育士だけではなくて、調理員や寮母、その他の職員も全て含めた支援となっております。平成24年度に漸次補助単価を低減するなどした形で終了をしているものでございます。

平成26年度決算に上がっております保育士産休等代替職員配置支援事業は、新たに保育士のみを対象とした新規事業として実施をしているところです。過去の数字ですが、平成22年度が114件、平成23年度が68件、平成24年度が40件、そして、平成25年度は廃止をされておまして、平成26年度に入りまして、今回の決算では9件という形になっております。

○赤嶺昇委員 これは平成22年度の114件から始まって、平成26年度は9件なのですが、これはどういうことですか。子供を生む人が減ったということですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 先ほど申し上げましたように、この事業は一旦廃止してからの新規事業ということで、このあたりは私どもも保育団体の役員と市町村を通して、事業の周知を呼びかけたところではございますが、そのあたりの周知が少し弱かったのではないかとということが1点。あと、保育団体の方々と補助単価について意見交換をしたのですが、平成26年度は補助単価が6600円ということで、これでは持ち出しが多く、なかなか使いづらいという御意見がありました。この点について、今年度は補助単価を8400円に引き上げて実施をしているところで、今年度は、現段階9月末現在で言いますと、約30人近くが取得しており、活用は広がっていると考えています。

○赤嶺昇委員 平成22年度が114件、平成23年度が68件、平成24年度が40件、平成25年度がなしで、平成26年度が9件と。周知の話をするのですが、数値は普通は上がるべきだと思います。これがこれだけ減って今年度はまたふえているということですが、せっかくのこの事業がどんどん減っていったという課題について、これはどうされますか。今、単価を上げたという話なのですが、やはりこれはコミュニケーション不足ではないかと感じていますが、いかがですか。

○金城武子ども生活福祉部長 確かにおっしゃるように、この制度が復活したということが末端まで十分周知されてなかったということが恐らくそこにあつたのかという話なので、単価の見直しもしまして、使い勝手がいいように今年度は園長会議の場で制度の周知も図っておりますので、引き続き、末端に行き渡るように制度の周知を図っていきたいと考

えております。

○赤嶺昇委員 せっかくの制度ですので、しっかり周知してもっと活用してもらうように努力していただきたいと思っています。

次に、56ページの子ども・若者総合相談センター事業についてですが、この事業はニート、ひきこもり、不登校などの子供・若者のための一次的な相談窓口というものなので、教育委員会も少し数字的には絡んできますので、準備をお願いします。

まず、始めたばかりではありますが、この事業の実績をお聞かせください。

○大城博青少年・子ども家庭課長 沖縄県子ども若者総合相談センターにつきましては、那覇市首里の沖縄県総合福祉センターに、沖縄県子ども若者みらい相談プラザソラエという名称で平成26年10月20日に開設をしています。平成26年10月20日から平成27年3月31日までの相談実績ですが、相談の延べ件数が1341件となっております。平成26年10月から平成27年3月までの1日当たりの相談件数は約12件となっております。それから、相談に訪れた方一相談者ですけれども、母親が37%、本人が32%、支援機関からの相談も約15%受け付けている状態でございます。相談内容ですけれども、主な主訴別で見ますと、不登校が24.3%、ニートが17.3%、ひきこもりが8.2%などとなっております。

○赤嶺昇委員 具体的な数字を教えてくださいなのですが、平成24年度から現在までの若年無業者数と全国の順位をお聞かせください。

○大城博青少年・子ども家庭課長 本県の若年無業者数ですが、平成24年が1万1000人、平成25年が1万4000人、平成26年が1万5000人となっております。全国での順位ですが、多いほうから平成24年が2位、平成25年が1位、平成26年が1位となっております。

○赤嶺昇委員 平成24年度から現在までのひきこもり相談件数と、全国の順位をお聞かせください。

○大城博青少年・子ども家庭課長 ひきこもりの相談件数につきましては、主な相談機関の相談実績で把握しておりますけれども、沖縄県総合精神保健福祉センター、保健所、それから市町村の相談実績を合計して、平成24年度が460件、平成25年度が643件、平成26年度については現在集計中でございます。ひきこもりの相談件数につきましては全国的に比較可能な統計が出ておりませんので、全国の中での順位は把握しておりません。

○赤嶺昇委員 全国的な把握はしていないということですが、これは感覚的として多いとか少ないとか、それすらもわからないものなのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 全国の中で沖縄のひきこもりの数が多いかどうかについては、判断できるような材料を持ち合わせておりません。

○赤嶺昇委員 それでは不登校の状況について、小・中・高の平成24年度からの人数と全国の順位をお聞かせください。

○大城朗義務教育課長 平成24年度の小学校の不登校の数ですが、沖縄県は350人です。そして、中学校が1305人、高等学校が1465人です。この小学校、中学校、高等学校とも、全国平均より若干高めとなっております。平成25年が、小学校が415名、中学校が1531名、高等学校が1428名。これも1000人当たりの不登校数にしまして、小学校も中学校も高等学校も全国よりは高めです。平成26年ですけれども、小学校が453人、中学校が1589人、高等学校が1332名です。これも1000人当たりの不登校数に直しますと、全国平均よりは若干高目であります。

○赤嶺昇委員 平成24年度から平成26年度までの高等学校の中途退学者数と、全国の順位をお聞かせください。

○與那嶺善道県立学校教育課長 中途退学者数について、全日制高等学校と定時制高等学校を加えた数で平成24年度が880人、平成25年度が869人、平成26年度が767名で過去最少となっております。全国順位は46位となっております、全国と比べるとかなり厳しい状況ではございます。

○赤嶺昇委員 全部ですか。

○與那嶺善道県立学校教育課長 過去平成24年度と平成25年度のものは手持ちがないものですから、平成26年度に関しては46位でございます。

○赤嶺昇委員 担当者とは事前に数字を確認しているのですが、皆さんが言っている数字と順位が全然違います。皆さん質問取りに来ますよね。来ているのに、これを全部出してやってほしいと言いましたら、今、皆さんが答えている数字と順位が違うのです。あえてここでは聞きませんが、これをしっかりと精査してもらいたいと思っております。

平成24年度から平成26年度までの卒業後の進路未決定率について、中学校と高等学校の実態をお聞かせください。

○與那嶺善道県立学校教育課長 先ほどの高等学校中途退学者数についてですが、実は文部科学省の調査で昨年度から通信制高等学校を入れることになっていまして、2年間のデータはあるのですが、私たちがとっている統計の仕方は全日制高等学校と定時制高等学校のものでずっと統計をとっているものですから、その数となっております。先ほどの答弁は

全日制高等学校と定時制高等学校を加えた数でございます。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から答弁内容と事前提供資料の数値にそこがあるとの発言があり、青少年・子ども家庭課長から事前提供資料は子ども・若者総合相談支援センター事業の関連資料として提供したもので、資料の数値には通信制高等学校の中途退学者数が含まれているとの説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

大城朗義務教育課長。

○大城朗義務教育課長 高等学校進学率は96.4%、それから就職率は0.8%ですが、進路未決定者のデータは義務教育課ではとっておりません。

○赤嶺昇委員 では、何で自分は数字持っているのですか。教育委員会が数字を持っていないのに、なぜ子ども生活福祉部がわかっているのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 委員に御提供した資料の中で卒業後の進路未決定率につきましては、学校基本調査の中で、公立と私立の高等学校のトータルの数字で御報告をしております。それで見ますと、直近のデータで中学校の進路未決定率が沖縄県が2.5%、それから高等学校が12.1%ということで、数字はつかんでおります。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から人数と全国順位を答弁するよう発言があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

大城博青少年・子ども家庭課長。

○大城博青少年・子ども家庭課長 全国の順位につきましては、中学校が全国で1位、それから高等学校についても割合が全国1位の高さということで、把握をしております。卒業後の進路未決定者は、平成26年度は中学校が420人、それから高等学校が1795人ということで数字をつかんでおります。

○赤嶺昇委員 学校基本調査で子ども生活福祉部は把握をしていますが、教育委員会はこの数字を本当に把握していないのですか。

○大城朗義務教育課長 このデータは教育庁がとっているものではありません。統計課がとっているものでありまして、そこからのデータが行っているのだと思います。ですから、私たちのところでは把握しておりません。

○赤嶺昇委員 もう課題は全部出ましたね。これを教育庁が把握してないと。卒業後の進路未決定率の把握すらしないことが問題ではありませんか。子供

たちが卒業したら関係ないと捉えられても、しょうがない話なのです。今、まさに、子供・若者の総合支援をしていこうというときに、教育委員会は把握していないけれども、子ども生活福祉部は知っている。ここがもう既に課題だと思いませんか。自分たちの分野はいいのですが、卒業後の進路未決定率をまさか教育委員会が把握していないと。しかも、これは全国でワースト1位なのです。こういう課題がありながら、教育委員会としては非常に恥ずかしい話だと思いますが、いかがですか。

○諸見里明教育長 学校基本調査の統計は、全ての学校教育活動とか、いろいろな数値の基本でございまして、この辺は我々も活用してきましたし、把握してるとは思いますが、今、県立学校教育課長に聞きましたら、独自でやってる県教育庁の統計の仕方と、文部科学省が統計を出している数値が違うみたいでして、その辺ははっきりと把握しているつもりではあります。

○赤嶺昇委員 皆さんが自分たちで把握すべき数字は押さえていると。しかし、今の議論は、沖縄県子ども・若者総合相談センターの全体的な対策をどうするかということでして、ニートとか、ひきこもりとか、不登校とか、進路未決定率を総合的に見ている中で、皆さんが把握していませんという話は通りません。総合的に対応しないといけないのに、教育委員会が自分たちの守備範囲は守っていますが、それ以外のものには無関心になっているように見えます。ですから、子ども生活福祉部との連携が全然ないということなのです。向こうが答えた数字を皆さんは把握していないと言いますが、この課題を総合的にどう対応するかということについてもう少し連携をしてもらわないと、部署が違うからというのはあなたが答える話ではないと思います。部署が違うからといって、本当に総合的に皆さんはやれるのですか。教育委員会とうまくやっていますか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 我々が、沖縄県子ども・若者総合相談センターを担当している中で、ニート、ひきこもり、不登校の子供や若者からの相談に応じるために、沖縄県の実態を把握する必要があるということで、公表されている統計データから関連するようなデータを用いて現状を把握しているところですが、その中で教育庁で実施している統計データがあるのかないのか、それがどう違うのかということを教育庁と十分な連携をしないまま数字をつかんでしまったために、こういう問題が起こっているのだと思います。今後は教育庁とも十分連携を図りながら、現状把握に努めていきたいと思

います。

○與那嶺善道県立学校教育課長 大変申しわけありません。青少年・子ども家庭課とは連携をしているいろいろな課題等をやっているつもりですが、このデータに関しては把握していませんでした。学校基本調査は、各学校が独自に出していきませんが、それとは別に、進路に関して、本課が調査している調査も独自にございます。それから就職などは、文部科学省がとる部分と、実際に労働局等がとる部分もございまして、若干その数値等が違う部分もございます。先ほど、青少年・子ども家庭課長からありました学校基本調査の部分で言えば、高等学校の進路未決定率は平成24年度15.1%、平成25年度14.5%、平成26年度12.1%ということで、これは就職とか、進学とか、そういう部分以外の進路未決定者という形で学校基本調査ではやっているものですから、若干そういう数字の違いがありまして確認に手間取りました。大変申しわけありませんでした。

○赤嶺昇委員 データのとり方の話を言っているのではなくて、いずれにしても、全国的にニートも、ひきこもりも、不登校も進路未決定率が高いでしょうと。細かいデータの話をしているではありません。その高いことに対して、教育委員会と子ども生活福祉部はしっかりとこれを押さえた上で取り組まないといけないのではないかとっているのです。データそのものが合っていない時点で、話が何もスタートしていないということなのです。このことについて、子ども生活福祉部長と教育長それぞれからコメントをいただきたいと思います。

○金城武子ども生活福祉部長 我々も基本的にはいろいろな課題がありますので、教育長のところへ直接お伺いして意見交換等もやっています。福祉と教育というのは非常に密接で、いろいろな施策について関連する事業もございます。そういう意味で、今後とも引き続き教育庁と連携をとって、いろいろな事業を進めてまいりたいと考えています。

○諸見里明教育長 私も全く同感でございます。本県は少年非行や少年問題、中学生問題など大きな課題を抱えている中で、高等学校、それから高等学校卒業後も一この辺はどうしても子ども生活福祉部と一緒にあって連携をしながらやらないといけないという思いは大変強くあります。実際に今もやっまして、県警察とも連携をしながら、いろいろな課題解決に向けていろいろな関係機関とつながっているところもございます。これからも、もっともっと連携を密にしなければいけないという強い思いがあります。

○赤嶺昇委員 次の予算特別委員会ではそういうことがないようにお願いしたいと思っています。

59ページ、児童虐待防止対策事業についてですが、宮古島市での児童虐待死亡事件について、子ども生活福祉部長から説明をいただいたのですが、県の対応は適切だったのかお聞かせください。

○大城博青少年・子ども家庭課長 今回の事案につきまして、児童相談所においては一時保護をする方針で臨んでおりましたが、宮古島市への転居等で保護の機会を失ってしまったというところもありまして、結果的には死亡事件を防ぐことができなかったということ非常に重く受けとめております。一時保護に関するこの間の対応も含めて、今後、検証作業を十分に行っていきたいと考えています。

○赤嶺昇委員 一時保護することが決まっていたが、宮古島に行かれたと。宮古島市に行っていなければ、この子供はまだ生きていたのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 今回の事件がなぜ発生してしまったのかということになると思いますが、この事案につきましては、現在、外部の有識者に検証作業を依頼しているところでありますので、なぜ今回の事件が発生したのか、なぜ防ぐことができなかったのか、事実関係の把握、発生原因の分析、再発防止策の提言をいただきまして、その検証結果も踏まえて、県としても再発防止に努めていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 そもそも一時保護というのは何のためにあるのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 一時保護は、児童相談所長が児童の安全などを確保する必要があると認めるときに行うものでございます。

○赤嶺昇委員 一時保護というのは、子供が自分で逃げ切れない、子供の命をとにかく先に救わないといけないというときのために、一時保護があるのではないですか。

○金城武子ども生活福祉部長 一時保護は、まさに子供の安全の最優先といいますか、確保するために一時保護をするということもございます。

○赤嶺昇委員 今回の一時保護が決定した後に宮古島市に行ってしまったので、保護がおくれて非常に残念な結果になったということですか。ですから、そこなのです。では、本島であればもしかしたら助かったのかとか、宮古島だったから残念な結果になったのかという話になってしまうわけです。中央児童相談所には八重山分室がありますよね、宮古島にはなぜないのですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 八重山分室につ

きましては、分室の設置を検討した当時、石垣市における児童虐待相談件数が増加しているという現状があり、これに対応するために平成19年度に設置をしたというところがございます。その後、宮古圏域におきましても、児童虐待相談件数が増加しているという現状を踏まえまして、児童や家庭の相談のうち専門的な知識を要するものに対応し、市町村への助言や援助を行ったり、児童相談所等との連絡調整を総合的に行う機関として、児童家庭支援センターという機関がございますけれども、これを平成24年8月に児童家庭支援センターはりみずとして宮古に設置しまして、宮古圏域の児童家庭相談体制を強化したところがございます。

○赤嶺昇委員 子供がどこにしようが子供の命を守らないといけないということは、そこはちゅうちょなく迅速に対応していかないと、また再発するのではないかと思いますので、部長の決意をお願いします。

○金城武子ども生活福祉部長 今回の事件については、先ほど青少年・子ども家庭課長からありましたとおり、どこに問題点があったのか、どうしたら防げたのか、そういう部分を検証していただくということになっていますので、検証結果を踏まえまして、しっかりと離島の児童保護体制の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○呉屋宏委員長 糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 まず、主要施策の成果に関する報告書の46ページ、安心こども基金事業について。これは、こちらに説明されているように、保育所の施設整備を集中的に行うという事業ですが、これは既に3名の委員が取り上げています。この繰越額39億2626万5000円、恐らくこれは平成27年度完成予定の39カ所だとは思いますが、御説明をお願いします。

○名渡山晶子子育て支援課長 安心こども基金における繰り越しでございますが、平成27年度に向けて39施設の繰り越しが生じているところがございます。こちらの内訳としては、保育所の創設が18カ所、増改築が14カ所、増築が5カ所、大規模修繕が1カ所、家庭的保育事業が1カ所となっております。

繰越理由といたしましては、安心こども基金が単年度ごとで更新という仕組みになっていることから、年度開始前での準備に支障が出て、年度内での完了が難しいという仕組み的なものもございますし、また、平成26年度におきましては、9月補正で約25億円の補正予算を組んで保育所整備をすることとした関係上、整備期間確保の観点で繰り越しが生じてしまったところがございます。

○糸洲朝則委員 これは基金運用のシステムとして、恐らく市町村から上がってくるものに対する補助だと思います。そうしましたら、毎年大体繰り越しでやっているものですから、今の説明では厳しいかという思いもいたしますが、やはり単年度主義でやる予算ですから、市町村で事業をスピードアップしてやれるような、なるべく年度内にとり組みをしていただきたいと思います。

次に、53ページ、放課後児童クラブ支援事業について伺います。

説明によると、施設整備補助事業が10施設、改修修繕補助事業が5施設となっております。公的施設を使うことが非常に少ない本県の状況から見ますと、この施設整備というのは非常に大事だと思いますが、それについての説明をお願いします。

○名渡山晶子子育て支援課長 平成26年度は、放課後児童クラブの公的施設への移行へ向けた施設整備において、3市10施設に対して補助を行ったところですが、うち2市の3施設につきましては、平成27年度への繰り越しとなっているところがございます。また、この事業は3つから成っていますが、公的施設への移行が困難な民間施設活用の放課後児童クラブへ修繕を補助するような事業メニューもございまして、この放課後児童クラブ環境改善事業においては、2市5施設に対して、796万3000円の補助を行ったところがございます。

○糸洲朝則委員 2点目に、公的施設等活用放課後児童クラブ設置数において、平成25年143カ所、平成26年は146カ所ということですが、これは3カ所しかふえてないということではないですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 箇所がふえたところもあれば、保育所等で実施しているところも公的施設ということでカウントしているのですが、それが外れたところもあったりして、入り繰りはございますが、昨年からふえた数ということでございましたら、3カ所ということになります。

○糸洲朝則委員 公的施設の活用で、主に学校とか、あるいは児童クラブとかいろいろあると思いますが、形態的にどうですか。例えば、学校が断トツ多いのか、あるいは公民館が多いのか、そこら辺の中身についてお願いします。

○名渡山晶子子育て支援課長 公的施設活用の例としては、学校の余裕教室でやったり、一番多いのは、保育所等で学童を実施しているケースが多いのですが、そのほかは、児童館、児童センター、あとは学校敷地内の専用施設という形になっております。

○糸洲朝則委員 やはり、一番学校の中がグラウン

ドもありますし、教室もあるという面からしますと非常にいいかと思うのですが、空き教室の活用等を考えるにしましても、タイミングがうまくいかないという課題もあるようですが、市町村とタイアップして頑張っていたきたいと思います。それで、今後の取り組み、特に公的施設活用の部分について、今後どのように働きかけをして、どのように取り組みをして、達成していこうという計画等がありましたら教えてください。

○名渡山晶子子育て支援課長 この事業は、なかなか都市部においては学校内の敷地が確保できなかったり、あるいは学校の建てかえと一体的に整備するため、単独での計画が難しいことなどいろいろ課題を抱えているところでございます。県ではこの事業の中でコーディネーターを配置しておりまして、市町村への支援とともに、市町村の保育部局と教育委員会との連携のお手伝いをしたりという取り組みをしております。また、今年度から教育委員会と連携しまして、放課後子ども総合プランに基づく推進委員会に参加させていただいているところでして、両者連携をしながら公的施設の活用が進むように取り組んでいきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 今、教育委員会との連携という言葉が出ましたが、学校の施設を使うという意味においては、確かに、放課後児童クラブの運営は子ども生活福祉部がやって、施設は教育委員会という……。要するに、部署が違うところのタイアップですが、子育て支援課長からの答弁にもありましたように、教育委員会との連携のとり方、あるいは今までの実績、今後の展開などについて伺いたいと思います。

○平良朝治生涯学習振興課長 私どもの事業としましては、放課後子ども教室ということになっておりまして、この事業は余裕教室とか、あるいは公民館等で実施をしているところでございます。ただ、直接の実施については、市町村が実施主体となっていますので、県の取り組みとしましては、先ほど子育て支援課長からもございましたが、私どものところでは事務担当者の研修会、あるいはコーディネーター等の研修会や先ほどありました委員会を開催し、よりよい事業ができるようにということで進めているところでございます。

○糸洲朝則委員 次、52ページ、特別保育事業等助成事業について。これは、特定保育事業や病児・病後児保育事業など、いろいろな事業がありますが、これについてまず、御説明をいただきたいと思いません。

○名渡山晶子子育て支援課長 特定保育事業等助成

事業は、多様なニーズに合わせた保育サービスの提供のために、市町村の費用の一部を補助している事業でございます。たくさんのメニューがありますが、まず特定保育事業というのは、おおむね1カ月当たり64時間以上ということで、主にパート就労をされている方のお子さんを短時間でお預かりするような事業でございます。この特定保育事業の実績が、平成26年度は13市町村で行われて、現在36カ所でございます。休日保育事業は、通常の日曜日、国民の休日等に保育を行う事業でございます、これが3市町村3カ所を実施。夜間保育事業は、夜間保育を行っている保育所の運営に対する費用の助成ということで、これは2市2カ所。病児保育につきましては、まだ病気や病気の回復期にあるお子さんで、保育所に行けないようなお子さんを預かるような事業に対する助成でして、10市町村、13カ所。認可外保育施設の衛生安全対策事業というのは、認可外保育施設に従事する保育士に対する健康診断費の一部を助成する事業でございます、18市町村225カ所。延長保育事業につきましては、保育所における延長保育ということで、21市町村238カ所での実施というのが実績でございます。

○糸洲朝則委員 今、御説明をいただきましたように、恐らく地域によって、あるいはまた子供たちの状態によっても、特別育児ですから異なると思います。そういうこともあって説明をいただいておりますら、皆さんの事業内容で24市町村が実施ということは、残りの市町村は必ずしもその必要がないという判断でいいのか、あるいはやりたいけどできない状態にあるのか、その辺についてはいかがですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 この24市町村以外の市町村というのは、例えば保育所がない市町村、あと公立保育所しかない市町村となっております、例えば延長保育事業でしたら、この事業は認可保育所向けの助成制度になっているものですから、必ずしも事業を実施していないということではありません。例えば、公立保育所で延長保育を実施しているところというのは、この数字では上がってきていませんが、実施はしているという実態はございます。

○糸洲朝則委員 それでいきますと、結局、離島・僻地がそういう条件下にないのかと思ったりしますが、むしろこの離島・僻地こそ、定住条件を整備していくという意味では、県でリーダーシップをとって、そういう特別事業を展開していくことが望まれるのではないかと思います、いかがですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 例えば、保育所のないところでは、僻地保育所という公立の認可外保育

施設のような事業を行っているところです。こちらは市町村の一般財源でこれまで組まれていまして、200万円程度の助成などがありました。そういう運営がされておりましたが、今年度の子ども・子育て支援新制度では、特例地域型給付ということで、国に協議をすれば、そういう僻地保育所も公的な給付の対象にするといった措置も新たに創設されているところでございます。そういったさまざまな取り組みを離島市町村に紹介しながら、さまざまな保育サービスの取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○糸洲朝則委員 次に、教育委員会に移りたいと思います。

離島児童生徒支援センターについて、この間立派なパスも見せていただきまして、みんなが期待をし、また喜んでおられるものだと思います。皆さん方からいただいた資料で宿舎機能が定員120名、あと交流の場としての1階の広間だと思いますが、そういう取り合わせになっております。この小・中・高校生の交流機能については、どういうことを想定して、こういったものをセットしたのか、それを伺いたいと思います。

○識名敦教育支援課長 まず1つに、離島の小・中学生がこちらに来たときに、離島児童生徒支援センターの交流室を利用して、入寮生である高校生と交流をし、その状況を聞いて将来に役立てたり、体育大会や文化大会のときの離島の子供たち同士の交流の場ですとか、もしくは、都市部の子供たちとの触れ合いの場、また、歴史文化交流ということで、離島郷友会や伝統芸能の保存会等が、入寮している高校生徒にそれぞれの伝統文化を引き継いでいく場として交流室を活用していただきたいということなどを考えております。

○糸洲朝則委員 小規模離島がほとんどだと思いますが、例えば、各島々の特産品—文化的なものは常にそこで展示したり、食料品的なものは曜日を決めて販売するとか、そうすることによってそれぞれの島の文化にも触れますし、またある面でPRにもつながると思いますが、そのようなことは考えていませんか。

○識名敦教育支援課長 交流室の活用につきましては、市町村の担当者との会議を持っておりますので、市町村からのアイデアも取り入れながら、委員が今おっしゃいましたように、特産物の展示ですとか、そういう離島の振興につながるような事業であれば、ぜひこのセンターで展開をしていきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 埋蔵文化財発掘調査のために、3カ月ぐらいでしたか、中断したわけですが、これによる業者への影響はありませんでしたか。

○識名敦教育支援課長 離島児童・生徒支援センター（仮称）整備事業につきましては、平成26年3月に契約を締結いたしましたして工事に着手したところ、平成26年4月に文化財が確認されまして、7月から12月まで発掘調査で工事を中断しております。その際に、業者が工事を進められないものですから、契約解除も含めて業者と協議をしたのですが、試掘による発見がまだ現場に入る前で、業者の経費等の負担がそれほどではないということで、業者としては中断をしたまま、また再開しても問題ないということで、中断をいたしまして、1月から再開したということになります。

○糸洲朝則委員 次に、265ページ、離島高校生修学支援事業について。これは離島児童生徒支援センターとも関連すると思うのですが、いわゆる島の子供たちに年間—今は15万円でしたか、支給ということになるのですが、そこら辺の説明を少しお願いします。

○識名敦教育支援課長 離島高校生修学支援事業は、年間24万円を上限に国庫が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担いたしましたして、高等学校のない離島から本島に来る生徒が居住する費用、それから帰省する費用として、先ほど申し上げましたように年間24万円を上限に補助するというようになっております。

○糸洲朝則委員 次に、273ページ、特別支援教育の推進（インクルーシブ教育システム整備事業）ということで、インクルーシブ教育のシステム体制とか、人材育成等が事業化されております。これは狩俣委員も質疑していただきまして、人材育成が非常に大事だと思いますが、そのシステムあるいは事業について御説明をお願いします。

○與那嶺善道県立学校教育課長 午前中、狩俣委員の質疑にも答えさせていただきましたが、インクルーシブ教育システム整備事業において、さまざまな研修をしております。その中で、管理職研修も含めて一般教員研修、特別支援教育に係る専門性の向上と人材育成に努めているところがございます。その成果といいますか、そういう研修を通して、本県の特別な支援を要する生徒に対して、各先生方が個別的教育支援計画を策定しております。その策定状況が、平成26年度は記載されておりますように64.8%、前年度比で比べて1.9ポイント増。全国比で比べますと3.6ポイント上回っております。これは、教員が支援を要する児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、

そして保護者や外部機関と連携して一貫した長期的な支援を行うこと、そういう育成につながっていると考えております。今後も、児童生徒一人一人の実態に応じた指導支援に努めてまいりたいと考えております。

○糸洲朝則委員 インクルーシブ教育という、どうしてもミラノのコッサート小学校が思い浮かぶわけですが、これは支援員といいますか、そういう先生をしっかりと育てないと、この教育は成り立たないのです。せんだって、一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会一聴覚障害者協会の皆さん方と意見交換をして、真っ先に出てきたことは、例えば、聾学校の先生方の任期が3年交代なので、せつかく手話を覚えたり、あるいはまたなじんできたと思ったら、人事異動でかわってしまうということで、なかなか学業の成果も上がらないという、まさかと思うようなことが出たのですが、実際そうなのですか。

○新垣健一学校人事課長 教職員の人事異動、配置につきましては、公立学校教職員人事異動方針及び県立学校教職員人事異動実施要領にのっとって行っているところでございます。通常、5年勤務を基本に異動させているところでございますが、学校運営に支障が生じるなど学校からの要望等に対しまして、5年以上勤務している現状がございます。今後とも、学校からの要望等も踏まえて、そういったことについて検討してまいりたいと思います。

○糸洲朝則委員 聴覚障害者協会の皆さんからの要望は、研修をしっかりと受けた先生を配置してほしいと。そして、3年で交代ではなく、5年、10年一東京あたりでは5年、10年、あるいは20年勤めるということもあるようで、ぜひそこら辺は学校の中だけではなくて、特別支援学校だったり、こういった子供たちのいるところですので、子供たちを中心に考えるのであれば、ただ単に3年や5年で人事異動できるようなものではないと思いますが、教育長いかがですか。

○諸見里明教育長 ただいま学校人事課長からありましたように、この辺は子供たちの学習活動を十分考慮して、支障がないような異動に努めております。3年ではなくて、大体5年で異動していますけれども、中には10年、20年の方もいます。例えば、人事異動の場合は、どうしても特別支援学校16校でいろいろな形で異動がありますが、それは盲学校も聾学校も、異動したほうが学校の活性化、そしていろいろな交流の面でも、大変有意義だと感じております。そのためにも、異動してきて、その中で研さんを積みながらやっていって、またいろいろ広めていくと。

そして、また新しい方が来てと。いろいろな形でやっていくということですが、その辺は学習活動に支障がない形で、十分に考慮しているつもりです。

○糸洲朝則委員 本会議でもたくさん出ました、那覇市内における特別支援学校の設置について。敷地の問題は随分悩んでおられているようですが、学校法人嘉数女子学園沖縄女子短期大学が与那原町に移転をして、向こうがそっくりあくらしいので、そこら辺もぜひ検討していただければいいかと思います。もう一つは、県立図書館を那覇市旭橋に計画されている複合施設内に持っていくしますので、向こうは那覇市立中央図書館が残るわけですけれども、そこも相談をして一緒に移転するなりしてやってもらって、向こうを使うということ等もあろうかかと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

御決意を伺いまして終わりますので、よろしくお願ひします。

○諸見里明教育長 今議会でも、いろいろな方の質問を通して、那覇市内に特別支援学校は必要であると認識をしているという形で申し述べてまいりました。今、特別支援学校の導入の要請が大変強くありまして、かなり動き出してきております。いろいろな情報が入ってきて、今、また新たに沖縄女子短期大学跡とか出てまいりましたけれども、那覇市とのワーキンググループもこれから設置してまいりますので、いろいろな場面でしっかりと協議をして、いい土地を選定して、予算等課題は大きいのがありますが、頑張ってくださいと思います。

○呉屋宏委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 最初に子ども生活福祉部、主要施策の成果に関する報告書53ページ、学童保育所について伺います。

現在の放課後児童クラブの公的施設と民間施設の利用数はどうなっていますか。

○名渡山晶子子育て支援課長 一番新しいデータが平成26年5月1日現在のデータになりますが、放課後児童クラブ総数が342クラブでございまして、うち公的施設活用が146クラブ、民間施設活用が196クラブとなっているところでございます。

○西銘純恵委員 公的施設に移ったところは平成25年度からどれだけふえましたか。

○名渡山晶子子育て支援課長 中身の入り繰りはございますが、平成25年度から平成26年度にかけて増減数ということであれば、3カ所でございます。

○西銘純恵委員 家賃補助事業が公的施設が前提となっていますが、民間施設利用がまだ196クラブ残っているということで、この皆さんは公的施設に移れ

る状況にあるのか、そこら辺についてはどう見えますか。

○名渡山晶子子育て支援課長 先ほども申し上げましたが、放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室と一体となった学校施設内での放課後児童クラブの実施等も推進されていることですし、県としましても、放課後児童クラブ支援事業によって、公的施設活用を促進しているところですので、今はまだ家賃補助事業の実績はないところですが、今後その活用を働きかけていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 民間施設利用は、利用者負担が大きいわけですよね。それでも今言った公的施設に移るとは簡単に言わないだろうと、196クラブも民間施設で頑張っているところがあると。家賃補助について見直しをする、そして民間施設でやっているところに条件をつけないで補助をするなどという視点で改善をするということが必要ではないかと思えます。今後の話ですが、検討の余地はないのでしょうか。

○名渡山晶子子育て支援課長 放課後児童クラブ支援事業における家賃補助事業というのは、あくまで民間施設を活用したクラブが、家賃や送迎費等で経費がかさんで、それが利用料に反映されて、利用料が高い現状を打開するために、公的施設の活用を促進して、安定的な運営基盤を確保することによって、設置促進と利用料の低減を図ろうということを目とした事業として、その事業実施のためのステップとして公的施設活用が決まったクラブへの家賃補助という位置づけで実施をしているところでございます。現段階で実績がない中ではございますけれども、そういう視点から実施している事業ですので、さらに公的施設の活用を進めていって、家賃補助の活用も図っていききたいと、現時点では考えているところでございます。

○西銘純恵委員 父母会運営のところは、公的施設を独自になかなか探せない。民間施設活用の196クラブがある市町村において、公的施設への移行の見通しがあるのかどうかという調査をぜひやっていただきたいのですが、いかがですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 先ほど申し上げましたが、この事業でコーディネーターを設置しております。市町村が計画をしている公的施設移行計画というものの見直し作業もサポートをしているところでございます。そういった作業を通して、今、委員がおっしゃった内容に合うのかどうかはわかりませんが、可能性も含めて、そして可能性があるところには、引き続き働きかけていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 指導員の処遇改善についてはどうなりましたか。

○名渡山晶子子育て支援課長 平成26年度は放課後児童クラブ開所時間延長支援事業という新たな事業が設けられ、放課後児童クラブの指導員への処遇改善へ活用したところとございまして、1事業者当たり年額156万円を10市町村の96クラブに対して補助を行ったところとございます。平成27年度は、さらに開所時間の延長、職員の賃金改善を条件として、家庭、学校等との連携に主担当として従事する賃金職員を配置した場合に153万9000円、さらに常勤職員を配置した場合に283万1000円ということで、少し事業の見直しはあったところですが、現在、要望調査をしたところ、15市町村の272クラブで実施予定ということで国に協議をしているところとございます。県としましては、引き続き市町村に対してこの事業の活用による放課後児童クラブの指導員の処遇改善を図っていききたいと考えております。

○西銘純恵委員 子供の貧困対策に関して、平成26年度何か事業があったのでしょうか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 子供の貧困対策については、従来からさまざまな分野で関連の施策を実施しているところでございますけれども、例えば、青少年・子ども家庭課で実施している学習支援の事業としましては、子育て総合支援モデル事業というのがございます。これは県内5つの町村で準要保護児童を対象に、学習支援の事業を実施したり、あるいは大学進学を希望する高校生に対して学習支援の事業を実施しております。そのほか、ひとり親家庭の支援に関連する事業も幾つか実施しているところでございます。

○西銘純恵委員 貧困対策の検討会議が開かれていますが、計画策定はいつごろできる予定でしょうか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 子供の貧困対策の計画につきましては、今年度内に策定することを目的に作業を進めているところでございます。

○西銘純恵委員 貧困調査の進捗はいかがですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 子供の貧困に関する調査については、今後の貧困対策を効果的に進めるために、本県における子供の貧困の現状把握を目的に実施しているところでございます。現在の既存の統計データの収集分析、それからアンケート調査の実施などにより、子供の貧困の実態把握に向けて取り組んでいるところでございます。この実態把握のための調査につきましては、年内を目途に完了できればということで進めているところでございます。

○西銘純恵委員 最初に子供の貧困を取り上げたときが5年前の2010年でした。福祉保健部長は奥村さんで、実態把握のための調査についてはやりますということも全くなかったのですが、5年たって、子供の貧困が社会的に問題にされたということで、5年間で前進するものだなということを感じております。計画を策定して実行するために、子ども生活福祉部だけではなく、教育も医療もさまざまところでやらないといけない対策になると思います。専門の部ではないにしても、専門の課を設置しなければ推進できないと思うのですが、その検討については考えていらっしゃいますか。

○金城武子ども生活福祉部長 今年度中に、沖縄県子どもの貧困対策推進計画（仮称）を策定して、総合的に貧困対策に取り組んでいくということでございますが、子供の貧困対策は分野が幅広いです。そういう意味で、知事をトップとして、両副知事、子ども生活福祉部、教育庁、保健医療部、それから商工労働部などを含めた庁内の推進会議を設置して、その中で事業の進捗管理を行っていかうということで、全庁的な体制もできております。問題は、事務局の機能として求められる、各部局との調整をする総合調整機能といいますか、これは今の課の中でも、もともと今年度からの体制も強化しております、その中でいかに総合調整機能を発揮していくかということだと考えております。体制としては、知事をトップとする組織の中でしっかりやっていくということで、今年度から整えていると考えているところでございます。

○西銘純恵委員 やはり具体性を持たせるということで、（仮称）子供の貧困対策課と仮称で言いますけれども、ぜひ、実効性のある課をつくらないといけないと思っていますので、そのことを提案しておきます。

次、母子父子寡婦福祉資金貸付制度について、歳入歳出決算説明資料の9ページですが、貸し付けの総数と、そのうち新規の貸し付けについてお尋ねします。

○大城博青少年・子ども家庭課長 これまでの貸付総件数については、手元にデータを持ち合わせていないのですが、平成26年度の貸付実績で申し上げますと、貸付件数は248件となっております。

○西銘純恵委員 那覇市に貸付業務が移管された平成25年度の240件からすれば、平成26年度の248件といえますと、8件しかふえていません。この決算の説明をお願いいたします。

○大城博青少年・子ども家庭課長 平成26年度母子

父子寡婦福祉資金特別会計歳入決算状況という資料で、歳入歳出決算説明資料の9ページになりますけれども、こちらの資料を御説明いたします。

まず、調定額約5億円という下に（款）繰入金という数字がございまして、これが約254万9000円となっております。これは、本事業、貸し付けに関する事務に要する費用を一般会計から繰り入れているものでございます。事務に要する費用は、違約金収入を充当することができることになっておりまして、その残額について一般会計から繰り入れることになっております。

次に、（款）繰越金ということで、調定額で言いますと、約1億9900万円の数字がございまして、これは特別会計に残っている資金でございまして、これは次年度の償還原資として活用されるものでございます。

それから、（款）諸収入のところに調定額約3億2000万円という数字がございまして、こちらは貸し付けを行っているひとり親家庭に対しまして、現在償還を求めている金額となっております。その隣の収入済額については、実際にひとり親家庭から償還があった金額となっております、それが約1億3000万円という数字になっております。

○西銘純恵委員 収入未済が1億7000万円余りあるわけですね。先ほど、248件と言いましたが、実際に借入れをしたいという相談件数は年間何件あるのでしょうか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に関する相談業務は、県内の各福祉保健所でやっておりますけれども、実際にひとり親家庭の皆さんから相談があった件数という形での統計はとっておりませんので、把握しておりません。

○西銘純恵委員 借入相談の件数、そして248件のうち、平成26年度新規に借入れができたのはどれだけですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 248件のうち、新規が124件、継続分が124件となっております。

○西銘純恵委員 借入相談件数は幾つですか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 新規の申込件数につきましては、162件となっております。

○西銘純恵委員 那覇市も入っていたところですが、平成21年度は289件、今は248件ということで、本来でしたらもっとふえるであろうというところですが、実際はそれが余り効果的に使われていない理由があるのではないかと、借入れの条件等に問題があるのではないかと思いますので、一応保証人とか、いろ

いろな問題を指摘して検討いただきたいと思います。

もう一つは、収入未済が大きいという問題ですけれども、減額・免除の制度はありますか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 母子及び父子並びに寡婦福祉法におきましては、第15条で償還の免除という制度が設けられております。これは借受人が亡くなられた場合、それから著しい障害を負われた場合で、連帯保証人等による償還もできないと、そういう条件を満たす場合に、償還の免除というのが認められております。

○西銘純恵委員 この免除というのが、なかなか厳しいということで、県の総務部が沖縄県における今後の債権管理に関する方針についてという通知を平成27年8月10日付で出していて、これには新たに無資力またはこれに近い状態にある債務者の場合の免除の仕方とか、不納欠損にしていく方法とかが出ていますが、これは既にごらんになっていますか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 拝見しております。

○西銘純恵委員 平成26年度は不納欠損処理はどういう方法でやりましたか。

○大城博青少年・子ども家庭課長 平成26年度に行った不納欠損につきましては、時効援用の申し立てがあったもの、自己破産、相続人による相続放棄などを理由として不納欠損処理を行っております。

○西銘純恵委員 時効援用というのは、それなりの法律的な知識がなければできない手続です。ぜひ新しい方針に基づいて、返済できない恒常的な貧困にある皆さんが、追い詰められる、追い込まれるようなことがないように、積極的に活用していただきたいと思います。

それでは、教育委員会に移ります。

教育委員会も貧困の関係でお尋ねします。

学校教育で貧困対策に関する支援は、どのように行われたのですか。

○新垣健一学校人事課長 学校人事課は教員配置の関係でございますので、その観点で質疑に答えさせていただきますと思いますが、貧困家庭の子供への学習支援に対して教員の加配を行っているところでございます。平成24年度から始まりまして、平成24年度に12名、平成25年度に12名、それから平成26年度に6名と、いわゆる貧困家庭の子供への学習支援加配として加配をしたところでございます。この加配につきましては、平成26年度で制度が終わりまして、平成27年度からはまた新たな形で、教育格差解消加配というものが新設されております。その教育格差解消加配でもって、いわゆる貧困家庭の対策等

含めまして、平成27年度は4名の教員を加配しているところでございます。

○西銘純恵委員 この加配は少な過ぎます。文部科学省はそこを拡充する立場に出ていくと思いますので、沖縄県は特に必要だという立場で、ふやしていただきたいと思います。

次に、就学援助について。5年前との比較で、小・中学校での受給人数と割合、そして兄弟、姉妹で、片方が受けられなかったという事例がなかったかどうか、お尋ねします。

○識名敦教育支援課長 就学援助の受給者数と割合ですけれども、まず小学校で平成20年度の受給者数が1万4128人、14.05%。平成25年度が1万8023人、18.5%で、3895人、4.50ポイントの増となっております。それから中学校ですけれども、平成20年度の受給者数が8532人、17.40%。平成25年度が1万543人、21.87%で、2011人、4.47ポイントの増となっております。合計で、平成20年度が2万2660人、15.15%。平成25年度が2万8566人、19.65%で、5906人、4.5ポイントの増となっております。

それから、家庭の兄弟、姉妹のうちで就学援助を除外された例があるかということですが、全体的な把握について、教育支援課ではそのような調査をしておりませんので、二、三の市町村の担当者に電話で問い合わせをしたところ、市町村によっては、世帯に1人とか、そのような制限をしている市町村の中にはあるということです。

○西銘純恵委員 就学援助という制度がありながら、実際は全て救い上げができていない。そしてまた、年度途中で受けられるかどうか。この就学援助というのは、少なくとも生活保護以外の困窮者について使われる制度ですので、拡充させる立場でやっていただきたいと思います。これが一つの貧困対策だと思いますけれども、総合的に今後出ると思いますので、教育長にお尋ねします。給付型の奨学金制度について、県外大学は次年度募集を始めるということですが、県内大学についても給付型が必要だと考えていますが、これに対する見解を伺います。

○諸見里明教育長 学校教育の中では大学も高等学校もそうですけれども、奨学金制度とか、そういう形でやっています。県外での給付型の奨学金制度については、県教育委員会がやっと取り組みを開始したばかりですが、正直に申し上げて、それに向けて精いっぱい努力しているところでございます。その後、県内については、必要度は高いと思いますので、研究してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員 グローバル・リーダー育成海外短

期研修事業で1億円余りを使用して海外に派遣されていますよね。そういうことからしても、沖縄県の大きな課題ということで、貧困対策に関する会議の中でも、給付型の問題については必要だという意見が出されてきますので、ぜひ、沖縄県でこそ給付型が必要という立場でやっていただきたいと思えます。

それでは最後に、2010年に当時の県教育長に対して、子供の貧困について質問をしたときに、検討そのものも全くありませんでした。今は対策会議もやるということですが、この子供の貧困に対する教育長の見解をぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○諸見里明教育長 委員がおっしゃるように、私が子供の貧困という言葉聞いたのは5年前でした。県立学校教育課長をやっていたのですが、どうもぴんとこなくて、大変戸惑ったのを覚えております。その言葉が今こうして表立っているわけですから、本当に隔世の感といいますか、なるほどと思っております。先ほどからありますが、沖縄県は県民所得、失業率、非正規率、母子家庭率、それから離婚率と軒並みワーストでして、子供の貧困問題というのは学校教育にも影響していることを感じます。例えば、高校の進学率、大学の進学率、それから健康問題、青少年の非行問題についても子供の貧困が大きくかかわっているということは、有識者を初め文部科学省の調査でもあらわれているところです。県教育委員会では、子供が生まれ育った生活環境あるいは親の所得が、子供の学習に影響することがあってはならないと本当に思っております。そういう意味でも、いろいろな施策を講じて子供の貧困問題に対峙していきたい所存でございます。また、国では学校を子供の貧困対策のプラットフォームに位置づけており、教育委員会の取り組みも強化していますので、これもあわせて頑張りたいと思えます。

○西銘純恵委員 教育、福祉、医療などを一つにした子供の貧困に関する課が必要ではないかと子ども生活福祉部長には話をしたのですが、いかがですか。私は今の課の中に体制があるとは思っていません。ぜひ検討していただきたいのですが、いかがですか。

○金城武子ども生活福祉部長 貧困対策課の設置ということで、お答えしたいと思います。貧困対策というのは、先ほど申し上げましたように、全庁的に関係部局がしっかりと事業を展開していくと。今、その計画づくりをやっているところでして、当然に計画をつくって、この計画を実効性あるものにといいいますか、しっかりと進めていくという体制をつく

ること、そして、それを支えるのがまさに組織である課も含めてだと思っております。そのときに必要なことは、やはり総合調整機能といいますか、各部局といろいろな事業を執行する上での調整、そして、それを知事をトップとする推進会議に上げて、おこなわれているところはしっかりと働きかけをしてやっていくと。これは新しく課を設置するまではいかなくても、課の中で体制をつくることによって対応できるのではと考えております。

○諸見里明教育長 今、子ども生活福祉部長からもありましたように、子供の貧困問題は本当に大きな問題で、これは学校教育だけの範疇では全くないと思っております。いろいろな関係各部、そしていろいろな関係機関、それこそ県を挙げてこれに取り組まなくてはいけない、本当に喫緊の課題だと思っております。そういう意味でも、子ども生活福祉部長がおっしゃったように、総合的な観点から取り組む必要があるという思いは一緒でございます。

○西銘純恵委員 次に、教員の正規雇用についてどう改善されたのか、平成21年度と比べての推移をお尋ねします。正規雇用率は全国と比べてどう変わりましたか。

○新垣健一学校人事課長 公立学校における教員の正規雇用率でございますが、平成21年度と比べまして、小学校は4.2ポイント上昇して、86.1%となっております。中学校は同じく平成21年度と比べますと、0.3ポイント低下して、84.6%。それから、高等学校は1.9ポイント上昇して、92.7%。特別支援学校は0.8ポイント上昇し、81.4%となっております。なお、全国との比較でございますが、文部科学省が公表しておりますのは、小学校、中学校のトータルの率だけでございます。それを見ますと、小学校、中学校で全国は93.1%に対して、本県が85.6%でございます。7ポイントほど下回っている状況でございます。

○西銘純恵委員 平成21年度は10ポイントの差があつて、全国並みにするという決意をされて取り組んでこられていますが、今の状況であと7ポイント低いと。それでも定数に比べて、100%正規雇用ではありません。正規雇用で教員を充てて当然なのですが、国の制度そのものが93%の平均でとどまっているということ自体が問題なのです。そして、沖縄県はもっと低いということで、正規雇用率を全国並みにするための今後の教育長の決意、見解を伺います。

○諸見里明教育長 教員の正規雇用率の改善については、金武教育長の時代から取り組んでまいりまし

た。できることはいろいろやっております、例えば、採用も当時と比べて毎年毎年200名ずつ採用してきているのですが、分母のほうも伸びてきてしまっていて、それが原因ではあるのですが、できるだけ改善に努めてまいりたいと思います。

○**呉屋宏委員長** 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後4時5分再開

○**呉屋宏委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

比嘉京子委員。

○**比嘉京子委員** まず、子ども生活福祉部からお伺いをいたします。

きょうは、学校教育の方もいらっしゃるので、5歳児に関しては非常にありがたいと思います。それから、保育に関しましてもありがたいかなと思いはじめています。といいますのは、よく学力云々とかおっしゃいますけれど、小学校入学校前の保育や幼児教育というものが、かなりの差を子供たちにつくっているのではないかということに常に思っています。小学校入学前にどういう生活習慣が身についているのか、そしてどういう対応をされてきた子かということは、何も私が思っているだけではなくて、これは欧米諸国が早くから縦断的な長期にわたる追跡調査を行って、これまで見えなかった幼児期における保育と教育が人生にどのような影響を及ぼすかということがわかってきて、それが幼児教育の無償化や重点的な国の施策に転嫁されています。経済協力開発機構—OECDが日本に対して2つの施策をずっとやり続けていますが、1つは貧困、そしてもう一つが幼児教育です。この幼児教育は先ほど言いましたように、多くの研究が、40年、50年続いた調査をもとにして、この時期に投資することがいかに社会的な資源を生むかということに常に言っているわけです。そうしますと、この時期の子供たちにもっと手厚くする。特に沖縄は、皆さんが先ほどからおっしゃっているように貧困が多い。そして県立中部病院—中部病院等の意見を聞きますと、まず10代の出産が多いと。全国の3倍ぐらいで、トップです。そういう人たちに対するフォローが余りされていない、親を育てる環境がない。そういうさまざまな不利な環境においては、幼児教育をもっと手厚くしていかないと、小学校の学力云々はあり得ないとさえ思っています。そのことを踏まえて、今、沖縄県は、1万8000人の待機児童をどうするかという問題に直面していますが、それを解決するためには保育士をどうやって手に入れるか、確保するかという大きなテー

マがあります。それに向かって質疑をしたいと思います。

では、待機児童解消に向けた保育士確保と定着に関する施策に対して質疑をしたいと思います。

平成26年度の決算の中で、保育士・保育所総合支援センターにおける費用が探せなくて、その費用がどこに書いてあるのかわからなくて、ページ数を指定していないのですが、昨年度も委託していると思いますので、潜在保育士の、特に復職支援事業の予算額と決算額を教えてください。

○**名渡山晶子子育て支援課長** 保育士・保育所総合支援センター事業、待機児童対策特別事業の細事業でございますが、こちらは平成26年度予算額5824万9000円に対しまして、決算額は5747万6659円となっております。このうち、潜在保育士の復職支援事業に関しましては、総括のコーディネーターの部分を割り戻したりして出したのですが、約2765万円、決算額が約2714万円となっております。平成26年度の実績といたしましては、潜在保育士の復職数は40名です。

○**比嘉京子委員** この委託事業の中で、2700万円余りを使って、潜在保育士に職場復帰をしてもらうように、さまざまな研修会等のメニュー等もしていると思います。40名復職したということですが、委託をするときに、どれぐらいの人数を目標にお願いしているとか、そういう委託契約の中身はありますか。

○**名渡山晶子子育て支援課長** 潜在保育士の復職支援については、何名というような形での数値目標を契約の上で示したものは無いのですが、やはり待機児童解消に向けて必要な保育士を確保していくという部分での共通目標を持って取り組んでいるところでございます。

○**比嘉京子委員** 1万8000人の待機児童解消に保育士はあと何名必要ですか。

○**名渡山晶子子育て支援課長** 約2300人と想定しています。

○**比嘉京子委員** 年間復職数の40名というのは、どのように見られていますか。

○**名渡山晶子子育て支援課長** この40名は、潜在保育士の復職支援という形で挙げさせていただきましたが、保育士・保育所総合支援センターが主催した合同就職説明会に新卒者の参加があるのですが、その方々のうち就職に結びついたのが178名いらっしゃることを把握していて、この数字を見ても潜在保育士の復職支援というのは、新卒者の就職に結びつく部分と比べて、かなりの難しさ、ハードルの高いものであると考えております。ただ、ぜひこの2300人

を確保していくためには、免許を保持していて、今、保育現場にいらっしやらない潜在保育士の方々の復職がどうしても必要になってきますので、保育士・保育所総合支援センターにおいて、きめ細やかな支援、そして今年度からはハローワークと連携して、ハローワークに求職にいらっしやった方々にその場で復職セミナーのようなものに参加していただいたり、職場体験等を通して復職への後押しをするという事業も実施しているところでございます。今年度は、9月末現在で39名の方が就職を決めております。このように取り組みを強化することで、40名という実績もさらに上乗せをしていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 委託事業1つだけで保育士確保ができるとは思っていませんし、一方で処遇改善が必要だと思えますし、一方でさまざまな働き方のメニューも必要だと思っています。

では、処遇改善でお聞きしたいのですが、私がかねがね申し上げていることは、国の保育所運営費についてです。今の保育制度で、国は待機児童解消のためにどうかじをとっているのかと言いますと、お金はふやしたくないけれども、何とか待機児童解消をしたい。そのために規制緩和をやり、そして何といても、いわゆる保育の民営化、保育の市場化という方向に向かっているわけです。そこで我々は、どうやって質を守るかというせめぎ合いの中にいるのだらうと思いますが、この間質疑の中でありました、保育所運営費の中における人件費は、現場での話によると約8割だということを言いました。この保育所運営費における8割の人件費について、国はどう査定しているのかとお聞きしますと、勤続7年を根拠にして査定をしていると。私が現場に行ってそれを聞いてみますと、例えば、民間施設給与等改善費加算がありますが、それを加えても10年を頭打ちとして、10年以上保育士が働くと、なかなかこれは続かないと。ですから、年齢の高い人がいればいるほど運営費は足りないわけです。そこで皆さんにお聞きしたいことは、6割はぜひ正規雇用してほしいという根拠は何ですか。

○名渡山晶子子育て支援課長 この6割を正規雇用してほしいという根拠ですが、平成24年度に県から各保育所をお願いをした文書で、明確に60%の根拠とありますが、いろいろ当時のことを調べたのですが、法的にどうということはありませんでした。しかし、沖縄県内における福祉医療分野に従事する方々の平均的な正規雇用率を見ると、おおむね6割程度でずっと横ばいといいますか、推移しているとい

う部分がございます、保育士についてもそのあたりの6割であればやっていけないのではないかという考え方で、6割は正規雇用でお願いしたいという通知を発出したのかと。これは後からの推測ですが、そのように考えているところでございます。

○比嘉京子委員 子ども生活福祉部長にお聞きしたいのですが、この保育所運営費の中における人件費がそういう状況であると。10年以上働いたら、給与を上げることができないのです。そういう中において、6割は正規雇用にしてください、給与がないのに正規雇用をやりなさいと県は言うのです。今の状況は、そうなっていると思います。それは現場からしますと、根拠のない6割だと思います。そういうお金が来ていないにもかかわらず、6割を正規雇用してくださいと。年齢が高いとか低いとか、いろいろな年齢の方々がまじっている保育園の、それぞれの事情があって、その中に40代がたくさんいたら大変なことになるわけです。そういう中で6割を正規雇用しなさいというのは問題ではないですか。

○金城武子ども生活福祉部長 保育所運営費につきましては、地域ごとに単価が決まっています、本県の場合はその他地域ということで、全国的には8割の地域がそこに今あるということでございます。問題は、沖縄県を除いたその8割の地域において、実態としてどうなのかという部分なのですが、これは全ての都道府県を調査して明確にしたわけではないですが、6割を超えるところも結構あるということは、九州主管課長会議等を通して、意見交換の中では聞いています。その辺の実態をしっかり把握しないと確実なことは言えないのですが、そういう意味では一定の努力をすることで、そのあたりの達成は全くできないということではなく、例えば、保育所での新規採用のころには、人件費積立金ということで積み立てることが前提になっていまして、これが十分かどうかは別にして、そういう努力をしながら運営費の中で何とか人件費の確保といいますか、そういう努力もなさっているのかという部分、このあたりを我々もしっかり実態を把握した上で、沖縄県にとってもそれができるような仕組みづくりといえますか、そういうことを保育関係者ともいろいろ意見交換をして、県としても達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉京子委員 かなり議論しているのですが、今、国は退職金の国庫補助も断ち切りました。ですから、今現場がどうなっているかという実態と、本当にどのようにして人件費をやりくりしているのかということをごぜひとも調べてほしいと。これは皆さんの問

題では本当はないのです。国の問題ですが、1万8000人の待機児童を解消するというからには、それに見合うだけの保育士を確保しないとイケない。国を動かさなかったら、県としてどうするのか、次の手段にいかねばイケない、そのことを早く整理してほしいと思います。このことを曖昧にしたままずっと進んできているということを感じていますので、ぜひここはきちんと整理をしてほしいと要望をしておきます。

それからもう一点、女性のためのセーフティネット実証事業について朝から議論があるので、そこに行きたいと思います。主要施策の成果に関する報告書73ページ。中部病院で説明を受けたときに、いろいろ勉強をさせてもらったのですが、1つだけ聞かせてほしいのは、先ほど病院を拠点にするという話が午前中ありましたが、それはぜひとも実行してほしいと思います。どこの病院にやろうとしているのか、その見通しはどうか、そこだけお聞かせください。

○金城武子ども生活福祉部長 過去の性暴力を受けた方の取り扱いについて、いろいろな意味での蓄積といいますかノウハウは、県内では中部病院が1番持っておりますので、その方向で我々も今調整をしているところであります。

○比嘉京子委員 いろいろなハードな面も必要になるかと思いますが、病院ということで一番の材料が全部そろっているところで、ぜひともお願いしたいと思います。

教育委員会について1つだけ。

歳入歳出決算説明資料7ページの災害復旧費になるのかどうかわかりませんが、今回の与那国島の台風被害で感じたことは、窓ガラスが割れることによってPCがだめになったり、図書がだめになったり、ピアノがだめになったり、つまり窓ガラスの割れが一番の問題なのです。学校改築をするときに、雨戸についての補助はないのでしょうか。

○親泊信一郎施設課長 建物につきましては、補助の上限がございまして、その中であれば、そういった建物に付随するものについては補助の対象になると思います。

○比嘉京子委員 私は全国一律ではなく、沖縄県のような台風の通過点においては、あれを見て、どこの学校も同じ条件なのです。ですから、何か大きな物が来て割れたわけではなく、小さな石がたくさんぶつかった蓄積で割れた可能性があるのです。ですから、学校に雨戸さえ閉まっていれば、多くのものが防げたなということが実感です。ぜひ検討してほ

しいと思いますが、お願いします。

○諸見里明教育長 御承知のように、学校施設というのは、児童生徒の学習生活の場であると同時に防災拠点でもあります。ただ、御指摘のように全ての学校に雨戸をとすることを考えたら、沖縄全島もなりますし、宮古・八重山地域等と、この辺はどういう形でできるのか研究させてほしいと思います。

○呉屋宏委員長 嶺井光委員。

○嶺井光委員 子育て支援についてお聞きします。

去る一般質問でもお尋ねしました。少子化を国家的な最重要課題とし、若者が安心して子供を生んで育てられる社会をとということで、全国の中でもモデル地区と言われるような取り組みをすべきではないかということ提言しました。つまり、子育て特区みたいな、名称は別として、沖縄県が子育てに特に力を込めているのだという施策の展開が必要だと思っています。一般質問でも申し上げましたが、人口減少が顕著に進んでいると。沖縄県は、あと10年ぐらいまでは人口が伸びて、そしてピークが来て、その後は減少に転じていくということがもう見えております。そういうことで、沖縄県人口増加計画もつくり、いろいろな施策を皆さんは列挙されていますが、その中で全国的に見ても、沖縄県はよくやっているというものが何かないのかと思いますが、そういう意味ではどうですか。

○金城武子ども生活福祉部長 沖縄県の子育ての中で特徴的なものということですが、特区制度について委員から本会議で質問がございました。沖縄県で現在やっていることは、国家戦略特別区域限定保育士試験です。これは現在、本県を含めて4県で実施するというようになっております。

○嶺井光委員 何か余りインパクトはないですね。

人口減少に伴って、国も地方創生策として今取り組んでいますよね。沖縄県の人口増加計画も、それに沿ったものと理解しています。それからしますと、皆さんがこの人口増加計画で掲げている、自然増拡大の取り組みという立派な項目が一応あります。この中でも、婚姻率、出生率の向上、これにある意味目指しております、やはり子供が生まれ、育つ環境をしっかりとつくる、これが一番ではないかと思っています。結婚環境等改善支援事業があります。人口増加計画そのものの所管は企画部だと思いますが、この自然増拡大の取り組み、そして婚姻率あるいは出生率の向上という部分は皆さんの所管ですよ。やはり、若い方々の働き方に問題があって、非正規職員が多いと。職についても、保育士、介護士等でよく指摘される処遇改善の問題や子育てをする皆

さんにおいては、子供の医療費助成など、ある意味切りがないほど支援すべき策があります。これは沖縄県に限らずどこでも言われていることだと思っております。ですから、そういうものにいち早くといいますか、沖縄県ではこれだけ力を込めてやっているのだという、ある意味際立った政策をやる考えはないのかということが、私の提言の特区なるものという考えなのですが、いかがですか。

○金城武子ども生活福祉部長 特区制度を導入するとした場合に、その特区を導入することで有効な施策といえますか、それにつながるような特区、そういうものがあれば、我々としても特区制度の活用を検討していきたいということですが、今のところ具体的な特区としては、先ほど申し上げました、地域限定保育士の部分がございます。この規制緩和の流れの中で最近の動きとして、都市公園内における保育所の設置というのが、いろいろと出てきております。そういう意味での都市地区での活用の可能性、そういうことも市町村等含めて議論する中で、その辺の方向性も確認をして、有効な施策ということであれば、当然県としても特区制度を導入していろいろな取り組みをしてまいりたいと考えております。

○嶺井光委員 何か思いががみ合っていない感じがしています。今おっしゃった、都市地区で公園のそばでやる、狭いスペースでもできるということは知っています。それに加えて、もっとインパクトのあることはできないのかということを考えているのです。例えば、地方創生担当大臣が出した政策がありますよね。皆さんの手元に行っていますか。質問取りに来たときには一応見せました。これにも書いているように、地方創生そのものが日本の創生だと言っています。地方が元気になること、地方の活力をしっかり支援するという施策を政府は出しています。こういう地方の政策に対して、財政支援もするという言葉が明確に書かれています。ですから、いろいろなありきたりのメニューを言っておいて済む問題ではありません。ある意味、合計特殊出生率も高い、いい流れがあるものをもっとうまくいい形にできないのかということなのです。こういう国の支援を受ける、規制緩和でいう特区制度でなくてもいいです。沖縄県はこういうことをやっている。待機児童対策で横浜方式でしたか、どこ方式ということがよく出ましたよね。沖縄方式なるものやってみようという、こういう大きな気概はないのですかということ聞いています。

○金城武子ども生活福祉部長 本県の子供・子育て支援の課題といえば、大きくはやはり保育所入所待

機児童の解消。そのためには、保育士の確保という課題がございます。そういう大きな課題を今おっしゃるように、地方創生、いろいろな特区、それに伴う交付金制度もございます。我々も内部で可能性としてどういうことができるかについては、現在検討をしているところでございます。

○嶺井光委員 もう少し踏み込んで頑張ってみようという決意を聞きたいと思っております。それが子ども生活福祉部長の言葉からは感じられず、残念です。確かに、待機児童の問題など、いろいろ頑張っていることはわかります。やはり、若い方々が結婚にありつけるような環境をつくる。こういうことを沖縄県人口増加計画で掲げています。ただ、具体的に、こういう部分というのは見えないと思っております。以前は、出会いの場づくりを企業がやっている時代がありました。今は自治体でもこれやっているとたくさんあります。皆さんもそういう意味で、こういう項目があるのだろうということは理解しておりますが、それが具体的に見えないという感じがします。そういう意味では、結婚環境等改善支援事業という部分を、もう少し目に見える形で頑張ってもらいたいと思っております。同じ答弁しかこないでしょうから、もっと踏み込んだ検討をぜひやってもらいたいと要望をしておきます。

それからもう一つ。老人福祉の問題ですが、特別養護老人ホーム―特養ホームの整備状況と、入所希望者の現状、待機等があると思っておりますが、それをお願いします。

○上地幸正高齢者福祉介護課長 平成26年10月末の施設入所の必要性が高い要介護3以上の入所申込者は751人ですが、これに対し平成29年度までに1074床を増床することとしています。

○嶺井光委員 これは7月に狩俣委員が資料要求をして、出してもらいました。この数字を確認しておりますが、今、第5期計画が進んでいるわけですが、第6期計画で今おっしゃった数字の解消になるわけですね。ここには特養ホームは入っていませんが、この地域密着型特養ホーム、認知症高齢者グループホーム等々で間に合うということでしょうか。

○上地幸正高齢者福祉介護課長 沖縄県高齢者保健福祉計画は、保険者である市町村がサービスの見込み量等を勘案して策定する、市町村介護保険事業計画等を取りまとめたものとなっております。市町村においては、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい暮らしを続けていけるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される、地域包括ケ

アシシステムの構築を推進しており、より地域に根差した事業者の設置を進めていきたいとの意向が、地域密着型特別養護老人ホームの創設という形で、当該計画に反映されているものと理解しております。県としましては、地域の実情をより詳細に把握している市町村の施策計画を尊重し、支援していきたいと考えております。

○嶺井光委員 義務教育分で、本県の教職員定数の基礎定数と加配定数をお願いします。

○新垣健一学校人事課長 義務教育分の教員定数でございますが、平成27年度が8410人でございます。学校職員の条例定数の内訳を申し上げますと、平成27年度の小・中学校の定数で、本則の定数が8538人、加配定数が832人となっております。そのほかに県単定数が54人ございますので、トータルで9424人といった状況でございます。

○嶺井光委員 加配定数ですが、例えば、3年ぐらい前から見て、どう数字が動いていますか。

○新垣健一学校人事課長 平成25年度は加配定数が849人でした。それが平成26年度が845人、平成27年度が832人という状況でございます。

○嶺井光委員 余り変化はないと見ていいと思いますが、特別な課題への対応に充てられると理解しております。この特別支援に係る児童・生徒の普通学校への就学の推移といたしますか、それはふえる傾向にあるのか、どうなのか。その辺はいかがですか。

○新垣健一学校人事課長 小・中学校における、特別支援の学級数で申し上げますと、平成22年度の444学級が、平成23年度には473学級の29増、平成24年度には517学級の44増、平成25年度が566学級の49増、平成26年度が626学級の60増、平成27年度が680学級の54増となっていて、この5年程度で200ほど学級数がふえている状況です。

○嶺井光委員 これだけ学級数がふえていると、児童・生徒数もふえているということになりますが、この加配定数はこういう課題に対する加配ですので、先ほどの加配定数がほとんどふえていない、やや減る傾向にあるということは、この実態に逆行すると思います。そういうところを訴えて、加配定数をしっかり確保することが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○新垣健一学校人事課長 小・中学校における特別支援学級については、学級編成基準に基づきまして、8名を基準に1学級設置できることになっておりますので、いわゆる基礎定数の中で学級を設置されるものでございます。ですので、特別支援学級の数がふえれば、それに対応して基礎定数がふえるという

ことでございます。いわゆる加配定数については、基礎定数とは別に当該年度の予算措置で政策目的を実現するために、文部科学省で措置をされておりまして、本会議で答弁しましたが、平成28年度の文部科学省の概算要求の内容で言いますと、少人数指導による指導の充実等の教育環境整備で1090人ほか、小学校における専科指導の充実や、いじめ、不登校への対応、あるいはチーム学校推進のための教育環境の充実ということで、トータルで現在、3040人の定数増を概算要求の中に盛り込んでいるところでございます。本県におきましても、少人数指導の工夫や、生徒支援など、そういった形の加配を措置しているところでございます。

○呉屋宏委員長 以上で、子ども生活福祉部長及び教育長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、明 10月21日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時46分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏

平成27年10月20日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

土木環境委員会記録

(第 1 号)

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成27年10月20日（火曜日）
午前10時1分開会
第3委員会室

出席委員

委員長 新垣良俊君
副委員長 仲宗根悟君
委員 具志堅透君 中川京貴君
新里米吉君 新垣清涼君
奥平一夫君 前島明男君
金城勉君 嘉陽宗儀君
新垣安弘君

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長 末吉幸満君
土木総務課長 宜野座葵君
技術・建設業課長 津嘉山司君
道路街路課長 上原国定君
道路管理課長 古堅孝君
海岸防災課長 赤崎勉君
港湾課長 我那覇生雄君
空港課長 多嘉良斉君
都市計画・モノレール課長 宜保勝君
下水道課長 下地栄君
住宅課長 佐久川尚君
住宅課副参事 比屋根勉君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成27年第7回議会認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 2 平成27年第7回議会認定第5号 平成26年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 3 平成27年第7回議会認定第7号 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 4 平成27年第7回議会認定第13号 平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

- 5 平成27年第7回議会認定第16号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 6 平成27年第7回議会認定第17号 平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 7 平成27年第7回議会認定第18号 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 8 平成27年第7回議会認定第19号 平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について



○新垣良俊委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成27年第7回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第7号、同認定第13号、同認定第16号から同認定第19号までの決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算の概要について説明を求めます。

末吉幸満土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 平成26年度土木建築部の一般会計及び下地島空港特別会計ほか6特別会計の歳入歳出決算について、お手元の平成26年度歳入歳出決算説明資料で御説明いたします。

1 ページをお開きください。

土木建築部の歳入総額は、予算現額1633億2875万4945円に対し、調定額1109億2003万1238円、収入済額1096億6572万5036円、収入未済額11億5716万4645円であり、収入済額の調定額に対する割合は98.9%となっております。

2 ページをお開きください。

歳出総額は、予算現額1745億1959万3953円に対し、支出済額1158億6939万7174円で、支出済額の予算現額に対する割合、いわゆる執行率は66.4%となっております。

繰越額は549億344万8905円で、繰越率は31.5%となっております。

不用額は37億4674万7874円となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページをごらんください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額1406億8053万1507円に対し、調定額904億6060万3810円で、収入済額892億7966万8217円、収入未済額10億8379万4036円であり、収入済額の調定額に対する割合は98.7%となっております。

また、不納欠損額は9714万1557円となっております。

収入未済の主なものを款別に見ますと、(款) 使用料及び手数料の収入未済額が7億5502万1790円で、県営住宅使用料の家賃滞納による未収金等であります。

4ページをお開きください。

(款) 諸収入の収入未済額は3億2506万1700円で、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

次に、不納欠損額は、(款) 諸収入の9714万1557円で、主なものは県営住宅の損害賠償金が除斥期間の経過により債権が消滅したもの等であります。

5ページをごらんください。

歳出は、予算現額1518億7137万515円に対し、支出済額973億1711万363円で、執行率は64.1%となっております。

繰越額は511億8760万7295円で、繰越率は33.7%となっております。

不用額は33億6665万2857円となっております。

繰り越しの主な理由としましては、用地の取得難や関係機関等との調整のおくれ等であります。

また、不用額は、モノレール関連事業において用地の取得が難航したこと等による不用が主な理由となります。

引き続き、特別会計の決算について御説明いたします。

7ページをお開きください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額4億364万7000円に対し、調定額3億9357万4672円で、収入済額も調定額と同額であります。

8ページをお開きください。

歳出は、予算現額4億364万7000円に対し、支出済額3億9266万5193円で、執行率は97.3%となっております。

不用額は1098万1807円となっており、その主な理由は、人事異動等による人件費の執行残であります。

9ページをごらんください。

下水道事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額174億4609万2164円に対し、調定額152億6638万3753円で、収入済額152億1460万3円、収入未済額5178万3750円であり、収入済額の調定額に対する割合は99.7%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

11ページをお開きください。

歳出は、予算現額174億4609万2164円に対し、支出済額は140億2533万3898円で、執行率は80.4%となっております。

繰越額は31億1743万6460円で、繰越率は17.9%となっております。

不用額は3億332万1806円となっております。

繰り越しの主な理由は、宜野湾浄化センターにおいて、工事箇所に硬い石灰岩があり、掘削工事が難航し、前工事である汚泥処理棟築造工事におくれが生じたことにより、関連工事の着工がおくれたこと等でありませう。

不用の主な理由は、委託料及び工事請負費の入札執行残、人事異動に伴う人件費の減、薬品購入の入札差金等であります。

12ページをお開きください。

宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額5億2477万3274円に対し、調定額5億8499万7494円、収入済額5億7308万5493円、収入未済額1191万2001円であり、収入済額の調定額に対する割合は98.0%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

13ページをごらんください。

歳出は、予算現額5億2477万3274円に対し、支出済額が5億2133万9149円で、執行率は99.3%となっております。

不用額は343万4125円となっております。

不用の主な理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

14ページをお開きください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額5億8479万5000円に対し、調定額4億4272万8264円、収入済額4億4034万1056円、収入未済額238万7208円であり、収入済額の調定額に対する割合は99.5%となっております。

収入未済の理由は、施設使用料の滞納による未収であります。

15ページをごらんください。

歳出は、予算現額 5 億8479万5000円に対し、支出済額が 3 億9371万3082円で、執行率は67.3%となっております。

繰越額は 1 億8961万9000円で、繰越率は32.4%となっております。

不用額は146万2918円となっております。

繰り越しの主な理由は、西埠頭 2 棟目となる上屋整備の実施設計において、基礎の設計等に不測の時間を要したことであります。

不用の主な理由は、委託料の入札執行残等によるものであります。

16ページをお開きください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額32億48万3000円に対し、調定額 32億8665万1012円、収入済額32億7936万3362円、収入未済額728万7650円であり、収入済額の調定額に対する割合は99.8%となっております。

収入未済の理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

17ページをごらんください。

歳出は、予算現額32億48万3000円に対し、支出済額が27億3706万5299円で、執行率は85.5%となっております。

繰越額は 4 億878万6150円で、繰越率は12.8%となっております。

不用額は5463万1551円となっております。

繰り越し理由は、浮き棧橋の工法検討に時間を要したこと等であります。

不用の主な理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

18ページをお開きください。

駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額 1 億3860万8000円に対し、調定額 1 億3570万8337円で、収入済額も調定額と同額となっております。

19ページをごらんください。

歳出は、予算現額 1 億3860万8000円に対し、支出済額が 1 億3569万1302円で、執行率は97.9%となっております。

不用額は291万6698円となっております。

不用額の理由は、委託料及び工事請負費の入札執行残等によるものであります。

20ページをお開きください。

最後に、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明いたします。

歳入が、予算現額 3 億4982万5000円に対し、調定額 3 億4938万3896円で、収入済額も調定額と同額であります。

21ページをごらんください。

歳出は、予算現額 3 億4982万5000円に対し、支出済額が 3 億4647万8888円で、執行率は99.0%となっております。

不用額は334万6112円となっております。

不用の理由は、公債費の利率が予算編成時の想定利率より低かったことによる利子償還金の減であります。

以上で、土木建築部の歳入歳出決算の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣良俊委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項について（常任委員会に対する調査依頼について）（平成27年9月11日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 ページ番号が探しづらいのですが、海岸防災課の件費等で、埋立承認に係る審査に当たっての質疑を二、三させていただきたい

と思います。

まず1点目に、その埋立承認の審査に当たって、平成26年当時のことでもありますけれども、その承認の示唆が前知事あるいは副知事等からあったのかどうか伺います。

○末吉幸満土木建築部長 当時の審査の中におきまして、審査担当者は審査基準に対する考え方のもとで予断を持つことなく審査を行ったものでありまして、審査過程におきまして前知事、副知事から承認の示唆があったものではございません。

○具志堅透委員 次に、取り消しの起案は土木建築部で行っておりますか。

○末吉幸満土木建築部長 普天間飛行場代替施設建設事業に係る問題につきましては、その事務を一元的に処理する組織として、辺野古新基地建設問題対策課が平成27年6月1日付で設置されております。同課が策定する対応方針に基づき、この事務の処理を行うものとされております。当該事業に係る公有水面埋立承認取り消しに係る具体的な手続につきましては、公有水面埋立法に基づく埋め立ての承認、免許に係る事務を所掌している土木建築部及び農林水産部のうち、土木建築部が代表して行ったものでございます。

○具志堅透委員 翁長知事は、法的な瑕疵があると判断し、取り消しをしたと述べております。一般的な法律の瑕疵とはどういうことですか。

○末吉幸満土木建築部長 行政行為は法律に従って行わなければならないいわゆる法律の留保と言われているものであることから、法令に違反していること、法令で定める要件を満たしていないことが一般的な法的な瑕疵ということで文献等に書かれています。

○具志堅透委員 埋立承認をするに当たって、皆さんは審査基準にのっとって適切に審査を行ったものと私は理解をしております。また、当時の皆さんの答弁を見てもそのように答えております。そのことに関しては間違いありませんか。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申しあげましたように、当時、私どもの審査スタッフは審査基準にのっとって適切に審査したということで理解しております。

○具志堅透委員 適切に審査した結果、承認基準に適合しているということを前知事に説明し、承認をしたわけでありませぬ。それは間違いありませんか。

○末吉幸満土木建築部長 私どもはそういうことで判断しまして知事にお伝えし、知事が承認したとい

うこととございます。

○具志堅透委員 翁長知事がおっしゃる瑕疵云々の中で、どの検証プロセスに瑕疵があったのかを確認したいと思います。

○末吉幸満土木建築部長 当時の審査は、審査基準に対する考え方のもとで予断を持つことなく慎重かつ丁寧に審査を行いまして、担当者としての責務を果たしたものと考えております。しかしながら、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関する第三者委員会—第三者委員会からは埋め立ての必要性や環境保全措置等について、さらに考慮すべき事項を指摘されたところであり、審査における考慮が足りなかった、気づかなかった点があったという点に問題があったということで考えております。

○具志堅透委員 考慮すべき事項が指摘をされ、考慮が足りなかったと。埋め立ての必要性、あるいは環境保全措置についてさきの百条委員会等でも答弁をされております。例えば埋め立ての必要性については、会議録を見ますと、當銘前土木建築部長が、「普天間飛行場の代替施設として埋め立て及び飛行場の建設ということでございます。審査結果を見ましたら、普天間飛行場のそういった危険性の除去、あるいは沖縄国際大学でのヘリの墜落とかというようなことが書かれてございますし、また、今回のV字型滑走路によって住宅地上空の飛行が防げるなど、埋め立てによってそういった必要性があるというような記述をしたところでもあります。」というように答弁をしております。また、この環境保全についても、「懸念が払拭できないことのみをもって、不適合とすることはできないという法的な判断をさせていただきました」。これも當銘前土木建築部長です。末吉現土木建築部長も当時は統括監だと思っておりますけれども、「当然事後調査をする、あるいは環境を監視する、さらに専門家等の助言、意見をいただいて適切に処置して行うことで、私どもは現段階で環境保全対策が講じられているということで判断をさせていただいております。」というように、これは私は考慮すべき事項の中で考慮が足りなかったということではないのかと。実際に皆さんはこれを審査して、しっかりと答弁もされておりますし、その辺はどういう見解を持っていますか。それは考慮していないということであれば、百条委員会で偽証したのかという感じも受けますけれども、どうですか。

○末吉幸満土木建築部長 当時、私どもはみずからが持っている知見、知識の中で、先ほど具志堅委員が言われたようなことで判断しまして、私も、そし

て前土木建築部長も百条委員会で答弁させていただきました。それに対しまして、今回設置されました第三者委員会の中において、まだまだ我々が追求できなかったところがあったのではないかということ指摘されまして、我々としても先ほど申し上げましたように、考慮が足りなかったのかということで反省したところがございます。

○具志堅透委員 第三者委員会から瑕疵があったとの報告を受けて改めて精査したと今もおっしゃっておりますけれども、その結果瑕疵があると認めただけでありますね。今も答えておりますので、それによろしいですか。

それでは、次に環境保全について伺います。県内では、現在、泡瀬の埋め立てや那覇空港第2滑走路の埋め立てなどが進行中であります。いずれも環境監視等委員会を設置して、環境の専門家の意見や助言を踏まえつつ、埋め立てを実施しています。工事中に想定していなかった稀少種が発見されることもありました。その都度、専門家の意見を聞きながら適切に対応していると聞いております。環境アセスメントにおいて、十分な予測、評価、環境保全対策を計画しても、そこにはある程度の不確実性が必ず存在するのではないかと思います。県は環境保全を行うに当たって、土木建築部として不確実性があることを認めますか。どうですか。

○末吉幸満土木建築部長 どのような事業でも同じだと思いますけれども、事業の実施に伴う環境影響の調査、予測、評価及び環境保全措置の検討に当たっては、科学的知見の限界などにより予測の不確実性、環境保全措置の効果の不確実性を伴うものと考えております。そのため、事後調査を実施して、環境保全措置の内容に随時反映していくことが、このような自然環境では特にあったのではないかと思います。

○具志堅透委員 そうなのです。全てを100%予測、評価できないわけで、こういった不確実性があるからこそ、工事中にも環境監視委員会の意見と助言を聞いて環境保全対策を実施しているということではありませんか。環境監視委員会を設置することは、現時点でとり得る環境保全対策を講じていることにはなりませんか。

○末吉幸満土木建築部長 環境監視等委員会の設置だけでは環境保全措置が十分であるということはないと思いますけれども、承認当時の判断としては、その時点で、現段階でとり得ると考えられる措置が講じられていると判断し、留意事項を付すことでその実効性を確保することにしました。しかしながら、

第三者委員会からは、専門家の意見、助言を踏まえて改めて判断するなど曖昧な表現が多いと指摘されたところでもございまして、専門家の意見を聞いて環境保全対策を詳細に検討するとしていることそのものが承認の要件に適合しないということではなく、承認出願の時点で事業者として可能な限りの検討を尽くし、一定レベルの具体的な内容を示すべきであったものと考えております。

○具志堅透委員 環境保全に関する取り消し理由の中で、定性的な評価を否定しているように思います。そして定量的評価を行っていないことが理由として挙げられております。公有水面埋立法の中で、どの部分に定量的評価が義務づけられているか伺います。

○末吉幸満土木建築部長 環境影響評価の指標等について定めている省令、県条例では技術指針というものがございます。それでは予測の基本的な指標について定量的に把握する手法を選定することとされております。しかしながら、ただし書きで、定量的な把握が困難な場合にあっては定性的に把握する手法を選定するものとされております。動植物や生態系への影響の予測については幾つか定量的に予測手法があるものの、定量的に予測することが難しく、定性的に予測することが一般的であります。そのため承認当時、県としては自然環境への影響の予測、評価については定性的な手法でも問題ないと判断したところがございます。

○具志堅透委員 ですから、定量的な判断、予測というものはかなり難しいのです。どういうことが起こるかということがわからない、新たな発見があるかわからないということで、定性的な手法をとっても問題ないと皆さんも判断をしているわけでありませぬ。そこで、泡瀬と那覇空港第2滑走路について定量的な評価を行ったのか、それとも定性的で行ったのかということをお伺いしたいと思います。

○末吉幸満土木建築部長 泡瀬埋立事業や那覇空港の滑走路増設事業においても、動植物や生態系の影響について定量的な評価を行っておりません。予測の基本的な手法は定量的に把握する手法を選定することとされていますが、先ほど申し上げましたように、定量的な把握が困難な場合にあっては定性的に把握する手法を選定するとされております。これらの事業においても事業特性や自然環境の状況、その当時の最新の科学的知見などを勘案した上で定量的な把握が困難と判断されたものと理解しております。

○具志堅透委員 定量的な把握が困難な場合にあっては定性的に把握する手法をとっても構わないというものは、これは公有水面埋立法に記されていると

いうことで解釈してよろしいですか。

○末吉幸満土木建築部長 「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針等を定める省令」がございませぬ。また、県におきましては、沖縄県環境影響評価技術指針の中で予測の基本的な手法を定めております。

○具志堅透委員 公有水面埋立法の規定自体が定性的な表現となっていると思っております。その基準に適合しているかどうかということは、これまでの埋立審査の実績や行政の裁量に委ねられている部分もあります。知事がかかわったからといって、知事の裁量によって従来適合と判断していたものを、不適合で取り消しという判断をしている。これは法的な瑕疵に当たるのか、その辺を伺います。

○末吉幸満土木建築部長 各分野の専門家で構成される第三者委員会の検証結果の報告を受け県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったものと考えております。

○具志堅透委員 翁長知事は、沖縄防衛局の環境保全策などに不備があったとしています。しかし、仮に不備があったならばその部分を直せばよいのではないかと思っております。それが常識的なやり方であって、いきなり承認を取り消してなかったことにするというは全く普通ではないと思っております。仮に不備があっても直してもらって、結果として正しくなった。そういう状態を法的には瑕疵の治癒と言う。法的にも、もし過ちがあったとしても取り消してなかったことにするのではなく、不備のある部分を直してもらえばいいということが原則になっていると思っております。その辺のところはどうですか。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申し上げましたように、第三者委員会の検証結果を踏まえて県として精査したところ、承認には取り消すべき瑕疵があったということで、事業者に対してそれに対する意見を聞くという手続をやりました。事業者は、一応、聴聞にかかわる意見書を出して反論していますので、そういうことでまた今後の展開が出てくるかと思っております。

○具志堅透委員 非常に苦しい答弁は私もよく理解しますが、そこはそこで正しながら、直していきながらやっていくことが原則だろうと私は思っています。いきなり取り消しとは極めて乱暴である。なぜそのような手段をとったのか、知事の会見や取り消し通知を見

ても、第三者委員会の報告を読んでも、今のところひとつも説明されていない。過ちが大き過ぎれば直すことができないと言わんとしているのでしょうか。埋め立ての必要性や環境保全において、余りにも重大な瑕疵があったので、いかなる方法をとっても治癒が不可能であるから取り消したということが知事の主張であるのか、これは確認しなければなりません。知事が瑕疵を理由に、一足飛びに取り消しという無理な手法に踏み切った。その法的な論理の裏づけはどのようなものなのか説明できますか。これは知事に確認しないといけないと思います。委員長、この辺のところは土木建築部に聞いても答弁できないと思いますので、要調査事項で決算特別委員会で知事の招聘をして、知事に直接そういったところを確認したいと思っておりますので、取り計らいよろしく願います。

○新垣良俊委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として提起したいということでありますので、提起する理由について簡潔に御説明をお願いいたします。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 先ほど確認した、埋め立てに重大な瑕疵があるというところの確認が、知事のこれまでの会見、あるいは第三者委員会の報告書を見てもなかなかとれないです。先ほど聞いても、重大な瑕疵と思えるのか、私ははなはだ疑問なのです。その辺のところを知事に直接確認をとりたいと思っております。

○新垣良俊委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほどの具志堅透委員と少しかぶりますけれども、確認事項等も含めてお聞きしたいと思っております。

これは環境部ともまたがりますけれども、土木建築部で答えられる部分で結構です。環境保全について、土木建築部も現在、泡瀬の埋め立てや那覇空港第2滑走路の埋め立て、そして辺野古も、環境部も含めて埋立工事に当たっての法律は一つだと思っております。その件について土木建築部の見解をお伺いします。

○末吉幸満土木建築部長 そのとおりでございます。

○中川京貴委員 その結果、工事中に想定していなかったいろいろな希少種また希少動物が発見され、それを専門家の意見を聞きながら適切に対応していくと土木建築部もそう答弁しておりますし、環境部

もそう答弁しておりました。十分な予測、評価、環境保全を含めた上で不確実性が必ず存在しますと。それを全てクリアしながら土木建築部も進めていきたいと、当時はそのように答弁していましたが、それは間違いないですか。

○末吉幸満土木建築部長 間違いございません。

○中川京貴委員 そこでお伺いしたいのですけれども、なぜ那覇空港、また泡瀬埋め立て、辺野古においても環境部は一貫して、百条委員会も含めてこのスタンスは変わらないのですけれども、土木建築部が埋立工事に法的な瑕疵あるという部分はどの部分なののでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 公有水面埋立法第32条で、免許を取り消すことができる規定が設けられています。しかしながら、同法第42条第3項において、当該規定は承認の場合については引用されておられません。本件の埋立承認については法的に取り消すべき瑕疵があると認められたため、知事の職権により本件埋立承認を取り消したものであります。

○中川京貴委員 一般的に、行政手続法第4条第1項に基づいて取り消しをすることは免許の取り消しであって、埋め立てを取り消すこととは違うのでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 行政手続法の第4条第1項において、国の機関等が固有の資格等における不利益処分は同法の適用除外があります。

○中川京貴委員 行政手続法第4条第1項に基づいておられますか。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申し上げましたように、本件の埋立承認については法的に取り消すべき瑕疵があると認められたため、知事の職権により本件の埋立承認を取り消したものです。

○中川京貴委員 土木建築部長の答弁で言っていましたように、知事の職権で取り消しをしたという答弁で理解してよいですね。

○末吉幸満土木建築部長 私どもはそういうことで起案させていただいております。

○中川京貴委員 御承知のとおり、ぜひ皆さんに聞いていただきたいことは、去年、県議会で現与党—その当時は野党の皆さんからいろいろな質疑が出ました。当時の議事録を見ていただければわかると思いますけれども、百条委員会や土木環境委員会の中で、県の職員に対していろいろな質疑が出た中で、最終的には環境部は環境部としての調査を報告する、土木建築部は土木建築部としてしっかり法律にのっとって仕事をしたものだと理解しております。その結果、最終的判断は全て最高責任者である仲井眞知

事が法律にのっとって結論を出したということで認識しております。しかしながら、今回は政権が変わり、いろいろな瑕疵が出てきたということで埋立承認の取り消しが出てきましたけれども、私はその責任は仲井眞前知事であり、翁長現県政のもとでは翁長知事の責任だと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 私どもも最初に承認したとき、当然、海岸防災課のスタッフと私どもは前土木建築部長といろいろ議論しながら、そういうことで基準に適合してんだろうと判断しまして、最終的には知事に承認をいただいたと。知事が決裁を押さなければ物事は進みません。知事が最終判断ということはそのとおりでございます、今回の取り消しについても同じような状況だと理解しております。

○中川京貴委員 先ほど具志堅委員からいろいろ質疑が出ておりましたし、答弁も聞いておりましたけれども、やはり基本的には環境保全対策について問題があってもこれまで進めてきたわけです。その証拠に、那覇空港でも、泡瀬埋立事業についても、環境に問題があってもその都度対処しながら事業を進めてきた経緯があります。しかし、この2件は何ら問題がありません。辺野古だけに問題が集中しているのは基地をつくるからですか。基地でなければいいのでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 埋立事業の必要性、理由はそれぞれさまざまだと思います。さまざまな理由の中で、私ども土木建築部の中では公有水面埋立法とか審査基準に基づいてやりますし、その都度、環境部にもいろいろ質問をしながらさせていただいています。場所によって状況は異なると思います。条件は違いますが、基地があるからどうのこうのということではなかならうと思っています。

○中川京貴委員 ただいま土木建築部長が答弁したとおりだと思っています。環境保全対策についても、いろいろな見解や判断が異なるだけで、法的な瑕疵については何も指摘していない。知事がかわったからといって継続的な行政が進まないのは、法的な取り扱ひまで変えることは間違っていると思っています。今回の承認取り消し処分は違法であり無効であると考えています。そういった意味では、土木建築部長の答弁では3つの埋立事業については法律にのっとってやっている。しかし、これは知事の判断によって取り消しをしたので、ぜひ知事と呼んで、要調査事項として確認したいと思っています。委員長、諮ってください。

○新垣良俊委員長 ただいまの質疑につきましては、

要調査事項として提起したいということでありますので、提起する理由について簡潔に説明をお願いいたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 先ほど土木建築部長が答弁していたとおり、法律にのっとって全てを行っている。しかし、仲井眞前県政のときは、その環境問題一泡瀬、那覇空港、辺野古を含めて、環境問題も指摘がありましたけれども、その都度、環境もクリアしながら事業を進めていこうとやってまいりました。法律にのっとってやっていたはずであります。土木建築部長も当時は法律にのっとって事業を進めていたはずですが、しかしながら今回は、知事の判断によっていろいろ瑕疵があると指摘されていますけれども、これも見解の相違があります。そういった意味では、要調査事項として知事と呼んで確認したいと思っております。

○新垣良俊委員長 ただいまの提起のありました要調査事項の取り扱いについては、明 10月21日の委員会において協議します。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 土木費、よろしいでしょうか。先ほど土木建築部長が答弁しておりましたけれども、土木費は繰り越しました。執行率についても答弁しておりましたけれども、毎回そういう執行率を含めて出ていますが、主な大きな事業がありましたら。

○宜野座葵土木総務課長 繰越額の増加の大きい一般会計の状況についてお答えいたします。

お手元に配付しています、平成26年度歳入歳出決算資料の5ページをごらん願います。

一番上の中ほどにありますように、土木建築部の執行率は64.1%となっており、前年度と比べて1.7%低下しております。また、翌年度繰越額については511億8760万7295円となっており、前年度と比べて92億6139万2780円増加しています。

御指摘のように、執行率が悪くなっている項目について、(目)別で御説明します。

(目)の最初にあります土木総務費の繰越額は127億3758万1590円で、これは全額が市町村が実施する沖縄振興公共投資交付金—いわゆるハード交付金—となっています。繰り越しの主な理由は、市町村事業におきましても県と同様、用地取得難による年度内執行ができなかったことなどによります。

次に、中ほどにあります(目)道路維持費の繰越額は43億4521万778円となっております。その主な内容としましては、橋梁補修工事において部材の劣化、損傷等状況変化が見つかり、設計変更時間に要し

たことなどによります。

その下の(目)道路新設改良費の繰越額は96億818万9439円となっております。その主な理由としては、用地買収の交渉において補償額に対する不満等があり、用地取得が遅延したことなどによります。

次に、6ページの上から3行目の(目)港湾建設費の繰越額は39億4410万1063円となっています。その主な理由としては、台風等の気象条件によって工程におくれが生じたことなどによります。

中ほどにあります(目)街路事業費の繰越額は93億8785万8715円となっております。その主な理由としましては、モノレール関連事業の用地取得において補償物件の地区外再築に時間を要したため物件の解体がおくれ、それに伴い工事着手がおくれたことなどによります。

これらの理由などによりまして、繰越額がふえて執行率が低くなっているという状況であります。

○中川京貴委員 もう一点は、中城湾港マリンタウンについて、先ほど土木建築部長が説明していただきましたけれども、今回ほとんどが仕上がって、課題といえますか、いろいろ問題点がありましたら。

○我那覇生雄港湾課長 中城湾港マリンタウン特別会計に関する予算状況ですけれども、現在、与那原マリーナ等を整備しております。平成27年度では整備が終わります。この前の土木環境委員会においても、マリーナの位置づけであるとか、指定管理者に管理させることについての条例改正を行いました。今、来年の4月にこのマリーナが供用できるように、これから応募をかけた指定管理者を選定して、2月議会ではその指定管理者の承認を受けるということに、今、取り組んでおります。

○中川京貴委員 我々土木環境委員会も視察調査で横浜ベイサイドマリーナの視察もしましたけれども、やはり使い勝手のよい—指定管理ももちろんそうですけれども、向こうは第三セクターでやっておりました。指定管理だと投資がなかなかできないと。会社や施設に対していろいろな投資ができないという欠点がありましたので、メリット、デメリット含めて県としては地元の使い勝手のいいような取り組みをしていただく。これは土木環境委員会でも前に指摘しましたけれども、沖合の台風被害対策の防波堤、それも船を係留したまま、今の防波堤のままで大丈夫なのかと。そしたら、今後もし何かある場合には国庫で対応できると答弁しておりましたけれども、いろいろな課題があると思っておりますが、それを一つ一つ、予測されることは今で調査したらどうかということを、今、聞いていますけれども、いかが

でしょうか。

○我那覇生雄港湾課長 ヨットハーバー内の異常時の静穏度のお問い合わせだと思いますけれども、今回オープンします施設の海上係留部分については、波浪シミュレーション等を実施しまして、異常時であっても大型艇については海上で避泊できるよう、波の高さを抑えるような施設一波除堤や防波堤も含めて整備しております。ただ、供用後におきまして、例えば予想を超えるような台風が来て、何かしら不都合が生じた場合等については、9月議会でも答弁させていただきましたが、適切に対応したいと考えております。

○中川京貴委員 もう一つ、県営住宅の管理について伺いたいと思っています。私は毎回のように土木環境委員会でも一般質問でも取り上げてまいりましたけれども、県営団地の家賃収入未済額についても、先ほど土木建築部長が答弁しておりました。我々土木環境委員会でも、緊急性があるのかと言うと、緊急性があって、新しい人を公正・公平に入居させたいという答弁をしておりましたけれども、そうであるならば、このあいている部屋が一番長いので何カ月あいているのかと質疑をしたら、1年以上あいているのもありました。現在はどうなのでしょう。

○佐久川尚住宅課長 今、空き部屋になっている期間というお話ですが、最長の期間としては2年から3年ぐらいと把握しております。

空き部屋の数につきましては、平成26年度末で607戸となっております。ただ、これにつきましては、政策空き家と言いまして、建てかえの際に一時仮移転をするような空き室も入っていますので、それを除きますと、実質的には138戸と考えております。

○中川京貴委員 138戸でも多いと思っています。我々議会の議決を得るときには、緊急性を要するということが法的な手続をとったはずでありますけれども、2年、3年とあいている理由は何でしょうか。

○佐久川尚住宅課長 先ほど2年ないしは3年というお話をさせてもらいましたが、政策空き家ということで、建てかえ工事にあわせて、その間、空き家にするということで、そういう期間を設定しております。

○中川京貴委員 ノーマルな空き家は何戸ですか。

○佐久川尚住宅課長 72戸でございます。

今、委員からお話がありましたように、通常、退去時には修繕費をお支払いいただきますけれども、それをお支払いいただけなくて退去される方がいらっしゃると思います。そういう空き部屋のことを未完納空き家と言っております。その戸数につきましては

129戸となっております。

○中川京貴委員 未完納空き家が129戸と。それを家賃を滞納して法的に訴えられて出ていった人が修理できますか。新しい人を入れるために、県の総務部と相談しながら、早目に予算をしっかりとって、ちゃんとした利用もして、新しい人を入れたらどうかと質疑したのです。

○佐久川尚住宅課長 129戸が未完納空き家ということで、当然、次に入っていただくように修繕をしなければなりませんけれども、それについては平成26年度に12戸修繕をいたしております。予算の状況で、そういう修繕を行っているということでございます。修繕をして、早目に入っていただくということで県で予算措置をして、立てかえをしておいて、修繕を早急にして入居していただく。一方で、滞納退去された方にはこれまでどおり督促等をやって、その修繕費をお支払いいただくということをやりたいと考えております。

○中川京貴委員 ぜひ、これは土木環境委員会でも附帯決議をつけて、本当に家賃が支払えない方々には家賃の免除、補助をするということをやっているけれども、いまだに該当者が一人もいないということは、現在もそうなのでしょう。

○佐久川尚住宅課長 家賃の免除につきましては、平成25年度に生活保護受給者で、長期入院加療で住宅扶助が打ち切られたという条件であれば、免除という規定も設けております。その他、知事が必要と認める場合には免除もできるのではないかとということで、今、実際、他府県も調査をいたして、その事例以外にも免除規定が適用できるかどうか研究している状況でございます。

○中川京貴委員 県営団地の防音工事についてお伺いしたいのですが、私は一般質問で、県営団地の空調機の取りかえ工事は借家人に1割負担をさせるのではなく、県がやるべきだということを申し上げましたけれども、現在の進捗状況はどうでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 県営団地の防音工事につきましては沖縄防衛局と調整しております。その結果として、今、建てかえを実施している大謝名団地の工事から県が事業主体となるということで了解をいただいております。現在、その調整結果を踏まえて、関係部局との調整を始めているところです。

今、委員から御指摘いただきました建てかえ以外の防音工事一機能復旧工事ということだと思いますけれども、その場合は既に入居者と沖縄防衛局で補助の契約を結ばれていることになるかと思えます。建てかえと先ほどの併行防音工事と少し状況が異な

るものですから、その状況が異なることによる問題点の整理を沖縄防衛局と再度調整していきたいと考えております。

○中川京貴委員 現在、県営団地のクーラーが壊れた場合は、県が修理しますか、借家人が修理するのですか。

○佐久川尚住宅課長 借家人です。

○中川京貴委員 借家人は家賃も払って、既存の施設の修理費まで払うということで、民間はそうではないのです。

○佐久川尚住宅課長 防音工事で入れたクーラーにつきましては、先ほどお話しいたしました沖縄防衛局との契約で入れたということで、そもそも県営住宅にはクーラーは設置しておりませんので、そのクーラーが壊れた場合の修理は、個人負担になると考えています。

○中川京貴委員 沖縄県全ての県営団地のクーラーは、全て借家人負担ということで理解していいですか。

○佐久川尚住宅課長 クーラーの設置は、今、県でいたしておりませんので、入っているクーラーについては、基本的には借家人の方が入れていると考えています。

○中川京貴委員 基本的なことをお聞きしますが、借家人が1割を負担したクーラーは県のものですか、借家人のものですか。

○佐久川尚住宅課長 1割を負担されているということですので、基本的には借家人のものと考えております。

クーラーについては、先ほどお話しいたしました1割負担は、やはり入居者の方がやられていますので、所有という関係では入居者の所有かと思えます。ただ、所有だからそれを持っていかれるということは県としても少し憂慮すべきことかと考えています。こちらからもクーラーについては置いていただくようお願いをするという形で今考えております。少し矛盾するところはございますけれども、それは今後調整していきたいと思えます。

○中川京貴委員 置いていくようお願いするのはなく、法的にこれをとめることはできますか、できないのですか。

○佐久川尚住宅課長 法的には、県はそれはできないと考えています。

○末吉幸満土木建築部長 この件については私もずっと聞いていて、毎回、中川委員と嘉陽委員からお叱りを受けているのを聞いております。新築や建てかえの場合はよくわかります。我々がやることは

簡単ですけれども、例えば引っ越しをされる方のクーラーがどういうものなのか。例えば電球も県営住宅に入るときに全部外してかえるのです。それと同じでいいのかとか。沖縄防衛局から補助をもらって使っているクーラーは我々が備品として、付属施設として与えることができるのではないかとという考えもあります。ずっと議論をしております。そういうことで、我々がそれを建物の中の部屋の付属施設という格好で、我々の持ち物とすることが一番楽ではないかという議論を中でも始めています。ただそのときに、去年やった方あるいは来年やる方、これまでやった方々をどのように同じレベルに置かかど。毎回、1人、2人、3人とやったら大変な話ですと。それを例えば10年前、9年前、8年前と全部統計をとればいいだけのことでですから、そういうものを持って行って、指定管理者にこの人は10年前にやっているから10年更新だとか、あるいは10年以内に修理等があった場合には、10年以内の修理は多分個人負担になると思いますが、我々が更新してあげて、その方のクーラーを県の持ち物にするという手はあるのではないかと議論はずっとやっています。済みませんけれども、もう少し時間をください。今回も宿題ということになりますが、次の11月議会までということは約束できませんけれども、整理はしたいと思っています。

○中川京貴委員 これは、建物は国に申請するときには1カ所、2カ所はほとんどありません。大体やっています。これも一般質問でもやりましたけれども、借家人と契約するのではなく、県が所有者として、防音工事も含めて、空調機も10年後には必ず復旧工事が出ますと。それは県が窓口となって、借家人と契約するのではなくて、県がやるべきだと。1割負担も県がやるべきだということで、土木建築部長、再度答弁をお願いします。

○末吉幸満土木建築部長 1割を県が持つことの妥当性とか、そういうこと含めて勉強させていただきたいと思えます。

○新垣良俊委員長 仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 決算説明資料の中から収入未済額についてお聞きをしたいのですけれども、今回、一般会計決算で10億8000万円余りの収入未済があると。そのうち7億5500万円余りが県営住宅の滞納となっている。あとは談合問題による未収金が3億2500万円余りあるということなのですけれども、財産収入の中で、額は370万円ぐらい一額は小さいと思えますが、不動産売却収入の未済が発生していますけれども、その説明をお願いしたいと思えます。どういっ

た財産で、売却しながら払っていただけない人がいるのか。

○佐久川尚住宅課長 土地の売買代金の未収額となっています。これは土地購入者に対して用地を売買しておりますけれども、今、その購入者の経営状況が悪化をして、回収が困難になっているという状況でございます。場所としましては沖縄市でございます。

○仲宗根悟委員 今、困難ということなのですが、370万円余りはもう回収不可能に近いということでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 今、土地購入者とも鋭意調整をしまして、納めていただくよう説得はしておりますけれども、最悪の場合は、裁判等も含めて回収する努力をしたいと考えております。

○仲宗根悟委員 談合問題で生じている未収金ですが、見てみたら臨時的に入って収入済額で上げている額があるので、この見通しといいますか、回収そのものも年次的に分けて行っている状況なのか。未収になっている状況、どういった形で回収に取り組まれているのか、その辺の説明をお願いします。

○宜野座葵土木総務課長 現在、談合に関する債権としては6億5813万8256円残っております。そのうち4億2289万9275円については既に調停した企業が最長5年間の延長をしております、残りの2億3477万2655円が現在未収となっております。未収となっている内容としましては、破産手続中の企業や事業停止になっている企業がございまして、回収としては厳しい状況にありますけれども、鋭意、回収に努めている状況です。

○仲宗根悟委員 回収は難しい状況ですが、いろいろ策を練りながら求めていきたいというのが、県の今の姿勢ですね。

○末吉幸満土木建築部長 解散とか、破産手続中の業者もございます。あるいは事業停止になっている企業とかもございますけど、そういう企業に対しても、随時法的な手続状況、処理状況等を当然把握していかなければならないと思っています。当然、代表等の債務者の所在の確認なども、我々は状況調査の上やっつけていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 あと、家賃収入の滞納分についてです。説明資料の3ページに7億5500万円余りが収入未済額としてあって、その横に不納欠損が出ていないのか。そのような見方しかできないのですけれども。あと、この3ページの中では、時効が発生して、不納欠損に至ったのが9700万円余りありますというの、また、諸収入で区別をしているというこ

となのですけれども、この見方はそのようなことでよいのでしょうか。土木使用料の欄でけじめをつけるのかなと思ったら、今度は諸収入の中の雑入で不納欠損に起こしてみたり、そのような会計処理の仕方をしているみたいなのですけれども、それでいいのか、その確認だけです。いいか悪いかではなく、確認だけです。

○宜野座葵土木総務課長 不納欠損となっている合計で言いますと、9714万1557円が不納欠損となっております。そのうち、大きなものが県営住宅の損害賠償金で、除斥期間の経過により債権が消滅したものが7056万3933円となっております。内訳は、(目)雑入の8514万5274円に入っています。それから、違約金及び延納利息の1199万6283円につきましては、談合違約金の訴訟上の和解が成立して、当初の損害賠償金から和解後の債権額を除いた額を不納欠損処理として整理したものです。

○仲宗根悟委員 説明資料と皆さんが心配した部長読み上げ文を当てはめて見てみますと理解はしませんけれども、(目)を見たら7億円余りの不納欠損がないわけですから、この会計はどうかと思って、確認だけです。収入未済額は結構です。

あと、地域の課題で県道6号線の渋滞対策。平成25年度決算審査の中でも、皆さんのこれからの方向性や渋滞緩和についての質疑の中で、いろいろと進めているというお話がありました。恒常的な渋滞が発生している交差点付近であります。その点についてどういった考えを持っているかお聞きします。

○上原国定道路街路課長 読谷村においては、ことし4月に村道中央残波線が開通しました。また、沖縄西海岸道路の一部区間であり読谷道路の整備も進められているところでございます。しかしながら、県道6号線では渋滞が発生しているということで、渋滞対策についてはこれらの道路整備の供用後の交通状況を勘案しながら検討していきたいと考えているところでございます。現在、6カ所の渋滞交差点がありまして、これまで検討を進めてまいりまして対策に取り組んでいるところでございます。特に今年度の対策の一つでありますトリステーション前の交差点につきまして、今年度、右折車線の設置工事に着手することとしております。その他の交差点についても順次対策を図っていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 今、道路街路課長の答弁で、確かにトリステーション前の、これまで非常に長引いていた地主、あるいは商業関係の方々との話し合いの中で、通学路の一角だということで住民から歩

道の設置を強く求められていた箇所です。それが今、今年度で工事が進められて、その工事にあわせて交差点の改良工事もしながら渋滞緩和に努めていくという意味では評価をします。6カ所のうちのまず1カ所ということで。

あと1カ所ですが、県道6号線と県道12号線が交差するJA前の三叉路です。平成25年度決算審査の中で質疑をしましたら、JAの駐車場用地取得を含めた形で読谷村と調整を行いながら進めていきたいということを言っております。その後の進捗といいますか、どういってお話し合いをされて進められているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○上原国定道路街路課長 JAおきなわ読谷支店前の高志保交差点につきましては、現在は、まず短期的な対策としまして、既設道路敷地内に右折車線の確保を図っていきたいという検討をしております。また、用地補償を伴った抜本的な対策については、短期的対策の状況を見ながら、今後の検討と考えております。

用地買収を伴った改良につきましては、今後また検討していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 今の道路街路課長の話ですと、地権者それから読谷村も含めて、用地買収も含めて、右折だまりを設けるために、やはり土地がどうしても潰れ地といいますか、その辺は調整を重ねながら進めているということで理解してよろしいでしょうか。

○上原国定道路街路課長 まず短期的な対策をした上で、用地買収を伴った抜本的な対策を考えていきたいということで、地権者と読谷村とも調整を今後図っていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 最後ですけれども、もう一カ所非常に混んでいると思うのが診療所の前の交差点です。こちらは現道路敷地内で右折帯を設けることが可能と思われるので、それは県で対応したいと思わずと述べられていますけれども、その辺についてはどのようなになっていますでしょうか。

○上原国定道路街路課長 読谷村診療所前の交差点につきましても、既設の道路敷地内で区画線の引き直しを行い、右折車線の確保を行っていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 当然、地元ともしっかり調整を重ねられて、この渋滞緩和につなげるような施策を展開をしていただきたいと思います。

○新垣良俊委員長 新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほどの質疑・答弁で少し気になったところがありましたので、歳入歳出決算説明

資料の3ページ。土地の売買で371万円の収入未済額があるとありましたが、これは幾らの土地を売って、幾ら払ってもらって、371万円が未済額になったのか、教えてください。

○比屋根勉住宅課副参事 この土地は沖縄市の県営団地の敷地内にある道路です。その奥のほうに袋地がありまして、これは不動産業者の土地でございますが、この道路を拡張しないと敷地を利用できないということがございまして、当初、契約をさせていただきましてけれども、契約後に金額が思ったよりも高いということで相手側から意見がありまして、現在、その契約不履行の状態になっているということで、売買はまだしておりません。

○新里米吉委員 売買してなくて、未済額ですか。先ほどは法的措置もとるかもしれないと言っていたけれども。

○比屋根勉住宅課副参事 契約は成立しておりますので、調定はさせていただきました。

○新里米吉委員 それでは、私の出した質疑をやっていきます。1と2は先ほど中川委員も同種の質疑がありましたので、1と2をまとめて答えてもらおうと思います。

1つは、土木建築部総体としての翌年度の繰越額が改善されていない、むしろふえてきている。繰越額が改善できずに、執行率も64.1%とかなり低い状況です。その理由を伺いたいということと、もう一つは、その中でも特に大きいのが土木総務費。繰越額が平成25年度の84億円余りから平成26年度は127億円余りとかなり悪化してきています。その理由を合わせて伺いたいと思います。

○宜野座葵土木総務課長 5ページの(目)土木総務費の繰越額127億3758万1590円につきましては、先ほども答弁しましたが、市町村が実施するハード交付金を全てこの土木総務費に計上しております。市町村事業分が繰り越しになっている状況でございます。

それから、執行率が改善しないということですが、これについては執行率の向上に向けて、用地取得難の改善を図るため、民間コンサルタントへ用地補償説明業務の委託化を平成26年度から実施しております。また、従来からの取り組みとしては、用地担当職員の質向上を目的とした事例発表会や、各種会議等を開催しております。さらには、工事を計画的、効率的、効果的に推進するために進行管理計画書を策定いたしまして進捗管理を徹底するとともに、工事を円滑に進められるよう関係機関との早期の調整に努めている状況でございます。さらには、

早期発注を図るため、平成25年度から議会の繰越承認手続を11月から9月に前倒しして早期の発注に努めております。なお、主要プロジェクトの施工体制の強化を図るため、都市モノレール、南部東道路、中城湾港において建設現場事務所を設置しているところでございます。このような取り組みを強化しまして、執行率の向上を図っていきたくと考えております。

○新里米吉委員 127億円にふえたのは市町村関係がほとんどだということですが、平成25年度に比べて平成26年度の各市町村の執行がそれほど悪いのですか。その主な理由は何かありますか。

○宜野座葵土木総務課長 市町村のハード交付金の繰越額は、平成25年度が84億8946万8298円、それから平成26年度が127億3758万1590円であり、昨年度と比較しまして42億4811万3292円の増となっています。主な理由としては、モノレール関連事業におきまして市道部の専用物件の移設に時間を要したこと、それから土地区画整理事業や公園事業におきまして補償交渉が難航し、年度内執行ができなかったことが主な要因となっています。

○新里米吉委員 あわせて、きょう配られた土木建築部の資料ですけれども、これの2ページを見ると不用額も37億円ありますね。この理由は何ですか。

○宜野座葵土木総務課長 不用額の約37億4674万8784円につきまして、その主な理由としては、都市モノレール関連事業において物件補償の代替地の確保、造成に不測の日数を要し、平成26年度内に再築工事や補償物件の取り壊しを完了することが困難になったものが約14億154万9000円となっております。また、港湾事業におきまして、伊平屋村の前泊港で作業船確保が困難として工事契約が解除となったことや、多良間港での事業完了に伴う工事請負費の執行残が約3億3983万9000円となっております。さらに、砂防関係事業において、災害発生時の緊急的な対策に備え所要額を計上しておりましたけれども、災害の発生がなく不用となったものや、東屋部川等で用地未相続による権利者追跡調査や遺産相続分割協議に不測の期間を要したことによる不用が約3億3328万4000円となっております。

○新里米吉委員 先ほどからの答弁を聞いていますと、繰り越し、それから今の不用額の中でモノレールがどちらにも出てきます。これは、ことしそういった繰り越しや不用額を解消する手だては考えているのですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 沖縄都市モノレール延長に関しては今年度で用地取得をほぼ完了

したいと思っておりますので、今後、用地補償に起因する繰り越しは減っていくものと考えております。

○新里米吉委員 3番目に上げている中で砂防事業は取り消して、その主要施策の成果に関する報告書との関係で繰越額の多いものを出していますけれども、執行したものよりも繰り越しが多いというものですけれども、地すべり対策事業。2億円余りが3億円余りー1億円以上も繰り越しのほうが多い。それから高潮対策事業も2億円余りが3億円余りと、約1億円多くなっている。中城湾港も9363万円が1億8961万円と決算よりも繰り越しが約2倍多いという状況ですけれども、この3つの事業について、決算よりも繰り越しが多い理由は何なのか聞かせてください。

○赤崎勉海岸防災課長 地すべり対策事業について御説明いたします。平成26年度の地すべり対策事業は熱田地区、豊原地区、當間地区、糸満市兼城地区の4地区で事業を実施しており、執行率は44.1%にとどまっています。繰り越しの主な理由については、糸満市兼城地区において施工予定箇所に新たな地すべりが発生したため、追加の実施設計に7カ月間要し、当初の工事発注予定が平成26年8月から平成27年3月になったこと、熱田地区で抑止工の設計のため地下水排出効果を把握する地下水観測において、まとまった降雨が少なかったことから、その効果を評価できる観測結果を得るのに4カ月延長したこと等であります。

次に、高潮対策事業について御説明いたします。平成26年度の高潮対策事業は、嘉陽海岸、有銘海岸、仲田港海岸、宮城海岸、北前海岸の5海岸で事業を実施しており、執行率は42.1%にとどまっております。繰り越しの主な理由については、北部振興予算で事業を実施している仲田港海岸において、国の予算の内示が平成26年11月末となり工事の発注が平成27年3月になったことや、宮城海岸において、平成26年9月に契約した工事が下請業者の倒産により請負業者から工事続行不能届が出され、工事請負契約が解除となり、新たな工事の契約が平成27年3月になったこと等であります。

○我那覇生雄港湾課長 中城湾港（新港地区）の繰り越し理由について説明します。中城湾港（新港地区）繰越額1億8691万円の理由ですけれども、西埠頭の上屋基礎設計において、当初計画していた地盤改良と直接基礎の土質調査を実施したところ、想定していたよりも地盤が弱かったことからくい基礎が必要となり、その検討に時間を要しました。このため、平成26年度に予定していた上屋工事の所要工期

が平成26年度内に確保できなかったため、やむを得ず繰り越したものであります。

○新里米吉委員 今の答弁を聞くと、平成26年度は繰り越しをしたけれども、平成27年度はその工事については全て実施をして、今年度でめどがつきそうな感じを受けましたけれども、そのとおりに理解してもいいですか。

○赤崎勉海岸防災課長 地すべり対策事業、それから高潮対策事業については今年度末に完了する予定となっております。

○我那覇生雄港湾課長 中城湾港（新港地区）の上屋の整備ですけれども、平成27年9月に完成いたしまして、10月1日から供用開始しております。

○新里米吉委員 8番目の下水道事業。那覇、宜野湾、具志川、西原の4浄化センターにおける汚水量増加に伴う水処理施設及び汚泥処理施設の整備等が事業内容になっていきますけれども、翌年度繰越額41億8751万円。この理由を説明してください。

○下地栄下水道課長 翌年度繰越額41億8751万円のうち、県事業分が31億1744万円、市町村事業分が10億7007万円となっております。県事業における繰り越しについては、主な要因別に分類すると2種類あり、1つ目が、他工事との調整のおくれが主な要因となった繰り越しは16億3786万円であり、具体的には、宜野湾浄化センター汚泥処理施設工事において、工事箇所に関し土質の石灰岩があったことから掘削工事が難航し、前工事の基礎土木工事が大幅におくれたため、建築工事の着工がおくれたものです。

2つ目として、計画変更が主な要因となった繰り越しは14億2956万円であり、具体的には、宜野湾浄化センター水処理施設、単体設備更新工事において、三系統などの既設設備が著しく劣化していたため工事に追加する必要が生じたためであります。また、西原浄化センター2号汚泥浄化タンク築造工事において想定外の軟弱地盤があり、地盤改良に時間を要したためであります。

県事業における繰越予算の執行見込みとしましては、上半期までに96.2%を執行済みであり、全額執行見込みです。市町村事業における繰り越し理由としましては、石垣市、うるま市、名護市、ほか9市町村において先行工事等のおくれにより工事発注時期におくれが生じたためです。市町村事業における繰越予算の執行見込みとしては、上半期までに99.4%を執行済みであり、全額執行の見込みであります。

○新里米吉委員 那覇北中城線の道路整備事業が13億円余りを繰り越していますけれども、その理由をお伺いします。

○上原国定道路街路課長 生活に密着した道路整備事業ということで、那覇北中城線道路整備等、5路線で整備しております。その繰り越しの主な理由としては、設計調整のおくれ、用地単価不満による用地交渉の難航となっております。

○新里米吉委員 場所はどのあたりですか。

○上原国定道路街路課長 那覇北中城線は何工区かに分かれて事業しておりますけれども、西原町幸地から翁長の区間でございます。現在、4車線化を図るべく用地買収に取り組んでいるところです。

○新里米吉委員 それから次、ハシゴ道路ネットワーク事業構築の浦添西原線道路整備事業、繰越額9億1679万円について説明してください。

○上原国定道路街路課長 ハシゴ道路ネットワークの構築における社会資本整備総合交付金、浦添西原線道路整備事業—これは4路線と6工区に分かれた事業でございます—その繰越額が約9億円余りとなっております。その繰り越しの主な理由として、用地単価不満による用地交渉の難航となっております。浦添西原線の港川道路、あと、翁長から嘉手苺、嘉手苺から小那覇の3つの工区を浦添西原線で事業しているところです。

○新里米吉委員 先ほど来質疑してきて、執行率、繰り越し、不用額、全般に言えることは、とりわけその中で非常に問題なのが、土地の買収に相当時間がかかっているということですのでけれども、今の体制で少し弱いのか、人を少しふやせばもっとそこら辺の対応が可能なのか、その辺はどうですか。

○宜野座葵土木総務課長 委員御指摘のように、公共事業関係経費は近年増加していることに加えて、権利意識の高まりによって地域住民のコンセンサスを獲得するのに時間を要している状況でございます。また、多様な入札方式の導入もありまして、職員の負担も増加している傾向がございます。このため、事業執行に当たっては積極的に民間委託を有効活用するなど、執行に支障が出ないよう対策をとっている状況でございます。

○新里米吉委員 土地を売る人たちの考え、意識の問題と体制がきついという感じを受けましたけれども、それを民間委託して土地買収の説得をやってもらっているのですか。先ほどの答弁はどういうことでしょうか。

○宜野座葵土木総務課長 民間コンサルタントへ委託している業務内容につきましては、補償業務を専門とするコンサルタントへ委託しておりまして、事業内容の説明、それから補償内容の説明を初め用地買収までの諸調整—いろいろな業務の調整を、契約

準備までの業務を委託している状況でございます。

○新里米吉委員 それと、県土木建築部の職員が地主にお会いしていろいろ説明したり説得をしたりということは、もうほとんどやってないのでしょうか。

○宜野座葵土木総務課長 全ての業務について委託をしているのではなくて、一部の路線とか一部の業務について実施している状況でございます。

○新里米吉委員 県の職員がかなりやっていて、一部を民間にというように受け取ったわけですがけれども、職員の体制がもし不十分であれば、やはり強化しなければならないだろうと思います。そこがかなり執行率のネックになっている感じを受けましたから。職員をふやすといても簡単ではないと思うので、再雇用制度もありますよね。これまで土木建築部に勤められていた方々を再雇用してでも少し人数をふやして、体制強化をして、土地の買収を今よりも何とか速度を上げるとか、そういうところは難しいのですか。

○末吉幸満土木建築部長 これだけ執行率が悪いのは、先ほどの公共事業の中で用地交渉の難航がございます。それに関係機関との調整のおくれもありません。土木建築部の技術職の配置につきましては、再任用も活用させていただいております。要員を確保しますけれども、それでもカバーできないのは確かでございます。定数が確保できない中で、臨時採用も今やっていますけれども、ただ、臨時採用の職員は半年あるいは1年と短期的になりますので、事業の継続性から非常に厳しい状況ということで、安定的な人材確保が非常に課題になっています。

技術職もそうですけれども、用地担当の職員も、若いころに用地を担当して中堅になって戻ってくる方がなかなかいらっしゃらず、希望する方が少ない。それで、新規の採用1年目、2年目の職員とベテランが加わりますけれども、そのベテランが少なくなっていることも事実でございます。さらに中堅の方々に、1回経験してもう一回用地担当へというのはなかなか希望する方はいらっしゃいません。やはり対外的な交渉で非常にメンタルを痛める方も少々いらっしゃいまして、なかなか用地担当を希望する方がいらっしゃらないので、事業の説明、あるいは用地をどういう格好でこの事業します、あるいは事業内容やどのぐらいの補償になるという業務を民間のコンサルタントを使いながらさせていただいている。ただ、民間のコンサルタントは契約をできませんので、契約については当然我々がやっている状況でして、そういったアウトソーシングを使いながら用地取得にも努めますし、先ほど言いましたけれども、

用地だけではなく関係機関との調整も当該年度でやるわけではなく、前年度あるいは前々年度からそういう関係機関—例えば道路を占有している沖縄電力株式会社とか、あるいは市町村によっては水道、下水道等もありますので、そういうものを、事業のタイミングをしっかりと調整しようということを心がけていきたいと思っております。

○新里米吉委員 用地買収に当たった方々、かつてそういう業務をやった方はみんな相当厳しい仕事だと話をするわけですね。棒を持って追われた人もいたという話も聞いたことがあります。大変な仕事ではあるけれどもやらなければなりません。先ほど臨時採用ではきついという話もあって、再雇用の皆さんは超ベテランですよ。ただ、厳しさがわかるだけにその仕事をやりますっていう人がどれだけいるかは難しいかもしれませんけれども、超ベテランだけに要領や対応の仕方は心得ていると思うのです。やはり再雇用の皆さんをうまく活用してできないのかなと思いましたので、ぜひその努力をお願いしたいです。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど申し上げましたけれども、私ども土木建築部を卒業された方の中には用地担当をずっとされた方も何名かいらっしゃいます。そういう方は卒業しても用地担当をやりたいということで何名かは来ていただいて、後輩の指導に当たっていただいています。そういうところではしっかり用地知識がある先輩方、頑張ってきた先輩方が再任用を快く引き受けていただきまして、我々後輩職員を指導していただいているところです。

○新里米吉委員 最後に、沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアム事業が完成しているようではありますが、J2の公式戦はいつでも可能という状況ですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 沖縄県総合運動公園プロサッカースタジアムにつきましては、平成26年度末までにメインスタンドの改修、夜間照明など主要な設備が完成しており、ことし3月から供用開始しております。3月15日にはJ3のFC琉球の公式戦第1戦も開催されております。当該スタジアムは平成27年3月4日にJリーグからJ2サッカースタジアムとしての認定を受けていますので、J2公式戦も開催可能となっております。

○新垣良俊委員長 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時21分再開

○新垣良俊委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 1つ目は、土木建築部に係る談合違約金について、その収納状況を教えていただけますか。

○宜野座葵土木総務課長 土木建築部における談合違約金等の収納状況につきましては、当初、違約金等の請求額が34億4195万2452円ございました。そのうち、調停合意に基づき債権を放棄したことや、企業の倒産等による不納欠損累計額の19億1755万2464円を差し引いた15億2439万9988円を談合違約金として企業に対して請求しております。その収納額については、平成26年度末の累計額で8億6626万1732円となっております。

○奥平一夫委員 違約金はいつまでに納めなければいけないのですか。

○宜野座葵土木総務課長 談合問題に係る調停や訴訟事案の処理については、破産等により処理が困難となっている企業を除いて、平成26年度に最後の1社との和解が成立していて、これをもって区切りがついたものと考えております。現在は、各部各課におきまして調停合意に基づく分割納付を行っている債権や、破産等により未収金となっている債権について適切に管理を行っています。そのうち調停に合意した企業については、平成26年度末に支払期限を迎えておりました。支払期限を迎えた企業のうち、再度の延長を申し立てた企業につきましては、債権管理者の判断のもと最長5年間の延長が承認されております。このため、5年後の平成31年度末をもって調停に基づく処理は一定のめどとなると考えています。

○奥平一夫委員 結局、これまで幾らの違約金が県に支払われたのでしょうか。土木建築部に関することでいいです。

○宜野座葵土木総務課長 先ほど申しあげました、8億6626万1732円となっております。

○奥平一夫委員 先ほど5年後になるとおっしゃっていましたが、もう一度お願いできますか。

○宜野座葵土木総務課長 このうち、5年間の支払期限の延長を承認された金額につきましては、4億2289万9275円となっております。

○奥平一夫委員 次に、県営住宅に係る住宅の使用料、それから駐車場の使用料、県営住宅の損害賠償金等、それらについての未収金の状況を御報告お願いいたします。

○佐久川尚住宅課長 県営住宅使用料から御説明いたします。平成26年度決算における県営住宅使用料は調停額が56億6175万円で、収入済額が49億5280万

5000円であり、収入未済額は7億894万5000円となっております。

続きまして、平成26年度における県営住宅駐車場使用料につきましては、調停額が3億3327万9000円、収入額が2億9725万3000円、収入未済額が3602万6000円となっております。

続きまして、損害賠償金ですけれども、これは県営住宅使用料を滞納し、契約を解除された者が不法占有をして住宅の明け渡しをしない場合に発生する債権です。それにつきましては、県営住宅使用料の長期滞納で解除された者が不法に占有するということです。民法第724条の不法行為による損害賠償ということで、不法の行為から20年を経過したときに消滅する除斥期間を適用いたしまして、今回不納欠損処理7056万3933円を計上しております。

○奥平一夫委員 先ほどの住宅使用料の未収金の件でお伺いした中に、これまでの未収金が積み上がっていますけれども、トータルで幾らになりますか。

○佐久川尚住宅課長 収入未済額の総額は、先ほど御説明いたしました7億894万円です。それについては平成26年度、昨年度末の未収金ですけれども、平成25年度以前の額が5億9403万円となっております。

○奥平一夫委員 これだけの債権ですからきちんと回収をすることが、やはり公平、公正な平等負担と考えるわけです。もちろん、それを支払えないといういろいろな事情においてはやむを得ない部分もたくさんありますけれども、この中で、例えば回収可能と考えられるものは大体どれぐらいの額になりますか。それはわかりますか。

○佐久川尚住宅課長 おおよその額で検討しておりますが、およそ1億7500万円程度と考えております。

○奥平一夫委員 さまざまな事情を抱えて、なかなか支払いができない方がいらっしゃるようですが、それでも1億円ですから、その辺についてはしっかり回収してほしいです。回収方法はどのようになさっていますか。

○佐久川尚住宅課長 先ほどの過年度の未収金については、現在、民間債権回収会社を活用いたしまして引き続き回収に努めるとともに、長期滞納防止に向けて、例えば減免制度の周知ですとか福祉機関への連携を強化していきたいです。

○奥平一夫委員 それは、毎年答弁を聞いています。なかなか収納が上がってこないことがありますので、まだ手だてがあるのではないかと。先日の土木環境委員会でお聞きした話では、なかなか面談できない方が相当数いらっしゃるということで、恐らく3分の2ぐらいはお会いできていないということがあり

ますけれども、こういうことも理由になるのかと。やはり直接お会いをして、どうすれば払いやすくできるか、なぜ払えない状況があるのかということについても、やはり個々の皆さんと話し合いをすることは非常に大事なことだと思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。それにしても本当に未収金が多過ぎて非常に厳しいという感じがしております。駐車場の使用料についても、これは結局車を持ってらっしゃるのですよね。車を持っての方がこれだけ滞納するということは、合点がいかないのですけれども、この辺はどういう理由からでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 駐車場使用料の未収金については、住宅の使用料に比べて納付意識が少し低いかと分析しております。そういうことも含めて、指定管理者を通じて事情聴取を行ったりですとか、納付意識を高めるようなことを普段から努力はしていますけれども、それをさらに強化していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 下地島空港について少しお伺いしたいのですけれども、下地島空港の歳入歳出決算の平成26年度一般会計からの繰入金金が8309万円増加をしていますが、この繰入金の理由を説明ください。

○多嘉良斉空港課長 繰越金は例年、決算額が確定しまして歳入から歳出分を差し引いた残りの額一決算剰余金は次年度の歳入の繰越金として計上されることとなっております。平成26年度の繰越金については、撤退しましたJALの民事調停解決金残金等の収入によって増額となっております。

○奥平一夫委員 委託料の支出済額2億3800万円とありますけれども、昨年より増加しているのはどういう理由からでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 先ほどの奥平委員の御質疑では委託費がふえたという話ですけれども、監査の中では支出済額の中で大きな項目が委託料ということで、実質ふえた3917万8080円は工事費となっております。

○奥平一夫委員 その工事費はどのような事業でしたか。

○多嘉良斉空港課長 これは補正予算でいただいた額ですけれども、JALが無償譲渡いたしました乗務員宿舎の解体です。

○奥平一夫委員 下地島空港はJALもANAも撤退をして、今、基本的には航空会社からの収入はなくなっていますよね。RACが訓練はしているようですが、わずかなものだと思います。平成27年度は一般会計からの繰り入れでようやく運営費を賄って、

今、運営している状況がありますけれども、来年度はどうされますか。

○末吉幸満土木建築部長 下地島空港の管理運営につきましては、今、奥平委員が御指摘のとおり、航空会社が操縦訓練使用料として負担してきております。今般、ANAとJALが撤退いたしまして、安定的な収入は減りました。このため議会の理解を得まして、平成26年度と平成27年度と2カ年にわたって一般会計からの繰り入れをし、空港の管理を行っているところでございます。

来年度以降の下地島空港の管理運営に関しましては、私どもがやっている事業の候補者等からどのぐらいの収入があるのかまだ精査が終わっているわけではございませんけれども、会計のあり方はしっかりとやらなければならないだろうということで、関係部局との調整を始めているところです。

○奥平一夫委員 今、下地島空港は正直言って、恐らく歳入の見込みはないわけです。ところが、空港自体を維持するためにはそれなりの管理費が必要だと思いますけれども、空港として最低限維持するための管理費はお幾らぐらいになるのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 繁忙期には6億円とか4億円とか、それなりの管理費が必要でした。現在は3億5000万円ということで、やはり下地島空港は県管理空港の中でも3000メートルという長い滑走路と非常に広い敷地がございまして、これだけの維持費を今後とも賄っていくためには、やはり3億5000万円前後は必要かと推察しております。

○奥平一夫委員 そういう意味では非常に厳しいです。そうなりますと下地島空港特別会計は、会計のあり方としてどうなのでしょう。そのまま土木建築部に入れてしまうのか、それとも下地島空港としての特別会計がそのまま継続をするのか、その辺についての見通しを聞かせてください。

○末吉幸満土木建築部長 下地島空港については設立の背景もございまして、当初、訓練飛行場ということで設置させていただきまして、管理運営をするときには国の関与を少なくしようということで、特別会計という格好の経緯もございまして、

先ほど申し上げたように、使用料はほとんど期待できない状況ということですので、我々としてもそのままいつまでも一般会計からの繰り入れで特別会計を補助していくかどうかは、少し懸念がございまして、では、すぐ来年からかという話も当然土木建築部だけで判断できるわけではございませんので、関係部局との調整は、今、始めているところでございますけれども、具体的にどうしたいというものは、まだ提示

できないところでございます。

○奥平一夫委員 下地島空港についてはもっと聞きたいことがあります、きちんとできるまでは我慢しようと思えますけれども、しっかり頑張ってください。

もう一つ、同じ空港関係で。昨日、宮古空港ターミナル株式会社の社長と専務が副知事にお会いして、増築をお願いしたいということがありましたけれども、これはどういう理由で増築という要請があったのでしょうか。

○多嘉良斉空港課長 昨日、宮古空港ターミナル株式会社の代表取締役と専務がいらっしやいまして、宮古空港ターミナル旅客ビルの整備に関する要請を行っております。要請は、宮古島市において、昨年度入域観光客が43万人を突破し過去最高となったという背景をもとに、宮古空港が宮古島の玄関口として平成9年に開港して以来、宮古圏域の産業、経済活動の拠点として大きな役割を果たしてきた意義が示され、それを踏まえて、現在、入域観光客数50万人達成に向けて官民一体となって取り組んでいる中、現在の旅客ターミナルビルは年間乗降客数100万人対応という中で平成26年度の乗降客数が132万人で、1階チケットロビーや2階搭乗待合室などが非常に狭隘化していて、それを踏まえまして旅客ターミナルビルの増築、整備一整備に当たっては太陽光など自然エネルギーを最大限活用した、防災に強い仕様にしていただきたいということで、県に整備の協力を求めているという内容でございます。

○奥平一夫委員 そのとおりでありまして、宮古島市への入域観光客はかなりの勢いで伸びております。これは伊良部架橋が開通した効果もあるだろうし、下地島とか伊良部島を見たいという方が大勢いまして、前年度比で大体4割近い伸びです。それから試算をしますと、おおよそ年間で五十二、三万人。今、43万人ですので10万人ふえることになるのです。そうしますと、2014年度に132万人の乗降客がターミナルビルを利用した。これに観光客10万人プラスで、それから一般客を入れるとかなりの数が伸びるわけです。これは150万人ぐらいいくのではないかと予想はされています。実は、先ほど、宮古空港ターミナル株式会社の専務と電話でやりとりをさせていたしましたが、とにかくごった返して大変だということで、何とか増築を強く言ってくれということなのです。ところが、CIQ施設を県と宮古島市と宮古空港ターミナル株式会社で約束をしていて増築するという話ですが、外国人観光客の受け入れは、私は前から言っていますけれども、下地島に持っていっ

てはどうだろうかという気持ちがあるのです。恐らく県のアジア経済戦略構想の中でも下地島空港が国際観光の受け皿として、拠点空港として位置づけをされている中で、かなりの入域予想ができるわけです。そういう意味では、今、実際に客が多くなったから宮古空港にCIQ施設をつくりましようとなっても、これでさばけると思いませんか、皆さんの予想ではどうですか。

○多嘉良斉空港課長 確かに委員がおっしゃるとおり、宮古島市からの強い要望を受けまして、今現在、宮古空港のそばに独立したような国際線ターミナルを計画しております。この辺につきましては小型機対応となっております、100万人は対応できると考えております。

○奥平一夫委員 今、宮古空港が十分なキャパシティーだという話ですか。

○多嘉良斉空港課長 これは、今進めているところを国際線に特化した場合、国際線の需要に対しては十分であるという答弁になっております。

今現在、宮古空港で進めていますCIQ施設につきましては、定期航空会社等々に対応する旅客施設を検討しています。一方の沖縄県アジア経済戦略構想の中では、プライベートジェット機やプライベート小型機の駐機場ということで、海外の富裕層を獲得するための施設ということで、国際線に目を向けるならば、やはり結果的には両方にCIQの機能が必要になってくるかと思っております。

○奥平一夫委員 いずれにしても、これから宮古島市も観光客が増大をしていく可能性がありますし、ましてや外国人観光客も相当ふえてくると思います。せっかくでしたら国内線・国際線という機能を別にして、下地島空港を国際線のターミナルとするほうがむしろ合理的ではないかと思いました。最後に御答弁をいただいて終わります。

○末吉幸満土木建築部長 宮古圏域には宮古島の空港と下地島の空港、それぞれ立派な空港がございまして、この2つを活用していきたいというのが宮古圏域の方々の希望でございますし、我々もそう思っています。下地島空港と宮古空港の両方を生かすことは、我々もこれまで先輩から引き継いだ大きな命題だと思っておりますので、しっかり勉強していきたいと思っております。

○新垣良俊委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 県営住宅の建てかえ事業について伺いたいのですが、平成26年度の実績について御説明いただけますか。

○佐久川尚住宅課長 県営団地の平成26年度の新規

実績としましては、県営大謝名団地、県営南風原団地、あとは県営神森団地、以上になっております。

○**金城勉委員** 皆さんの資料を見たら、名護市、与那原町、神森、大謝名となっていたけれども、違いますね。

○**佐久川尚住宅課長** もう一度読み上げます。県営名護団地、県営神森団地、県営大謝名団地、県営南風原団地、以上の4団地になってます。

○**金城勉委員** 平成27年度の計画はどうですか。

○**佐久川尚住宅課長** 県営南風原第2団地、県営新川団地、県営真喜良団地となっております。

平成27年度の事業につきましては、平成26年度からの継続もございますので、先ほどの平成26年度に開始した団地に、今、御説明いたしました県営南風原第2団地と県営新川団地、県営真喜良団地が加わることとなります。

○**金城勉委員** それでは今後の建てかえ事業計画についてですけれども、耐用年数等々を考慮した上で、大体いつごろまで建てかえ計画が続きそうですか。

○**佐久川尚住宅課長** 県では平成22年度に、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画を定めております。同計画に基づきまして、老朽化した県営住宅の建てかえ及び改善等を実施することにしております。建てかえにつきましては、平成32年度までに先ほどの県営神森団地等も含めまして、10団地を予定しております。

○**金城勉委員** 県営住宅への入居希望者は毎年のようにくじ引きをするほど多くの皆さんが申し込んでいると思いますけれども、その辺の状況は、今、どうですか。

○**佐久川尚住宅課長** 平成26年度末の応募率が、16.8倍となっております。

○**金城勉委員** この16.8倍という数字は、その建てかえ計画の範囲で一定の吸収ができるのか、あるいは人口比、または全国比等々そういうこととの比較の中で、新規建設ということは考えていないですか。

○**佐久川尚住宅課長** 県営住宅につきましては、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、大量のストックがございます。それにつきましては、更新時期にかかっておりまして、その大量のストックを建てかえるということが、今後求められてきております。それについて建てかえを優先するということが一危険な状態でもございますので、そういう建てかえを優先しなければならないという事情もございまして、基本的に新設ということは現段階では厳しいかと考えております。ただ、建てかえるときに、

当然、その戸数をふやすということで、増戸をするように計画はしております。

○**金城勉委員** この16.8倍という数字は、全国的に見るとどのように評価していますか。

○**佐久川尚住宅課長** 九州の中でも高い倍率だと理解しております。

○**金城勉委員** そうしますと、その建てかえ事業計画に入って、平成32年度あたりまでにめどがついた後、新規の事業への対応の検討はいかがですか。

○**佐久川尚住宅課長** 今の計画は平成32年度までですが、それ以上にまだ建てかえる予定の建物がございます。昭和50年代後半の建物がございます。それについても劣化の状況等を考慮しながら、平成32年度以降に建てかえ、あるいは改善とかを検討しなければならないということで、次年度に先ほど申し上げました沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画の見直しを検討する予定でございます。それについて、平成32年度以降の建てかえ等の計画を立てるということで考えております。

○**金城勉委員** 16.8倍という数字を踏まえ、あるいはまた他の都道府県との比較においても、やはりその倍率は非常に高いという状況の中で、やはりすぐにはできないので、長期的な計画の中で想定しなければならないのではないかという思いがありますけれども、いかがですか。

○**末吉幸満土木建築部長** 先ほど住宅課長が更新の計画を説明しましたけれども、実は1件、新規建設の準備はしております。ただ、50戸と少ない戸数で、県営伊覇団地というのが事業スタートします。あと、先ほど申し上げましたように、更新する県営団地が多くございまして、今、そこだけで予算が非常にオーバーしております。あと、市町村にも協力をいただきながら、市町村の団地を網羅しながら、住宅の不足について取り組んでまいりたいというのが、今の状況でございます。

○**金城勉委員** 数字の状況も見ながら、ぜひ、今後の計画を検討していただきたいと思います。

次に、住宅リフォーム市町村助成事業の件ですけれども、平成26年度の実績について説明をお願いします。

○**佐久川尚住宅課長** 住宅リフォーム市町村助成支援事業の平成26年度の実績でございますけれども、予算額1500万円に対しまして、県の支援額は558万8000円となっております。支援件数につきましては146件となっております。

○**金城勉委員** 1500万円の予算に対して、執行金額が558万円とは非常に少ない気がしますけれども、こ

の理由はどういうことですか。

○佐久川尚住宅課長 この事業の不用額の多い理由として、県の支援対象事業をバリアフリー工事あるいは省エネルギー工事等に限っていたことが考えられます。これは本県の住宅のバリアフリー化率が低いこと、あるいは省エネルギー化を推進する観点から定めたところがございますが、現在、市町村の要望も踏まえまして補助対象事業の拡大を検討しているところがございます。その内容としましては、住宅の劣化したコンクリート補修や、空き家活用のためのリフォーム等についても補助対象とすることを想定しており、これにより不用額の圧縮につながるものと考えております。

○金城勉委員 そうしますと、今後はさらに活用が進むだろうということですね。平成27年度の予定は、予算額を含めてどうですか。

○佐久川尚住宅課長 平成27年度予算につきましては1500万円を予定しておりまして、既に市町村へ配分を行っております。10月20日時点でそのうちの1275万円を配分しております。

○金城勉委員 ということは、去年に比べては順調に進んでいるということですね。これはいろいろな経済効果も高く評価されているようですから、ぜひ、高めていただきたいと思います。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業、この内容と進捗状況について御説明をお願いします。

○佐久川尚住宅課長 高齢者向け優良賃貸住宅といえますのは、60歳以上の単身世帯あるいは夫婦世帯の高齢者を対象としたバリアフリー構造を有する住宅で、県の認定を受けた優良な民間の賃貸住宅でございます。県は、この認定した賃貸住宅を管理している民間事業者に対しまして家賃対策補助を行っております。平成26年度の補助実績としましては、7賃貸住宅で、123戸に対しまして3224万円です。補助の割合としては国2分の1、県2分の1となっております。

○金城勉委員 7件の認定住宅がありますけれども、認定条件はどういう内容ですか。

○佐久川尚住宅課長 整備基準がございまして、戸数が5戸以上、設備的なものとしまして、そのアパートの各住戸に台所、水洗便所、洗面設備、浴室等を設置することになっておりまして、それと高齢者の身体機能の低下に対応した構造、いわゆるバリアフリー化された住宅となっております。それと、緊急時対応サービスを受ける装置がついているということになっております。

○金城勉委員 この家賃補助率は幾らですか。

○佐久川尚住宅課長 家賃対策補助ですけれども、事業者が一定の所得以下の入居世帯に対して家賃の減額を行った場合に、契約家賃と入居者負担額との差額について補助するという仕組みになっておりまして、その差額について国2分の1、県2分の1の補助ということになっております。

○金城勉委員 こういう優良住宅というものは、今後もふえる可能性はあるのでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 この制度につきましては、平成15年度より沖縄県では実施しておりますが、平成17年度で終了しております。これは、上位の法律であります住生活基本法という法律がございまして、高齢者優良賃貸住宅と、そのほか居住の安定を要するような世帯の補助とか幾つかございますけれども、それが統合された形になりまして、現在ではサービスつき高齢者住宅というものに統合されている状況でございます。ですので、この認定については平成18年度で終了していることになっております。

○金城勉委員 この事業がサービスつき優良住宅の制度に変わっていったということの説明ですけれども、その新しい制度についての今後の見通しはどうですか。

○佐久川尚住宅課長 先ほど申し上げた法律の名前を訂正させていただきます。住生活基本法ではなくて、高齢者の居住の安定確保に関する法律でございます。

サービスつき高齢者住宅につきましては、平成23年度より県及び中核市の那覇市で登録を行っております。内容につきましては、先ほどのバリアフリー化をしたアパート、さらに安否確認ですとか生活相談サービスを提供する施設ということになっております。その登録につきましては、現在、沖縄県内で72戸ございます。この登録実績につきましては、高齢者の人口比で見ますと全国1位ということになっておりますので、我々としてはこういう事業についてさらに周知をして、民間の事業者の方に登録いただくようなことを考えております。

○金城勉委員 サービスつきの高齢者住宅という制度の狙いとは、何ですか。

○佐久川尚住宅課長 通常の民間のアパートに比べバリアフリー化されている建物ですので、高齢者にとっては安心で安全な施設だということと、先ほど御説明しました安否確認ですとか生活相談サービスという福祉サービスもついておりますので、そういう点で有利なものかと考えております。それと、高齢者住宅を建設する場合に、国から事業者に直接補助が行えるという仕組みになっておりまして、新築

の場合ですと国から10分の1の補助、改修ですと3分の1の補助、上限が戸当たり100万円ということになっておりますので、そういう優位性はあるかと考えております。

○金城勉委員 次に、県道沿いの雑草処理について。現状について御説明いただきたいのですけれども、どこの県道を通っても雑草が生い茂っているという状況は相変わらずでした。予算の都合もあるのでしょうか、その辺の説明をお願いします。

○古堅孝道路管理課長 県が管理する道路の除草・剪定につきましては、今年度、県単独で約5億円を計上して、年2回から3回程度の除草を行うこととしております。また、ボランティアの協力を得て、歩道などの除草を含めた道路の美化活動も行っております。

○金城勉委員 2回から3回もやっているのかという気がします。通勤などであちらこちらの県道を利用するにしても、ようやく除草がなされたかという、年に1回やっているのかという気がするほどです。もし2回、3回やってもなお雑草が目立つということであれば、予算の確保を工夫しなければならないでしょうけれども、やはり観光立県としてここまで力を入れてやっている中で、沖縄県に来たら雑草が生い茂った道しかないという印象さえ持ちかねない状況があるので、これはもう他の担当一総務部あたりとも相談しなければならないのでしょうか、そのための財源の確保については徹底して議論をして、何らかの手だてを考えたらどうですか、土木建築部長。

○末吉幸満土木建築部長 私どもも植栽の維持管理は、できれば年間4回以上はやりたいという希望を持っています。ただ、予算が限られているということがございまして、土木環境委員会でいつも委員の方からお叱りを受けますけれども、私どもとしても当然、財政当局にはこれだけやりたいという要望を出しますけれども、県全体の中でやはり一般財源が厳しいということで、今の5億円ぐらいの予算が続いている状況でございまして、これは毎年、幾らかでもアップしてくださいということは、常に総務部にはお願いしているところでございます。

○金城勉委員 これは前からいろいろな意見があるけれども、目的税や観光税とか呼び方はいろいろあるけれども、そういう新たな財源の確保のことについての検討はどうですか。

○末吉幸満土木建築部長 まだ新たな財源ということまでは検討しておりません。

○金城勉委員 これは皆さんから問題提起するなり

一総務部は引き締めようということが習性になっているのでしようけれども、観光客1000万人、さらにはまた海外からも誘客を図ろうということできざまな工夫がなされている中で、実際に来てみたら雑草ばかりが目立つと。これではイメージが違ってしまうので、ぜひいろいろな議論をしていただきたいと思っております。

次に、勝連半島の一周道路の計画があるかと思っておりますけれども、その状況について御説明をお願いします。

○上原国定道路街路課長 与勝半島を一周する県道の整備につきましては、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、県としても必要性を認識しているところであります。現在、具志川から勝連、平敷屋までの北側を半周する道路として県道37号線及び県道与那城具志川線が供用されております。勝連、平敷屋から川田までの南側を半周する道路につきましては、うるま市と協議の上、おおむねのルートを確認しております。なお、ルートの一部が米軍提供施設区間を通過することから、現在、うるま市と連携し、関係機関と調整を行っているところでございます。

○金城勉委員 スケジュール的な見通しはどうか。

○上原国定道路街路課長 米軍や沖縄防衛局との調整が必要となっておりますので、いつからということとはなかなか難しいところではございますが、早期に事業化できるように取り組んでいきたいと考えております。

○金城勉委員 この質疑は地元の人から頼まれて、ぜひこれを質疑して進めてくれということがあって、地元の与勝方面の皆さん方は待ちかねて、皆さんにも声は届いているでしょうけれども、具体的にそのスケジュール化ができるまで、沖縄防衛局との交渉も含めてしっかり取り組みをしていただきたいと思います。

それと次に、県内の地すべり指定についてお聞きしたいのですけれども、地すべり指定の状況というのは、今、どうなっていますか。

○赤崎勉海岸防災課長 県内の地すべり危険箇所は88カ所あり15市町村に分布しております。そのうち、平成27年9月までに11市町村の29カ所を地すべり防止区域に指定しています。区域指定している29カ所のうち、平成27年3月末までに25カ所が対策済みで、現在、残り4カ所について整備中であります。

○金城勉委員 危険箇所が88カ所、防止区域が29カ所。この防止区域というものは、具体的に地すべり

防止の工事をする予定のところですか。

○赤崎勉海岸防災課長 そのとおりです。

○金城勉委員 29カ所が本年度で全部完了の予定ということで受けとめていいですか。

○赤崎勉海岸防災課長 29カ所中25カ所は整備済みでございますけれども、4カ所については、現在、対策整備中ということでございます。

○金城勉委員 全部着手はしているということですね。そういう危険箇所が沖縄全県にこれだけの数がありますけれども、場合によっては民間住宅への影響が懸念される所もあるかと思いますが、そういうところについて、いざというときの避難の経路とか避難訓練であるとか、そういうことについてはどういう取り組みになっていますか。

○赤崎勉海岸防災課長 危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、土砂災害警戒区域を指定しております。土砂災害警戒区域に指定されましたら、市町村の地域防災計画の中で避難経路や避難場所等を明記することになっております。

○金城勉委員 土砂災害警戒区域それから避難計画、避難訓練については各市町村ごとに計画をするということですか。

○赤崎勉海岸防災課長 地域防災計画の中で避難経路や避難場所を明示しておりまして、それに基づいて地域住民の方たちは避難等をするということになっております。

○金城勉委員 私の身近なところでも危険箇所に指定されているところがあります。その避難経路や避難計画についての情報は余り聞かないです。これは市町村に問い合わせればわかることなのか、あるいはまた準備が進んでいないところがあるのか、その辺は把握していますか。

○赤崎勉海岸防災課長 地域防災計画が冊子でありまして、各地区とか集落あるいは字などに防災マップという1枚のペーパーでもって指示しているという市町村はあると聞いております。

○新垣良俊委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 それでは二、三、お尋ねしたいと思います。通称パイプラインと呼んでおります那覇宜野湾間ですけれども、工事も宜野湾市サイドはかなり整備されてきましたが、浦添市地域に入ってから少しスローに、ペースダウンといえますか、用地の件もあるのでしょうか。我々はジェットコースター道路などと呼んでもいますけれども、高低差がかなりあって難しいこともあろうかと思えます。牧港小学校のあたりが少し時間がかかっていると思

います。その辺の状況と、いつごろ供用開始できるのか、あわせてお願いしたいと思えます。

○上原国定道路街路課長 パイプライン線は、宜野湾市大謝名から浦添市伊祖までの延長約1830メートルの区間につきまして街路事業で整備を行っているところでございます。平成26年度末の進捗率は87%となっておりまして、大謝名から牧港川にかかります境橋までの延長1150メートルは完成しております。浦添市区間の用地買収につきまして、未買収が残り1筆ではございますけれども、盛り土工事箇所になっております。非常に勾配のきつい箇所でございますので、それを改修するというので、この1筆のために周辺の380mの工事ができない状況となっております。そのため、鋭意用地交渉を進めていきたいと考えていますが、平行して土地収用に向けた作業を行うこととしております。したがって、今後、土地収用の手続等がありますので、あと数年ほどかかるということでございます。

○前島明男委員 1筆の見通しはどうですか。

○上原国定道路街路課長 少し厳しい交渉の状況でございます。交渉を鋭意やりますけれども、土地収用手続をとりながら解決を図りたいと思っております。土地収用等に約2年ほどかかりますので、あと3年ほどでは完成させたいということでございます。

○前島明男委員 できるだけ土地収用法を適用しないような方法で。先ほどもいろいろ出ましたけれども、皆さんのOBで用地交渉に携わった先輩もおられるはずですから。OBの方で浦添市出身の方いませんか。そういう方等も活用しながら、できるだけ土地収用法を適用しない方法で、何とか粘り強く足しげく通って交渉していただいて、できるだけ早目に、供用開始まで5年と言わず、2年、3年ぐらいから供用ができますよというような努力をしてもらいたいと思えます。

○末吉幸満土木建築部長 私も道路街路課長時代からの案件でございます。もう数年引っ張っているような状況でございます。最後の1筆ということで、先ほど道路街路課長が説明しましたように、例えば道路のそばにあるようでしたらこれを避けながら工事ができますけれども、難航案件は工事をやるために非常に重要な場所にあるものですから、なかなか強引にできないということで、具体的にどうということに困っているのかはここで申し上げにくいですが、中部土木事務所には先ほど言いましたように、用地の大先輩方が再任用で来て手伝っていますので、当然、そういう難しい案件は率先して相談し

ながらやっている状況でございます。それでもなかなか前に進まないことに対して放っておくわけにはいかないものですから、土地収用の手続はとりながら、法律的な手続をとりながら、当然、鋭意交渉は続けていきます。その中で地権者の了解を得る努力はずっとやっていきたいと思っています。

○前島明男委員 家が建っているとか、どういう状況なのかですか。

○上原国定道路街路課長 計画地のちょうど真ん中に駐車場がある状況でして、その駐車場の代替地を求められておりますが、周辺に適当な土地がないということで難航している状況です。

○前島明男委員 駐車場だったらどこかに探せませんか。その駐車場はどのぐらいの面積かわかりますか。

○上原国定道路街路課長 面積までは手元に数字は持っておりません。

○前島明男委員 中部土木事務所の管轄だけれども、皆さんには粘って、本当にこれでもかというぐらいの皆さんの熱意、情熱を見せてやれば、駐車場ですから。アパートでも建っているのかと思ったけれども、そうでもないの、その辺はなんとかなるのではないかと思うのです。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次、先ほどの金城委員の質疑と関連もありますけれども、浦添市内に急傾斜地として指定すべき箇所は何カ所ありますか。

○赤崎勉海岸防災課長 浦添市にある急傾斜地については、38カ所ございます。

○前島明男委員 その中で、台風のとときに大木が倒れて、民家にのしかかってきて屋根を壊した箇所が勢理客にありますけれども、そこ、茶山団地の、小湾川の上流だと思いますが、この一部民家のり面が台風時の大雨でやられた箇所があります。その辺の状況はどうなっておりますか。

○赤崎勉海岸防災課長 勢理客についてでございますが、平成26年5月の梅雨前線の豪雨によって斜面が崩壊しております。そこについては、県で事業する前に急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要で、それには地権者等の同意が必要です。事業を行うためには用地買収をせず、地権者の同意で工事をする事になります。そのために、今、土地所有者から危険区域指定の同意と施工の同意を取得することに取り組んでいるところでございます。同意が取りつけられましたら区域指定をし、それから工事に入っていくという状況でございます。

それから、平成26年7月の台風第8号の豪雨で斜

面が崩壊しました茶山団地については、県と浦添市で対策について調整をした結果、浦添市で対策を行うことになっております。

○前島明男委員 勢理客の急傾斜地指定の件ですけれども、地権者の同意は得られそうですか、どういう状況ですか。

○赤崎勉海岸防災課長 地権者から反対する声はありません。ただし、その同意を得るために、例えば未相続といった問題がありまして、まだ同意取りつけに戸惑っている状況です。

○前島明男委員 私も工事現場を見に行きましたけれども、崩壊の危険性がかなりあるので、できるだけ早く対策がとられるように頑張してほしいと思います。

次、代表質問でもやりましたけれども、那覇港若狭の大型クルーザーのバースの件です。新聞報道によりますと、43隻のオファーがあったけれどもバースが1つしかないためにキャンセルされたということでした。非常にもったいない話です。バースがあれば、二、三万トン級あるいは10万トン級ぐらいの大型クルーザーが寄港できるのではないかと思います。そうすると数千名の観光客が一気に来るわけですから、それが43隻となるともう七、八万人、あるいは10万人ぐらいの外国人観光客が沖縄県に行けません。沖縄県に行きたいけれどもとなるので、バースの増設を早目をお願いしたいです。現在あるバースを拡張すればいいのか、あるいはまた新たにつくるという計画もあるのか、それもあわせて答弁をお願いしたいです。

○我那覇生雄港湾課長 那覇港のクルーズバースの増設ということでの質疑ですが、現在、クルーズの需要が高まっております、その対応については那覇港管理組合において那覇港長期構想検討委員会を開催して検討を進めているところであります。那覇港管理組合は、短期的には寄港地として利用拡大を図るために第2バースの整備を推進し、また中長期的には定期・定点クルーズの拠点港化を目指して、合わせて4バースの整備を目標とすることを同検討委員会に提示したとのことであります。

○新垣良俊委員長 嘉陽宗儀議員。

○嘉陽宗儀委員 歳入歳出決算資料の5ページに建設業指導監督費というものがありますね。どういう業務か説明をお願いします。

○津嘉山司技術・建設業課長 建設業指導監督費ですけれども、建設業法で位置づけられています入札参加資格審査等を実施しております。許可申請に伴いまして、県証紙等を納めてその手数料により賄っ

ている状況でございます。

予算につきましては、建設業指導監督費トータルで言いますと1億4002万7000円でございます。決算が1億579万9000円でございます。内容につきましては、事業が幾つかございまして、例えば今言った建設業指導監督事業と建設業経営力強化支援事業、建設産業ビジョン推進事業、沖縄建設産業グローバル化推進事業、沖縄型ボンディングシステム実証事業、沖縄工事コスト調査費、あと建設業統計調査費があります。そのトータルでございます。

○嘉陽宗儀委員 私が聞いたのは、建設業の紛争処理も大分あるのでしょけれども、議員のところにはそれぞれ一今、建設業をめぐるのトラブル、工事代金の不払いとか、いろいろあります。それについて、私は何度か皆さんに建設業指導監督の立場から中に入って指導してくれないかとお願いはしていますけれども、そういったことについては皆さんはちゃんと対応していますか。

○津嘉山司技術・建設業課長 建設業違反の事例があった場合には、そういう処置等を行っております。

○嘉陽宗儀委員 なぜそれを聞くのかというと、本来は談合問題もいろいろあったりして、午前中にもいろいろありましたけれども、今の公共工事の最低入札価格が悪いからこういうことが起こるのではないかとことはあります。それで、皆さんは最低入札価格を95%に引き上げようという方向を出したようですが、まだですか。

○末吉幸満土木建築部長 最低制限価格は、今、沖縄県建設業審議会に審議していただいているところの中で、建設業界から95%以上にしてもらいたいという要望がありましたけれども、まだ私どもはそれによしとしているわけではございません。

○嘉陽宗儀委員 私に説明した人が勇み足で、私にはじきに必ず実現するよという話でしたので、皆さんがしっかり指導したかと思って。これについてどうお考えですか。

○末吉幸満土木建築部長 せんだつても審議会をやりまして、その中で一般社団法人沖縄県建設業協会の副会長あるいは専務から沖縄県の建設業が置かれている苦しい状況を説明いただきました。私どもの考えは、最低制限価格そのもので低入札一安価で業者が勝負して、最低制限価格に集中して赤字を出しているという意見もございまして、もともとの積算価格が悪いだろうという御指摘もありました。実質の市場単価を反映していないのではないかとこの御指摘もありますし、あるいは私どもの工事の進め方がよくなくて、工期が延びることによって経費がか

かるといったいろいろな要望ございまして、一つ一つ整理していかなければならないことは重々承知しております。その中で、最低制限価格を95%以上にする話ということで、業界からありました。我々はその根拠については95%でなければできないという感覚的な話しかいたしておりません。私どもが今何をやっているかといいますと、コスト調査させていただきまして、どこに原因があるのかというのが先ほど説明した話でございます。それプラス最低制限価格が90%というものは、委員の方々の意見は一致しております。90%から上げる必要はあるということは一致しております。ただ、その上げる率をどのぐらいにしたらいいかということはまだ議論の最中でして、先ほど言いましたように95%ということが決まっている状況ではございません。

○嘉陽宗儀委員 この最低制限価格の問題については、全国的にもオンブズマンがあつて、全国各地で国や地方自治体の公共工事に絡む談合がかなり問題になったときに、オンブズマンの指標としては75%から85%ぐらいまでだったり、いろいろありました。今は、結局それだけではなかなかうまくいかないということで、上げる方向みたいですからね。そういう面では、この公共工事の価格設定は大変難しいでしょうけれども十分に議論して、研究して、企業を守りながらも談合の温床にならないようにという努力はするべきだと思いますが、いかがですか。

○末吉幸満土木建築部長 嘉陽委員御指摘のとおりでございまして、私どももある程度の競争原理は働かないといけないだろうと思っています。例えば、先ほどから95%という数字が歩いていますけれども、95%に集中した場合にそこで高どまりになる可能性がありますので、そこで競争原理が働かないのではないかといろいろありますので、それがいいのかどうかを一生懸命議論させていただいていますし、我々がその数字を示すほうがいいのかも含めて、今、議論をしているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 金城勉委員も聞いてますけれども、沖縄市高原の下水道一公共下水道の問題で、かなり関係者も陳情して取り組んでいると思いますが、今、進捗はありますか。

○下地栄下水道課長 沖縄市の平成27年6月定例会で、返還軍用地復元陳情者会から沖縄市議会議長宛てにマニング問題について陳情がありました。それで沖縄市は、環境課、基地政策課、下水道課において一庁全体でもって対策会議を開いたようです。7月29日には沖縄市と北中城村、県下水道課で調整会議を開いております。その後、沖縄市ではこの問題の

解決に向けての予算措置、事業計画を進めておりまして、この案がまとまり次第、県に調整に来るといふ段取りになっております。

○嘉陽宗儀委員 これは沖縄市の公共下水道だけではなく、県の流域下水道でちゃんと処理しなければならないものがあるわけだから。最近、議会があったと言ったけれども、私のほうに話があったのは二十何年前になります。ずっと聞いているのに余り進捗がないです。嘉陽委員に頼んでもだめだから金城委員に頼んだみたいになっているから。やるべきことはちゃんとわかるわけだから。

○末吉幸満土木建築部長 先ほど下水道課長が説明しましたように、ことしの4月29日に沖縄市、北中城村、そして私どもの下水道課の3者が集まりまして、この問題について会議を開いてございます。その中で、沖縄市は問題解決について全庁的に取り組むということで、予算措置の事業計画というものは基本的にまとめるという話まで進んでいます。それを持ってきて県に支援を求めるとかどうかはわかりませんが、それが来たときには、我々県の財政支援等ができるのかどうかも含めてしっかり対応してまいりたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 次に、みんながかなり聞いていました。現在の最大の争点は、やはり辺野古の海の埋立事業の取り消し問題だと思います。私は、前知事がやった埋立承認書は実にでたらめだという厳しい批判をずっとやってまいりました。その根拠は何かというと、前知事がやったこの承認書は皆さんがつくったのですか。

○末吉幸満土木建築部長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 そのとおりだということで、今、答弁していましたが、前知事サイドは、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられており、基準に適合していると判断し、承認することといたしましたというコメントになってます。現段階でとり得ると考えられる環境保全措置とは何をやったのですか。

○赤崎勉海岸防災課長 事業者においては、予測評価に不確実性を伴う項目に係る環境保全対策及び事後調査について、専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしております。そのようなことから、審査基準には適合しないとまでは言えないということでございます。

○末吉幸満土木建築部長 それぞれの中で、現段階でとり得るべき環境保全措置をやっているということを書いてはいますが、当然、その前段としていろいろなことが書かれています。例えば赤土対策

はどうする、海上での工事については汚濁防止膜を二重張りにするとか、いろいろなことが書かれています。そういうものを全部やって、それを踏まえた上で、先ほど申しましたように、予測不可能なものについては環境監視をやるとか、あるいは事後調整をやるといふことで説明がありました。

○嘉陽宗儀委員 きょうはそれを明らかにすることが大きな目的ではないです。皆さんは、沖縄防衛局と環境保全措置の具体的な措置について往復書簡をやっていますね、4次までですか。それで、私はそういう問題も全部見たら、適正に実施していくとか、必要なことは何もやらないで、結局それで321カ所、全部適切な対応をしますという答弁になっている。それを私は指摘しましたよね。それについてどう思いますか。

○末吉幸満土木建築部長 過去に委員からそういう指摘を受けました。適正とかいろいろな言葉、同じような言葉が使われているということで、それを土木建築部はちゃんと見ているのかという指導も受けまして、私どももそういう言葉を追いかけてはきましたが、私どもの当時の判断としては、環境保全がされているという判断をしたところでございます。

○嘉陽宗儀委員 このなぜそうなったのかという問題について、実は、辺野古の環境監視等委員会の委員が受注業者から金をもらっていたという報道がありました。私の推測では、環境の検討はきちんとしなくても認めるよという格好につながってきています。ですから、そういう面ではこの事態になってますます沖縄防衛局が埋め立てありき、基地建設ありきの事業になってきていると思います。受注業者から寄付をもらっていたことについてどう思いますか。

○末吉幸満土木建築部長 私もこの話はきょうの新聞でしか知り得ませんでした。埋立承認出願の際に、当然、環境監視等委員会は環境保全措置についてしっかりやる、専門家の指導・助言を得て事業者がしっかりやりますよということで、我々は考えております。工事中の環境保全対策や事後調査等の詳細検討の際に助言を得るべく留意事項にもしました。しかしながら、受注業者から寄附や報酬がどのような目的で受けられているかわかりませんが、客観的な立場から指導・助言がされているかは、少し疑問があることは確かでございます。

○嘉陽宗儀委員 寄附をしたいのであれば株式会社は、昔は別の名前でしたけれども、わかりますか。

○赤崎勉海岸防災課長 以前の名前は、新日本気象海洋株式会社です。

○嘉陽宗儀委員 なぜそれを聞いたかということ、私

は新石垣空港建設のときに、あのとき調査した環境調査会社は、新石垣空港建設予定地には貴重なアオサンゴはあるけれどもサンゴは死滅して何もありませんという報告書で、大分談判しました。そういうことで、疑惑を持たれている状況があつてこれが出てきたので、私はこれを見て、やはりそうであつたかというのが私の感想です。だからそういうことにならないようにしないとイケない。しかも今は埋立承認を取り消したということで、政府も米国も大騒動しているし、ここにおられる方々で慌てている人もいますので、これはやはり辺野古をきちんと守ろう、沖縄県の自然環境を守ろうという県民の願いですから、これについて皆さんはどちら寄りとかではなくて、厳格に科学に基づいて判断をしていく必要があるものと思いますが、どうですか。

○末吉幸満土木建築部長 委員の御指摘のとおりだと理解しています。

○嘉陽宗儀委員 ですから、そういう意味では、調べていろいろなことをやったら、全部やはり一悪いことをする場合には、沖縄の方言では、ユクシムニーヤ、ジョウマディントウラン。私は議会でもこれを言ってきた。その通りになったではありませんか。やはり県が筋を通してこの問題について対処しないと、知事だけじゃなくてこれは沖縄県民自身が一相手が日米両政府、基地建設推進勢力ですから大変苦労します。その中で皆さんが踏ん張って、何が真実か、何が科学かということについて見きわめて、法律に基づいて、真実に基づいて対処するように頑張ってください。決意だけ聞きます。

○末吉幸満土木建築部長 午前中も具志堅委員、中川委員からもございましたけれども、私どもが2年前に承認したときには、当然、一生懸命査定をしたつもりでございます。一生懸命法律に基づいて、盛んに土木建築部長、私、審査スタッフあるいは環境部などのいろいろな意見を聞きながらやったつもりではございますが、現時点で瑕疵があるという指摘を受けておりますので、それについては、我々はまた改めて勉強していきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 最後に、第三者委員会からの報告書を読ませていただいておりますけれども、私は実にすばらしいと思えます。土木建築部長は読まれたでしょうか。

○末吉幸満土木建築部長 非常に厳しい指摘だと思います。

○新垣良俊委員長 新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 最後になりました。今までかぶつたところは通告してあつても飛ばします。

まずは、辺野古から遠い地元の国道507号についてです。これは町長も東京に要請に行ったりして動いたらしいのですけれども、地元は早くしてほしいということで思っております。平成28年为目标だったのが平成30年ということになっていると思えますけれども、進捗状況をお願いします。

○上原国定道路街路課長 国道507号八重瀬道路につきましては、八重瀬町東風平を基点に、同町字具志頭を終点とする延長4.2キロメートルの改築事業を実施しております。平成20年度から事業着手しております。平成26年度末の進捗率は約44%となっております。

○新垣安弘委員 地元はなかなか進んでいないという感覚を持っています。これは用地買収が進んでいないのか、それとも用地買収は進んでいるけれども工事の発注ができていないのか、そこら辺はどうでしょうか。

○上原国定道路街路課長 平成26年度末の用地取得の進捗率でございますけれども、筆数ベースでいきますと約32%になっております。少し飛び飛びで取得している状況もございまして、工事がなかなか進んでいないというところがございます。しかしながら、現在、八重瀬町東風平のヘンサ橋の下部工工事を施工中でして、また、東風平中学校前の改良工事をことし11月から着手することとしています。

○新垣安弘委員 工事完了は、平成30年のいつごろをめどにしていますか。

○上原国定道路街路課長 今後とも地元の協力を得ながら鋭意推進を図りたいと考えております。現在のところ、平成33年度の供用を目指しているところです。

○新垣安弘委員 道路工事に関しては、午前中も用地買収の体制の不備の問題もいろいろ出ましたけれども、例えば用地買収の体制ではなくて、用地買収は進んでいるが工事の発注やその管理といいますか、そこら辺の体制の足りなさといった問題もあるのでしょうか。国道507号に限ったことではなく、全体的な話です。

○末吉幸満土木建築部長 土木建築部技術職の職員は、今、行政改革プランで縮小されて少なくなってきております。私が若いころと違ひまして住民の意識も高まっておりますし、公共事業に対する目も非常に厳しい状況がございまして、いわゆる内容一積算とか事務的なデスクワークで終わりではなく、現場に行けないという状況が少しずつ起こってきておまして、職員の技術力も少しずつ落ちてきているという懸念がございまして、現場での問題点にすぐ解決で

きないというあちらこちらからの不満も聞いておりますので、用地担当の職員だけではなくて、我々技術の職員も改めて勉強してもらい、指導していく、あるいは我々がカバーしていく必要性は十分に感じております。職員の増強も、当然、人事部局には毎年お願いしているところでございます。

○新垣安弘委員 公営住宅の整備の件です。これも先ほど来出ていますけれども、重なった部分は飛ばすとしまして、市町村からの要望はどの程度出ていますでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 市町村から公営住宅整備事業に係る要望が幾つかございます。県では、予算については重点配分を行って支援を行っております。それと、離島市町村から定住促進に向けた県営住宅の新規建設要望がございますけれども、県では老朽化した県営住宅の建てかえ事業を優先的に実施する必要があることから、新規の県営住宅の建設は難しいものと考えております。

○新垣安弘委員 県内の所得格差の問題とか貧困率の問題とかからすると、今までの議論を聞いてもわかるように、満たしていないといえますか、恐らく需要はあると思います。県営住宅でなくても、例えば市営住宅とか町営住宅とか、それを建てるときに県が力になれる協力の仕方といえますか、それはありますか。

○佐久川尚住宅課長 市町村によりまして定住促進ですとか、過疎化対策で市町村営住宅の新規建設をしたいというお話がございましたら、予算を重点的に配当するということで対応しております。

○新垣安弘委員 例えば市や町が市営住宅、町営住宅を建設するとなると、将来的な展望からすると結構な負担というものは、やはりあるのでしょうか。

○佐久川尚住宅課長 県営住宅につきましては、広域的な需要があるような場合ですとか、そういうことにつきましてこれまで建設を進めてきた経緯もございますので、広域的な需要等そういう事情がございましたら、検討をすることもやぶさかではないという考えでございます。

○新垣安弘委員 サッカー場整備についてですが、県総合運動公園のJ2の整備をされたと思いますけれども、これからプロサッカーのキャンプをどの程度誘致できるかということは大きな課題だと思います。八重瀬町にもいいところがありますけれども、プロがキャンプに使えるサッカー場がどのぐらいあって、将来的にどれぐらい整備したほうがいいのか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 県内のサッカー場ですけれども、一般社団法人沖縄県サッカー

協会に確認したところ、県内には57カ所のサッカー用施設があります。その中で、平成26年度までに県内でプロサッカーチームのキャンプに使用されたサッカー場は3カ所となっております。そのほか、陸上競技場など11カ所でキャンプが実施されております。将来的な整備の目標などは、土木建築部ではまだ算定しておりません。

○新垣安弘委員 3カ所とは、どこですか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 サッカー場と名前がついている施設でございます。読谷村の残波岬サッカー場、八重瀬町運動公園東風平サッカー場、サッカーパークあかんまーこれは石垣島にございます。以上、3カ所でございます。

○新垣安弘委員 プロサッカーチームが何チーム入ってきていますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 平成26年度で14チームとなっております。

○新垣安弘委員 下水道整備についてお伺いいたします。県全体の整備状況をお願いします。

○下地栄下水道課長 沖縄県41市町村のうち、26市町村で下水道事業を実施しており、行政人口に対する下水道利用可能人口の割合を示す下水道処理人口普及率は、平成26年度末時点で70.6%となっております。

○新垣安弘委員 あと、未整備地域の今後の計画をお願いします。

○下地栄下水道課長 今年度、県下全市町村と連携して沖縄県下水道等整備構想一沖縄汚水再生ちゅら水プランの見直しに向けて取り組んでいるところです。今回の計画の見直しにおいては、処理施設の整備を今後10年でおおむね完成することを目指して、処理区域や整備手法の見直し、早期の整備手法などを決定することとしております。

○新垣安弘委員 地元の八重瀬町の件で少しお伺いしたいです。町の中心地である伊覇、屋宜原地域が急激に都市化をしてきて、結局、下水道の整備ができていないものですから、いろいろな事業所が来るときに浄化槽設置に物すごく金がかかるということで結構困っています。それでも事業所は仕方なく高い金をかけて浄化槽の設置をしながらやっています、そこら辺は本当にとにかくおくらせてしまったという感覚があります。八重瀬町の問題とかは町ともやり取りをしながら県も助言をしていると思うのですけれども、八重瀬町の下水道整備については、今、どのように把握をされていますか。

○下地栄下水道課長 先ほど申し上げました沖縄汚水再生ちゅら水プランですけれども、本構想におい

ては、八重瀬町は単独公共下水道整備区域と位置づけられております。八重瀬町からは以前より流域下水道区域への編入の意向がありましたけれども、全部または北側の一部区域を流域下水道区域に編入する内容も含めて、現在、八重瀬町の下水道等整備構想の見直しを行っているところです。県としては、途中編入による関連市町村の合意形成が懸念されることや、下水道に対する住民ニーズがまだ不透明であることなどについて課題があると考えており、これを整理しながら協議していきたいと考えております。今のところボールとしては八重瀬町にあるというところです。

○新垣安弘委員 単独公共下水道の場合ですと国からの補助率とか県の補助とか、そこら辺の割合はどうなっていますか。

○下地栄下水道課長 流域下水道に係る分については、補助率は4分の3。処理場に係る分を単独公共下水道が整備しようと思えば10分の6と。流域がやる場合については補助率が若干高いという形になります。

○新垣安弘委員 流域下水道のほうが高いのですね。

○下地栄下水道課長 流域下水道の処理場については、若干ではございますが上乘せがあるという形になります。

○新垣安弘委員 八重瀬町の場合は流域下水道にはならないわけですね。流域下水道ではなく単独公共下水道という方向性になりそうなのですか。そうすると、補助率が10分の6ということですか。

○下地栄下水道課長 都道府県構想で単独下水道等に位置づけられているのは八重瀬町だけでなく、糸満市とか読谷村でも一部単独公共下水道事業をやっていますし、うるま市についても旧石川。あと沖縄本島で言えば名護市、本部町とかは単独公共下水道でやっております。八重瀬町についても、現時点では費用対効果とか投資効果とか、いろいろな側面を比較検討した上で、特定環境保全公共下水道と位置づけております。補助率については、10分の6です。

○新垣安弘委員 あと、南部東道路の整備事業についてです。半分ぐらいの予算が繰り越しになっていると思いますけれども、これは用地買収がうまくいかなかったからでしょうか。

○上原国定道路街路課長 南部東道路での予算執行の件でございますけれども、平成26年度予算も平成25年度予算から大きく繰り越しをしております、約6億円余り、合計で平成26年度は約15億円の事業費を持ってございました。実質的には平成26年度から具体的に用地買収に入ったところでございまして、お

おむね執行が整いつつあるということで、今現在、大城ダム周辺—南部東道路の4工区と言っておりますけれども、そのあたりの用地買収を積極的に推進しているところでございます。その4工区の用地買収の進捗率は約60%ということで、次第に用地買収の状況も整いつつあるというところでございます。

○新垣安弘委員 地元から高速道路への接続の要望が出ていたと思いますけれども、今後どうなるのでしょうか。

○上原国定道路街路課長 南部東道路の那覇空港自動車道への直接連結につきましては、合流部における交通安全などさまざまな課題があるものと考えております。県としましては、課題の克服につきましては、今現在、調査研究のための検討業務を行っているところですけれども、なかなか厳しい状況でございますので、今後、研究を重ねていきたいと考えております。

○新垣安弘委員 都市公園整備事業についてです。首里城公園は平成30年で県への移管が決まっていると思いますけれども、恐らく平成30年までにある程度の整備をほぼやってしまっていて、それで県に移管という方向性だと思いますけれども、移管されるまでに整備する事業が順調に進んでいるのかどうか、そこをお聞かせください。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 国営公園区域の整備につきましては、首里城地区を含む国営沖縄公園整備管理運営プログラムによりますと、平成29年度事業をもって公園区域全体を概成、開園できるように整備を進めるとされております。今後については工事の進捗状況によると聞いております。予定では平成29年度と書いてありますけれども、工事の進捗によると聞いております。

○新垣安弘委員 県への移管における国との打ち合わせといいますか、会議がありますよね。それには土木建築部長も入っているかと思いますが、それはどの程度進んでいますか。

○宜保勝都市計画・モノレール課長 首里城主要施設の移譲につきましては、国と県との5関係機関による首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議及び沖縄県庁内の首里城等の主要施設の移譲に関する検討委員会において検討されております。連絡調整会議は、平成24年9月からこれまで3回—これは国との会議でありまして、県庁内の検討会議につきましては、平成26年12月から幹事会2回、作業部会3回をしております。土木建築部長が参加します検討委員会はこれからでございます。

○新垣安弘委員 国と沖縄県側の調整は、平成30年

に向けて順調に一つずつ課題整理をしながら行っているということですか。

○**宜保勝都市計画・モノレール課長** はい、そうです。

○**新垣安弘委員** 最後に、水環境創造事業がありますね。これは那覇市の浄水場のことだと思います。平成26年度に那覇空港にも活用することができたということですが、今後、どういう施設にどのぐらいふやしていくといたしますか、もし計画とかがありましたらお聞かせください。

○**下地栄下水道課長** 今後の展開としましては、量は少し、今、手元に資料がないですが、モノレール旭橋駅周辺地区第一種再開発事業地への供給を予定しております。

○**新垣安弘委員** 以前、国の事業として那覇市の浄水場から農業用水に使用できるように南部地区に引いていこうという計画がありましたけれども、結局、これは南部地区側が要請しないということで頓挫してしまっただけです。これは大きい事業でありました。ここから一旦南部地区への大がかりな事業はなくなりましたが、再生水を農業用水に、那覇市近郊とかでも使えるような展開はこれから出てくるのでしょうか。

○**下地栄下水道課長** 再生水につきましては、その利用用途をトイレ洗浄用水や散水用水などと定めています。農業用水の利用につきましては、農林関係部局から要請があれば検討は可能でございます。

○**新垣安弘委員** 今、これはトイレとかに使っていますね。それよりももう一つ浄化しないと農業用水には使えないのですか。それとも今の状態で農業用水に使える状況なのですか。

○**下地栄下水道課長** 再生水を農業用水に使う使わないという判断は、使う側が使えるかどうかを判断することなので、国土交通省の所管ですので、私どもではそこら辺はできません。那覇市から糸満市へ送るといふ計画案は距離の問題もありまして頓挫しましたが、現在、糸満市で、糸満市の処理水を膜を使って紫外線ろ過して、糸満市の農地へ送るといふ実証研究を行っているところでございます。

○**新垣安弘委員** 那覇市の浄水場に限って言えば、農業用水で使うという要望や話とかは、今、一切ないということですか。

○**下地栄下水道課長** 那覇市の市街地を越えて農地まで送るとなると距離があります。豊見城市でやるのであれば、糸満市のほうがまだ近いかと考えています。

○**新垣良俊委員長** 先ほどの奥平一夫委員の質疑に

対する答弁で、空港課長から、また、新垣安弘委員の質疑に対する答弁で、下水道課長から、それぞれ答弁を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許します。

多嘉良斉空港課長。

○**多嘉良斉空港課長** 奥平委員の質疑の中で、宮古空港で県が進めております国際線旅客ターミナルについて、小型ジェット機対応ということで処理能力100万人というお話をさせていただきましたけれども、100万人は国内線の旅客の場合でございます、国際線になるとやはり出入国で時間がかかりますので、処理能力は30万人から40万人に修正しお呼び申し上げます。

○**新垣良俊委員長** 下地栄下水道課長。

○**下地栄下水道課長** 先ほどの新垣委員からの質疑の中で、市町村の補助率の話がありましたけれども、10分の6と申し上げましたけれども、3分の2でした。県が4分の3で、市町村の場合は3分の2でございます。

○**新垣良俊委員長** 以上で、土木建築部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦勞さまでした。

今回は、明 10月21日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後3時26分 散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣良俊

平成27年10月21日

平成27年第7回
沖縄県議会(定例会)
閉会中継続審査

総務企画委員会記録

(第2号)

平成27年第7回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

平成27年10月21日（水曜日）
午前10時3分開会
第4委員会室

出席委員

委員長 山内末子さん
委員 花城大輔君 翁長政俊君
具志孝助君 照屋大河君
高嶺善伸君 玉城義和君
吉田勝廣君 當間盛夫君
大城一馬君 比嘉瑞己君

欠席委員

仲田弘毅君 渡久地修君
※ 仲田弘毅君及び渡久地修君は監査委員のため、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

企画部長	謝花喜一郎君
参事	下地正之君
交通政策課長	真栄里嘉孝君
交通政策課長	武田真君
公共交通推進室長	
科学技術振興課長	富永千尋君
総合情報政策課長	上原孝夫君
総合情報政策課班長	波平三雄君
地域・離島課長	田中克尚君
市町村課副参事	浦崎康隆君
会計管理者	金良多恵子さん
監査委員事務局長	武村勲君
人事委員会事務局長	親川達男君
議会事務局長	比嘉徳和君

本日の委員会に付した事件

- 平成27年 平成26年度沖縄県一般会計決算
第7回議会の認定について（企画部、出納
認定第1号 事務局、監査委員事務局、人
事委員会事務局、議会事務局
所管分）

2 決算調査報告書記載内容等について

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成27年第7回議会認定第1号の調査及び決算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、企画部長から企画部関係決算の概要の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それでは、お手元の平成26年度歳入歳出決算説明資料により御説明申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。

平成26年度一般会計歳入決算について御説明申し上げます。

企画部所管の歳入決算総額は、予算現額595億5198万3000円に対し、調定額472億164万1695円、収入済額472億158万1695円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額6万円となっております。

款ごとに御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額301万3000円、調定額159万6060円で同額収入済みであります。これは、行政財産使用許可に係る使用料収入であります。

（款）国庫支出金は、予算現額523億6588万1000円、調定額408億3242万5333円で同額収入済みであります。

これは主に（項）国庫補助金の沖縄振興特別推進交付金等や（項）委託金の衆議院議員総選挙費等であります。

（款）財産収入は、予算現額9273万9000円、調定額1億559万7553円で同額収入済みであります。

財産収入の主なものは、（項）財産運用収入（目）財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地内土地貸付料等であります。

資料の2ページをお願いいたします。

(款) 寄附金は、予算現額150万円、調定額78万5000円で同額収入済みであります。

これは、知的・産業クラスター形成推進寄附金としての受け入れであります。

(款) 繰入金は、予算現額13億9938万3000円、調定額13億8153万8939円で同額収入済みであります。

これは主に、沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金からの繰り入れであります。

(款) 諸収入は、予算現額3億2196万7000円、調定額4億9039万8810円で、収入済額4億9033万8810円で収入未済額6万円となっております。

諸収入の主なものは、(目) 総務貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入であります。

また、収入未済については、(項) 雑入(目) 雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取り消しに係る返還金であります。

(款) 県債は、予算現額53億6750万円、調定額43億8930万円で同額収入済みであります。

その内訳は、地域総合整備資金貸付事業、総合行政情報通信ネットワーク高度化事業等であります。

3ページをお開きください。

平成26年度一般会計歳出決算について御説明申し上げます。

企画部の予算は(款) 総務費に計上されております。

歳出決算総額は、予算現額671億1154万1000円に対し、支出済額539億8376万4224円、翌年度繰越額101億52万8000円、不用額30億2724万8776円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は80.4%、繰越額の割合である繰越率は15.1%であります。

翌年度繰越額について御説明申し上げます。

翌年度繰越額C欄をごらんください。

(項) 企画費の繰越額35億1955万3000円のうち、(目) 企画総務費8億3718万2000円は、通信施設改修事業、総合行政情報通信ネットワーク高度化事業の事業実施に伴う繰り越しであります。

(目) 計画調査費26億8237万1000円は、公共交通利用環境改善事業、離島地区情報通信基盤整備推進事業、2月補正で予算措置されました緊急経済対策に係る事業など8事業に係る繰り越しであります。

(項) 市町村振興費の繰り越しは、(目) 沖縄振興特別推進交付金65億8097万5000円となっております。不用額の主なものについて御説明申し上げます。右側の不用額欄をごらんください。

(項) 総務管理費の不用額817万4972円は、主に跡

地利用計画の策定に係る委託調査業務の入札残、事務費の経費節減等による執行残であります。

(項) 企画費の不用額4億7427万6249円のうち、

(目) 企画総務費に係る主なものは、通信施設維持管理に係る通信機器の修繕、機器部品交換に要する需用費の執行残等によるものであります。

(目) 計画調査費に係る主なものは、海底光ケーブル敷設の設計内容の一部変更による委託料の執行残、IC乗車券システム開発の変更等による執行残等によるものであります。

(項) 市町村振興費の不用額23億3622万2257円は、沖縄振興特別推進交付金において、市町村事業に係る入札残や事業計画の変更等による交付金の執行残であります。

(項) 選挙費の不用額1億4929万9563円は、主に衆議院議員選挙、県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の実施のための市町村に対する交付金の執行残であります。

(項) 統計調査費の不用額5927万5735円は、主に統計調査実施のための市町村に対する交付金の執行残であります。

以上で、企画部所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から出納事務局関係決算の概要の説明を求めます。

金良多恵子会計管理者。

○金良多恵子会計管理者 出納事務局所管の平成26年度歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております平成26年度歳入歳出決算説明資料出納事務局に基づきまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

予算現額は、(款) 使用料及び手数料、(款) 財産収入、(款) 諸収入の合計で4549万8000円となっております。調定額は19億8662万2767円で、収入済額も同額となっております。

(款) 使用料及び手数料(項) 証紙収入については、欄外で説明しておりますように、各部で予算を計上していることから出納事務局の予算現額はゼロ円となっております。証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局会計課で行っている証紙売りさばき分になります。

また、(款) 諸収入(項) 雑入の収入済額551万8679円のうち、534万3775円は歳入歳出外現金の源泉所得税、県・市町村民税の時効完成成分を歳入として受け

入れたものであります。

資料の2ページをお開きください。

次に、歳出決算について御説明いたします。

(款) 総務費(項) 総務管理費の予算現額6億1386万7000円に対し、支出済額は6億264万5536円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は98.2%となっております。

不用額は1122万1464円で、その主なものは、(目) 一般管理費の189万4698円は職員手当、共済費の執行残、(目) 会計管理費の648万3137円は需用費、旅費、役務費の執行残、(目) 財産管理費の284万3629円は需用費の執行残となっております。

以上で、出納事務局の平成26年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係決算の概要の説明を求めます。

武村勲監査委員事務局長。

○武村勲監査委員事務局長 監査委員事務局所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしてあります平成26年度歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

歳入の決算について御説明いたします。

監査委員事務局の歳入総額は(款) 諸収入となっており、収入済額が8146円となっております。

その内容につきましては、事務補助員に係る雇用保険料となっております。

なお、調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

次に、資料の2ページをお開きください。

歳出の決算について御説明いたします。

歳出の合計は、(款) 総務費(項) 監査委員費の予算現額1億7532万1000円に対しまして、支出済額は1億6898万9273円で、執行率は96.4%となっております。

不用額は633万1727円で、その主なものとしましては、職員手当の執行残や旅費等で節減に努めた結果によるものでございます。

以上で、監査委員事務局所管の決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局

関係決算の概要の説明を求めます。

親川達男人事委員会事務局長。

○親川達男人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしてあります平成26年度歳入歳出決算説明資料人事委員会事務局に基づいて御説明申し上げます。

資料の3ページをごらんください。

初めに、歳入状況について御説明いたします。

人事委員会事務局の歳入総額は、(款) 諸収入の収入済額が161万1566円となっております。

その内容につきましては、公平審査、苦情相談業務の受託経費、警察官採用共同試験の実施に係る経費、事務補助員に係る雇用保険料等であります。

なお、調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

資料の4ページをごらんください。

次に、歳出状況について御説明いたします。

(款) 総務費(項) 人事委員会費の歳出総額は、予算現額1億7121万4000円に対し、支出済額は1億6548万5655円、不用額572万8345円で、執行率は96.7%となっております。

不用額の主な内容は、職員採用試験費の執行残等であります。

以上で、人事委員会事務局所管の歳入歳出決算の御説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算の概要の説明を求めます。

比嘉徳和議会事務局長。

○比嘉徳和議会事務局長 それでは、議会事務局所管の平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、お手元にお配りしてあります歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

議会事務局の歳入総額は、調定額が186万9555円、収入済額が同額の186万9555円、収入未済額はありません。

収入済額のうち(款) 使用料及び手数料24万6132円は、議会棟1階ラウンジなどの建物使用料であります。

(款) 諸収入の162万3423円は、ラウンジの光熱水費、賃金職員及び嘱託員の本人負担分に係る雇用保険料などであります。

調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出決算について御説明申し上げます。

議会事務局の歳出総額は、予算現額が13億5712万1000円に対し、支出済額が12億8790万536円、不用額が6922万464円で、執行率は94.9%となっております。

不用額の主な内容を(目)別に説明しますと、(目)議会費の不用額5995万6735円は、主に議員欠員に伴う議員報酬、共済費、旅費などの執行残となっております。

次に、(目)事務局費の不用額926万3729円は、主に職員給与、職員手当、共済費などの執行残となっております。

以上が、議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 平成26年度の主要施策の成果に関する報告書から伺います。15ページの鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業ということで、平成26年度の計画で、鉄軌道の県計画案づくりの進

め方の策定及びこれに基づく学識経験者による技術、専門的な検討ということで、平成27年1月には沖縄鉄軌道の計画案検討プロセスと体制のあり方を決定し、それから、3月には学識経験者による技術・専門的な検討を開始することができたということで事業の効果が示されていますが、少し具体的に説明をいただきたいと思います。

○謝花喜一郎企画部長 鉄軌道の計画案策定については、5つのステップに分けて、段階を踏んで検討を進めることとしております。昨年10月から検討をスタートいたしました。委員からございましたように、ことし1月にはステップ2へ移行し、3月から学識経験者による技術・専門的な検討を開始しております。この委員会の内容ですが、3つの委員会を設置しております。計画検討委員会、技術検討委員会、それからプロセス運営委員会です。個々の委員会について御説明いたしますと、まず計画検討委員会というのは、例えば国土計画や交通政策、観光振興、経済振興など、計画内容について総合的な観点から検討するというので、それぞれ交通政策や経済、観光等の学識経験者で構成されております。技術検討委員会ですが、各ステップの検討に必要な技術・専門的な判断材料の提供を目的としておりまして、例えば交通工学や施工性、環境技術、そういったものについて専門的な見地から御提言等をいただくための委員会でございます。この分野として、交通計画、都市計画、環境等の学識経験者で構成しております。それからプロセス運営委員会ですが、計画検討が計画プロセスに基づいて適切に進められているか、監視、助言、運営管理をしていただくための委員会で、行政法の専門家や弁護士で構成されております。

○照屋大河委員 体制のあり方を決定する前段に、プロセス運営委員会による審議や県民意見を踏まえてと示されておりますが、この県民の意見というのは、どのように皆さんは求められたのでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 この委員会以外に、それぞれ組織といたしまして県民会議を設けています。その県民会議の中で、多くの県民の意見を吸い上げるということをしております。それから、各ステップで段階を踏むごとにニューズレターを発信して、パブリックインボルブメントで多くの県民から意見をいただいて、その各県民意見等を踏まえて、また各委員会で御審議いただくということを順次繰り返しています。

○照屋大河委員 莫大な予算、壮大な計画で、確かに今言われたような専門家の意見や県民の意見も含

めて重要だと思うのですが、いわゆる県民の意見をどれほど重要に集めているかというのが気になるところで、今、部長の言われる県民会議というのが具体的にどのような体制にあるのか。それから、ニューズレターを含めてパブリックコメントが行われたということですが、その実績等についても教えていただけますか。

○謝花喜一郎企画部長 まず県民会議ですが、県民共通のニーズを把握することを目的に、意見交換の場を設置するというでやっております。グループ討議方式で行っておりまして、中立的な立場のファシリテーターを置いて、それぞれのグループで大体6名から8名で御議論いただき、県が行っている各ステップごとについての意見をいただくことを行っております。これはそれぞれ北部・中部・南部地区の方を集めまして、構成も、例えば北部地区の方は29歳以下が3名、30歳以上が11名、合計14名です。中部地区の方は29歳以下が1名、30歳以上が3名で計4名。南部地区の方は29歳以下が4名、30歳以上が16名で計20名。合計38名の方を先ほど言いました6名ぐらいのグループに分けまして、行っているところです。

ニューズレターについては、ステップ2で5167人の方から意見をいただきました。1人で複数の意見を言う方がいらっしゃいますので、その意見をカテゴリー別に分類すると、意見数は1万1571件に上っております。

○照屋大河委員 専門家の意見をしっかり伺う、それから今言われたような県民の意見を集約していくという作業も含めて、前にもこの委員会で発言があったかもしれませんが、私たち委員会もつくばエクスプレスに行ったりしました。県の担当として、まだそちらに研修の実績はないというのが向こうからの返事でありましたが、実際に先ほど言った専門家の意見を集めながら、あるいは県民の意見を集めながらも、担当する皆さんが直接現場に行くことも重要だと考えますが、どちらか見に行ったとか、その辺の実績についてはありますか。

○謝花喜一郎企画部長 これまでに、例えば国内では広島県や熊本県の鉄軌道について視察をしてまいりました。また、海外でもフランスのストラスブルなど視察しております。また、富山県のトラムトレインについてもいろいろ御議論がありますので、時間を見つけてそういったところも視察したいと考えております。

○照屋大河委員 担当の皆さんの現場での体験も踏まえて、専門家の意見や県民の意見が充実できるよ

うな体制をとっていただきたいということを要望しておきたいと思います。今の状況も含めて、実現の見通しを最後に聞かせてください。

○謝花喜一郎企画部長 当初、計画案の策定については今年度末までにと考えていたのですが、ステップ3につきましては、起点、終点、ルートなど、議論することが多岐にわたるということで、各委員から慎重な審議をお願いしたいということをお願いされております。先ほども申し上げましたが、意見も1万件を超えるということで、これをカテゴリーごとに分類、精査して、それをどういう形で各委員にお示しするかということについて、思っていた以上に時間がかかると思っております。ですから、今年度末というのは物理的に実現不可能な状況で、来年いっぱいまでかけて何とか計画案をつくって、国に示したいと考えているところでございます。

○照屋大河委員 ぜひ、努力をお願いします。

続きまして16ページ、交通体系の整備推進、公共交通利用環境改善事業ということで、企画部長の冒頭の説明では、2月補正の緊急経済対策で予算措置があったということで、そのための繰り越しかと思えますが、少し額が大きく見受けられますので、予算額と決算に伴う繰り越しの説明をいただけますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 交通体系の整備推進で繰り越しが10億8500万円ございます。この繰り越しにつきましては、全て公共交通利用環境改善事業ということでございます。事業の内容としましては、大部分がIC乗車券のシステム開発費でございまして、繰り越した理由はバス事業者と各事業者で異なる精算方式であること、モノレールとの精算、サービス運用の共通化など、仕様の決定の調整に時間を要したことから繰り越しとなっております。

○照屋大河委員 今述べられた状況については、どのようなめどといたしますか、繰り越された中でどういう状況にあるのでしょうか、解決は。どんどん進められているのでしょうか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 まずIC乗車券、OKICAにつきましては4月27日に本格運用しております。また、IC定期券が8月27日に本格運用しております。それから、バス停の標識設置の繰り越しがございまして、これはバス停標識が小さくて時刻が読めないということで、もう少し大きくしよう、ユニバーサルデザイン的にしようということで沖縄県バス協会に補助しているものでございまして、このバス停標識につきましては、歩道における埋設物を調査した結果、基礎構造に影響がございましたので、不測の時間を要して繰り越したものでございま

す。これは6月に全て工事は完了しており、この額が約3000万円となっております。

○照屋大河委員 鉄軌道の導入も含めて、事業の目的には県民や観光客の移動の利便性向上や中南部都市圏の交通渋滞の緩和、低炭素社会の実現を図るためということで、その目的も重なる部分がありますので、同時並行的に事業に対する取り組みを行っていただきたいと思えます。

もう一点だけお願いします。17ページの防災システムの機能強化です。これも繰越額が気になる場所ですので、説明をお願いします。

○上原孝夫総合情報政策課長 防災システムの機能強化として、総合行政情報通信ネットワークの高度化事業を行っており、事業年度が平成26年度から平成28年度の3年間、総事業費65億2800万円となっております。事業規模として、県庁を中核に5合同庁舎、41市町村、18消防本部、17の防災関係機関等、合計82のネットワークを構築しております。充当財源としましては、緊急防災・減災事業費を活用し、起債充当率は100%、交付税措置率70%となっております。事業内容としては、既存の総合行政情報ネットワークの老朽化に伴い、全面改修、高度化を図るものであり、回線の大容量化、多重無線や光ケーブルによる伝送路の多ルート化、伝送方式のIP化、また、高所カメラを導入しております。それから、消防救急無線への回線の提供、局舎、鉄塔の提供等を行っており、災害に強いネットワークを構築する事業となっております。

繰り越した理由等につきましては、平成26年度の予算額が35億2700万円で、決算額が27億900万円、繰越額が8億1400万円となっております。繰り越しが必要となった理由は2点ありまして、平成28年5月31日までに全国的に消防や救急で使っている無線がアナログからデジタル無線に切りかわるということで、すごい数の無線の需要が出ており、工場に無線機器を発注したのですが、その辺が間に合わずに機器の調達におくれが生じているところがございます。もう一点として、今回、市町村に光ケーブルをまた新たに引いたりしますが、敷設するところの電柱に光ケーブルを乗せていくときに、その電柱の強度が足りないところが生じまして、ルートの一部変更するという関係事業者の許可を得たりなど、その辺で時間を要したということでございます。

○照屋大河委員 災害等は待たなしたと思えます。平成26年度から平成28年度にかけて整備工事を実施すると示されているのですが、平成28年度までに全ての整備が終わらなければその効果を発揮できない

システムなのか、あるいは段階的に効果が発揮できるような事業なのか。例えば、今言われているような機器が早目に調達できれば、その部分については効果が発揮できるとか、そういうものについて伺いたいと思えます。

○上原孝夫総合情報政策課長 現在、使っているネットワークを高度化として改造しているので、順次、改造したところについては速くなっていくということで、全部最後に使えるということではなく、順次使えるようにするということです。

○照屋大河委員 そういう意味であれば、先日、大きな被害をこうむった八重山地域、与那国島も含めて、離島県沖縄にあって、県としては早目にこちらを整備していこうという計画、あるいは実施の状況にあるのでしょうか。

○上原孝夫総合情報政策課長 特に今回、沖縄本島地区においては、国道事務所が引いている光ファイバーなどを活用して、経費を抑えながら高速の回線を調達できるようになっておりますが、離島地区においては、御承知のとおり海底光ケーブルの工事を行っている最中で、優先順位として離島を先にしたいという思いはあっても、今はそういう環境にないということで、できるところからやっている状況です。

○照屋大河委員 なるべく早急な対応をお願いしたいと思います。先日、本会議場も含めてこちらで議論したばかりの与那国島にまた台風が向かっているという状況にありますので一安心、安全、東日本大震災の教訓ということでありますが、先日の災害の教訓として、与那国島では連絡がつかなかったわけですね。そういう意味では、早目の事業の実施といえますか、調達ができないというのであれば、それも見越した対応をお願いします。

○山内末子委員長 高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 照屋委員の質疑に関連して、防災システムの機能強化のことからお聞きしたいと思います。大体の事業概要については御説明いただきました。再三、委員会など機会があるたびにこの件についてお聞きしてきたのですが、先ほどの説明で総事業費は起債で100%充当するというのですが、これは消防や各市町村のいろいろな行政情報システムにも使えるし、施設の財源というのは全て県が負担するものであるのか、他の市町村や団体・機関等も負担するのか、財源の内訳などについて御説明をお願いします。

○波平三雄総合情報政策課班長 今回の事業は、県が一括して起債事業で行います。これは10年間かけ

て県が返済するわけですが、市町村、それから消防本部にも一部の御負担をお願いしたいと。これは、今あるネットワークについても御負担をいただいております。その内訳としては、全体が100%で、70%の交付税措置があるということで、残りの30%を県と市町村、あるいは消防本部で折半する形で考えています。この負担額を10年間で分割して、県の返済にあわせて御負担していただくという形で考えております。

○高嶺善伸委員 総事業費も75億円とか65億円とか、いろいろあったのですが、もう一度、総事業費と実際に30%の分担となるとどれくらいの額を案分することになるのか、御説明をお願いします。

○波平三雄総合情報政策課班長 全体ではなく、それぞれの市町村で設備の設置に係る費用を御負担していただくということです。例えば、県庁や中継局、合同庁舎といったところにあるものは全て県が負担します。そういう意味で、市町村に係る費用の一部を御負担していただくということで、今、工事中でございまして、市町村によっては線の長さなどに若干のばらつきがあります。その辺を確定した上で、市町村についてはこれくらいの負担額になるということを示し、相談をして御負担をしていただきます。これについては、前回も市長会、町村会、消防長会の総会に諮っていただき、決議をして予算額を確定させていただいたという流れで、事務手続をした上で御負担をしていただくと考えております。

○高嶺善伸委員 高度化事業は大変期待されていますが、施設整備は企画部で行っているのですが、実際の管理運営、運用というのはどのようになるのですか。

○波平三雄総合情報政策課班長 管理運用については、これは全て県の財産なので県が責任を持って維持管理を行うこととなります。ただ、市町村もこれを使って受益があるという考え方もありますので、維持管理費についても一部御負担をいただいております。これは県と市町村、消防本部で構成する運営協議会一任意の団体ですが、そこで市町村に設置されている機器の維持管理は、県と市町村でお金を出し合っていくという体制でやっております。

○高嶺善伸委員 先ほどもありました与那国島の事例でも、県の施設に自家発電機はあるが、電源喪失したときにきちんと運用できるかどうかという日常的な維持管理の責任とか、そういう管理運営についても失敗を二度と繰り返さないための対応を、市町村や各機関ときちんと連携をとってもらいたいと思うのですが、どうですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 今回の与那国島の件は、余りいい経験ではないのですが貴重な経験ということで、早速、与那国島に台風接近ということもありまして、けさ、きちんと非常用発電機が動くかどうかテストしたところでございます。今回のことを教訓にして、台風が接近するというときには、関係の市町村にこちらから文書でテストをお願いして、燃料があるとか、無事発電機が起動するかといった作業をお願いし、連携をとって災害に対応できるようなネットワークを運用していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 多重無線回線、有線回線、いろいろなシステムが構築されるのですが、先ほどありましたように離島地区情報通信基盤整備事業で760キロメートルの海底光ファイバーを敷設していて、これは来年度で終わりますよね。これが整備されると高度化事業とどのような相乗効果になるのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 現時点では、先島など離島の通信回線の太さが1.5メガということで、専用回線を通信キャリアから借りて、線は細いのですが随分高価なサービスを受けていますが、今後は海底光ケーブルが敷設されることによって、新たに通信キャリアがイーサネットサービスなどの太くて安い回線を利用できるサービスの提供を行いますので、そこに切りかえて、回線を10メガなど太く借りて、なおかつ料金が安くなるというところです。

○高嶺善伸委員 最後に、高度化事業の一つの効果として、高所カメラ、これは非常におもしろい企画だと思っておりますが、どのようなものですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 今回の目玉事業として高所カメラがあります。今、12カ所の中継局の高い鉄塔の上に高所カメラを設置して、万が一災害があったときは県の防災危機管理課などが遠隔でカメラを操作して、災害のある拠点の映像を映します。この映像が県庁の全パソコンで見られるようになります。12チャンネルで、好きなチャンネルを選べるようになっています。今回、我々のほうでパソコンを市町村に設置するので、市町村も県が映した映像を好きなチャンネルで見られるようになります。それで災害の対策に活用できるという状況です。倍率は25倍といった高度な倍率で、なおかつかすみなどを除去する一台風などで見えなくなっても、見えやすく画像処理がされているような映像です。また、夜間でも高感度のカメラということで、夜間の真っ暗な状況でも映像では見れるという高機能なカメラを設置する予定でございまして。

○高嶺善伸委員 機能と効果はわかりましたが、カ

メラをどこに設置するかによって撮影できる範囲は決まると思います。この辺はどのようなカバーの仕方になるのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 カメラは県庁と、他の中継局では宮城島、真栄田、伊良部島、多良間島、石垣島、与那国島で、高いところでは多野岳の中継局で427メートルなど、そういった高いところに設置する予定です。

○高嶺善伸委員 そうすると中継局のない島、例えば竹富町などには中継局はないですね。そういうところは映せないということですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 竹富町のどこかの島にあるというのは一石垣島の於茂登岳の中継局と、八重山の合同庁舎ということです。各島々に高感度カメラはありません。

○高嶺善伸委員 運用しながら、ぜひ年を追って充実させていただくようにお願いしたいと思います。

次に、22ページの沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業についてお聞きしますが、沖縄振興一括交付金―一括交付金ができて画期的な事業になったと思っております。現在、航空路9路線、航路24航路ですが、どれだけの県民がこの事業の恩恵を受けていることになっていきますか。皆さんの予想どおりの効果などはありますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 まず、航空路につきましては、平成26年度で23万4000人の利用になっております。航路につきましては、平成26年度で52万3000人という利用状況です。増加につきましては、航空路は宮古地域、八重山地域については対象になったり、対象でなかったりというものがございますので、小規模離島で見ますと平成25年度と平成26年度を比べても8%の増加になっております。小規模離島につきましては約13万8000名になっておりまして、航路についても同じように平成25年度で対前年度比10%、平成26年度についても3%増加している状況でございます。

○高嶺善伸委員 それはわかりますが、離島住民の需要として、皆さんが見込んだとおり活用されているのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 交通コストにつきましては、対象市町村の交通運賃の低減を目指しておりまして、船舶に関しては約3割から7割の運賃低減が実施されております。航空運賃についても4割低減されておりまして、定住化に関して非常に高い効果が発揮されていると考えております。

○高嶺善伸委員 この事業を今後とも継続するということが大変歓迎していますが、問題は、沖縄振興

特別措置法が終わって、その後の離島の住民の定住というのが今後の課題につながりますので、一括交付金にかわる、あるいは制度を継続するための何らかの恒久措置が必要だと思っておりますが、これについてはこれまでも委員会でも何度か提言してきていますが、やはり離島の定住権という本県の特殊性から考えて、今のうちからこの制度の恒久化といいますか、存続についてぜひ取り組んでもらいたいと思っておりますが、企画部長、この辺の見通しも含めて決意をお聞かせください。

○謝花喜一郎企画部長 沖縄振興特別措置法は平成33年までございますので、先ほど交通政策課長からもございましたように、まずは交通コスト低減事業をこの年度間に着実に実施していきたいと考えています。それが一番肝要かと思っておりますが、期限後の離島振興や本事業のあり方については、沖縄振興特別措置法の延長など沖縄全体の振興に係る議論の中でしっかり検証しながら、今後、検討していきたいと考えています。

○高嶺善伸委員 離島空路確保対策事業について、これまでいろいろな委員会でもお聞きしてきましたが、まず航空機2機の購入補助をして、第一航空株式会社には非常に頑張ってもらいたいと思っておりますが、我々には第一航空株式会社についての情報が余りないのです。財政状態や経営状態について、県はこれだけ多額の補助をして、航空機の公設民営的な運用をお願いするというぐらいですので、どのように評価しておられますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 経営状況については現在、把握しているところでございます。経営状況としましては、営業収益が約5億円ございまして、営業費用が約6億円、営業外収支等を入れると、会社としましては当期純利益が5万3000円の黒字という状況です。会社経営としては大丈夫だと考えています。

○高嶺善伸委員 きちんと経営状況も確認しながら、離島の路線をお願いするわけですので御指導もお願いしたいと思います。20億円近くの補助金を一会計年度でもらうことによって、例えばこれが課税の負担増になるとか、会社の経営上どうなるか、その辺はどのような見通しを持っていますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 航空機の購入補助として20億円程度補助しているのですが、まず法人税に関しましては、収益に対してその購入費が課税されないような措置がされております。補助金に関しましては、特別利益補助金という名目で同じ額がマイナスで計上されます。これが特別損失固定資産税圧

縮損として計上されますので、法人税はかからないようになっております。ただし、航空機の所有者については、飛行機を持っているということで毎年固定資産税は課税されます。

○高嶺善伸委員 それから、粟国線の再開のめどと原因一解明にもよると思いますが、待望の多良間一波照間線の就航について、その後の新しい情報などがございましたらお聞かせください。

○謝花喜一郎企画部長 この件につきましては、予定として今月の23日に第一航空株式会社をお呼びしまして、多良間村長と竹富町長、できれば粟国村長にもおいでいただき、第一航空株式会社から直接説明を受けようと考えています。その結果を踏まえて、次回以降にお話させていただければと思います。ただ台風の状況が気になりますので、これによっては期日が延期になるかもしれません。今はそういったことを考えております。

23日は粟国村長だけになる見込みでございます。

○高嶺善伸委員 次に、28ページの離島航路運航安定化支援事業ですが、事業内容として、今までは新造船の建造費を補助するというスキームは聞いてきましたが、購入費も補助するという事になっていきますが、平成26年度実績の建造費の補助費及び購入費の補助の内容についてお聞かせください。

○真栄里嘉孝交通政策課長 平成26年度は渡名喜一久米航路の購入支援を行っております。久米商船株式会社の船舶ですが、久米一渡名喜航路で総事業費が約15億円ございまして、国と県を合わせて約11億円程度の補助をしております。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から中古品などの購入でも対象になるのか答弁するよう指摘があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

真栄里嘉孝交通政策課長。

○真栄里嘉孝交通政策課長 船舶としましては平成24年6月に建造したものでございます。購入支援につきましては、平成22年度以降に購入したものを対象にしております。

○高嶺善伸委員 沖縄県離島海運振興株式会社からリースしている船などを購入費の補助で買い取って、要するに、経費を節減するという事にもこの事業は使えるということですね。

○真栄里嘉孝交通政策課長 はい、そういうことです。

○高嶺善伸委員 こういう画期的な事業を導入したことによって、結果的に、離島住民にとってどうい

う効果をもたらしているか検証はされてますか。

○謝花喜一郎企画部長 まず購入補助ですが、先ほど交通政策課長からございましたように、平成22年度以降に建造した船についてはリースがその後ずっと続きますので、例えば渡名喜島のものは平成24年度に建造しているわけですが、結局、それから十数年リースが発生するわけです。この長期間にわたるリース料を、購入することによってゼロにするということがまず目的としてあります。ゼロにした結果、今後の負担が大幅に圧縮されます。当然、減価償却等は出てきますが10分の1以下に減るということで、これまで赤字運航であった航路の赤字を何とか低減していき、将来的には黒字になる可能性が出てくるだろうと我々は見込んでおりますので、黒字になった時点で、この分についてはしっかりと地元の方々に運賃の低減という形で還元していただくといったことをスキームとして考えています。

○高嶺善伸委員 わかりにくい点がありますが、とにかく一括交付金を活用したことによって離島の船賃が事業導入前に比べて安くなったと、定住条件がよくなったと、そうなるよう今後も検証しながら検討をお願いしたいと思います。

最後に、次年度に向けて一括交付金の平成26年度の予算執行状況をお聞きしたいのですが、市町村もこれがあるおかげでこれまでできなかった事業ができるということで期待をしておりますが、例えば、平成26年度は繰り越しや不用額などはどういう状況であったのか。これまで平成24年度から平成25年度、平成26年度、平成27年度の見込みも含めて、これからの予算要求措置に市町村分も大きな影響が出てきますので、まず市町村分の状況についてお聞かせください。

○浦崎康隆市町村課副参事 まず執行額ですが、平成24年度が140億8272万円、平成25年度が215億137万7000円、平成26年度が231億5104万8000円。不用額が、平成24年度が9億4485万9000円、平成25年度が15億2321万円、平成26年が15億889万6000円。繰越額が、平成24年度が152億7242万1000円、平成25年度が87億4541万3000円、平成26年度が65億4005万6000円となっております。

○高嶺善伸委員 県分と合わせてソフト交付金の評価につながるのですが、市町村分の繰越額や不用額について皆さんはどのような認識ですか。あるいは国の指導とか、今指摘されているような問題点につながっているのかお聞かせください。

○謝花喜一郎企画部長 市町村課副参事からございましたように、市町村分の不用額、繰越額について、

特に繰越額は平成24年度が50.4%で約半分が繰り越しされたわけですが、平成25年度は27%、平成26年度は21%という形でどんどん低減しております。不用額につきましては、額的には平成25年度、平成26年度と15億円ですが、先ほどの御質疑にもあったと思いますが、平成27年度については不用額、繰越額が双方とも前年度を下回るように取り組んでおります。具体的に申し上げますと、早い段階で執行できるようにこれまで1月、2月に出していただいた事業計画を前倒しで12月に出していただく。それから不用額調べ、収支見込みなどについても2カ月ほど前倒しで6月から8月、10月、12月と調べて、例えば不用が見込まれる市町村においては、その市町村の間でニーズがあるところに流用などを行って不用額を圧縮する。事業の進捗についてもしっかり進捗管理を行って、繰り越しがなるべくないような形で指導する。そういったことに取り組んでおりまして、内閣府におかれましても、県のそういった取り組みについてはしっかり対応するということ、一定程度見守っていただいている状況だと理解しております。

○山内末子委員長 玉城義和委員。

○玉城義和委員 主要施策の成果に関する報告書の33ページ、特定駐留軍用地内土地取得事業ですが、この基金は幾らあるのですか。

○下地正之企画部参事 沖縄県特定駐留軍用地内土地取得事業基金は平成24年度に基金を設置しまして、約69億円積み立てております。

○玉城義和委員 170億円ですね。現在の普天間飛行場の私有地と国有地あるいは県有地、宜野湾市有地など、その比率はどのようになっていますか。

○下地正之企画部参事 正確な数字は今は資料がないのですが、9割以上が民有地となっております。

○玉城義和委員 平成24年度から3年間の実績があるわけですが、この間に県が取得をした面積と金額は幾らになっていますか。

○下地正之企画部参事 まず平成24年度に基金を設置しまして、平成25年度から土地取得を開始しておりますが、平成25年度が約3.2ヘクタール、金額にして約13億円でございます。平成26年度は取得面積が約3.2ヘクタール、取得金額は約13億円でございます。

○玉城義和委員 合計で約6ヘクタール、1万8000坪ぐらいということで、これは予算が限られていてそうなっているのか、それとももっと取得したいが難しいということなのか、どちらですか。

○下地正之企画部参事 普天間飛行場における土地の取得は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効か

つ適切な利用の推進に関する特別措置法一跡地利用推進法を活用して購入しております。跡地利用推進法の土地取得の方法は、地権者が民間に売買しようとするときは届け出をして、まずは公共に売ってくださいという方法で、地権者が申し出ることで買い取りをします。そして、買い取りを実施したときには5000万円の特別控除を認めるという制度です。ですから、これまでの民間の土地売買を勧奨して、年度で3ヘクタールぐらいの土地の買い取り申し出があるだろうと想定しているところです。

○玉城義和委員 民間の不動産業者もかなり積極的に買い占めているという話があります。その辺の現状は把握をしていますか。

○下地正之企画部参事 跡地利用促進法は先ほども申しましたように、民間に売買しようとするときには、まず公共に届け出をするという仕組みがありますが、最終的にどちらに売るかということは地権者の判断になります。ただ、我々はそういった民間の売買より先に公共が取得することによって、返還後の円滑な土地利用につなげたいと考えておりますので、なるべく公共側で買い取るような方向を検討しているところであり、それについては地主会などに周知を図るとともに、協力を依頼するという取り組みは行っております。

○玉城義和委員 私が聞いているのは、業者が買い占めている土地がどれくらいあるかということです。

○下地正之企画部参事 正直に申しますと、なかなか実態については把握し切れてないところもあるかと思います。

○玉城義和委員 例えば一括交付金を使った取得にしても、業者がそれを買い占めていると、結局は県の土地取得の目的が達成できないことになると思うのです。その辺は、3ヘクタールぐらいを想定していてもなかなか進まない状況だと思うのですが、現状はどういう認識ですか。

○下地正之企画部参事 今、普天間飛行場で買い取りを予定しているのは将来の道路用地ということで、約17.15ヘクタールです。ですから、平成25年度に約3.2ヘクタール、平成26年度も同様の3.2ヘクタールで、合計6.4ヘクタール取得しておりますので、割合にすると約37%の達成率ということで、我々としては順調に推移しているのではないかと考えております。

○玉城義和委員 こういう現状で、例えば返還をされたときにスムーズに跡地利用ができるというめどは立つのですか。

○下地正之企画部参事 まずは早期の跡地利用計画

を策定することが重要だと思います。跡地利用計画を策定してどういった公共施設が必要かという方向性が見えないと、跡地を活用した特定事業の見通しを策定することもできませんので、我々はそのために、返還の早い段階から普天間飛行場の跡地利用計画策定に取り組んでいこうということで、宜野湾市と連携して取り組んでいるところでございます。

○玉城義和委員 取得の最終目標は幾らですか。

○下地正之企画部参事 現時点で県が購入する予定のものは道路用地の17.15ヘクタールですが、今後、県が買うべき施設が具体化されれば、さらに特定事業の見通しを追加して、買い取りを行うことになると思います。

○玉城義和委員 17ヘクタールというのは道路の部分だけですか。

○下地正之企画部参事 主要幹線道路の部分です。

○玉城義和委員 その他のところで、例えばいろいろな施設との関連はどう位置づけるのですか。

○下地正之企画部参事 県と宜野湾市では平成25年3月に普天間飛行場の跡地利用計画の中間取りまとめを策定していますが、県の施設としてほぼ見通しが出ているのはその道路の部分です。宜野湾市も買い取りを進めておりまして、宜野湾市では公用地や施設を予定しているところですが、先ほども申しましたように、今後の計画策定に向けた取り組みを進める中で、県が必要となる施設が具体化してきたときに特定事業の見通しを立てることになりますので、現時点で最終的にどれぐらいの面積が必要かというのは、今後、計画を策定する中で方向が決まってくるということになります。

○玉城義和委員 実際の基金の170億円と17ヘクタールということでは、購入金額にかなりの差があるような気がします。

○下地正之企画部参事 積立額は69億円です。

○玉城義和委員 170億円ではないのですか。

次に、鉄軌道の件です。私は毎日名護市から通っていますが、高速道路を使うと料金を含めて1往復4000円以上かかります。60キロメートルぐらいの距離を4000円も使って通っている国民は、私は余りいないだろうと思います。JRなどは定期券を買うと何百円単位になります。そういう意味では一日も早い鉄軌道の導入が望まれるわけですが、最近少し足踏みしているような感じを受けます。現状についてはステップ2という話もありましたが、現状と長期的な展望、見通しも含めて、ステップ3、4、5はこうなるということをご観的に説明していただけますか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 先ほど照屋委員の質疑にもございましたが、計画案につきましては5つのステップに分けて段階的に検討を進めています。8月に行われたプロセス運営委員会で、ステップ2についてはおおむね理解が得られたということで、それを踏まえて、県ではステップ3の検討に着手しているところです。ステップ3からはおおむねのルートや評価項目の設定など、鉄軌道計画の具体的な検討に進むというイメージになっておりまして、それを踏まえてステップ4と5で意見を集約していき、最終的には計画案を策定するというイメージを持っております。

○玉城義和委員 ステップ3はルートをつくるのですか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 おおむねのルートやシステムなどについて検討されていくことになっております。

○玉城義和委員 時期的にはいつから手をつけていくのですか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 検討に着手したのはことしの8月からで、来月から専門家の審議を開始するというスケジュールを考えておりまして、具体的なスケジュールについては委員会の意見も踏まえて、今、詰めているところでございます。

○玉城義和委員 要するに線路を引くといいますが、現在はそこに入っているということですね。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 いきなりルートということになるかどうかは委員会とも検討しているのですが、進め方としては、そういったものを設定するに当たっての基本的な考え方をしっかり詰めた上で、それについての県民意見も踏まえながらやっていきたいと考えています。

○玉城義和委員 少し気になっていることがあるのですが、那覇から名護までのルートを引っ張るときに、普天間飛行場を通すというのがありますよね。敷設計画自体はもっと客観的に時間を追って引っ張っていくという話だと思うのですが、普天間飛行場の返還というのは極めて政治的な問題があるわけで、要するに、普天間飛行場が返還されない限りは、ルートが決まらないということになるのですか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道計画については、大きな目的として6つあると考えております。1つには県土の均衡ある発展、それから中南部都市圏の交通渋滞の緩和、観光リゾート地の形成など、6つの課題がある中の1つに軍用跡地の活性化があります。ルートにつきましても、軍用跡地の活性化という観点からさまざまなルートが想定さ

れるのではないかと考えております。

○玉城義和委員 だから聞いているのです。例えば、大まかでいいのですが完成目標というか、実際に線路を引っ張って動かせるというのはいつをめどにしているのですか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 実際にいつ工事に着手して、さらに開業までということにつきましては、今のところ見通せている状況ではありませんが、我々としてはそこに向けて、今できる計画案をしっかりと詰めていきたいと考えております。

○玉城義和委員 御承知のように、普天間の米軍基地は極めて流動的で政治的であって、その中を通すということは、おっしゃるように5つか6つの目標を考えたときに、普天間飛行場の返還ができない限りは実現しないということに自然に相なるのではないですか。その辺の考え方、つくり方というのは基本的にどのように考えているのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 ステップ3では、ルートについて確実にこの位置を通すということではなく、おおむねの幅を持って考えます。これは返還時期などという話ではなく、そのときにどこを通したほうが県土の均衡ある発展や中南部都市圏の交通渋滞緩和、県民及び観光客の移動利便性の向上について効果があるか。これについて、例えば普天間飛行場の中を通す案もあるかもしれませんが、近くを通過する案もありますし、これは学識経験者の意見を聞きながらいろいろなルートを検討するというところでございます。

○玉城義和委員 初めて聞いた話ですが、今の交通政策課長の話は、普天間飛行場の跡地利用とは切り離して行くことも考えるということをお前提にしているわけですね。

○謝花喜一郎企画部長 今、交通政策課長が答弁したのは切り離すということではなく、全てにおいて我々が考えているのは、県民が描く将来像をどういった将来像にするのか、それから採算性などいろいろなものが出てきますが、そういったものを全て前提として出して、その中で想定されるルートにはどういったルートがあるか複数案を考えていくということです。ですから、委員からございましたように、これについては外す、外さないということではなく、いろいろな将来像や課題などを全て出して、想定されるルートはこういったものが考えられるという複数案を出した上で、それを評価項目で—これはステップ4以降になり、どういった評価項目を出すかというのは大変重要な問題ですが、その中で、ある程度想定するルートを絞っていく作業が今後は出てくる

ということでありますので、現時点で普天間飛行場を通す、通さないという判断を行っているわけではないという趣旨の答弁だと御理解いただければと思います。

○玉城義和委員 理解できませんね。複数案というのは、要するに普天間飛行場の中を通す案も通さない案も、選択としてはあるということですよ。

○謝花喜一郎企画部長 例えば、観光利便性ということであれば、思い切り国道58号に近いルートを通すということもあるかもしれませんし、県土の均衡ある発展といえ、場合によっては東海岸を通すという議論も出てくるかもしれません。いろいろな課題を想定して、また駐留軍用地という話であれば、おっしゃるように普天間飛行場を通す案も出てきます。そういったさまざまな複数案を出して、また県民から多くの意見もいただいた上で、最終的に収れん化していく作業をこれから行っていくということでございます。

○玉城義和委員 大前提として普天間飛行場の跡地を通すということがこれまでずっと言われてきたので、お聞きしました。要するに複数の案があって、必ずしも普天間飛行場の跡地を通さない案もあるということをお聞いたのは、私は初めてのような気がしますが、そのように理解をしておきたいと思っております。

次に、バスレーンの問題です。私はいつも言っておりますが、2月からバスレーンが延長されて、県民は大変な混雑の中で歯を食いしばって我慢しているわけです。現状として、バスレーンを延長して何か効果は上がっていますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 バスレーン延長の効果として、バスでは久茂地から伊佐までの所要時間が、朝の南向けでは約48分から43分と5分短縮されております。夕方の北向けでは53分から43分と、10分の短縮になっております。

○玉城義和委員 それは当たり前でしょう。そうではなくて、それによって交通混雑は緩和されているかと聞いているのです。

○真栄里嘉孝交通政策課長 まず、バスレーンを導入したときの渋滞の状況ですが、現在は詳細な検討まではやっております。ただ定点観測といいますが、渋滞状況を写真で撮っております。朝のバスレーンの牧港立体交差点付近の写真をみると、2月には非常に混んでいたと感じられますが、5月になると比較的落ち着いている状況でございます。交通政策課への問い合わせも2月、3月にはありましたが、それ以降は2件ほど渋滞等の苦情もありました

が、4月以降は落ち着いている状況でございます。ただ、これが渋滞緩和につながっていくかというのは11月以降に検証するのですが、やはりずっと県民は車社会という意識を持っているので、時間をかけて意識改革をして、着実に交通渋滞の緩和に導いていきたいと考えているところです。

○玉城義和委員 確たる成果も上がらない。しかし、現実的にバスレーンを延ばしたことによって、県民は渋滞の中で大変な思いをしているのです。ですから、こういうことをやる時にはもっと決定打を打つような、効果が上がることを確信しないとやってはいけないと思うのです。私は、こういう政策はまさに天下の愚策だと思えます。交通政策課長、実際に那覇から伊佐あたりまで乗ってみてください。この2列は大変な混み方です。そして左側はがらがらなのです。これを横目に見ながら県民は歯を食いしばって我慢しているわけです。こういう政策を打つときには、やはり別格な効果が上がるという確信を持って、2月から1年もたつのですから、自信を持ってこういう成果があったと言えるような施策でないで打ってはいけません。実際に、県民に対する被害といいますか、非常に困っています。ですから、午後7時になるのを待って帰るのです。それで午後7時からまた混み出すわけです。ですから、午前9時半だったものを午前9時に切り上げたことにはみんな助かっていて、待ってましたとばかりに左に寄るのです。私はきょうの朝も下から来ましたが、8時半、8時を過ぎるとバスレーンはがらがらです。それを横目に見ながら、あとの2車線はぎゅうぎゅう混みなのです。

そしてもう一つは、朝は規制するのはまだわかりませんが、なぜ夕方までバスレーンを規制しないといけないのですか。急いで家に帰るようなことがあるのかどうか。朝はまだしも、夕方までバスレーンを使うというのはよく意味がわかりません。ですから、私はこれを撤回してもらいたい。あそこまで長く引っ張る必要はないと思います。やるのであれば、本当にバスに乗り移るような、そういう決定打を打つような施策を展開して、明らかに乗用車からバスに乗り移ったと、そして右側の2列がすいたという実績をつくってからやってほしいのです。バスの運賃も高いですし、名護から往復で4000円もかかるのです。今はハイブリッド自動車なら500円で来れるので、乗り移らないわけです。そういう政策とも抱き合わせがないと、効果は上がりません。延長は撤回してください。

○謝花喜一郎企画部長 やはり沖縄県が過度の自家

用車依存社会というのは誰もが御承知のことだと思います。自家用車台数は復帰直後から平成24年度までに5倍にふえています。一方で、バス交通は全国で減少傾向にあるわけですが、沖縄県では7割もバス利用者が減っています。これはアンケート等を行いますと、定時制に問題があるという意見がいっぱいあるわけです。愚策という話もありましたが、これまで沖縄県の交通政策は無策だったと私は思っています。こういった中で、平成22年度からバス利用の環境改善事業を打ちまして、例えばIC乗車券やOKICA、低床バス、バスロケーションシステムなど、こういったものに着実に手を打ちながら自家用車からバスへという形で作業を行って、その一貫としてバスレーンがあるわけです。ただ、いろいろと苦情があるという御意見もございますので、これにつきましてはしっかりと11月の検証結果を踏まえて、今後、対応を考えていきたいと思っております。

○山内末子委員長 吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 沖縄県監査委員意見書の27ページ、議会費についてです。この中で議会費が1994万8271円減少していますが、これを説明してくれませんか。

○比嘉徳和議会事務局長 議会費の構成というのは、議員の報酬や共済費等から成っております、平成26年度においては議員の欠員が生じておりました。4月から11月までは45名、12月から3月までは1名の減という形になりました。平均として45.6名分、5ポイントほど減っておりますので、その分で議会費が減少したと考えております。

○吉田勝廣委員 2010年、高嶺委員が議長時代に経済波及効果を出しました。これに対して日本経済新聞の元記者など、いろいろな方々がこれは少し怪しいのではないかということ雑誌で書いてありますが、これに関してはどうですか。

○比嘉徳和議会事務局長 基地の経済波及効果ということでございますが、これはたしか産業連関表を使って一定の前提をもとに計算したものでありますので、その前提の妥当性があれば計算のとおり効果が出ると思います。ただ、前提の置き方にさまざまな観点、視点があるようですので、その前提の置き方によってそのような結果が出たかと承知しております。

○吉田勝廣委員 私は、政務調査課がこれを出したのはヒット商品だと思うのです。画期的だと思います。これをもっと精査するためには、今度は企画調整課、統計課が、いわゆる産業連関表を使って本格的に出すことが重要ではないかと思っております。企画部長、いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 県議会が出されたものについて私から論評するのは差し控えていただきたいのですが、我々が経済効果を出している趣旨を御説明させていただきますが、これから返還が予定される地域について、これが返還された場合にどういったポテンシャルがあるかということを経元の方はもちろん、市町村の皆さんにもしっかりと御理解いただこうが跡地利用が進むだろうという思いがあって、この経済効果を出したということがございます。そこで、ある程度一定の跡地利用の方向性が出された中で、それをベースにしながら経済効果を算定することが必要だろうということで、返還のめどもない、計画もない段階を含めて行う場合には、やはりある程度の地域モデルを通して算出しないとけないこととなりますので、その辺のところでは数字的なものは、実現可能性の観点からもいろいろ課題が出てくるかと考えております。

○吉田勝廣委員 現存する米軍基地—例えば、私は金武町に住んでいるのですが、金武町にブルービーチというビーチがあります。ここはある意味では東海岸でナンバーワンの海だと私は思っています。こういうところが返還された場合はどのような経済効果があるかという、いわゆるポイントを選んで行う必要があるかと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほども答弁させていただきましたが、我々が出しているものはあくまでも返還が予定されている地域についてです。何々からまたその後という形になりますが、一定程度のめどがついている地域で、当該市町村における一定の計画なども踏まえて経済効果を出しています。ブルービーチについては、確かに一定程度のポテンシャルがあることは理解していますが、具体的にどういった形でやろうということがもし固まっているのであれば、我々も地元の方と相談しながら出すことについてはやぶさかではございませんが、やはり経済効果を出す目的が今後の跡地利用の円滑化に資するという事なので、そういった観点から我々は対応していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 基本的にはずっと返還を要求していますが、なかなか返さない。その理由はもうわかっています。しかし、基地返還アクションプログラムをつくったときにも、第一に返還してくれと言いました。現に向こうの地主も拒否しているわけです。ですから、そういうことを後押しするためにも、経済効果がどういうものなのか—ホテルがいいのか、リゾートがいいのか、あらゆる想定をしながら、そこは専門家がどういう形で経済効果があるかという

ことを出すべきではないかと思います。これはポイントを選んでです。例えば、辺野古にホテルをつくった場合にはどうなるのかとか、ここはやはり必要ではないかと思います。そういうことが結局は返還を促進させると私は思うのですが、いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 繰り返して恐縮ですが、我々は跡地利用を円滑に推進するという立場で、企画部として跡地利用推進法をベースに作業を進めております。日本政府、米国政府に対して返還を促すための資料をつくってはいかがかという趣旨の御提言だと思いますが、この件については当該市町村の意向を踏まえて、関係部局と調整を踏まえて対応すべきものだろうと考えております。

○吉田勝廣委員 これはぜひ積極的にやってください。そうしないとイメージができません。恐らく各市町村は返還要求するときのイメージを持っていますので、そこをいかに企画部が捉えて、経済効果にどうあらかるといことが大事だと思います。

それから、歳入歳出決算説明資料の3ページです。沖縄振興特別推進交付金—ソフト交付金は、去年は繰り越しが90億円、ことしは60億円ですから、繰り越しが少なくなったという意味では前進しています。不用額は結構あるのですが、その原因です。私はソフト交付金が決定する時期に問題があるのではないかと思うのですが、そこはいかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 おっしゃるとおり、交付決定の時期は大変重要だと思っております。4月1日に事業に着手することが不用額と執行率の向上にもつながりますので、4月1日に交付決定ができるように、事業計画の提出も1カ月前倒して今年度は対応したところでございます。

○吉田勝廣委員 ですから、各市町村や県の連携、あるいは内閣府が交付決定について—これは市町村の弱さもあると思いますが、その指導体制をつくらないと、いつもこういうことが起こってくるのではないかと思います。90億円から60億円になって非常によかったと思うのですが、まだ不用額もあるので、その指導方法などの見通しはどう考えていますか。

○謝花喜一郎企画部長 内閣府との連携の面でいいますと、この三、四年間で大分連携はとれてきていると思います。市町村との関係についても、先ほど来何度も申し上げて恐縮ですが、早期の交付決定ができるように対応させていただいていますし、それから、企画部市町村課の中に推進交付金支援班として副参事を入れた10名の職員を置き、各市町村を担当して課題が生じた場合には個別に相談に乗るといった体制をとって、執行率の向上やさまざまな事業計

画の立案等についても対応させていただいているところでございますので、今後もその体制を充実強化していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 もう一度、議会事務局に戻ります。私は図書室をよく活用して非常に皆さんにはお世話になっているので、この政務調査課や図書室をもっと充実させたいのですが、今の図書室の予算はどうなっていますか。

○比嘉徳和議会事務局長 図書室については2人の職員を配置しております。その人件費がかかるのと、年間の図書購入費が150万円程度だったと記憶しています。

○吉田勝廣委員 私も図書室はいろいろ見て回っているのですが、沖縄の図書室は歴史上ナンバーワンだと思っております。そういう意味でスタッフを充実させたいのですが、人間は減らされています。今度は資料の問題ですが、例えば私は公明党・県民会議無所属会派に属していますが、そこで毎日新聞や朝日新聞、日本経済新聞などをとっています。しかし、この図書室を充実させるためには、地方紙として北海道や基地のある地域の新聞などをとって、ある意味ではそこを切り取って各議員に配付するのもいいだろうと思います。それから官報速報がありますが、これは非常にいいものだと思います。官報速報も政務調査課が各議員に資料を提供すればもっと議論が深まるのではないかという感じはしているので、ぜひ地方紙や官報速報など一あるいは、よく我々には沖縄タイムス、琉球新報を中心とした新聞記事が配られますが、例えば朝日新聞や読売新聞では沖縄県のことをどう扱っているのか。そういうことも非常に大事だと思うのです。一時こういうことがありました。4・28の問題について朝日新聞など全部をとって見たら、捉え方は各新聞で違う部分もありますが、やはりたくさん記事になっているのです。沖縄の今の政治状況を取り巻く中で、どこがどうなっているのか、どこが情報として流れているのかということも非常に必要なので、その状況分析を行うためにも、議会事務局にはもう少し頑張って予算を獲得してもらいたいと思っています。

○比嘉徳和議会事務局長 委員御指摘のとおり図書室機能の充実は非常に重要なことで、平成27年度から各常任委員会のコーナーを設け、常任委員会ごとに書籍を配置して委員の利便性が向上するような形で努めております。それから、地方紙について購入したらどうかということで、これは我々も視点が足りないところでありまして、全国紙の朝日新聞、毎日新聞などはとっていますが、地方紙、例えば東北

ブロックや東京新聞、中国新聞、西日本新聞など、大きなブロック代表ごとの地方紙をとって、全国の世論がどうなっているかということのをそれで把握するというのも、1つの図書室機能充実のために必要だと考えておりますので、それは積極的に考えていきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 図書室機能あるいは政務調査課の職員の人事配置など、これは非常に重要だと思います。できれば職員も、専門家の職員をどう育てるか。それから、皆さんも各担当を持っていますが、米軍基地関係特別委員会の職員も研修派遣して現場に調査に入るとか、あるいはその職員と基地対策課との連携をどうするかとか、その辺も非常に大事だと思います。ですから、いわゆる県庁内における交流も大事ではないですか。

○比嘉徳和議会事務局長 まず職員の研修については、平成27年度から3年間をかけて衆議院法制局に毎年1人ずつ派遣しようと考えて、平成27年度には1人派遣しております。衆議院法制局で法制執務の状況を習得した後、議会事務局に帰って頑張っていたかということを考えております。それから政務調査課の職員については、例えば速記、記録業務について試行的に業者に委託することもやっておりますので、その状況を踏まえ、政務調査課の職員が別の業務、調査業務に使えるような形でやっていきたいと思っております。それから、政務調査課の県内視察調査については、委員会ごとに課題があるでしょうから、その課題を踏まえて、政務調査課としてどのような調査ができるかということも検討して、視察調査に行きたいと考えております。

○吉田勝廣委員 今、事務局長が言ってくれましたが、職員の記録校正の問題はいつももったいないと思っています。優秀な職員がたくさんいますので、彼らが校正するよりは委託をして、彼らをもっと調査業務に使ったほうがいいのではないかと思いますので、これはぜひ頑張ってください。

次に、主要施策の成果に関する報告書の21ページ、重粒子線治療施設の問題について、今の現状を教えてください。

○富永千尋科学技術振興課長 重粒子線治療施設につきましては、集患のあり方を含めた安定的な運営の見通し、それから高額な治療費といったものが課題となっていることから、これらの課題について有識者で構成する検討委員会をこども設置して、調査、検討を行っているところです。今年度末をめどに検討結果を取りまとめて、施設導入の可否を含めた事業の方向性について示していきたいと考えてお

ります。

○吉田勝廣委員 こうした会議の資料は提供できるのですか。例えば予算措置や収支決算など、いわゆる検討委員会に提出する資料です。

○富永千尋科学技術振興課長 まず1つは、毎年度の検討結果については報告書という形でまとめております。検討中の課題については、ことしの9月に第1回が開催されたのですが、その終了後にマスコミにはこういったもので委員に説明しておりますという検討資料を公表しております。

○吉田勝廣委員 赤字になるか、黒字になるか、これは恐らく最大の課題だと思います。赤字になっても県民のためによければいいではないかとか、沖縄21世紀ビジョンの中でもアジアからの入りをどうするかということがあるので、ここはぜひ私たちがいろいろの施設研修をしていますので、その施設研修に基づいて自分の考えを持っているわけです。ぜひその情報を的確に提供して、また私たちが的確に判断したいと思っておりますから、そこはお願いしたいと思います。

○富永千尋科学技術振興課長 特に、平成26年度もしくは平成25年度の調査結果は、全て科学技術振興課のホームページで公開しておりますので、ダウンロードして見ることは可能でございます。こういったものもいろいろと参考にさせていただきながら、こういった議会の場や検討委員会などの結果報告を通して、今の検討状況をお伝えしていきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 実際に進める側と治療を受ける側はどう調整されますか。

○謝花喜一郎企画部長 去る第1回目の委員会の中でも、ある委員の方から一当然ドクターですが、そういった実態やニーズを踏まえた上で議論を高めるべきではないかという意見もございました。ですから、そういった現場の実情等についても、例えば外科とか投薬とかいろいろ方法はあるわけですが、こういったもののデータについても取りまとめて、次回の委員会では議論の参考にさせていただきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 重粒子線治療施設について、県民はどれだけ知っていると思えますか。

○富永千尋科学技術振興課長 平成25年度にアンケート調査を実施しております。これは知っているかどうかということよりも、この治療を受けたいかという問いかけをしているもので、1つは電話アンケートで1万7000世帯を対象にアンケートを行い、有効回答で3000名の回答をいただいております。こ

の中で受けたいと思う方が58%いたということです。また、同年に県内5カ所で公開セミナーを実施して、おおむね1000名ぐらいの方からアンケートをいただいております。この際に受けたいと思う方が83%という回答をいただいております。ただ、やはり治療費が高額ということがあって、助成金を望む、もしくは保険適用まで待つという方がかなり多かったという結果が出ております。

○吉田勝廣委員 その結果を言ってくれませんか。

○富永千尋科学技術振興課長 これは電話アンケートですが、有効回答3000名の中で高くても受診したいという方が9%、助成金を望むという方が18%、保険適用まで待つという方が57%です。また、公開セミナー後のアンケートでは、高くても受診したいという方が36%、保険適用まで待つという方が15%、何らかの助成を望むという方が37%といった結果が出ております。

○吉田勝廣委員 今、アジアでは重粒子線治療施設はありますか。

○富永千尋科学技術振興課長 重粒子線治療施設は全世界で8施設あったと記憶しております。そのうち4施設が日本で、4施設が外国ということで、中国に1カ所ございます。ただ、患者の治療数においては、これまでの治療実績でおおむね1万2000人前後いたと思うのですが、そのうちの8割強は日本ということで、治療実績においては日本がはるかに多い状況です。

○吉田勝廣委員 これは日本が先駆者ですから、ここはぜひ慎重にいろいろなデータをそろえて、やはり決断するときは決断しないといけないと思っておりますが、そこは頑張ってくださいと思います。

次に、20ページの沖縄科学技術大学院大学について、これは一般質問でも聞いたのですが、今後の方向性はどうなりそうですか。

○富永千尋科学技術振興課長 沖縄科学技術大学院大学ですが、ことしで開学3年目を迎えたということで、こちらで扱っている研究は物理、科学、生物学など、特に分野横断的な教育研究を行い、今は29カ国156の研究機関と共同研究を実施しております。平成27年9月現在、教授陣が51名いらっしゃいます。研究員は310名でいろいろな研究をされておまして、こういった研究の結果、現在50件を超える特許が出願され、既に12件の特許を取得しております。また、ことしの7月には恩納村瀬良垣で臨海実験所の建設が始まっております。ドーファン学長も、今後は海洋研究に力を入れていきたいというコメントを新聞でもしていたと思うのですが、沖縄の特色を

生かした海洋系の研究も充実していくと考えております。

○吉田勝廣委員 この学校が創立するとき、恩納村の土地の何%ぐらいを使用しましたか。

○富永千尋科学技術振興課長 今、手元に何%というものは持ち合わせていないのですが、確かに大学院大学を設置するときかなりの村有地を提供していただいたという経緯は存じております。

○吉田勝廣委員 これは80%弱だと思っているのですが、そのときに皆さんが出した門前町をどうするかということがありましたよね。これだけ進んでいるわけですから、門前町はどういう計画を立てているのですか。

○富永千尋科学技術振興課長 今、委員のおっしゃっている門前町の構想ですが、これは大学院大学ができる前の平成19年ごろだったと思うのですが、そのときに周辺整備構想を関係者でつくってございまして、特に谷茶区がちょうど大学院大学の入り口に当たるということで、良好なゲート空間を創出するため、この谷茶区において住居機能や商業・サービス機能、道路機能、公共・公営機能といったものを整備していくという構想でございます。

○吉田勝廣委員 ですから、それがどうなっているかということですか。構想倒れていませんか。

○富永千尋科学技術振興課長 進捗状況につきまして、まず商業・サービス機能につきましては、国道58号の恩納南バイパスが途中まで開通しておりますが、これが平成29年度をめどに開通する計画になっております。商業・サービス機能を果たす地区については、地権者と大手流通業者においていろいろと話し合いが行われているということで、今後、バイパスの供用開始をめどにこういったものの実現を図っていくということを聞いております。それから、国道58号恩納東バイパスは、平成29年度の区画整理によって整備中ということです。また、谷茶前の浜の区域では遊歩道の整備計画があるのですが、周辺住民の環境への配慮とか、海岸や海域環境の保全、保安林機能の維持、こういったものを全て満たすような形での整備のあり方が非常に求められていて、今はこれを検討しているということです。

居住機能の整備についてはまだ地元の取り組みが進んでおらず、年に1回、関係者で集まっていると検討会を行っているのですが、こういった中で、これからの動向を見守っていくことになるかと考えております。

○吉田勝廣委員 どこが中心になって進めているのですか。

○富永千尋科学技術振興課長 これは一つの検討委員会ということで、全体の合同会議のような形で進めております。メンバーとしては、沖縄県も入っておりますが、恩納村副村長、うるま市副市長、恩納村商工会、うるま市商工会、それから大学院大学、また谷茶地区の区長もオブザーバーとして参加していただいて、検討を進めているところです。

○吉田勝廣委員 どこが中心になって進めているかということですか。

○富永千尋科学技術振興課長 県が全体の一つのビジョンという形で周辺整備計画を出しています。一方、場所の整備というのは地元の意向も尊重しながら行わないといけないということもあるので、例えば、会議は県と恩納村で招集をしているのですが、実質的にリードするのはそれぞれの課題に応じてということになります。

○吉田勝廣委員 一番最初に構想を立てたのはどこですか。

○富永千尋科学技術振興課長 まず周辺整理のための全体構想は、正式には沖縄科学技術大学院大学周辺整備計画といわれるもので、これは県が中心になって行っております。谷茶地区のまちづくりについては、谷茶地区のまちづくり委員会で行い、委員は全て住民の方です。こういった方たちが参加した上で、自分たちのまちづくりをどうするかという検討を行って、これを一つのビジョンとして我々が共有して進めていくという位置づけになっています。

○吉田勝廣委員 私も勉強して全て承知をしていますが、一向に進まないからどうするのかということですか。企画部長、今後どうするのですか。もう十何年になっていますよ。

○謝花喜一郎企画部長 門前町構想につきましては先ほど科学技術振興課長からありましたように、一定程度進んでいるものもあればとまっているものもあり、それは我々も十分承知しております。これは、それぞれの役割分担がまだ明確化されていないことが背景にあるだろうと思いますので、今後の進め方については、議論を積み重ねていくことが大事だろうと考えています。

○吉田勝廣委員 もう10年になりますので、早急にやってください。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時30分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** まず歳出決算の状況で、企画部の（項）市町村振興費の不用額23億円は決して少ないとは思わないのです。300億円の市町村分の割合からすると、これだけの不用額を生んでしまうという状況は決してよくない。一括交付金は当初、皆さんがしっかり構築してとってきた意味からすると、こういう数字はどうかと思うのですが、感想を少しお聞かせください。

○**浦崎康隆市町村課副参事** 一括交付金の執行につきましては、国、県、市町村で連携しながら執行率の改善と不用額、繰越額の圧縮に努めているところですが、いろいろ市町村の事情等もあって、先ほど企画部長からも答弁がございましたが、途中の事業計画の変更や、実際に執行してみると入札残や経費の節減等というものがあまして、不用が発生している状況になります。

○**當間盛夫委員** 皆さんはなぜそういう状況が起きると考えますか。知恵不足ですか。県の指導不足なのか、アドバイス不足なのか、どちらですか。

○**浦崎康隆市町村課副参事** まず1点目に考えられるのは、やはり早期に事業に着手していくことが大事だと思っておりまして、その点は先ほども答弁ございましたが、事業計画の策定を昨年より前倒しして、1カ月早く事業着手ができるように事業計画の策定を行うという対策をとっております。

○**當間盛夫委員** 負と言ったらおかしいのですが、行政は、これだったらとれるという安易なものに走ってしまう。この一括交付金も、観光と名づければ予算がおいてくるところが見え隠れしたり、これはもう表に出てきています。何か箱物をつくろうとしても、本来は市民会館のようなものなのに観光センターと名づけてつくっているところがあったり、そういう意味で、一括交付金のあり方が北部振興策以前の、箱物—ハードのものになりつつあるのではないかという懸念はどうですか。

○**謝花喜一郎企画部長** 平成25年度から当該市町村の基本枠では対応できないものがあって、市町村から要望がございましたので、特別枠をつくりました。その特別枠については、優先的事业やモデル的事业に対応できるように、また市町村間で横断的な事業ができるようにということをつくったわけですが、委員がおっしゃった箱物、例えば2億円、3億円の枠ではできないもの、5億円、6億円かかるものについて、特別枠をいただいて施設を建設するという傾向は若干あるかと感じているところです。

○**當間盛夫委員** 企画部長がおっしゃったように、特別枠をつくったのは、例えば施設にしても、隣接

する市町村が自分のところではなく同じ野球場を—皆が集まる1つの施設を、3つなのか4つなのか、そのことをやるために特別枠をつくったと想着いて、今でも特別枠のあり方はそうあるべきだと思うのです。ところが今言うように、各市町村が自分たちのつくりたいものを、談合ではないですが、順番待ちをして来年はあなたたちのところというようになっていると思うので、そういうことは是正をして、各市町村が協力し合って広域でのあり方を、皆さんは提起はしていると思いますが、ぜひそういう思いでやってもらいたいと思います。

次に、監査委員事務局長、先ほども休憩中にお話をさせてもらったのですが、事業での不用額というのと、監査委員事務局や出納事務局、人事委員会事務局の皆さんの不用額は大体事務経費なのです。先ほどから縮減をしたから不用額が500万円、600万円という形のお話をするのですが、皆さんが頑張って圧縮したはずなのに、これを不用ということで全部同じような項目で、そういう形にしかならないと思うのですが、皆さんが行財政改革の中で頑張った効果というものが全く出てこないのです。この辺の事務処理の知恵はないものですか。

○**武村勲監査委員事務局長** 不用額にはいろいろな要因があるかと思っています。今回のように、当初の計画がうまく立てられていなかったために出てきた不用額は抑制すべきです。ただ、執行の節減などについては努力を認めていくべきだと思っています。

○**當間盛夫委員** そういう努力をしたものが何かに反映されるような仕組みを、我々が見えるような部分があってもいいかと思っていますので、これは提言として終わらせていただきます。

次に、主要施策の成果に関する報告書に移ります。まず、16ページの企画部の交通体系の整備推進ですが、県内でIC乗車券はどれだけ発行されていますか。

○**真栄里嘉孝交通政策課長** 平成27年3月末で約3万6000枚、9月30日時点で約10万枚の発行状況となっております。

○**當間盛夫委員** このICシステムの運用上では、大体どれくらいあればペイするとか、何かありますか。

○**真栄里嘉孝交通政策課長** 販売がどれくらいいけばという目標ではないのですが、今年度の発行枚数の目標としましては16万枚を予定しております。

○**當間盛夫委員** 今年度は16万枚を目標にして10万枚ということで、その広がりには徐々にいろいろな面で、皆さんも一生懸命いろいろな施策を練っている

はずでしょうし、これから浦添市などにも延伸します。皆さんはバスにもいろいろとやっているわけですから、バスへの乗車がふえるとOKICAの利便性も私は出てくると思います。ただ、もう一つ不便なのは、県外の皆さんが使えない。モノレールにしても、バスにしても、本土の大手のSuicaなどの連携ができていないのです。国土交通省は地方の乗車券との連結を系統的にやっという方向性は持っているのですが、それはどのように進められているのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 まずOKICAを導入した経緯から申しますと、やはり当初は県としてもSuicaとの共同利用を目指しておりました。導入するときにはIC乗車券システムの規格を、平成24年度に沖縄本島バス4社と都市モノレールと県で構成する沖縄本島IC乗車券システム検討委員会を開催して、いろいろ開発業者から出てきたものを比較、検討してまいりました。結果として、Suica—日本鉄道サイバネティクス協議会が定める規格なのですが、相互利用と切り離れた単独利用を比較しますと、初期の開発費用で2倍、維持管理費用で4倍という試算になり、日本鉄道サイバネティクス協議会、要するにSuicaとの共同利用におきましては、交通事業者側が負担できないということがございました。また、相互利用だとランニングコストは本土の大手に持っていかれるのですが、単独利用になると県内に返ってくるという話と、単独利用のメリットとしては、今回、マハエちゃんというおもちゃのようなものをつくったのですが、観光としてお土産にこれを持って帰っていただく、そういうものができるのではないかとということで、その辺も期待いたしまして単独利用を採択しております。

○當間盛夫委員 皆さんがどういう方向性を持っているのが微妙ですが、使う側の利便性なのか、県内事業者のためのやり方に持っていくのかというところは、もう少し検討していただきたいと思います。私は、もっと利用者視点で考えたほうがいいと思うのですが、それに何か反論はございますか。

○謝花喜一郎企画部長 今、交通政策課長からあったように、検討委員会で議論して、サイバネティクス規格の相互利用だとインシャルコストが40億円かかるということです。ランニングコストが10年間で20億円ですから、単年度でいうと2億円です。単独利用ですと5000万円ぐらいで済むわけでございます。そういった、まずは運営会社の体力に見合うかどうかを第一に我々は考えています。もう一つは、やはり単独利用というのは地域独自の展開が可能だろう

ということがありまして、マハエちゃんもそうですが、キーホルダーつきのIC乗車券をお土産として買っていただくということで、結果として沖縄の思い出にもなるし、沖縄にもお金が落ちるという仕組みをつくったということです。ただ国土交通省にもいろいろ考えがありますので、国土交通省とも意見交換をさせていただき、相互利用に係る国の支援の動向等も注視しながら、対応していきたいと考えているところでございます。

○當間盛夫委員 ぜひ頑張ってください。

次に、希望と活力にあふれる豊かな島を目指してということで、離島における定住条件の整備等々、いろいろな形の施策があります。その中で、皆さんが毎年出す離島関係資料を見ているのですが、この5年で沖縄県の39の離島の人口比はどのような推移を示してきているのでしょうか。

○田中克尚地域・離島課長 沖縄県全体と離島の住民の数の比率は、概略で申しますと、県全体が134万人に対して離島が約13万人ということで、10%を切る、9.何%という数字になっております。全体で申し上げますと、昭和40年代には15%程度あったところから、比率としては減少している傾向でございます。

○當間盛夫委員 減少するわけですね。皆さんが出した資料で平成22年3月の北部圏域離島を見ても、平成22年度で人口計7960人だったものが平成26年1月で7600人に減少しています。これは北部圏域だけではなく、中部圏域でもそのような数字が出てくるわけです。一方、宮古圏域などではふえていて、宮古圏域では4万8000人だったのが4万8559人、八重山圏域にしても5万3000人だったのが5万4000人になっているということがあるわけです。その中で、この定住の部分ですが、予算的には物すごい予算を入れていますよね。振興策に限っただけでも予算はどれだけふえていますか。

○田中克尚地域・離島課長 各部局に照会をかけまして、離島関係の予算は毎年調べて把握しているのですが、平成27年度の当初予算ベースで申し上げますと、概算で約666億5000万円の予算を離島関係に投じているという状況でございます。

○當間盛夫委員 住民の交通コストの軽減や船の購入などという形ですが、やはり定住のものもそうですが、外から入ってくる皆さんに対してのものもないと、そこに住んでる皆さんということになると、なかなか一離島の定住をやるということとは産業を興していくことになるわけですから、外から入る仕組みをもっとつくりたいといけないということからすると、沖縄県離島海運振興株式会社など、

いろいろなことを含めると年間で大体1億円以上の支払いでした。それがなくなるわけですから、その分で離島の皆さんの交通コストの軽減も大事ですが、皆さんが今、子供たちにやっているようなところも含めて、外から離島に来る皆さんのことももう少し考える部分が必要だと思いますが、どうでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 まさにおっしゃるとおりで、私の記憶では、石垣島を除いて全ての離島で人口が減少傾向にあると考えています。地方創生の中でも、やはり人口減少に歯どめをかけるということで自然増・社会増の取り組みがあるわけですが、今、委員がおっしゃっているのは社会増の部分の移住促進だと思います。この移住促進の取り組みについて、沖縄県は周回おくれ、2周おくれぐらいだと思っています。せんだって東京でそういったブースを設ける沖縄の展示場に参りましたところ、沖縄県も昨年度から少し出展させていただいていますが、やはり各県の取り組みはすごいものがありました。沖縄県からは東村と渡名喜村、竹富町が出展しておりましたが、ようやく沖縄県も移住促進について本腰を入れ始めたということです。企画部において、離島・過疎地域を中心に移住促進の連絡会議も立ち上げましたので、これから移住促進に向けてしっかり対応しなければいけないと。やはり課題は委員からありましたように、雇用一働き場をいかに設けるかということが大変重要だと思いますので、この辺を今後の離島振興の一つの課題として捉えて、しっかり取り組まないといけないと考えているところでございます。

○當間盛夫委員 離島になってくると、外部を入れないところがあったりするのです。阿嘉島などに行くと、もう高速艇は定員オーバーで乗れないし、フェリーもいっぱいです。そして実際に行ったら行ったで、向こうの食堂はあかないわけです。そういう現象があって受け入れない。その辺は、やはり我が県は人口増加計画などいろいろな形で取り組んでいますし、また離島フェアなども行っているわけですから、これだけの予算を組む中で、人口は減る、産業構造はなかなか変わらないというのは、もう少し知恵を出してやっていかないといけないと思っていますので、とにかく沖縄県は島嶼県で離島があるということは、産業構造の観光の部分でも物すごい大きなところも出てくるわけですから、離島が活性化することで沖縄全体が活性化すると思っていますので、しっかりと企画部が中心になってもっと頑張ってもらいたいと思っています。

○山内末子委員長 大城一馬委員。

○大城一馬委員 公共交通ネットワーク特別委員会でも説明があったのですが、プロセス検討委員会の中でステップ2の進捗がおこなわれているという企画部長の答弁がありました。このステップ2の検討のおくれによって、県が目指す2020年の工事着手に影響するということにはならないでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 計画案策定は今年度末から来年までという形で延ばしておりますが、着工時期については今のところ動かしておりませんので、何とか頑張っていきたいと思っています。

○大城一馬委員 1つだけ教えてください。那覇から名護間を1時間以内で結ぶという鉄道構想がございます。鉄道というのにはいろいろあって、新幹線やLRT、あるいはモノレールも鉄道です。那覇一名護間の鉄道というのはどういうイメージを持っているのですか。

○謝花喜一郎企画部長 平成25年度に県が出した計画では、高速小型鉄道と位置づけております。既存のものでいいますと、東京都の大江戸線のような仕様になるかと考えております。

○大城一馬委員 ニュートラムトレインということですか。それとも違うのですか。

○謝花喜一郎企画部長 ニュートラムトレインにも、軌道上を走ったり鉄道を走ったり、いろいろありますが、県が考えているのは高速の小型鉄道ということでございます。

○大城一馬委員 那覇一名護間も必要性があるということは私どもも当然認識をして、速やかに一日も早く完成してもらいたいと思っています。そこで最近、市民団体や地方自治体から提案されているのはLRTの早期導入です。これは、那覇一名護間もいいのですが、やはりLRTの導入は御承知のように国も奨励しているわけです。今度、初めて国が交通政策白書を出したのですが、その中でも全国の地域の鉄道旅客が大幅に減少しているという中で、今後の公共交通、鉄軌道というのはLRTを推進して、コンパクトなまちづくり、いわゆるまちづくりと連携したLRTを導入すべきだということが国の方針として示されています。私ども沖縄県も国際観光都市を目指して、そして観光客100万人ももう目前ではありますが、やはりこういう観光都市で、定時定速の公共交通体系が確立されていないということは、極めて致命的なものではないかと思うのです。ですから、那覇一名護間も早期にやるべきですが、それと並行して、これは短期間にできるLRTだと思うのです。そういうことで、LRTの導入はこれまで機会があるたびに要望したり、質疑したりしていま

すが、そういったことについて、国の方針も含めて県の考え方をお聞かせ願えればと思っております。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 今、委員がおっしゃったとおり、交通政策白書でも地方創生を支える地域公共交通の再構築というようなテーマで報告書が出されております。現在、我々が取り組んでおります鉄軌道計画においても、基幹線のみならず、フィーダー交通ネットワークや駅を中心としたまちづくりといったものも盛り込むような形で計画をつくっています。そういったものについては、交通政策白書のベクトルとは一致していると考えております。

○大城一馬委員 フィーダー支線は県もいろいろと構想を持っていて、四、五カ年前にこの構想は出していると思っておりますが、ここでLRT導入に向けた実行計画に移すべきではないかと思うのですが、どうですか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 先日来、そういった意見は伺っておりますが、まず県としては、基幹軸となる大きな全体像をつくった上でフィーダー交通もあわせて計画を立てた上で、実際に実行に移すというのが筋だと考えております。

○大城一馬委員 LRT導入は、先ほど申し上げましたように各自治体からも機運が高まっています。そういう意味では、ぜひ早期の取り組み、実行・実現に向けてしっかりと頑張ってもらいたいと思っております。何しろ、これから国際観光都市に向けて頑張っていくのですから、ここで定時・定速の公共交通機関がないということは致命的です。そういう意味では、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、主要施策の成果に関する報告書の16ページです。バスの交通体系について質疑させてもらいたいと思っております。今、低床バスが導入されていますよね。これはバス全体の中で何台導入されていて、何%ですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 平成26年度末の実績でございますが、沖縄本島及び離島を含む総車両数が765台、うちノンステップバス車両数が166台で、21.7%となっております。

○大城一馬委員 今後の導入の計画についてはどういう方針ですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 今年度と平成28年度まで、毎年40台の導入の補助をやっていくこととしております。

○大城一馬委員 この低床バスも、やはり社会的弱者の皆さんのためにも、高齢者の皆さんのためにも、ぜひ毎年増便してもらいたいと思っております。

ところで、せんだってのマスコミ報道ですが、たしか先週でしたか、低床バス利用に壁という見出しで報道されていまして、いわゆる車椅子の女学生が一沖縄国際大学の学生で、ノンステップバスで通学しているのですが、運行時刻表がバス停の中に出ていないと。それで、この女学生はわざわざバス会社に電話をして、何時に出るかとか、ここは何時に着くかとか、そういうことを問い合わせているということで、運行時刻が表示されていないために極めて難儀をしているという報道がございます。これはどういう現状ですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 運行時刻表にノンステップバスの表示ができない理由でございますが、これはバス事業者の特性で、車両ごとに専属の運転手を割り当てしてございまして、その運転手が日々の点検、管理、清掃を行っているところでございます。このノンステップバスの運転手が急に休暇をとったり、あるいは車両点検があった場合、代替要員や代替車両の調整が十分にできないということがありまして、そういった理由でバス停の時刻表に低床バスの運行時刻帯が示されない、もしくは固定ができないという状況になっております。

○大城一馬委員 それでいいのでしょうか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 現在、インターネット上では、移動中のバスであれば低床バスがあつて何分ぐらいで来るかということがわかるようになっております。ただ、やはりこれでは問題だということはこの新聞で私どもも知って、バス事業者と調整をしているところでございまして、バス事業者にもいろいろ考えてもらっているところでございます。バス事業者としましては、このように毎日電話して聞く方もいるので、まず車椅子利用者のニーズを把握して、通勤、通学時間帯にノンステップバスの運行固定ができるように、今後検討していきたいということで話は伺っているところでございます。

○大城一馬委員 ノンステップバスというのは必ずしも車椅子利用者だけではなく、歩行困難な方や高齢者もやはりこのノンステップバスの利用を非常に待望しているわけです。そこで時刻表がないということ自体が、勤務状況の都合や乗務員の都合によってということですが、これは理由にならないと思えます。何のためにわざわざ高価な補助金を出して、ノンステップバスを購入して運行させているかということを考えれば、やはりやれることはしっかりやっとうと。現にこの記事の中で、田畑さんの改善策をある営業所に求めていたら、長田一具志川線ではことし4月から運行車両の全てにノンステップバ

スを導入していることもあるわけです。ですから、当然そのときには時刻表が出てくるわけです。そういった努力もある中で、やはり各会社一沖縄はそれぞれのバス事業者の営業権についてなかなか協議が協調しないこともあるようで、以前も統合計画があって、本来は一社に統合すれば何とかこれも改善できるかと思いますが、これはいろいろなバスの利権、利益が絡んでいるので厳しいかもしれませんが、やはりこういったところはしっかりやるべきだと。企画部長、どうですか。

○謝花喜一郎企画部長 この新聞記事等を読んで我々もショックを受けまして、先ほど交通政策課長からありましたように、バス事業者に対しても運行を固定できるように、表示できるようにということで調整していますが、バス事業者からも要望がございます。このノンステップバスは平成28年度までに200台導入ということで考えていますが、さらにノンステップバスの車両をふやしていただけるのであれば固定化がしやすくなるという話もありましたので、我々としても今後、関係機関と調整を進めて、ノンステップバスのさらなる導入も考えたいと思っています。そして、やはりバス事業者には交通事業者としてしっかりとした使命感を持っていただきたいということは、彼らの要望を聞くと同時に我々もしっかり主張すべきところは主張して、ともに連携して交通弱者一高齢者や障害者の体の不自由な方も含めて、安心して移動ができるように対応してまいりたいと考えております。

○山内末子委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 引き続き、16ページの交通体系の整備推進事業です。先ほど、當間委員からも指摘がありました。私も同じような問題意識を持っているので質疑したいと思います。

繰越額が10億円になっていますが、これは全てIC乗車券の準備に係るものだったのか。OKICA—IC乗車券の事業は総額幾らなのか教えてください。

○真栄里嘉孝交通政策課長 IC乗車券の開発費用は全額で約27億8000万円でございます。これは複数年度のトータルの開発事業費です。

○比嘉瑞己委員 それは繰り越しですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 繰越額は10億8543万円ございまして、2つの繰り越しがあります。1点目がIC乗車券の開発費で約10億5000万円でございます。もう一つが、バス停の標識設置の補助をやってございまして、その繰越額が約3000万円。合わせて約10億8000万ということでございます。

○比嘉瑞己委員 IC乗車券の開発が全体で27億円あって、平成26年度ではそれが間に合わなくて10億何千万円が繰り越しになったということだと思います。それだけ時間もかけてこれだけ大きなお金もかけたのに、先ほども指摘されたように本土のカードとの相互利用ができなかったという点について、もう少し説明をお願いします。

○真栄里嘉孝交通政策課長 先ほど説明したことと重複いたしますが、今回、開発するに当たってバス事業者が維持管理していくことになるので、そのシステム選定についてバス事業者4社と都市モノレール株式会社と県で沖縄本島IC乗車券システム検討委員会を開催して、システムの評価を行いました。その中で、まずイニシャルコストが2倍ということで、サイバネティクス協議会—サイバネとの相互利用だと概算で約40億円、非サイバネだと単独利用で20億円です。ランニングコストになりますと、サイバネだと10年で20億円、非サイバネだと5億円というように、イニシャルコストで2倍、ランニングコストで4倍というものがございました。全国ベースでもサイバネ規格を採用するのは非常に大手の交通事業者で、地方のバス事業者になるとやはり負担が厳しいために独自システムを入れている状況になっております。ちなみに、なぜランニングコストが高いかといいますと、例えばバス停や駅が新しくできたりするとシステムの改修が出るものですから、そうすると、これは全国プール制で負担割合を求めるようなシステムになってございまして、その辺で沖縄県は切り離されておられ、陸続きで行ったり来たりするわけではないということと、また、先ほど言ったマハエちゃんという観光の商品も考慮しまして、単独利用になっているところでございます。

○比嘉瑞己委員 そこが判断の分かれ目だったという気がしました。維持費をどうするかという点で、沖縄県は公設のバス会社がない中で民間の4社が頑張っています。当然、その維持費は重くのしかかると思います。本土との関係でいって沖縄が切り離されているということは国の問題でもあるのですが、やはり自由に移動できる権利—交通権に関して見れば、全国でも利用できるようにすべきだと思います。これは国の立場の問題だと思うのですが、沖縄県として公設のバス会社がない中で、維持費について公費を投入しようという議論はなかったのでしょうか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 今回、決算をする会社が必要になりまして、その段階では県もという話だったのですが、まずはバス会社4社とモノレール株式会社、それから開発したベンダーで沖縄ICカード

株式会社を設立いたしましたして、システムの維持管理をしております。バス事業者はそれに対して使用料を払っていく形になっております。過程におきましては、地域で維持管理できるという答えを持って、現在OKICAがスタートしているということです。

○比嘉瑞己委員 私の理解がついていけないのですが、決算の会社は別でつくったが、民間会社の負担は4倍かかるという説明ではなかったですか。その民間会社の4倍に公費投入はできないのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 当時はサイバネと非サイバネを考えると、圧倒的に費用がインシャルコストでもランニングコストでも違うということで、そのときにはサイバネで県がランニングコストを負担するという議論はなかったと考えています。

○比嘉瑞己委員 そこは大きな判断になると思うので、十分議論をして今後も引き続き追求してほしいのです。企画部長にお聞きしたいのですが、スタートを切りましたが、今後もずっとこのままいくとは思わないのです。社会情勢の変化や技術の進歩も出てくると思います。そういう意味で、観光立県を目指す沖縄で、全国の人々が来たときにやはり相互利用ができたほうが望ましいと思います。ですから、引き続き検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほどの交通政策課長の答弁と重なる部分もありますが、私も会社設立、検討委員会からかかわっているのですが、我々が考えましたのは、まずは立ち上げまで県は努力しますし、初期投資についても県が20億円、バス事業者等は7億円の負担という形でスキームをつくりました。そして県としては、この会社に参画しない。いわゆる第三セクター方式はとらないという方針を示しました。これまでの経緯として、県が参画した第三セクター方式はことごとく私は失敗していると思います。県が参画することによって事業者間でどこかに甘えが出てきます。スキームについても、十分検討された自立できるようなスキームがつかれなくなることを大変懸念しまして、県は議論をして立ち上げまではお手伝いをしますが、その後は自立して運営できる会社を持っていてもらいたいということを方針として決めまして、そういう方向で今の会社ができたとすることが一つでございます。

ただ、委員からございましたように、観光立県としてこれからは相互利用がいいのではないかと、先ほども申しました国土交通省の動きもありますので、こういった動きも見ながら社会経済の変動には注視してまいりたいと思いますが、まだスタートし

て1年足らずですので、しばらくは定着化、まずは目標とする16万枚を早期に達成させて、さらに我々が考えていますのは移動コスト低減事業で船舶の利用です。地元の住民カードのようなものをつくってありますが、それも県がつくったOKICAを活用できるようにするとか、タクシーでも利用可能にするとか、さまざまな仕組みの拡充を検討している最中です。全国との相互利用については、繰り返しになりますが国土交通省の動きも見ながら、今後、検討していきたいと考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 今後、東京オリンピックもあって外国からも相当来るわけですから。そういった意味でも、この整備は今からしっかり取り組まないといけないと思います。第三セクターはとらない、余り甘えさせてはいけないということですが、民間会社にとっては別の意見もあると思います。これまで果たしてきた役割は大変大きなものがありますし、そこは協議をしっかりと、どういったあり方が望ましいのか、県民の立場に立ってやっていただきたいと思っています。いつも一利用者として私が感じるのは、企画部長の立場もあるとは思いますが、やはり民間会社の限界があると思うのです。議会でも乗り継ぎ割引の件で何回か質疑していますが、なかなかもちません。そこにどうやって県が力を出していくかというところが、もう少し努力が必要ではないかと思いました。

そこで、玉城委員からもバスレーンがうまくいっていない、不評だという話もありました。バスレーンがうまくいくためには、やはりバスの乗車がふえないといけないわけです。バスレーンだけ整備してしまうからそういった不満があると思います。そこで、このIC乗車券がどれだけ利便性がよくなるかということが大きな鍵だと思います。きょうの新聞でモノレール利用者の4割がICカードを利用しているという喜ばしい記事がありましたが、一方でバス利用者の何割がICカードを利用していますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 バス利用者につきましては約3割です。

○比嘉瑞己委員 私も乗ってみて、その程度じゃないかと思いました。みんな小銭を出すのが後ろにつかえて申しわけないという意識でカードに切りかえているとは思いますが、これが本当に便利だというためには乗り継ぎ割引だったり、本土の出張でもこの1枚で行けるというような相互利用の問題があると思います。改めて、その改善の余地についてお聞かせください。

○謝花喜一郎企画部長 バスでもOKICAの利用

が16.9%から31.3%と、私としては順調に伸びていると思います。これからは、まだ回数券が使える方やOKICAへの切りかえがまだの方もいらっしゃると思いますので、そういったことを考えると、目標の16万枚には届くだろうと思っています。

乗り継ぎ割引の件ですが、県としては将来的には基幹バス構想として那覇市から浦添市、宜野湾市、沖縄市までは定時定速、多頻度の基幹バスを走らせたい。その先にフィーダー交通として支線バスを走らせたい。これがバス網の再編でございます。これは平成29年度以降という形で考えていますが、支線バスへの乗り継ぎの際には割高な料金が課題になることは十分承知しておりますので、今年度、乗り継ぎ割引の実現可能性についてさまざまな観点から調査を行うということで予算を計上しているところで

○比嘉瑞己委員 続いて、一括交付金についてお聞きしたいと思います。分野別の一括交付金の使い方について沖縄県の総務部に聞くと、子育てや福祉の分野が5%くらいにとどまっているとの答弁がありました。企画部は市町村向けに対応していると思いますが、市町村向けではどういった傾向が見えるのか、その点を聞かせてください。

○浦崎康隆市町村課副参事 平成26年度の実績で申し上げますと、一番多いのは観光産業関係で52.6%、子育て・福祉・医療関係が2.6%、文化振興・国際交流関係が5.1%、教育分野で11.8%、その他となっております。

○比嘉瑞己委員 子育て・福祉・医療分野が市町村では2.6%しかないという点で、県民から見れば大変不満なのです。今、子育てについては子供の貧困や待機児童、学童など、みんなが抱えている問題でなぜ一括交付金が使えないのか。これは素朴な疑問だと思います。実際に市町村と対話をしている皆さんにとって、どういったところが壁になっていると感じますか。

○謝花喜一郎企画部長 私も一括交付金の創設の際には、全国一律ではない沖縄の実情に合った活用ができるこの一括交付金を、ぜひ子育てや教育、医療といった分野に使ってほしいと願っておりました。ただ設立当初、今でこそ待機児童等については幅広く認めていただいておりますが、既存の制度がある観点で、国に事業計画を認めていただくことに壁があったのは事実でございます。しかし、2年たち、3年たち、沖縄県の子育て環境の実情を粘り強く説明した結果、県においても子育て関係の一括交付金が一私からするとまだ少ないですが、伸びてきています。

市町村も県の後追いという形になりますが、それぞれの実情に合った一括交付金の事業計画を出している市町村も出始めていますし、これから、子育て環境の整備についても各市町村でそれぞれの特色や実情に合った活用の仕方が出てくると思っていますので、それをまたしっかりサポートしていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 政府に行くと、官僚の皆さんが言うのは、既存の制度があるにしても沖縄の特殊事情の説明がつくこと、それにプラスして一私は一つの大きなヒントだと思いますが、既存の事業に独自で上乘せをすれば、沖縄独自の制度だということで大変認めやすいと言っているのです。その工夫が市町村も足りないし、県も一緒になって知恵をつくっていくべきだと思います。もし、そういった事例があれば教えていただきたい。

○浦崎康隆市町村課副参事 ただいまお話がありましたように、待機児童関係では、例えば県において認可外保育所の認可を実施しておりまして、市町村では、連携事業で幼稚園の預かり保育の拡充として給食設備の整備、保育士等の配置、認可外保育所の保育環境の質の向上としてクーラーの整備や支援、指導員の配置などといったことを連携しながらやっているところですよ。

○比嘉瑞己委員 その個別具体的な課題に目を当てていけば、どんどん上乘せの事業が出てくると思います。その辺で県がしっかりと役割を發揮していただきたいと思います。最後に、その点の決意を企画部長にお聞きして終わりたいと思います。

○謝花喜一郎企画部長 先ほども答弁させていただきましたが、一括交付金というのは沖縄の実情に合わないものを活用できると。それから、先ほど内閣府の方々がおっしゃったことについて、既存のスケールに合わない、プラスオンすればそれも可能だということは十分承知しておりますので、この辺についても市町村にしっかり助言しながら、やはり沖縄の子育て、貧困の問題は大変重要な課題だと認識しておりますので、各市町村においてもそれぞれが自主的に企画立案し、そういったものについても目を向けて、沖縄全体として子育て環境がよくなるように、我々としてもしっかりサポートしていきたいと考えております。

○山内末子委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 鉄軌道から質疑をさせていただきます。そもそも何のためにつくるのかという議論がなされているのかと感じたりしますが、その辺はいかがですか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道を整備する必要性ということですが、公共交通含めまして、我々の解決すべき課題として6つ考えています。まず1つは、県土の均衡ある発展、さらには中南部都市圏の交通渋滞緩和、県民及び観光客の移動利便性の向上についても課題があるかと思えます。さらには、世界水準の観光リゾート地の形成に向けた取り組み、低炭素社会の実現、最後に駐留軍用地跡地の活性化、こういった課題を解決するために新たな公共交通システムが必要だと考えております。

○花城大輔委員 実は、この鉄軌道の計画を聞いたときにとでもうれしくなったのです。これは昔聞いた話ですが、北部地区に住む夫婦が共働きで、子供を大学に行かせたら、そのまま那覇に就職して余り会えなくなったと。そういうときに通勤圏内であれば、たとえ那覇でも一緒に、もしくは近くに住むことができる。そういうことを思っただけでうれしくなったのですが、1万1000件のコメントがある中で、わかる範囲でどれぐらい北部地区の人から要望があったのか教えてください。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 地区別にどの程度の意見があったかは詳細に把握していませんが、全体で1万1000件ございました。今回いただいた意見については、年齢別で10代から70代までの幅広い年齢層から同じような割合でいただくことができ、男女の比率でもおおむね同じ割合でいただきました。そのうち北部地区に関する意見の中には、やはり委員がおっしゃったとおり、北部地区から通勤通学で活用できるような移動利便性の向上が図られるとか、定時定速性のある公共交通が沖縄には少ないという観点から、そういったものの利便性が高まるとか、交通渋滞緩和に期待できるとか、そういったさまざまな意見が寄せられております。

○花城大輔委員 今回の段階で、会社でいう経営計画みたいなもの、例えば単体で採算がとれるかどうかということは議論されていますか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 そちらにつきまして、ステップ3ではさまざまな対策案という形でルートを設定していきませんが、それを絞り込むステップ4の段階で、そういったものも示しながら評価されていくと考えています。

○花城大輔委員 照屋委員の質疑の中にもありましたが、2月につくばエクスプレスを視察させていただいたときに、向こうは8駅で、何もなかったであろうところがベッドタウン化していて、また県からも出資を募っていたり、考え方が非常にシンプルで合理的だと思いました。ですから、幾つかのルート

案があると聞いていますが、例えば宜野湾市、沖縄市、うるま市というルートを通った場合、その地域にとって新たなまちづくりの大きな起爆剤になるのではないかという期待も持っています。このルートの中で案になっている市や団体などとの調整はあるのですか。

○武田真交通政策課公共交通推進室長 ルートについては一定の考え方が示された後に、専門家の意見も踏まえながら示されていくことになろうかと思っておりますが、委員がおっしゃったとおり、ルートが示された後に、各市町村によってはまちづくりに大きく影響すると考えております。そういった意味では、計画案については市町村の理解と協力が必要不可欠だと考えております。ステップ2については、8月におおむねの理解を得られたという形になっておりますが、実はステップ2の段階で市町村との間に市町村会議を設置しております。その中で我々からは情報を提供し、また市町村からは意見をいただいている、情報提供と連携を図りながら進めているところです。

○花城大輔委員 1万1000件のコメントの中には難しい要望もあるかもしれませんが、ぜひ頑張って早期に実現していただきたいと思っております。

次の質疑に移ります。32ページの軍用地の跡地利用の件です。事業の効果の(1)ですが、私がまだ20代のころは普天間にディズニーランドができるというような話があって、それが国際都市形成構想の考えの一つであることは後でわかったことですが、簡単に言うと、普天間飛行場が返還されるとそこは何になるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 沖縄県では広域構想をつくっております。これまで返還された跡地は、新都心地区や小禄金城地区、北谷町もそうですが、大型商業施設が中心でどうしてもパイの奪い合いにあるだろうということで、それぞれの跡地—これは普天間、キャンプ・キンザー、那覇港湾、キャンプ桑江、タンクファーム、キャンプ瑞慶覧の6カ所ですが、それぞれの特色にあったものを当該市町村との意見交換も図りながら、コンセプトといいますか、想定される業種をつくりました。その中で、普天間飛行場についてはリゾートコンベンション産業や医療・生命科学産業、環境・エネルギー産業、文化産業等、面積が広いということもあって、そういった幅広い商業施設以外の特色ある産業を配置することが広域構想の中ではうたわれています。

○花城大輔委員 それから(2)のプロモーションビデオというものは、今、見れるのかどうか、また

どのような効果を図るのかということをお教えください。

○下地正之企画部参事 先ほど企画部長が説明しました広域構想を踏まえて、沖縄県は宜野湾市と共同で平成25年3月に普天間飛行場の中間取りまとめをしております。ただ、そのパンフレットはつくったのですが、地権者や一般の方から文字だけだとか図面であればとか、少しわかりにくいということで、わかりやすい形でプロモーションビデオをつくったらどうかという御指摘もありましたので、昨年度に普天間飛行場跡地未来予想図という形でつくって、県のホームページでも公表しています。また、地権者会や若手の会などにも説明して、一緒に跡地利用計画をつくっていきましょうという機運の醸成につながっているところであります。

○花城大輔委員 自分で見て、どのような効果が出るのか体験してみます。

それから、先ほども触れていただき、前回の予算特別委員会でも企画部長にお答えいただいたところですが、美浜地区と新都心地区が返還されて、その後は物すごく華やいだ地域になったということで数字も上げて説明されておりましたが、実際にその部分の売り上げが県全体の額のアップにつながったのかどうか、その周辺の市町村の状況はどうなっているのか調査していますかという話をさせていただきましたが、これについては今の段階ではどうですか。

○謝花喜一郎企画部長 例えば今回、イオンモール沖縄ライカムーライカムができましたが、商工労働部でその影響等について調査を行っているとお聞きしております。ライカムができたのが4月ですので、6カ月後の10月末、それから1年後の4月末時点で周辺の地域の来客数や売り上げ、増加・不変・減少の3択によるアンケート調査を行うということで、我々もそういった商工労働部の行う調査をこれからの跡地利用計画づくりにおける経済効果の算出等の参考にさせていただければと思っております。

○花城大輔委員 ライカムもできて、私の地元ではお客さんが戻りつつあるという話もありますが、従業員がいなくなっているとか、必ずしもいいことばかりではありません。大型商業施設に頼るという方法は限界が来ているのではないかと感じています。また、復帰時には5000億円だった県内の消費額が4兆円にも上るという中で、平成元年から県民所得については横ばいの状態で、これも大きな問題だと思います。基地の跡地利用としてまとまった土地が返還される大きな限られたチャンスですから、ぜひ産業を起こすぐらいの計画を期待したいと思っていま

す。

それから、一括交付金の市町村での使われ方について、前回も少し質疑させていただきました。ある市の例を出して、企画部長にどう思うか聞いたところ、余り覚えていませんが、企画部長の本心が少し出たような話がありました。その使われ方について、今後の見通しと企画部長の考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。当時、私は県から指導をしていただきたいという要望をさせていただきました。その辺をお願いします。

○謝花喜一郎企画部長 例えば那覇市の事業につきましては、当該姉妹都市との関係や最近では大型クルーズ船も入るようになったということで、那覇市の玄関口にゲートとして観光のシンボル、それから友好交流シンボルとして当該施設を建造すると聞いております。これについては、那覇市において自主的な判断で企画立案し、議会においてもさまざまな意見があったにせよ予算として通ったということで、県としては那覇市の意向を尊重したいと。それから沖縄市におけるマンホール、これは恐らくエイサー仕様のマンホールだと思いますが、沖縄市は御存じのとおりエイサーの町としてまちおこしを行っているということで、これも観光事業のあり方の一つの考え方かと思いました。これについて、一括交付金の使命というのは自主性、主体性を尊重するということですので、県としてはこれを尊重しているところでございます。

○花城大輔委員 不用額の問題がよく取り上げられます。不用額を出さないことも大事ですが、使われ方についてはもっと大事だろうと思っておりますので、引き続きお願いします。

○山内末子委員長 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 主要施策の成果に関する報告書から、21ページの重粒子線治療施設です。平成26年度で基本構想をつくるということで予算化されています。その後の進捗はどうなっていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 今の御質疑の件ですが、21ページの主要事業のところで、医療拠点基本構想策定事業として重粒子線治療施設の基本構想を策定するというので、予算をいただいて検討しております。その事業の結果として、このときに3つの論点をまとめております。21ページの下の方になりますが、1つ目は人材育成、もう一つは医療連携、そして県民の負担軽減。こういったものの整理をこの年度に行っております。また、平成26年度に国際医療拠点の考え方が出ておりましたので、これにあわせて重粒子線治療施設のあるべき姿を基本的

な考え方ということで取りまとめを行っております。

○翁長政俊委員 平成27年度は何をしていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 今までのいろいろな事業スキーム、その他検討をしているのですが、平成27年度はさらに具体的に検討します。特にこれを計画レベルまで落とし込んで、さらに具体的に検討するというので進めておまして、中身としましては、重粒子線治療施設の位置づけの再整理、それから安定的、健全的な経営を行うための集患のあり方もしくは集患予想、それと含めて県民の治療費負担軽減のあり方の実現可能性、こういったものについてさらに詳しく検証しているという状況です。

○翁長政俊委員 平成26年度に基本構想をつくって、そして平成27年度で計画レベルに落とし込んでいく。重粒子線治療施設を行う方向はこのまま引き継いで検討していると理解してよろしいですか。

○謝花喜一郎企画部長 補足説明をさせていただきます。これまで平成25年度、平成26年度と企画部で調査を行ってまいりましたが、これまでの調査の中で課題が浮かび上がっていると考えております。まず集患のあり方を含めた安定的な運営の見通し、本当にこれが事業として成り立つのかどうか。それから、高額な治療費の問題もまだ十分課題の解決に向けたスキームができ上がっていないということで、こういった課題をもう一度洗い直してみる必要があるということで、事業の施設導入の可否も含めて今年度は事業の方向性を検討していきたいと考えているところでございます。

○翁長政俊委員 国際医療拠点をつくるということで、重粒子線治療施設の検討が西普天間地区で始められました。皆さんは平成25年度で調査費をつけて、導入に向けたあり方を検討してきたはずですが。基本構想まで持っていくということになると、ほぼその方向でいこうということで物事を進めて、4400万円の基本構想費をつけて出しました。そして、平成27年度についても引き続き重粒子線治療施設を導入するというので予算化しています。それがここに来て、この事業が実際のところ採算性はどうか、集患がどうか、さらには高額医療のあり方がどうかということ、この事業そのものをどうするかという検討を始めているということになると、これは事業自体の後退です。事前に調査費をつける段階で、こういったものは洗いざらい検討した後に基本構想に落とし込んでいくというのが、私は事業計画のプロセスだと思っています。これが全く逆になっているのです。どういうことかということ、ここまでは私は邪推したくはないのですが、いろいろな情報

を集めてみると、どうも県の幹部から特に重粒子線についての事業は一から出直そう、やめようというような指示があって、事務当局が非常に悩みながらこの事業をどうしようか検討しているということが、情報として私どもの耳にも届くわけです。ですから、これが本当にそうなのかという真意は私たちもしっかり持っておく必要があります。もともとこれは沖縄の高度医療、さらにはがん治療の最先端医療で、それをすることによってがんに悩む人たちが救われる。さらには国際医療拠点ですから、アジアからの患者も見込める。こういう構想に立った構想だったはずですが。このコンセプトは私もよく理解をしています。しかし、実際にこういうことが私たちの耳に入ってきて、予算をつけてこの事業をひっくり返すという話になると、これは無駄遣いそのものです。企画部長、どうなのですか。

○謝花喜一郎企画部長 無駄遣いということですが決してそうではなく、平成24年度は福祉保健部で、平成25年度からは企画部において調査、検討してきたわけですが、平成25年度、平成26年度の調査の中で大体の事業スキームが出てまいりました。総事業費155億円、県の負担が135億円です。これについては県議会でもさまざまな御意見をいただきました。やはり高額な施設導入、そして維持費も13億円ぐらいかかるということも答弁させていただいたところですが、そういった中で果たして維持できるのか、離島県である沖縄で可能なのかということは、議会でももちろんのこと、多くの県民の方々からいろいろ御意見をいただいております。そういったことを踏まえまして、離島県である沖縄で本当に重粒子線治療施設の安定的な運営ができるのか。やはり集患にかかわりますので、その辺をもう少し精査する必要があるだろうということが1点です。それから、高額な治療費については保険適用や共済など我々もいろいろと考えてみましたが、どういったものが実現可能なのかということを考えないといけません。それから、昨今、保険適用の見直しが行われて、これまで先進医療AだったものがBになったり、または保険適用になったり、いろいろなものがありまして、来年1月にその方針が出るようです。このようなことをもろもろ考えた場合、やはり後年度の県民の負担などを考えたときには、しっかりと実現可能性—フィージビリティ—を踏まえた上でその方向性を出すべきだろうということで、今年度調査を行っているということでございます。

○翁長政俊委員 まさにその通りで、平成26年度に有識者による検討委員会をつくって、そこでこの議

論は尽くされているのではないですか。今、あなたが言った議論はほぼ出尽くされて、要するに有識者会議の中でこういう多角的な意見は多分出ているはずです。それを受けて基本構想をつくったのです。本来であれば、基本構想を投げる前に見直すのであれば、見直す形で皆さん方は事業の再検討をすべきであって、私は無駄遣いという表現をしましたが、正直これが全く違う事業に変わっていったと。重粒子線治療施設で基本構想をつくったが、あの予算はどうなるのかという話になると、無駄遣いそのものになりませんか。どうですか。

○富永千尋科学技術振興課長 おっしゃるとおり、集患の問題や治療費の問題、これは何回も検討を繰り返して、その実現可能性について検証を進めています。外部環境として大きく変わったのが、ことしの8月6日に国の先進医療会議がありまして、この中で重粒子線治療の保険収載、いわゆる保険適用になるものが幾つか出ております。それから、先進医療Aという区分から先進医療Bに変わるというものが幾つかありまして、この結果というのは、今後の集患もしくは施設の運営にかなり大きく影響する問題です。各施設もこの対応をいろいろ検討しているようで、そういった情報収集も含めて再度検討する必要が出てきたということで御理解いただきたいと思います。

○翁長政俊委員 現実に重粒子線治療を行っている都道府県や大学病院もありますし、そこが採算ベースに乗っている話は私たちも聞いております。今、言ったのは新たに外部環境が変わったということです。これは事業を進める上では有利な環境の変化です。マイナスの環境の変化ではなく、保険適用になる云々ということが出てくると受診する方がふえていくことになりますから、有利な環境に変わっていくわけです。そういうことで大変注目して見ておりますので、今、語られているように他のものの検討があるとすると、陽子線とあとは何がありますか。

○富永千尋科学技術振興課長 最近の傾向として、重粒子線と陽子線というのは粒子線治療という同じグループです。これ以外に中性子線補足療法という新しい治療法も出てきていて、頭文字をとってBNCTと言っていますが、検討委員会の中でも例えばこういった治療法について一定の情報を委員に提供して、整理をしてみたらどうかという提案がありますので、こういったものについても現状はどのような進みぐあいで、例えば粒子線治療と比べてどういったレベルにあるかということも、一つは整理してレ

ビューを検討委員会の中で見ていただきたいと思います。

○翁長政俊委員 この事業については、今は全く白紙ですか。

○謝花喜一郎企画部長 私は白紙という言葉を使ったことはなく、ニュートラルという言葉です。

○翁長政俊委員 ニュートラルだろうが、白紙だろうが、いずれにしろ県の予算が使われていく以上は、もっとしっかりとした事業計画と熟度をもって、血税を使っていくのですから、そこはもう少し真摯に構えるべきだと思います。県政がかかわったことによつていろいろなあつれきが出てくるかもしれませんが、いずれにしろそこは明確にすべきだろうと思っておりますので、私どももよく注意して見ておきます。

それから同じ主要施策の成果に関する報告書ですが、那覇空港ターミナルの連結事業はどれくらいの進捗ですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 那覇空港の国際線と国内線をつなぐ施設—ビルディングですが、昨年度から那覇空港ビルディング株式会社において基本設計を行っているところでございます。今後、その内容について観光部局も含めて意見交換をする予定でございます。

○翁長政俊委員 これはどういう目的ですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 旅客が非常にふえてきておりまして、今後、那覇空港の滑走路増設等も行われます。それに対応した空港能力の向上を目指して、空港に訪れる方の快適性、利便性の向上を図るものでございます。

○翁長政俊委員 連結部分には何がつくられるのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 まず空港に着きましたら、受付カウンターもございまして、商業施設もございまして、ここが空港側で、ターミナルに入りましたら搭乗待合室もございまして、そういう施設も整備されます。

○翁長政俊委員 これは国際線という意味で理解してよろしいですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 国内線と国際線を結ぶエリアになりますので、これから那覇空港ビルディング株式会社と調整するのですが、国際線も手狭になっていますので、両方が使えるようなものも考えております。

○翁長政俊委員 国際線がかなり手狭になっていて、100万人を超えるような観光客が来ると今のものでは狭隘です。だから連結をつくって、この中に新しく国際線のカウンターをつくっていく。そして、外国

から入ってくるお客さんに利便性がいいようにやっていくと私は理解しているのですが、そういう方向で整備を進めるのですか。

○謝花喜一郎企画部長 それも一因としてございます。やはり手狭な国際線ターミナルビルをいかに拡張するかということで、現在も国際線のターミナルビル自体は北側に延ばす作業を行っていますが、やはり南側の国内線ターミナルビルのほうにも延ばしていく。それから当然、中には商業施設等が入りますが、あわせて今はスポットが圧倒的に足りないということがございますので、スポットについても設置する。その際に、交通政策課長からございましたように、国際線、国内線、いずれも対応可能な施設にできないかということで那覇空港ビルディング株式会社と意見交換を重ねているところです。

○翁長政俊委員 提案ですが、ぜひ国際線の利便性がいいようにひとつやっていただくこと。もう一つは、国際線で利用者が雨の日にひさしがなくて大変だという指摘をよく受けるのです。これもあわせて一緒にやるという方向性はありますか。

○謝花喜一郎企画部長 当然、つながるわけですから、例えば国際線の旅行者が国内線に行くときには、建物の中を通ることができます。それはまだ時間がかかりますので、今、那覇空港ビルディング株式会社において立体駐車場をつくっております。その立体駐車場をつくる際に、国内線の2階から天井つきの連結通路を通して、大型バスや観光バスが乗り入れできるように一当然、この国内線の立体通路もつながりますので、そういった部分については、連絡通路も今年度事業化しておりますので……。

○翁長政俊委員 私が言っているのは、要するに国際線の車寄せのところにひさしがなくて、乗りおりに雨に打たれると聞いているのですが、実際はどうですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 確かに国際線につきましては、車が接車してビルに入るまでにひさがないという状況があると思います。これはなぜかというと、国内線は大体100メートルの幅がありまして、国際線は大体300メートルです。この中に200メートルの際内連結施設ができる予定ですが、現在の歩道の法線が全く変わる状況にあるということで、まずは国が歩道の整備などを行っていくことになりまので、それとあわせて濡れなくなるように改善されていくかと思えます。

○翁長政俊委員 やれるということで理解してよろしいですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 はい。

○翁長政俊委員 それから、一括交付金についてお聞きしたいのですが、平成26年度の実績ベースで一括交付金の不用額はどうなっていましたか。

○浦崎康隆市町村課副参事 市町村分の不用額ですが、現年、繰り越し合わせて22億3796万6000円となっております。

○翁長政俊委員 特にソフトの部分については、9月、10月、12月の補正の段階で事業の変更は可能だと思っています。ですから、皆さん方が混合玉石の中からいい玉をきちんとつくっておいて、この事業につけたが、どうもこの事業が今年度でうまくいきそうにないということであれば、これを切りかえて、熟度がかかなりでき上がっているものに乗せかえていくといった作業を県が市町村に指導する。当然、県もそうすべきです。そういった指導がもっと徹底して行き届いて、動かすことはできないものですか。

○謝花喜一郎企画部長 まさしく翁長委員のおっしゃるとおりで、市町村で例えば入札残などの不用が出る場合に、これをそのまま流すというのは大変もったいない話です。そういったことがないように、当該市町村において次の事業を企画立案していただくことが大事だと思っています。もう一つ、県が実際に行っているのは、市町村で早目に不用額調べなどを行って、どうしても当該市町村ができないという場合には吸い上げさせていただいて、これを必要とする市町村に配分し、当該市町村で新たに事業をふやすといった作業を行っているところでございます。

○翁長政俊委員 これを徹底してやってもらって、せっかく一括交付金という形で国から持ってきて、それが執行できずに不用が出る。さらには年度いっぱい執行できなくて、繰り越しをしていくことになる。私が承知している内閣府の皆さん方といろいろ話をすると、結局、県にそういう不用額や繰り越しが出てくると、概算要求をつくって予算要求する段階で、財務省と闘うときになかなか力を入れてそこを突けないと言うのです。これは県も当然そうですが、連中がもっと戦いやすいような環境をつくる。それは、ひいては沖縄県民のためにもなるし、さらには沖縄の産業振興や経済振興にも資することですから、目いっぱい使い切ってしまうぐらいの気迫がないと、これからあと6年も7年も一括交付金が出てくるのに、だらだらと同じことを何度も繰り返しているのでは話になりません。ですから、そこはきちんと決意したいなものを一今の状況からいってみても、次年度は県も30ぐらい出るのではないかと聞いているのです。ですから、このようなことが起きな

いように、もっときちんに行えませんか。

○謝花喜一郎企画部長 私も不用額、繰越額については大変な危機感を持って今年度から取り組んでいます。41市町村を交えた連絡会議の中でも再三再四申し上げているのは、不用額、繰越額の縮減に向けて県も本気でやりますと。そのためには、何度も申し上げますが、事業計画の前倒し、それから不用額調べを2カ月前倒しして6月、8月、10月、12月に行って、不用額の圧縮に努めますということを再三申し上げて、そういった市町村間の事業の流用も、今のところ大変うまくいっているところがございます。そういうことをしっかり行って、不用額、繰越額の圧縮に努めていきたいと思っております。

○山内末子委員長 以上で、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

まず初めに、要調査事項を提起する委員から改めて提起する趣旨について御説明をお願いいたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 この委員会での質疑を通しまして、要調査事項にお上げしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

辺野古沿岸埋立承認取り消しについて、承認取り消し後の知事の対応及び政治姿勢についてです。

私の発言の内容ですが、知事の埋立承認の取り消しについての知事の覚悟、さらには知事の裁量の範疇で物事が決まっていますので、この裁量の状況を知事からしっかりと聴取したいと思っております。

提案した理由は、取り消しの合法性に疑義があること、瑕疵の有無についても合理的な説明に欠けていること、前県政における承認時の答弁、特に説明員等を含めた百条委員会等での証言等々の合理性、意思決定に至るプロセスが不透明である。それを私は知事に問いたいと思っております。

また、知事は議会に対する説明責任を果たす必要があると思っておりますので、ぜひこれを決算特別委員会に上げていただいて、総括質疑に出していただけるよう御要望を申し上げます。

○山内末子委員長 要調査事項を提起する委員の趣旨説明は終わりました。

次に、要調査事項の必要性及び整理等について、

休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理について協議した。次に、反対意見及び特記事項の有無の確認を行った。)

○山内末子委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

次に、反対の意見がある場合には、その意見もあわせて報告することとなっておりますので、反対意見がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 要調査事項としての要請がありましたが、提案者の委員会における発言内容の資料が配られていますが、それを見ても、あるいは先ほどの説明を聞いた上でも平成26年度の決算審査の枠を随分超えた要望だと思っておりますので、提案された要調査事項についてはなじまないもの、必要ないものだと考えております。

○山内末子委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見なしと認めます。

次に、特記事項について御提案がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

なお、特記事項は議案に対する附帯決議のような事項を想定しております。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 企画部を含めて市町村振興策などがあるのですが、その中でも23億円近くの不用額が出るということは、前年から削減されてはいるにしても、やはり金額的には多額になっているということからすると、その不用額の解消ということを県はもっと徹底して策を練るべきだと、懸念を示しているということを特記してもらいたい。

事業執行においても、約1031億円という大きな前年からの繰り越しで、計画のおくれや用地買収などいろいろな要素があるのですが、その繰り越しの金額が多いということに議会も懸念を示すということをひとつお願いしたいと思えます。

○山内末子委員長 ただいまの提案について御意見はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 全く同じですが、不用額が他府県に比べて倍以上ある。繰越額についても他府県に比べると2倍以上の率がある。やはりこれは重々執行部側が襟を正して執行率を上げる努力をすべきだと

いう思いです。

○山内末子委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見なしと認めます。

ほかに提案はありませんか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 提案、意見なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後 3 時20分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子